



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ポストソ連期アゼルバイジャンの政治変容：旧ソ連地域における政治体制の事例研究
Author(s)	立花, 優
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第11060号
Issue Date	2013-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11060
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56977
Type	doctoral thesis
File Information	Yu_Tachibana.pdf



平成 25 年度
博士学位請求論文

題目：

ポストソ連期アゼルバイジャンの政治変容：
旧ソ連地域における政治体制の事例研究

歴史地域文化学専攻
スラブ社会文化論専修

立花 優

目次

序章 ポストソ連期アゼルバイジャンの政治研究	6
はじめに	6
先行研究	9
論文の構成	13
第一章 ポストソ連地域における支配政党の先駆: YAP の誕生と発展、継承	15
はじめに	15
第1節 YAP 誕生: 「過去・現在・未来の党」	18
第2節 ヘイダル・アリエフ政権成立後の YAP	21
1. YAP 創設と組織拡大	21
2. YAP の全体像と中央の組織	22
3. 地方党組織	24
4. 党財政と活動	25
第3節 アゼルバイジャンの政治体制における YAP の重要性	26
第4節 大統領継承をめぐる党内対立: 「過去」から「未来」へ	28
おわりに	33
資料	35
第二章 不活発な議会、活発な議員: 議会の成立・変容と議員の役割	37
はじめに: 権威主義体制下の議会に対する注目の意義	37
第1節 政争の舞台から翼賛議会へ: アゼルバイジャンにおける議会の成立と変容	39
1. 国民評議会 Milli Şura の創設	39
2. 憲法制定過程での主導権確保	42
3. 新しい国民議会: 対立回避と翼賛化の構図	45
第2節 議会選挙: 支配政党による議会統制の限界面	48
1. 2010 年議会選挙に向けた動き	48
2. 選挙結果とその後の動き	54
第3節 議員の役割	56
1. 国民議会議員の地盤形成	56
2. 有権者との接触から見える議員の活動	59
3. 議員と地方行政府の関係: 対立か協力か	60
おわりに	61
第三章 大統領としての権力:	64
はじめに	64
第1節 大統領令・命令の発令から見るアゼルバイジャンにおける大統領権力	64

1. 旧ソ連諸国における大統領	64
2. 分析の対象と時期	68
3. 発令数推移からの考察	70
4. 小括	74
第2節 アゼルバイジャンにおける政治エリート任用	75
1. エリートと人脈	75
2. 中央エリート:閣僚人事	76
3. 地方エリート:地方行政府長官人事	78
4. 小括	82
おわりに:データは何を示しているのか	83
資料	85
第四章 国内問題としてのナゴルノ・カラバフ紛争	88
はじめに	88
先行研究	88
第1節 ナゴルノ・カラバフ紛争の背景と展開	91
1. ナゴルノ・カラバフ自治州の成立と発展	91
2. 自治州の帰属変更要求と民族主義勢力の組織化	93
3. 全面戦争化とアゼルバイジャンの敗北	95
4. 和平交渉	98
第2節 難民・国内避難民の処遇問題	101
1. 避難民の発生と国による支援	101
2. 難民・国内避難民支援の新たな体制:国籍法の改定と「難民および強制移住者問題解決に関する国家プログラム」策定	103
3. 定住プロジェクトの進展:国家石油基金の創設と、石油収益による住宅建設	104
4. 難民・避難民と参政権の問題	106
5. 小括	107
第3節 未解決紛争のPR	108
1. 国際的なPR活動のための準官製組織	108
2. ホジャル虐殺20周年行事	109
おわりに	109
第五章 権威主義体制の政治経済	112
第1節 アゼルバイジャンにおける分配政治の二重構造	112
1. 経済構造と政治	112
2. アゼルバイジャンの政治経済構造:国家制度と経済規模における中央と地方の格差	117
3. 分配:レントと財政	119
4. 小括	122

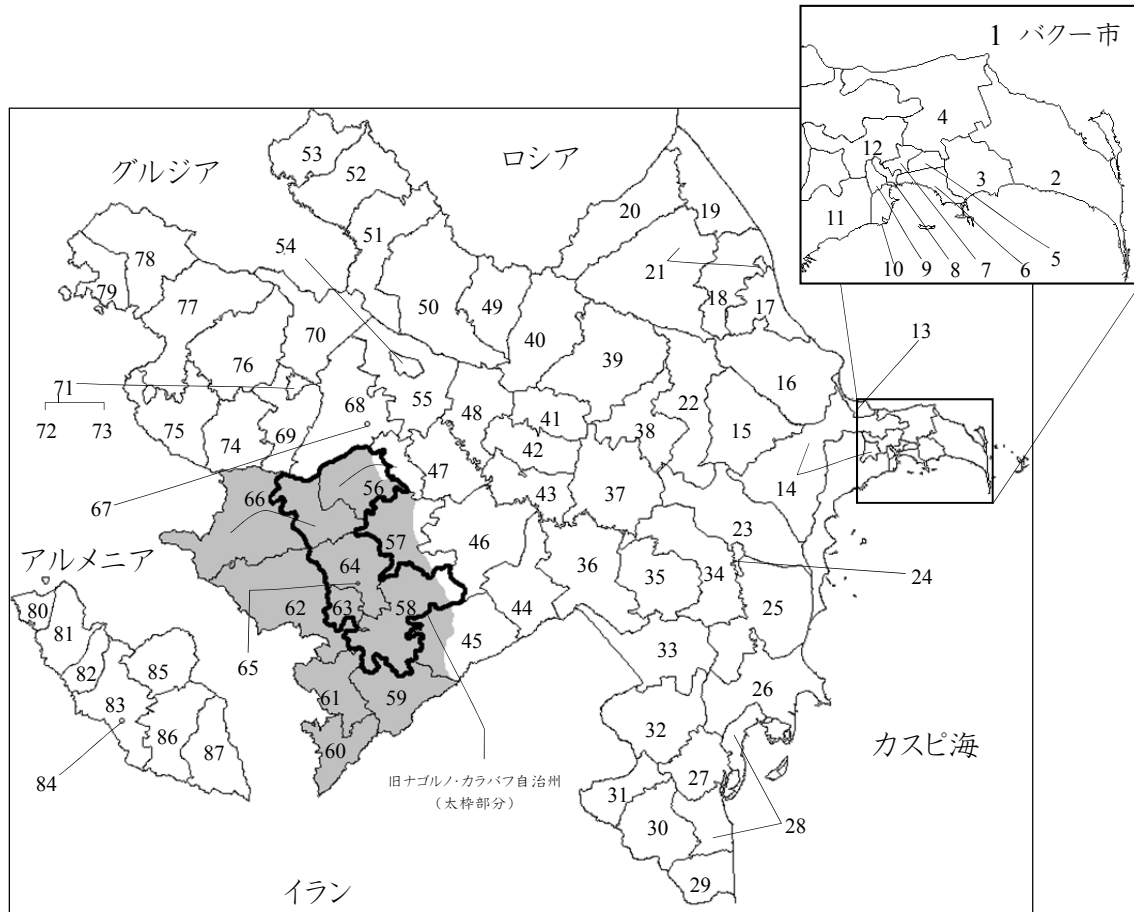
第2節 権威主義体制の政治経済	123
1. はじめに: 権威主義体制維持にとっての経済	123
2. 先行研究	123
3. アゼルバイジャンにおける金融・産業グループ	124
4. 小括	129
おわりに	130
終章	135
参考文献	138

図表目次

図 1 アゼルバイジャン共和国行政区分図	5
図 2 ポストソ連地域の政治体制	7
図 3 YAP 組織図	23
図 4 大統領令・命令の発令および議会での可決、閣僚会議決議の推移	71
図 5 大統領令・命令の内訳	72
図 6 議会の決議・成立法案内訳	74
図 7 ナゴルノ・カラバフ自治州の民族別人口構成	93
図 8 ソ連末期のナゴルノ・カラバフをめぐる相関図	95
図 9 ホジャル周辺図	95
図 10 被占領地域の拡大	96
図 11 チロル・モデル	100
図 12 国内避難民のテント	101
図 13 難民・国内避難民の住環境	103
図 14 テント村廃止と新たな住居建設	106
図 15 国際的 PR 活動	110
図 16 アゼルバイジャンの国内総生産(単位:100 万マナト)	116
図 17 アゼルバイジャンにおける石油収入の流れと国家予算	119
図 18 経済地域別自主財源比率	121
図 19 一人当たり地方行政支出(対平均値比)	121
図 20 GDP の推移	125
図 21 現閣僚の任命時期によるグループ分け	126
資料 1 難民・国内避難民の居住地	111

表 1 YAP の拡大.....	22
表 2 YAP 幹事会・政治評議会構成員役職内訳.....	24
表 3 YAP 地方党組織議長の職務内訳.....	25
表 4 YAP 第三回党大会における収支報告.....	26
表 5 憲法草案準備委員会.....	43
表 6 新憲法起草委員会.....	44
表 7 国民議会選挙結果.....	46
表 8 第 4 召集国民議会ポスト配分.....	46
表 9 選挙不成立・無効の要件.....	48
表 10 各政党・ブロックの登録候補者数.....	50
表 11 選挙結果.....	54
表 12 各派議員の当選回数.....	56
表 13 主な中央省庁の新任人事.....	77
表 14 閣僚人事発令数.....	77
表 15 ムタリボフ政権期の地方行政府長官の任命.....	80
表 16 ヘイダル・アリエフ政権で新任された地方長官.....	81
表 17 建設が決定された定住用住居.....	105
別表 1 「91 人」一覧.....	35
別表 2 公認政党一覧(2011 年末時点).....	36
別表 3 2005 年議会選挙と 2010 年議会選挙の候補者職業内訳.....	63
別表 4 大統領令と命令の年・月毎発令数.....	85
別表 5 閣僚任免一覧.....	86
別表 6 現職閣僚の略歴情報(2008 年末時点).....	87
別表 7 アゼルバイジャン共和国経済地区ごとの人口・経済データ.....	131
別表 8 アゼルバイジャンの国家予算構成と石油収入.....	132
別表 9 アゼルバイジャンにおける主な FIG.....	133
別表 10 2011 年時点での閣僚一覧.....	134

図 1 アゼルバイジャン共和国行政区分図



1 バクー市	13 スムガイト市	36 イミシュリ	59 ジャブライル	ナヒチェヴァン自治共和国
2 ハザル	14 アプシェロン	37 キュルダミル	60 ザンギラン	80 サダラク
3 スラハヌ	15 ゴブスタン	38 アグス	61 グバドル	81 シャルル
4 サブンチュ	16 フズィ	39 イスマイル	62 ラチン	82 キャンギアルリ
5 ニザミ	17 シヤザン	40 ガバラ	63 シュシヤ	83 バベク
6 ハタイ	18 シャブラン	41 ギョイチャイ	64 ホジャール	84 ナヒチェヴァン市
7 ナリマノフ	19 ハチマズ	42 ウジャール	65 ハンケンディ市	85 シャフブズ
8 ナシミ	20 グサル	43 ザルダブ	66 キャルバジャル	86 ジュルファ
9 ヤサマル	21 グバ	44 ベイラガン	67 ナフタラン市	87 オルドゥバド
10 サバイル	22 シヤマフ	45 フィズリ	68 ゴランボイ	
11 ガラダグ	23 ハジュガブル	46 アグジャバディ	69 ギョイギョル	
12 ビナガディ	24 シルヴァン市	47 バルダ	70 サムフ	
	25 サリヤン	48 アグダシュ	71 キャンジャ市	
	26 ネフトチャラ	49 オグズ	72 キャパズ	
	27 マサツル	50 シェキ	73 ニザミ	
	28 レンキヤラン	51 ガフ	74 ダシュキヤサン	
	29 アスタラ	52 ザガタラ	75 ギャダベイ	
	30 レリク	53 バラキャン	76 シヤムキル	
	31 ヤルディムリ	54 ミンギヤチェヴィル市	77 トヴズ	
	32 ジャリラバド	55 イェヴラフ	78 アグスタファ	
	33 ビラスヴァル	56 タルタル	79 ガザフ	
	34 サビラバド	57 アグダム		
	35 サアトル	58 ホジャヴェンド		

序章 ポストソ連期アゼルバイジャンの政治研究

はじめに

1991 年のソヴィエト連邦崩壊に伴う連邦構成共和国の独立と体制転換の過程は、世界的な「民主化」「民主主義への移行」という枠組みでとらえられた。しかし多くの国において非民主的な特徴が指摘され、この政治変動によって各国に誕生した体制の多くは民主的ではないとする見方が大勢となった。カスピ海西岸に位置し、面積が北海道にほぼ等しい小国アゼルバイジャンも、そのうちの一つである。ソ連邦末期に激化した民族紛争であるナゴルノ・カラバフ紛争の結果、100 万近くの避難民を出し、国土の 13%を分離派に占領されたままのこの国は、一時は国が瓦解する危機さえあったが、1969 年から 1982 年まで 13 年にわたりアゼルバイジャン共産党第一書記を務めた経験を持つヘイダル・アリエフが 11 年ぶりに国の最高指導者に返り咲いた 1993 年 6 月以降、徐々に安定を見せ始め、やがて、政権が権威主義的であるとの批判を受けながらもコーカサス地域で最も安定した国家となった。ヘイダル・アリエフは 10 年にわたって政権を維持し、その政権は 2003 年 10 月、共和国史上 5 度目となる大統領選挙において選出された彼の息子イルハム・アリエフに引き継がれた。選挙結果に対する一部野党の抗議デモが暴動へと発展したが、政権はこれを鎮圧し、旧ソ連諸国で初めて大統領職の「世襲」が実現されたのである。そしてイルハム・アリエフは本年、連続 3 回目となる大統領選挙に出馬する予定である。

一方、この「世襲」のほぼ 1 ヶ月後となる 2003 年 11 月、アゼルバイジャンの隣国で同じく旧ソ連構成国であったグルジアにおいて、選挙不正に対する市民の抗議行動を背景に権威主義的な現職大統領が辞職し、政権が交代した。その後、2005 年にかけて旧ソ連地域のウクライナ・クルグズスタンでも市民の抗議行動を背景とした政権交代が起こった。一連の政治変動は CIS(独立国家共同体)地域における新たな「民主化」の動き、「カラー革命」として一躍注目を集めた。しかし結局のところ、「民主化のドミノ」は他の CIS 諸国では起きず、「革命」そのものも、民主化の進展というよりは脆弱な権威主義の自壊とエリートの一体性回復であったと理解されるようになっていく。

図 2 はアメリカの NPO フリーダム・ハウス(Freedom House)が、東欧・旧ソ連諸国の民主化度を選挙プロセス、市民社会、メディアの独立性、国家レベルのガバナンス、地方レベルのガバナンス、司法の枠組と独立性、汚職の 7 つの指標で得点化し、図に示したものである。この図を見れば、旧ソ連地域はバルト諸国を除いて「民主主義」の評価を受けておらず、権威主義体制の地域が広がっていることが一目瞭然である。このように、ポストソ連地域におけるこの 20 年の政治過程は、新たな権威主義体制の確立と持続の 20 年であったとすることができる。

本論は、このポストソ連地域に現出した権威主義体制を、アゼルバイジャンを事例として考察するものである。本章では、これまでアゼルバイジャンの政治体制がどのように議論されてきたのかを概説した上で、本論文の分析視角を説明するが、まずは、我が国にとって決してなじみ深いとは言えない南コーカサスの小国であるアゼルバイジャンの概況と、本論で扱う時期の政治過程について述べる。

図 2 ポストソ連地域の政治体制



出所: Freedom House ウェブサイト[<http://www.freedomhouse.org/report-types/nations-transit>]

本論が対象とするアゼルバイジャンが位置するコーカサス地方は、東西をカスピ海・黒海に挟まれ、北限をアゾフ海、マヌイチ盆地、クマ川を結ぶ線、南はトルコ・イラン国境を南限とし、一般的に大コーカサス山脈分水嶺の北を北コーカサス、南を南コーカサスと呼ぶ(北川, 2006)。アゼルバイジャンはこの南コーカサスの一部であり、北はロシア、北西はグルジア、西はアルメニア、南はイランと接する。また、飛び地としてアルメニア、イラン、トルコに囲まれたナヒチェヴァン自治共和国を有する。国土の多くは山地で、北部山脈は 4000 メートル級であり、そこから流れるクラ川沿いにクラ・アラクス平野が広がる。カスピ海沿いの地域の北部は温暖湿潤気候、南部はステップ気候、内陸部は標高によりさまざまな気候があるなど、多様な気候帯が存在しており、非常に豊かな植生がみられる(廣瀬, 2006)。面積は約 8.7 万 Km²、人口は約 868 万人(2010 年)で、カスピ海に突き出たアプシェロン半島にある首都バクーは約 204 万人の人口を擁する。民族は主にテュルク系のアゼルバイジャン人(90.6%)だが、レズギ人、ロシア人、アルメニア人、アヴァール人、ターレシュ人など、さまざまな少数民族が暮らしている。宗教は主にイスラーム教だが、その多数がシーア派である。他にロシア正教会、ユダヤ教会、アルメニア教会が少数派として存在している。

近世に入り、この地域はイラン、トルコ(オスマン朝)の間で勢力争いが繰り広げられていたが、やがて北からロシア帝国が勢力を拡大し、19 世紀初めにはロシアの支配下に入った。1917 年のロシア革命を契機に、南コーカサスではグルジア、アルメニア、アゼルバイジャンが短期間ではあったがそれぞれ独立し(1918-1920)、その後赤軍の進出によって、各国がソヴィエト化する形でソヴィエト・ロシアに包含されていた。以後 70 年にわたってアゼルバイジャンを含む南コーカサス 3 国は、ソヴィエト連邦の構成共和国とし

て存在したのである。

本論は、このソヴィエト連邦が崩壊に向かう 1980 年代後半以降を対象とする。ソ連邦末期、アゼルバイジャンは経済状況の悪化、ナゴルノ・カラバフ自治州の帰属変更を求めるアルメニア人の活動と民族対立の激化など国内問題が山積し、その一方で、ソ連邦中央での政争の影響(ゴルバチョフ書記長の就任:1985 年・ペレストロイカ開始とヘイダル・アリエフ¹失脚:1987 年)を受けて共和国共産党指導部が更迭(1988 年)されるなど、共和国指導部が弱体化していた。

こうした状況の中で様々な結社が誕生し、民族主義勢力が台頭していった。1989 年には広範な在野勢力を結集することを目的に人民戦線(Azərbaycan Xalq Cəbhəsi)が結成され、共和国内で急速に支持を拡大していった。その圧力の下、共和国は経済主権宣言に至り、共和国共産党の主導権は失われた。アゼルバイジャンでの民族主義運動の急進化と共和国の遠心化に危機感を抱いた連邦中央は、1990 年 1 月に起きた民族衝突をきっかけに軍事的に介入し、民族主義勢力を弾圧した(黒い一月事件)。この時共和国共産党第一書記に就任したアヤズ・ムタリボフ²は連邦中央との関係を重視し、前指導部から距離を置いた。

この後アゼルバイジャンでは連邦の庇護の下、ムタリボフ率いる共産党政権が一時的に求心力を回復させたが、一方ヘイダル・アリエフは 1990 年 9 月の共和国・自治共和国人民代議員選挙の両方に地元ナヒチェヴァン自治共和国から出馬・当選し、政界復帰を果たした。1991 年 9 月 3 日に圧倒的な支持で自治共和国最高会議議長に就任したヘイダル・アリエフは、共和国中央との対立からナヒチェヴァンでの政治活動に力を入れ、近隣諸国との外交を独自に行うなどして地盤を強化した。

1990 年 9 月に選出された共和国最高会議は共産党系の議員が圧倒的多数を占めていたが、ナゴルノ・カラバフ問題の悪化や連邦中央でのクーデター未遂事件を期に人民戦線が再び勢力を拡大し、1991 年 11 月、ムタリボフ政権は人民戦線と妥協し、両派の最高会議議員から各 25 名ずつの 50 名で構成される常設の合議体を最高会議内に置くことで合意した。

ムタリボフ政権と人民戦線は熾烈な政治闘争を繰り広げていたが、1992 年 2 月に起こったホジャール事件³を受けて 3 月にムタリボフは辞任し、5 月のムタリボフ復帰騒動を経て人民戦線が政権を握った。6 月

¹ Heydər Əlirza oğlu Əliyev。1923 年、アゼルバイジャン共和国の飛び地であるナヒチェヴァン自治共和国出身。1969-1982 年アゼルバイジャン共和国共産党第一書記。1982-1987 年ソ連共産党政治局員・連邦閣僚会議副議長。1987 年に失脚、1990 年にアゼルバイジャン共和国最高会議議員・ナヒチェヴァン自治共和国最高会議議員に当選し、政界復帰。1991 年 9 月に自治共和国最高会議議長に就任、1993 年 6 月にアゼルバイジャン共和国国民会議議長(大統領代行)に就任。同年 10 月の大統領選で当選し、1998 年再選。2003 年 12 月死去。

² Ayaz Niyazi oğlu Mütəllibov。1938 年バクー生まれ。アゼルバイジャン石油化学大を卒業後、工場長などを経て 1977 年ナリマノフ地区党委員会第二書記、1979 年共和国地方工業相、1982 年共和国副首相兼国家計画委員会議長、1988 年共和国首相。1990 年 1 月、アゼルバイジャン共産党第一書記に就任。同年 5 月には共和国最高会議において大統領に選出(1991 年 9 月、国民投票により再選出)。1992 年 3 月、大統領辞任。同年 5 月の政治危機の結果、モスクワに逃亡。1999 年市民統一党議長に、2003 年社会民主党の共同議長に就任するなど、国外生活のまま野党勢力の一部を指導したが、2012 年政界引退を宣言。

³ 旧ナゴルノ・カラバフ自治州内のアゼルバイジャン側の拠点であったホジャールで、侵攻してきたアルメニア人武装勢力によってアゼルバイジャン人の非戦闘員が多数殺害された事件。その後のムタリボフ復帰騒動も含め、廣瀬(2005, pp. 238-246)を参照。

に実施された大統領選挙では人民戦線議長アブルファズ・エルチベイ⁴が当選し、人民戦線政権が本格的にスタートした。しかしながら、率いる人民戦線政権はカラバフ紛争での劣勢と壊滅的な経済状態、国際的な孤立などの内憂外患に有効な策を講じることができずに急速に支持を失い、翌 93 年 6 月、スレット・ヒュセイノフ⁵率いる軍部隊のクーデターによって崩壊した⁶。クーデター部隊がバクーに迫る中、ヘイダル・アリエフはエルチベイ大統領に招聘されて国民議会議長兼国家元首代行となり、ヘイダル・アリエフ政権がスタートした。10 月に国民投票によって正式に大統領に就任したものの、ヒュセイノフ派や人民戦線政権の一部を含んだ政権基盤は当初不安定であったが、二度のクーデター未遂を乗り越えた後、新憲法が成立した 1995 年 11 月以降政権は安定し、1998 年には大統領に再選された。この間、1994 年 5 月にはナゴルノ・カラバフ紛争の停戦協定が合意された。この結果、戦闘は停止されたが、分離派が事実上の独立国家を実現し、最終的な和平が合意されないままに現在に至っている。

2003 年になると、1993 年の選挙による大統領当選は 1995 年成立の現行憲法ではカウントされず、したがって三選禁止規定には反しないという憲法解釈を背景に、ヘイダル・アリエフは三選を狙って与党新アゼルバイジャン党(Yeni Azərbaycan Partiyası, YAP)から出馬したが、健康状態が悪化したために投票日直前に出馬を取り下げた。当時首相であった息子のイルハム・アリエフは、大統領選挙には無所属で立候補していたが、これを受けて急速 YAP の候補となり、当選を果たした。このように、選挙を経た形ではあったが、政権が「世襲」されることとなったのである。その後、イルハム・アリエフは 2008 年に大統領に再選され、現在に至るまで 2 代 20 年にわたる長期政権が続いている。本論では、2008 年のイルハム・アリエフ 2 期目開始直後(2008 年末)までを主たる考察の対象とする。

先行研究

こうしたポストソ連期アゼルバイジャンの政治は、これまでどのように研究されてきたのだろうか。アゼルバイジャンに関する研究は、ソヴィエト連邦末期に緊張が高まったナゴルノ・カラバフ紛争に注目が集まり、紛争を軸としてめまぐるしい動きを見せる政局を解説する性格のものが多かった。Kechichian, Karasik

⁴ Əbülfəz Qədirqulu oğlu Elçibəy. 1938 年、ナヒチェヴァン自治共和国オールドゥバド生まれ。1968 年からバクー国立大学教師。1975 年、「民族主義・反ソヴィエト宣伝」容疑で逮捕。1976 年末からアゼルバイジャン科学アカデミー研究員。1980 年代後半の体制動揺の中で大衆運動のリーダーとなり、1989 年アゼルバイジャン人民戦線を結成、その議長となる。1992 年 6 月、大統領選挙に勝利して大統領となったが、1993 年 6 月、クーデターにより首都バクーからナヒチェヴァンに逃亡。同年 8 月の国民投票により大統領職を失った。1997 年バクーに戻り、野党勢力の指導者として活動。2000 年 8 月死去。

⁵ Surət Davud oğlu Hüseynov. 1959 年生まれ。1989 年イェヴラフ毛織物工場所長、1990 年アゼルバイジャン共和国最高会議議員を経て、1992 年 7 月、アゼルバイジャン共和国副首相兼カラバフ問題担当大統領臨時全権代表、国軍部隊司令官に就任。1993 年 2 月、カラバフ情勢悪化の責を問われて上記の職を解かれ、アゼル毛織物工業公社(Azəryünsənaye)社長に左遷されるも、自身の影響下にある軍部隊とともに政府に抗命し、1993 年 6 月、クーデターを決行。クーデター後に成立したヘイダル・アリエフ政権で 1993 年 6 月、首相に就任、同 7 月には国民議会議員に選出。しかし、1994 年 10 月に起きたクーデター未遂事件への対応に問題があったとして同月に首相職を解任・国民議會を追放され、事件の首謀者の嫌疑がかけられた。1997 年、逃亡中のロシアからアゼルバイジャンに身柄が引き渡されて終身刑の宣告を受け、服役。2004 年、恩赦。

⁶ この間の事態の推移を民族紛争との関係から詳細に記述しているものとして Goltz(1998)、Swietchowski(1995)、Altstadt(1997)を参照。

(1995)は、アゼルバイジャンには数多くのエスニック・サブエスニックな集団が存在し、それらがさまざまなレベルの自治を求めており、また、家族的・クラン的・地域的結びつきがソ連期においても政治に大きな影響を持ってきたと述べた。その上で、1995 年頃までのアゼルバイジャンの政局を「クラン」をベースとした権力争いであると論じ、ナヒチェヴァンを地盤とするクランを背景にしたヘイダル・アリエフが、バクーを地盤としたアヤズ・ムタリボフ、ギャンジャを中心とするクランとの権力闘争に勝利したものの、彼の露骨な縁故主義は他のクランにとって受け入れられるものではなく、対立が再燃する可能性は否定できないと主張した。Aves(1996)は、1996 年頃までの南コーカサス三国の政治状況を比較考察し、大衆運動が支配的な第一段階から今や政権強化という第二段階に入っており、この段階では資源や強制力の支配をめぐる闘争が起きると述べた。アゼルバイジャンについて Aves は、領域内における強制手段の独占に失敗した人民戦線(後述)の後を受けて政権の座に就いたヘイダル・アリエフが、民兵組織に大きな影響力を持つスレット・ヒュセイノフ首相派の排除と石油資源開発交渉の独占に成功したことで体制が強化されたと分析した。また、ナヒチェヴァン出身の子分(クライアント)を要職につけることで、地方やバクーのエリートの反発を招いているが、ナヒチェヴァングループが社会的に孤立することでさらに大統領に依存することとなり、「宮廷政治」に近づくと指摘した。Aves は、南コーカサスにおける体制強化は領域内における強制手段の独占確立だけでなく、経済資源(天然資源や私有化計画実行)独占の傾向によっても生じたのであり、このことによって強力な動機(政治権力の喪失は資産と収入源の喪失を招くという恐れ)と権力維持のため民主化過程を巧みに利用するという強力な手段(パトロネジ)を現職政治指導部は得ると結論付けた。

アゼルバイジャンの国家建設プロセスに着目した Kamrava(2001)は、ヘイダル・アリエフが自身を政治システムに不可欠な存在と位置づけることに成功し、「大統領君主制」と呼ぶべき政治システムの中でアゼルバイジャンは政治的安定を実現したと主張した。

日本における先行研究としては、ナゴルノ・カラバフ紛争をはじめとするコーカサス地域の紛争と地域安全保障について論じた廣瀬(2005)を挙げることができる。廣瀬は、独立以後のアゼルバイジャンの政治体制について、時には民主化が進展した時期もあったが、結局は情勢に応じた若干の変化は見られるものの権威主義が堅持されている、とし、この背景として、クランを主軸とした前近代的社会構造の性格が根強く残存していること、政治のツールとして紛争やカスピ海の石油が利用されていることに留意すべきである、と述べる(廣瀬, 2005, pp. 268-278)。そのうえで、ヘイダル・アリエフ時代の政治体制を、アゼルバイジャンに大きなダメージを与えたナゴルノ・カラバフ紛争を利用し、対アルメニア人感情の高揚と、「前政権の混乱」に対する「現政権の安定」イメージを国民に植え付ける「戦時権威主義」とであると結論した。

このように、アゼルバイジャン政治を対象とする先行研究は、ヘイダル・アリエフ政権の個人支配的性格、大統領への政治的・経済的資源の集中を背景としたパトロネジ・ネットワーク、構造的汚職、支配的クランの存在とその間での権力闘争に着目している点で共通している⁷。これらはその時々々の政治情勢において、こういった要素が観察者の注目を得ていたのかを知る上では有益である。一方で、先行研究が

⁷ その他、アゼルバイジャンを新家産制としてとらえた Lash(2002)、ヘイダル・アリエフの個人支配的統治と社会に蔓延する人的ネットワーク、構造的汚職の存在を指摘した Rasizade(2003)などがある。

こうした「インフォーマル」な特徴の重要性を殊更に主張するにとどまった結果、大きく 2 つの問題点が浮かび上がってくる。1 つは、「インフォーマル」な部分の重要性を強調しすぎたことで、これらが「ブラックボックス」となり、その構造的分析がこれまで十分に実証的に行われてきたとは言い難いことである⁸。また、政治の権威主義化を支える社会構造の「前近代性」を理由とした説明によって、アゼルバイジャンの特殊性が強調され、旧ソ連から継続する部分がかすんでしまう。

もう 1 つは、アゼルバイジャン政治研究において「フォーマル」な制度への注目が概して低かったため、比較政治の観点から適切な位置づけが難しいということである。確かに、ヘイダル・アリエフ前大統領のパーソナリティに依存した統治が行われてきたことは事実である。しかし「インフォーマル」な特徴を重視するあまり、政治体制の議論において重要な、政治制度や政治組織についての基礎的な研究が不足する結果となった。アゼルバイジャンの政治空間がフォーマルな部分とインフォーマルな部分から成るとするならば、また、政治体制が「政治権力が社会内で広範な服従を確保し、安定した支配を持続するとき、それを形づくる制度や政治組織の総体」(山口, 1989, pp. 5-7)であるならば、制度や政治組織といったフォーマルな部分への視点も必要である。

こうした「一国政治研究」の潮流とは別に、ポストソ連地域は比較政治学の立場からも研究されてきた。先に述べたように、ソヴィエト連邦崩壊と共和国の独立は当初世界的な民主化の一環としてとらえられ、その政治変動は民主主義への「移行」と「定着」のプロセスとして考えられた。しかし実際には非民主的な要素を抱えている体制が数多く存在することが指摘され、現存する体制をどのようにとらえればよいのか、という問題が生じた。そこで、それ以前にあった権威主義的な体制からの一定の改善があったことを認めつつも、それが実質的には民主的でない部分を含んでいることに注目して、権威主義を一端とし、定着した民主主義を別の一端とする巨大なグレー・ゾーンの存在を指摘する議論(Carothers, 2002)や、民主的特徴と権威主義的特徴を併せ持つ「ハイブリッド」体制としてとらえようとする議論(Diamond, 2002)が登場した。

またこれに伴って、「グレーゾーン」に含まれる政治体制の類型化をめぐる議論も新たな展開を見せた。それは、権威主義に近いものから民主主義に近いものまで、幅のある連続したハイブリッドな体制を分類するという試みであり、論者の分析枠組に従って様々な形容詞を伴った「形容詞付き民主主義」「形容詞付き権威主義」の論考も多数発表されるようになった。Ottaway(2003)は、自由民主主義の修辭的な受容、公的民主的制度の(部分的)存在、限定はあるが市民的政治的自由の尊重という部分と、本質的に非自由主義的で権威主義的な特徴を示す体制が 1990 年代に数多く登場したととらえた。オットウェイはこれを「準権威主義(Semi-Authoritarianism)」という用語を用いて分析し、そうした体制の持つ曖昧さは意図的に形成されたものであり、「移行の過渡的な状態」や「不完全な何か」ではなく、それ自体一つの政治的な帰結として概念化しようとするものであった。

Ottaway はその議論の中で準権威主義の下位類型である「“崩れ”準権威主義(Semi-Authoritarianism of Decay、権威主義に向かいつつある体制)」の事例としてアゼルバイジャンを

⁸ その最たる例として、クランやパトロン・クライアント関係に関する言及が挙げられよう。ナヒチェヴァン・クランの存在が支配的であるといわれるが、この軸だけではこれまでの政権内部の対立は説明できないとする指摘もある(Fuller, 2005)。また、パトロン・クライアント関係についても、ソ連時代のアゼルバイジャンを事例の一つとして取り上げた Willerton(1992)以降、この問題を中心に取扱った研究は管見の限り存在しない。

取り上げ、説明を試みている(Ottaway, 2003, pp. 51-70)⁹。この点で、Ottaway の研究はアゼルバイジャン政治研究と比較政治学との接点として重要な意味を持っている。

オッタウェイによると、準権威主義体制は、1) 権力交代の制限(選挙はフィクションであり、現職に挑戦する方法が存在しない)、2) 不十分な制度化(権力発生・配置の方法が制度上と実際とで一致しておらず、際限ない操作によって制度が損なわれる)、3) 改革の関連性のなさ(政治改革と経済改革は体制によって統制され、見かけ上のものになる)、4) 市民社会の制約(登録法などによって規制される一方、市民社会組織は社会的多元性を志向し、政治的多元性につながらない)、という特徴を持つ。アゼルバイジャンは、野党の存在、集会の開催、新聞発行、NGO の設立といった点で比較的オープンな性格を持つ一方、1) ヘイダル・アリエフの政治的なそののなさと組織統率の経験、民主制度の骨抜き化、野党勢力の分裂と組織された市民団体の不足もあって権力をめぐる競争の制限に成功している、2) 現体制は制度化されておらず、ヘイダル・アリエフは自身の権力を確立したのであって、彼を支え、それ自体再生産能力を持つような政治マシンを確立する必要はなかった、3) 石油資源を国家が統制することで国家経済のコントロールを維持し、政治エリートが私有化プロセスを濫用した、と結論付けることができ、このことから、権威主義というよりも準権威主義として分類される。そして、制度化が不十分であるために権力継承において重大な問題を抱えていると指摘した。

Ottaway は、準権威主義体制において継承の問題が存在するということは、権力が個人にとどまり、制度化されていないことを示すと述べる。支配的役割を持つ政党を有する場合も、紙の上では準権威主義体制は大きな制度的力を手にしているが、政党は組織的に脆弱で指導者に依存しているために、政党が秩序ある継承と権力持続を確実にするのではない、と主張する。準権威主義体制は、それ以前の体制からの相当程度の改善や、問題の多い地域において歓迎されるような安定を示すが、この安定は表面的なものであるとも述べており、権力継承を世襲という形で果たしたアゼルバイジャンの政治的安定を考察するうえで重要な指摘である。

類似したアプローチとして、Levitsky, Way(2010)の提唱する「競争的権威主義(Competitive Authoritarianism)」の議論がある。レヴィツキーらは、「ハイブリッド」な体制のうち、現職の国家濫用が A) 自由選挙、市民権の広範な保護、満足いく公平性、のいずれかを侵害しているが、B) 野党勢力が執行権力と真剣に競争するにあたって民主制度(選挙)を有意な手段とみなし、利用する体制を競争的権威主義体制として定義し、その結果の分岐までを説明した。「選挙権威主義」や「準権威主義」といった類似の概念については、複数政党選挙を伴う非民主制に言及している点で「競争的権威主義」と近いが、これらは競争的なものもヘゲモニー的なものも含めて、複数政党選挙を伴うすべての権威主義を扱う点で異なるとする。

何が結果を左右するのかについては、1) 西側とのリンケージ(経済・政治・外交・社会・組織的結びつきの密度、資本・モノ・サービス・人・情報の越境的な流れ)、2) 現職の組織力: 国家と与党の範囲と凝集性、3) 西側のレベレッジ(西側の民主化圧力に対する国家の弱さ)、の三段階の議論が可能であり、「西側とのリンケージが幅広いところでは、競争的権威主義体制はポスト冷戦期に民主化したが、

⁹ただし、Ottaway は自らが提唱する準権威主義と、これまで議論されてきた Linz の定義する権威主義(リンズ, 1995, p. 141)との違いを明確に示しているわけではない。

リンケージが弱いところでは、体制の帰結は現職の組織力という国内要因で動く。組織力が強いところでは、現職はエリート紛争を調停することができ、深刻な野党の挑戦も退けることができるが、組織力が弱いところでは体制は安定せず、西側のレベルが決定的要因となる。戦略的経済的に重要性を持つ国は外圧を抑制するし、対抗的な覇権勢力から支援を受ける国では、外圧のインパクトは鈍化する。レベルが強い場合は政権崩壊の可能性が高まるが、民主化しても脆弱であり、多くは新たな権威主義的政府の登場となって、不安定な競争の権威主義に帰結する」と説明した。

こうした政治体制の類型化論は、しかしながら各々の政治体制がどの類型にあてはまるのかの論考や、考察対象の事例に合った新たな類型の提示が続き、議論のまとまりを欠く結果を生んだことも事実である。政治体制の類型化論とは別に、Geddes(1999)や Gandhi, Przeworski(2008)など、非民主的な体制の持続要因を探ろうとする研究も見られるようになっていく。こうした研究に特徴的なのは、政党(Geddes、第1章で後述)や議会(Gandhi, Przeworski、第2章で後述)など、公的制度が体制維持に与える影響に注目している点である。また、類型化論の流行と混乱からいったん離れ、現存する体制の「統治の程度」を問う議論も登場した。こうした議論で注目されるのも、主に体制の公的制度とその行使についてである(大串, 2011)。このように、比較政治学の分野では制度面への注目が総じて高いことが指摘できる。

以上がアゼルバイジャンとそれを含むポストソ連地域の政治研究の流れとその問題点である。これを踏まえ、本論は旧ソ連地域において現出した政治体制の事例研究として、ポストソ連期アゼルバイジャンの政治を取り上げ、さまざまな「制度」に着目しながらその変容を論じる。本論は基本的に一国政治研究の地平に立つが、比較政治学の研究成果を取り入れつつ、法令や現地報道、議会議事録といった公開情報を丹念に読み解き、分析することで体制の構造を浮き彫りにしようとする試みである。このことにより、アゼルバイジャン政治研究で不足していた政治制度・政治体制研究の側面を埋めると同時に、ポストソ連地域における権威主義体制の比較研究への架橋を目指す。次に、本論の構成について説明する。

論文の構成

本論では「政党」「議会」「大統領」「紛争」「政治と経済」の5つの論点を設定し、アゼルバイジャンという事例を分析する。

まず第一章では、現政権の与党であるYAPの成立と発展を振り返る。1992年に「野党」の立場で創設されたYAPは、1993年にエイダル・アリエフが政権に返り咲いた後、急速に党勢を拡大した。この成立と発展の歴史そのものが、YAPに特別な意味を持たせたことを説明する。また、世襲に向けたイルハム・アリエフの政界登場がYAP、特に青年層を基盤として準備され、その過程で世代間の対立を生み出したことを述べる。この章では、先行研究で触れられることがなかったYAPの組織構造や人員配置の特徴についても論じる。

第二章では、権威主義体制下における議会の役割について論じる。本章ではまず独立後のアゼルバイジャンにおいて議会が辿った道のりに焦点を当てる。独立前後の議会は二重構造を持ち、激しい政争の舞台となった。権力を掌握したエイダル・アリエフは、議会の人員を徐々に入れ替えることで体制の安定化を図り、1995年の新憲法制定後、議会は翼賛機関と化した。しかし憲法上議会が持つ権能に

は無視できないものがあり、議会構成も重要な意味を持っている。また、議会は政策決定において中心的な機関ではないが、政治エリートにとって議員の地位はそれなりに意味を持っており、有権者とのつながりも存在する。本章では、権威主義体制下で議会が持つ意味を、議会選挙と議員の議会外での活動からも検討する。

第三章では、アゼルバイジャンの政治体制の中心である大統領の権力を分析する。分析は大統領の発令する行政命令を対象とし、それを計量的に分析することで、大統領がいかに権力を行使してきたのか、行使しているのかを検討する。アゼルバイジャンの政治体制はヘイダル・アリエフの個人支配的な面が強かったとされるが、その権力の行使は多かれ少なかれ「大統領」という職位に基づいていた。そしてそれはイルハム・アリエフへの大統領職継承によって変化を見せている。この変化を、独立直後からの大統領による行政命令の発令状況を辿ることで明らかにする。また、中央集権的な政治体制を維持するうえで重要な基礎の一つとなっているのが、大統領の持つ広範な人事権である。本章では、中央・地方のエリートを統制するためにどのような人事が行われてきたのかを、任免のデータを基に分析する。

第四章では、アゼルバイジャンが抱える民族問題にして領土問題でもあるナゴルノ・カラバフ紛争について、これを国内問題としての側面から考察する。ポスト冷戦期の地域紛争・民族紛争の事例としてこの紛争は早くから注目され、地域安全保障・平和構築の観点からも数多くの研究が積み重ねられてきた。しかし、和平合意の可能性が見えない中で、領土の一部を占領され、人口の 1 割におよぶ避難民を抱えたアゼルバイジャンにとって、この問題は深刻な国内問題としての側面を持っている。本章ではナゴルノ・カラバフ紛争と和平交渉の推移をまとめ、近年アゼルバイジャン側が注目する和平モデルに触れた上で、避難民問題とその対処について述べる。さらに、近年政権が力を入れている紛争の国際的 PR 活動と、それが国内にもたらす影響についても触れる。

第五章では、経済の復興・急成長と体制の安定性との関係について論じる。この章で注目するのは、湾岸産油国の政治経済分析で用いられてきた「レンティア国家論」と、近年頃に見られる大規模なビジネスグループである。ソ連邦崩壊は経済の崩壊でもあった。アゼルバイジャンは豊富なエネルギー資源の存在が注目されながらも 1990 年代は経済が低迷したままであった。2000 年代に入って石油収入が順調に伸び始め、その収益を管理するために国家石油基金が創設された。一方で国の経済は石油関連産業以外の復興が立ち遅れ、石油収入に大きく依存する状態となった。第 5 章ではまず首都バクーへの富の過度の集中と、国家予算・大規模公共工事を通じた地方への分配の構図を制度面から指摘する。

また、石油を呼び水にした外国投資の増大もあり、建設・金融を中心にサービス産業の成長も近年著しい。エリートたちに対するパイの分配が行われているのは主にこの分野であり、政治エリートを核とした複数の大規模金融・産業グループの形成が見られる。そしてこうしたグループ間の競争が、新たなエリート間競争の軸となっている。

本論で貫かれる問題関心は、「なにが民主化を阻むのか」ではなく、「権威主義体制を安定させるものは何か」という意識である。そして、本論の 5 つの論点から明らかとなってくるのは、アゼルバイジャンにおける権威主義体制の制度化である。

第一章 ポストソ連地域における支配政党の先駆:YAP の誕生と発展、継承

本章では、現政権の与党である YAP(新アゼルバイジャン党)の成立と発展について論じる。YAP は 1993 年以降のアゼルバイジャン政局の解説においてほとんど言及されてこなかった。しかし、YAP の出発点は 1992 年に飛び地であるナヒチェヴァン自治共和国において「野党」の立場で創設されたことにあり、ヘイダル・アリエフを中心とする人的ネットワークを軸に党組織の基盤が形成されたことが重要である。この成立と発展の歴史そのものが、YAP に特別な意味を持たせた。またこの章では、YAP の組織構造や人員配置についても説明し、党組織が行政府と密接に結び付き、かつ大統領府が党・地方行政府をコントロールする構造を持っていることを論じる。こうした「大統領との特別な紐帯」や「党が体制において持つ特別な意味」が、イルハム・アリエフの政界登場と権力継承の過程で大きく動揺し、党の性格が世代交代前後で大きく変化した可能性について考察する。

はじめに

これまでのポストソ連期アゼルバイジャンの政治分析では、政党を分析の中心に置いたものはない。論考の一部で政党に触れている先行研究においても、政党への言及は驚くほど少なく、断片的である。1996 年の時点で南コーカサス 3 国の政治プロセスを比較し、民族主義が重要であったポストソ連期の第 1 局面は終わり、体制強化を特徴とする第 2 局面に移っていると主張した Aves(1996)も、YAP については「1992 年にヘイダル・アリエフは自身の政党 YAP を創設したが、これは本質的に自身の体制が真に拠って立つパトロネジネットワークのための仮面である(Aves, 1996, p. 22)」と述べるのみである。中央アジアとアゼルバイジャンの政治組織について、各組織が発表した資料・機関紙などに基づいて情報を整理した Babak, Vaisman, Wasserman(2004)は、ポストソ連期アゼルバイジャンには(1) 特定の個人を中心に形成されるか、外国を志向し、イデオロギー的な差異がほとんどない、(2) 明確なイデオロギー的基盤を持つ、(3) 限定的なアジェンダを持ち、社会の特定の利益集団を代表する党派的政党、の 3 タイプの政党が出現したが、YAP はこのうち 1 つ目のタイプであると述べる(Babak, Vaisman, Wasserman, 2004, p. 27)。ヘイダル・アリエフは新しい時代における政党の必要性を認めていたが、彼自身は党機構外から相当の支持と力を得ており、YAP は明確なイデオロギーを持たず、その存在理由はヘイダル・アリエフの政治的キャリアを推進・宣伝することであって、党の権力基盤はナヒチェヴァン住民と旧共産党幹部である、とする(Babak, Vaisman, Wasserman, 2004, pp. 87-88)。しかし具体的に検討されているのは党の綱領的文書の一部だけである。2005 年国民議会選挙について分析した Valiyev(2006)は、YAP について「1992 年にヘイダル・アリエフの政治的キャリアを指示するために結成され、議会において圧倒的多数であり、国の中央・地方に配置される官僚を提供する。党指導部には多数の大統領親族が含まれており、公務員、教師、医師をはじめとして 30 万以上の黨員を持つ(Valiyev, 2006, p. 20)」と述べて

いるが、これも主要政党の概説の一部である。ヘイダル・アリエフは党の建設と同盟者・支援者の官僚機構への配置に注意を向けたが、この点で YAP は重要であった、人民戦線が政治不安と領土喪失で退潮する中、著名人や人民戦線に失望した人々を取り込み、1993 年の大統領就任後は YAP 党員資格の有無が行政職への任用・昇進にとって重要となったと述べた Kamrava(2001)も同様の傾向にあると言える。

こうした研究に共通して言えるのは、記述の主内容が政局の説明であり、政党は政局の動向に決定的な重要性を持っていないという見方である。しかし序章でも述べたように、政治体制を分析の対象とするとき、為政者の政治的マヌーバーだけでなく体制を支えるメカニズムや制度への注目が不可欠となる。ではなぜ、ポストソ連期のアゼルバイジャン政治研究に際して、政党に着目する必要があるのか。そこには大きく 2 つの理由が存在する。

第 1 に、アゼルバイジャンが 70 年にわたってその一部を構成していたソヴィエト連邦では、国家と政党の特殊な関係が存在していたことである。ソヴィエト連邦は基本的に共産党の一党支配体制であり、共産党が国家をコントロールする、「党＝国家体制(塩川, 1993)」であった。塩川は先行する研究で使われていた「党＝国家体制」を、「単一支配政党が重要諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなりの程度オーバーラップしている—そのことは同時に、党自体が権力機関的要素をもつものに変質するという面を内包する—という関係」が確立している状態と改めて定義した(塩川, 1993, p. 36)。塩川によれば、一党制と複数政党制の違いは「量的な違いよりもむしろ質的な違い」であり、特にソ連のシステムは「国家との全面的な癒着、とくに治安機関・軍の強固な掌握、マスメディアや社会団体に対する独占的な統制、そしてそれらの要をなす独自の人事管理制度としてのノメンクラトゥーラ制度といった独自の特徴を持っていた(塩川, 1994, pp. 192-193)」。そしてこの「党＝国家体制」と一党制は、一党制が政党の数に、党＝国家体制が党・国家の作動様式に注目した概念である点で異なると指摘している(塩川, 1993, pp. 52-53)。

ソ連邦を構成していたロシアを除く各共和国には、連邦共産党の下部組織である共和国共産党が置かれ、町・村・企業レベルの初級党組織に至る階層構造の一部を構成していた。農業集団化や五カ年計画といった急激な社会経済改革は、各級党組織による管理システムの強化と各レベルでのソヴィエトや執行機関の党への依存・活動の受動性をもたらした(地田, 2004, pp. 36-40)。このように、共和国レベルにおいても共産党による国家管理システムが貫徹していたのである。

ソヴィエト連邦はその末期に共産党の指導性を放棄して複数政党制となり、各連邦構成共和国も独立へ向かう中で複数政党制へと移行していったが、多くの国で複数の政党は誕生したものの西欧的な意味での政党政治は機能しなかった。共産党解体に伴い、かつて共産党が有していたコントロール機能は多くの国で大統領府に継承され、強権を有する大統領を頂点とした行政府中心の体制が支配的となった。そして、共産党解体の後に残った空間で競争的選挙を戦うため、行政府が疑似政党的な役割を果たす事例も観察されたのである(松里, 1995)。このように、ポストソ連地域における政党制の実態は本来きわめて魅力的な研究テーマなのである。

第 2 に、比較政治学の議論における、政党の見直しが進んでいることがある。支配政党が 1) 政治

参加の制度化、2) 反対派の抑制とエリート分裂の回避、3) 後継問題におけるエリート分裂の回避、に役立つことを計量分析で示した Geddes(1999)に代表される研究潮流のほか、Levitsky, Way(2010)は、競争的権威主義の議論の中で、政党について、パトロネジ(資源的紐帯)を基盤とする政党は危機の際に脆弱な傾向があるが、革命や独立戦争を戦った非資源的紐帯を持つ政党は強いと指摘している。ポストソ連地域で特に政党に注目が集まった背景として、近年 CIS の一部(ロシア、カザフスタン、タジキスタン)で政権中枢の主導で政権与党が巨大化する傾向が指摘されたことがあるだろう。特に、ロシアにおける統一ロシアの形成は研究者の注目を集めた¹⁰。

一方で、国家政党を持つ権威主義体制は冷戦期から存在しており、それへの注目も以前から存在していた。藤原帰一が提唱した「政府党体制」(藤原, 1994)と、岸川毅が提示した「政党型権威主義体制」(岸川, 1996)は、メキシコや東南アジアを中心に、冷戦期から存在した非軍政の権威主義体制を、政党と国家との関係に注目して分析したものである。東南アジア諸国の体制を考察の対象とした藤原は、その特徴として政府と政党の結合を挙げる。「政府党」とは、「組織・人員・財政支出において行政機構のリソースを排他的に利用し、行政機構との区別がつかなくなった政党」(藤原, 1994, p. 232)である。藤原は塩川(1993)の議論を参照しつつ、政府党は党=国家体制のように党が国家を指導するのではなく、「政府の党」として政府がその形成主体となる点を重視する。この事例としてシンガポール(人民行動党=PAP)、マレーシア(統一マレー人国民組織=UMNO)、インドネシア(ゴルカル)を取り上げ、また失敗事例としてフィリピン(新社会運動=KBL)が挙げられる。他方、野党は周縁化し、藤原はこれを「在野党」と呼ぶ。このように、政府党が存在する結果、制度上は政党間の競合が保障されているものの実際は「政党間の競合から政治権力の掌握が事実上脱落した体制」を、藤原は「政府党体制」として提示する。

岸川の議論は東南アジア(シンガポール、インドネシア)に加えてメキシコ(制度的革命党=PRI)を主たる対象とし、それらを、ヘゲモニー政党制をとる権威主義体制の事例としてとらえている。そこで媒介となるのは「国家(あるいは支配政治エリート集団)の道具としての従属的な組織である『国家政党』」(岸川, 1996, p. 254)」であり、特に選挙の支配を通じて体制が維持されると指摘する。

岸川が「政党型権威主義体制はなぜ民主化しない(しにくい)のか」という視点を軸に、選挙のあり方を中心的な論点として権威主義から民主主義への「移行」を強く念頭に置いているのに対し、藤原は「政府党体制」が全体主義、権威主義、民主主義の3つを横断しながら独自の性格を持つとし、その安定性・継続性そのものに注目している点で違いがある。また、両者に共通する問題点として、何をもって「国家政党」「政府党」とするのか明示できていないという点が存在する¹¹。しかしながら両者の議論は、政府と政党が密接に結び付き、その体制が本質的に非民主的であり、かつ高い安定性を示しているこ

¹⁰ 日本においても、本章でも参考とする政府党体制(藤原, 1994)の概念を用いて分析したものとして大串(2007)、地方における権力党・行政府党の乱立から、その全国的統合による統一ロシアの形成という流れを詳述した油本(2008)、統一ロシアという支配政党の形成を「統治の程度の回復」という文脈から論じた大串(2011)がある。

¹¹ そもそも岸川は「国家政党」の定義を明示しておらず、一方の藤原も、「政府党」に一応の定義を与えているものの、鍵となる行政機構との「一体化」を具体的な指標で表すことは難しいと述べている(藤原, 1994, p. 233)。

とに着目している点、党から国家への影響力行使ではなく、「国家の政党」「政府の党としての与党」という特徴を重視する点で共通している。

上で述べた比較政治学上の論点を意識しつつ、藤原の「政府党体制」や岸川の「政党型権威主義体制」に似た分析視角でポストソ連地域のいくつかの覇権政党を検討したものに、Bader(2011)がある。Baderによれば、権威主義体制は遅かれ早かれ、いかにして長期にわたって権力掌握を確実にするかを考えなければならない。個人支配的な統治や軍事統治は政党による統治より長続きにくく、非正統的と見られやすいために、多くの権威主義体制が政党に頼る。権威主義体制下の覇権政党の目的は、(1) 政治的競争の排除、(2) エリート層の外からの新たな人材のリクルート、(3) 体制と一般大衆との関与の刺激、である(Bader, 2011, pp. 190-191)。そのうえで、ポストソ連地域の覇権政党としてロシアの統一ロシア、アゼルバイジャンの YAP、カザフスタンのヌル・オタン党を挙げ、これらが現存の体制にどのような意味を持っているのかを検討している。その結果、三党とも野党の周縁化に一役買っているが、エリートのキャリアアップの主要なチャンネルになっておらず、国の人口を大規模に巻き込めていない、とする。後者の不達成は政党の重要度の低さを示しており、他の制度に対する自立の欠如、党外の個人によるコントロールから、体制にとって補助装置以上ではなく、三国はいまだ政党型権威主義体制とは言えないと結論した。

本章はこうした問題関心から、過去 20 年にわたって二代の大統領を一つの党が支えてきたポストソ連期アゼルバイジャンにおける支配政党の形成と発展をとらえ直そうとする試みである。まず第 1 節では YAP の創設について述べる。第 2 節では 1993 年のヘイダル・アリエフ政権成立以降の YAP の拡大と組織構造について取り上げる。続く第 3 節では、体制にとっての YAP の意味を検討し、第 4 節では、政権が世襲へ向かったとき、YAP 内部で何が起こっていたのかについて触れ、第 4 節で現政権における YAP の意味について考察する。

第 1 節 YAP 誕生:「過去・現在・未来の党」

YAP は 1992 年 11 月 21 日、ナヒチェヴァン¹²で結成された。ナヒチェヴァン市で開かれた設立協議会には全国から 550 人の代表が集まり、党規約を採択し、当時ナヒチェヴァン自治共和国最高会議議長であったヘイダルを党議長に選出した。

ヘイダル・アリエフ派結集の動きは 1990 年末あたりから存在していた。2004 年 6 月に Xalq 紙が行ったインタビューで YAP 所属国民議会議員(当時)ハサン・ミルザエフ¹³は次のように語っている。

**私も「91 人」の創設メンバーの一人である。当時は厳しい時代であった。(中略)
事態から抜け出すために、我々「91 人」はヘイダル・アリエフに要請した。私は**

¹² アゼルバイジャン共和国の飛び地であり、自治共和国(人口約 37 万人)を形成する地域を中心都市である。

¹³ Həsən İbrahim oğlu Mirzayev. 1927 年アルメニア共和国出身。YAP 政治評議会議員。1998-2005 国民議会議員。

1990 年にヘイダル・アリエフの下に参じた。当時私はバクーソヴィエトの議員だった¹⁴。

1990 年 7 月にモスクワから共和国に戻ったヘイダル・アリエフはバクーに 2 日間滞在したが、その後の 12 月 24 日に開かれた知識人の会合に出席したミルザエフは、当時「91 人」は既に存在したのかという記者の質問に対し次のように答えている。

いいえ。この出来事(前述の会合)の少し後に、ある集団が知識人たちを結びつけた。助言がなされ組織化が始まった。故サフィヤル・ムサエフ教授がバクー国立大、私はアゼルバイジャン国立教育大、その他科学アカデミー、医療大、ギャンジャなどから(集まって)91 人からなる集団が生まれた。一方、「ヘイダル・アリエフ擁護委員会」が作られ、Z. ブニャドフ、Z. ガラロフ、他たくさんの知識人たちがそこで幾つかの問題を話し合った。これも私は覚えているが、これは「91 人」が作られる前であった。「91 人」は 1992 年に作られた。

このインタビューで登場する「91 人」こそ、YAP 創設において重要な役割を果たしたとされるグループである。人民戦線政権成立前後はヘイダルと人民戦線との関係は少なくとも表面上良好であったが、政権への支持が急速に低下し、政局が再び混迷しつつあったこの時期、新党結成はまさに不満の受け皿としての立場を鮮明にするものであった。新党結成に向けた動きがヘイダルの意向の現れであったことは間違いないが、公には YAP 結成は有志による組織委員会がヘイダルに党首就任を要請するという形をとった。この時、ヘイダル・アリエフに対し公開書簡で新党結成を要請し署名した「知識人」たちが、その人数から「91 人(91-lər)」と呼ばれるようになったのである¹⁵。独立期のアゼルバイジャンにおいては知識人の果たした役割は大きいものがあり、この時期に活躍した政治家には共和国科学アカデミー出身者¹⁶や大学関係者が多く、現在でも無所属議員とされる人々には学术界で名を成した人々が多数含まれている。アゼルバイジャンにおいては行政・党エリート層に加えてこうした知識人層をいかに取り込むかが政治権力をめぐる争いの中で重要であった。YAP は、少なくとも表向きは、こうした「知識人」とヘイダル・アリエフとの個人的な結びつきを核として結党へと向かったのである。

ミルザエフのインタビューにはもう一つ貴重な情報が含まれている。それは、どちらかと言えばバクーを中

¹⁴ 2004 年 6 月 16 日付 Xalq 紙[<http://www.xalqgazeti.com/view.php?d=7864>]、2005 年 5 月 29 日閲覧。

¹⁵ Z. ブニャドフ(Ziya Bünyadov、科学アカデミー副総裁・党副議長)を筆頭に、R. アラフベルディエフ(Rafael Allahverdiyev、前バクー市行政府長官・元党副議長)、H. アブタリボフ(Hacıbala Abutalıbov 現バクー市行政府長官)、M. アレスゲロフ(Murtuz Ələsgərov、党副議長・前国民議会議長)、S. タブリズリ(Sirus Təbrizli 前党副議長・元プレス情報相)、Ə. ナギエフ(Əli Nağıyev、前労働・社会保障相・前党副議長)、Ə. アフマドフ党副議長・党執行書記、F. マグスドフ(Fəraməz Maqsudov、前科学アカデミー総裁)など、ヘイダル政権発足に伴って重要な地位に就いた者も多い。ヘイダルと同世代か少し下の年代が多いが、一世代下の層も含まれており、年齢層は幅広い。Gaziyeva(2001)によれば 2001 年前半の時点で 23 人が死去していた。

¹⁶ 例えば人民戦線議長で元大統領 Ə. エルチペイ、ミュサヴァット党党首の I. ガンバルも共和国科学アカデミーの人間であった。

心に「91 人」の原型が形作られていたことである。これは「91 人」がバクー出身者の組織であったことを意味するものではなく、当時バクーを中心に活動していた人々が多数参加したということであるが、ミルザエフは同時に、この頃ナヒチェヴァンは封鎖状態に置かれており、バクーとナヒチェヴァン間の連絡は緊密にとれなかったとも語っている。このことから YAP 結成は単にナヒチェヴァンでの組織固めというだけではなく、より大きな「共和国」という枠組でヘイダル・アリエフへの支持を組織化することを目的としていた事が指摘できる。また、「政党」という枠で考えれば、むしろ当時バクーを中心に活動していた人々がイニシアチブをとっていたと言える。

知識人たちの要請文は、(1) 人民戦線政権の指導力・行政手腕の不足、(2) エネルギー資源開発をはじめとする経済政策への不満、(3) 幹部政策への不満、(4) カラバフ紛争の党派利用と、諸派乱立状況への不満、(5) ヘイダルの指導力への期待、ナヒチェヴァンで発揮した政治手腕への賛辞、の 5 点からなっており、有志が進めている新党結成の運動に指導力を発揮することを要請していた¹⁷。これに対し、ヘイダルの回答は、知識人たちの懸念に賛意を示し、(1) カラバフ問題の解決、(2) 経済建て直し、(3) 新たな幹部政策、(4) 法の支配強化と民族・宗教・政治信条によらず全てのアゼルバイジャン市民の糾合、(5) 国家分裂の阻止、の 5 点を列挙した上で、要請に応じる姿勢を明らかにした。

注目すべきはカラバフ紛争の解決、経済回復と並んで幹部政策が挙げられていることである。この時期、国家機構において人員の「人民戦線化」が行われて反発が広がっていたとされ (Goltz, 1998, p. 284)、人事問題への言及は冷遇されていた人々の不満を糾合する目的があったと思われる。結党時の急速な組織拡大は、旧体制エリート層の包摂に成功したという側面が強い¹⁸。

ヘイダル・アリエフ派が政党という形式を採用した理由としては、選挙対策という側面が存在する。1991・1992 年の大統領選挙は 65 歳以上の立候補を禁じた大統領選挙法で行われたため、ヘイダル・アリエフ(当時 69 歳)は出馬できなかった¹⁹。さらに、停止された最高会議と議会の全権を掌握した 50 人の国民議会に代わり、人民戦線政権下で新議会の選挙が予定されていた²⁰。また、1992 年に成立

¹⁷ 要請文と回答文は Bağırov(2002, pp. 8-12, 212-215)を参照。

¹⁸ これに関して、共産党政権期に任命された地区行政政府長官は、人民戦線政権成立に伴い全て交代させられたことが当時の大統領令から確認できる(第 3 章)。また、レンキャラン市での組織構築に関わった D.ジャマロヴァ(Dilruba Camalova)は、ヘイダルが共和国共産党第一書記であった 1969-1982 年当時、自身が党委員会書記・第一書記であったことを述懐している(Ağababayeva, 2002, p. 186)。YAP 幹部にはかつて共産党の地区委員会第一書記や地区ソヴェト執行委員会議長を務めていた者が複数確認でき、同様の例が各地で見られたと考えられる。

¹⁹ この時の選挙は投票率 76.3%、候補者 5 人で、当選したエルチベイは 59.4%、次点のニザミ・スレイマノフは 33%、3 位のヤクブ・マメドフは 1.7%という結果であった(1992 年 6 月 16 日付 Бакинский рабочий 紙)。人民戦線が圧倒的に有利であったこの選挙で次点となった N.スレイマノフは、「アゼルバイジャン知識人連合」なる組織が擁立した候補者だったが、彼はヘイダル・アリエフ政権下で親政府的とされる「アゼルバイジャン独立党」の党首を務めたため、1992 年当時もヘイダル・アリエフと近い関係であり、立候補が適わなかったヘイダル・アリエフの代役を務めた可能性がある(Goltz, 1998, p. 224)。この場合ヘイダル・アリエフ派は当時共和国全土で最大 3 割強の有権者を動員できたことになるが、これは選挙で共和国の支配権を掌握するには十分なものではない。この事も政党結成を検討する要因の一つとなったのではなかろうか。

²⁰ 結局人民戦線政権下では選挙は行われなかったが、人民戦線政権側でも選挙に向けた動きは見られた。YAP 結成と同じ 1992 年 11 月、かつてロシア革命後の独立時代に民族共和国を主導したムサヴァト党(Müsavat Partiyası)の復活大会が開かれ、国民議会議長イサ・ガンバル(İsa Qəmbər)を議長(başqan)に選出した。この時大統領府から各行政府に、(純粋な政党ではなかった)人民戦線のメンバーを速やかにミ

した政党法による複数政党制の本格的な開始がある。これによって拠点としての政党支部を設置することが可能となり、ナヒチェヴァンでの地盤を強化するとともに、共和国全土での支持固めが本格化した。創設メンバーは各々の出身地や地盤の組織構築を担当し、年が明けた 1993 年初めから各地で地区組織が設立され始めた²¹。

一方、既にナヒチェヴァンの指導者であったとは言え、結党時の状況はヘイダル・アリエフにとって決して芳しいものではなかった。彼が持つ背景(元共産党第一書記、反連邦、穏健な民族主義者、一定の支持勢力)ゆえにムタリボフ、次いで人民戦線の政権から脅威とみなされ、政治闘争が繰り広げられていた。

こうした結党時の経緯は、困難の最中、救国のために一種の対抗勢力として決起したというエピソードとして共有・宣伝されることで、ヘイダル・アリエフと設立メンバーとの間に連帯感を生み出しており、時系列的に党結成の延長線上に政権成立があるため、YAP はヘイダル・アリエフ政権の母体としての性格を持っているのである。

上述した公開書簡は署名を伴っていたが、この時期の自身への支持表明をヘイダル・アリエフは高く評価しており²²、署名者である「91 人」は YAP 幹部や国民議会議員、行政府メンバーとして政権内で活躍することとなった(別表 1 参照)。YAP の創設メンバーとなった彼ら知識人は体制の成立以前からヘイダル・アリエフを支え、彼の円滑な政権獲得のために活動した。後で述べるように、YAP は創設から短期間で党勢を急速に拡大したが、それは人民戦線政権に対する失望という背景に加えて、それらを効果的に党に取り込む媒体として「91 人」が果たした役割によるところが大きかったのではなかろうか。それ故に 1993 年 6 月にヘイダル・アリエフが共和国の最高指導者に返り咲いて以降、「91 人」のメンバーは YAP 及び政権の中核を構成し、特殊な地位を占める集団と認識されるようになった²³。ヘイダル・アリエフが政権を獲得した後も「91 人」という枠組は解消されず、YAP において少なからぬ影響力を及ぼしてきた。

第 2 節 ヘイダル・アリエフ政権成立後の YAP

1. YAP 創設と組織拡大

YAP は結党以来急速に組織を拡大していった。表 1 は YAP 側の発表に基づき、初級党組織と党員数の推移を一覧にしたものである。水増しの可能性もあるが、反対派各党が 2～7、8 万程度といわれる中、突出した数であることは間違いない。2007 年 7 月時点での党員数は 42 万人超、2012 年 7 月時

ュサヴァト党に移すよう指示があったと言われる(Zülfüqarlı, 2006, p. 133)。

²¹ 1 月 12 日にピラスヴァル、1 月 16 日にサピラバド、グバで設立協議会が開催された(Ağababayeva, 2002, p. 135)。一方ナヒチェヴァンでも 1993 年初めに各地で組織が設立された。

²² ヘイダルは結党 10 周年記念式典で当時の状況を振り返り、自身への支持表明が危険を伴う中、署名者が大きな勇気を示したと称えている。2002 年 11 月 27 日付 Bizim Əsr 紙 [http://bizimasr.media-az.com/arxiv_2002/noyabr/270/ic.html] 参照。

²³ 「91 人」に関する発言において、時折「qızıl fond(直訳すると黄金のファンドとなる)」という言葉が同時に見受けられる。文脈からこれは H. アリエフを支えた功労者の一団を指すと思われる、またその単語からある種の特権階級のようなイメージを持たれているようである。

点で 57 万人超²⁴と増加の一途をたどっており、数の上ではソ連末期のアゼルバイジャン共産党(1987 年時点で 384000 人(Babak, Vaisman, Wasserman, 2004, p. 37))を超える。また、近年は青年層の取り込みに力を入れており、党の資料によれば、2006 年 7 月現在 18 歳から 35 歳までが全体の 38.2%を占める²⁵。この層は 1995 年に設立された YAP 青年同盟(YAP Gənclər Birliyi)によって組織化されている。

表 1 YAP の拡大

	初級党組織	党員数
1993	N.A.	43000
1994	1460	83000
1995	N.A.	95000
1999	4300	159556
2001	5407	229155
2005	6439	359709

(出所)1993・1995 年は Həsənov, Mirzəzadə(2002, p. 55)、1994 年は Azərbaycan Respublikası Prezidentinin Aparatı (2002, p. 276)、1999 年は[<http://www.yap.org.az/files/qurultay1.php>]、2001・2005 年は[<http://www.yap.org.az/files/qurultay3.php>]をもとに筆者作成。

2. YAP の全体像と中央の組織

YAP は初級党組織を基本単位とし、行政区画に応じて地区(都市)組織を構成し、党中央が全体を統括するという階層構造を持ち、党大会を最高意思決定機関とする(図 3 参照)。初級党組織は領域を基に構成されるが、中には職場を単位とすると思われる組織名も見られるなど、職場単位での囲い込みがあると思われる。党大会は 4 年に一度(1999 年の規約改正までは 2 年に一度)開催されると定められているが、1999 年 12 月の第一回大会まで正式な党大会は一度も開かれなかった。その後 2001 年 11 月に第二回党大会、2005 年 3 月に第三回党大会、2008 年 8 月に第四回党大会が開催されている。党大会の会期はいずれも 1-2 日、出席する代議員は 2000 人前後であり、大会の内容は代議員、党幹部の演説・活動報告、党役員の選出、規約改正の承認などだが、事実上単なる追認機関でしかない。しかしそれぞれの開催時期を見ると、大統領に再選されたものの 1999 年に心臓手術を受けたヘイダル・アリエフの健康不安が囁かれる中開催された第一回(イルハム・アリエフ、党副議長に選出)、2000 年の議会選挙での勝利後、大統領選挙を前にした第二回(イルハム、党第一副議長に選出)、大統領「世襲」の実現後、最初の国政選挙となる議会選を目前に控えた第三回(イルハム、党議長に選出)、そしてイルハム再選を目指した大統領選挙前(第四回)となっており、重要な政治日程の中に組み込まれている。党大会はヘイダル・アリエフからイルハムへと YAP 政権を受け渡し、重要な国政選挙を前に結束を固めるための場として象徴的な役割を果たしている。

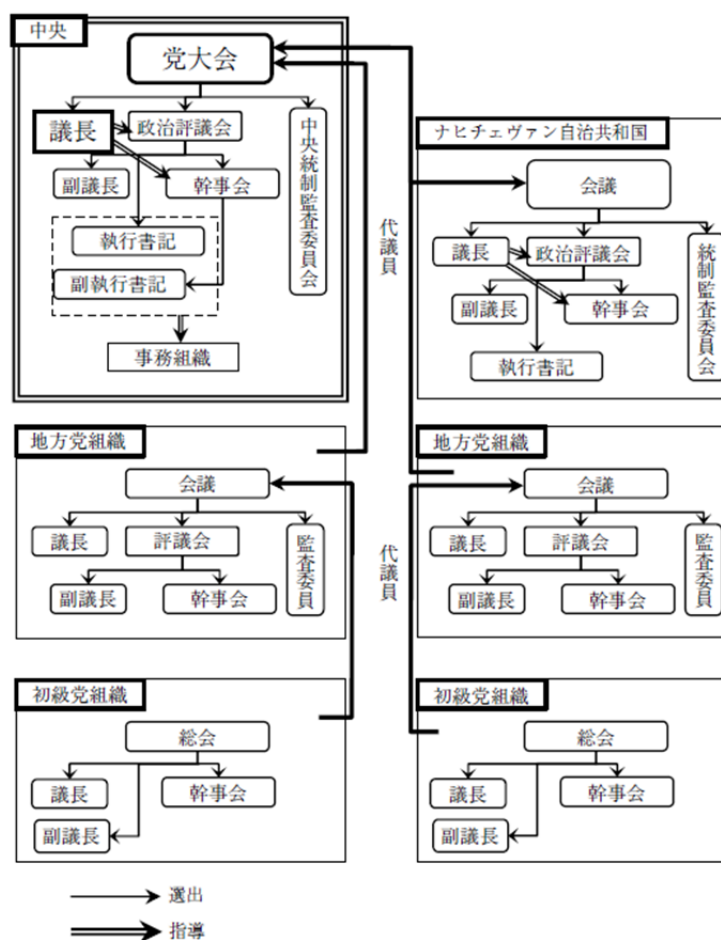
党の代表は党大会で選出される党議長であり、党議長の補佐として政治評議会で選出される党副

²⁴ 2012 年 8 月 6 日付 Gün.Az [<http://gun.az/politics/46594>].

²⁵ [<http://www.yap.org.az/az/index.php?rid=10>]参照。しかしこの数字は同国の人口構成比(2006 年初めの時点で 18-34 歳の人口比 42.43%。国家統計委員会のデータによる)を考えると特に高いものではない。

議長が不定数置かれている。1999 年の党規約改正によって、党中央の事務機構の統括は幹事会から新設の執行書記局 (İcra Katibliyi) に移管された。執行書記局は執行書記 1 名と副執行書記 2 名からなり、設置以来執行書記の地位にあるのはアリ・アフマドフ²⁶である。対外的にも事実上党首代行として活動しており、このことを裏付けるかのように、2005 年の第三回党大会においてアリ・アフマドフは執行書記兼任のまま党副議長に選出された。

図 3 YAP 組織図



(出所) Həsənov, Mirzəzadə (2002, pp. 151-162)、

[<http://www.yapnmrt.org.az/viewtopic.php?mode=regulations>]から筆者作成。

党大会以外の時期に党の意思決定を担うのは、党大会で選出される政治評議会と、政治評議会と互選される幹事会である。第 3 回党大会では 102 名の政治評議会議員、25 名の幹事会議員が選出さ

²⁶ Əli Cavad oğlu Əhmədov. 1953 年アルメニア出身。1975 年からアゼルバイジャン文書館・科学アカデミー勤務、1980 年アゼルバイジャン国立大教員など、文教関係職に従事。YAP 結党を要請した「91 人」の一人であり、1997 年大統領府部局次長、1999 年ハタイ地区行政政府長官、同年 YAP 第一回党大会で党執行書記に選出。2000 年、2005 年、2010 年と連続して国民議会議員に選出。

れている。表 2 は第三回党大会で選出された幹事会構成員の役職内訳である。その半数以上が議会関係者であり、行政府関係の人物で占められている訳ではない。ここで注目されるのは、党中央における大統領府幹部の存在である。大統領の他に 2 名の大統領府幹部が、1999 年の第一回党大会から継続して幹事会入りしており、大統領府とも強く結び付いていることを窺わせる。政治評議会も実質的な意思決定を行う場ではないが、そのメンバーは中央省庁高官、地区行政府長官、国民議会議員、大学・研究所幹部、党幹部からなり、国家機構の各方面を含む。

表 2 YAP 幹事会・政治評議会構成員役職内訳

	幹事会 25名	政治評議会 102名
大統領府(大統領を含む)	3	14
中央省庁(国営放送社長含む)	4	22
国民議会議員	14	36
地区行政府	4	15
大学・研究職	1	11
企業関係	1	8
党役員(党議長、副議長含む)、 党職員	11	23

表中の数字は兼職による重複を含む

(出所)Azad Azərbaycan(2005)をもとに筆者作成。

3. 地方党組織

YAP は現在全国 83 の地区に党組織を持つ。表 3 は 2006 年時点の地方党組織議長の職務を項目別にまとめたものである。これによれば地方党組織議長と地区行政府長官との兼任は見られず、副長官・部局長クラスが過半を占める。地区行政府副長官は行政府長官によって任免されるが、それには大統領府長官の承認が必要とされ、各部局も地区行政府と中央省庁の両方に服属すると定められているため²⁷、政権中枢の意向が反映されていると見てよい。中央からのコントロールの下、YAP 地方組織が各地区行政府と緊密な関係を持っていることが窺える。地方党組織の最高議決機関である会議も、中央から派遣された党幹部の演説と活動報告が主であり、党指導部で決定された方針を下達するものでしかない。

²⁷ 地区行政府に関する規則第 8 条第 2 項および同第 11 条 1 項。

表 3 YAP 地方党組織議長の職務内訳

地区行政府副長官	19
地区行政府部局長	27
議員(ナヒチェヴァン最高会議を含む)	7
中央省庁関係	7
無職	10
その他	13
計	83

(出所)[<http://www.yap.org.az/az/index.php?rid=8>]の情報をもとに筆者作成。

4. 党財政と活動

現代の民主主義国において政党が日常活動を積極的に展開しようとするれば、そのために膨大な資金が必要となる。重要な政治資源の一つ(岡沢, 1988, pp. 184-185)である²⁸。Ottaway は、準権威主義体制においても資金は重要であるが、与党と国家の財政的な分離が不明確であるために野党に対して与党がかなりの強みを持つと指摘している(Ottaway, 2003, pp. 147-149)。一方、藤原が政府党の一つとして考えるシンガポールの PAP は、資金的にはそれほど規模が大きなく、党としての組織はかなり小規模で活動領域は極めて狭いと指摘されている。しかしそれは PAP が末端の行政組織とも一体化し、選挙の際は実質的に行政組織が活動しているためであるとされる(岩崎, 1993, pp. 128-130, 135)。YAP の党財政はどの程度の規模でどのように構成されているのであろうか。

YAP の財源は党費、寄付、事業収入、出版活動など(党規約第 6 条第 3 項)である。第三回党大会(2005 年)における中央統制監査委員長 Q.ハジエフ(Qəzənfər Hacıyev)からの収支報告によれば、YAP は 2005 年前後、毎年 50 万 USドル相当(1USドル 4600 マナトで計算)の額を集めている(表 4)。口頭での報告のため概略しかわからないが、収入のほとんどが党費であり、支出は職員への給与が最も多い。その他も党の直接的な運営に関する項目であると思われる。野党の表向きの財政規模と比べれば大きな差が見られるものの²⁹、YAP の財政規模はそれほど大きくないようである。

YAP は機関紙『新アゼルバイジャン(Yeni Azərbaycan)』を発行し、ホームページを運営している。また、執行書記局が中心となって自然災害の被災地に支援を行っている³⁰。

YAP は大会以外にもほぼ一年に一回程度全国規模の式典・集会を開催しており、下部組織である

²⁸ 一例を挙げれば、日本自由民主党は 2004 年に約 264 億円(支部を除く。政党交付金約 155 億円を含む)を集めている。

²⁹ 現地メディアのインタビューに答えたミュサヴァト党の第一副党首 V.アユブ(Vurğun Əyyub)によれば、2005 年当時の同党の出費は毎月 4685000 マナト、約 1000USドルであった(Hesabat, 2005)。単純計算で YAP の 40 分の一以下の額であり、反対派は資金的にも厳しい状況に置かれている。政党法は外国からの資金を受け取ることを禁止しており、また国費による助成金の定めもないため、反対派各党はいずれも自派のメンバーが組織する NGO を利用して外国の援助者から資金を集めているとされる。

³⁰ [<http://www.yap.org.az/cgi-bin/datacgi/database.cgi?file=news-az&report=SingleArticle&ArticleID=0035>]参照。

青年同盟や女性評議会なども独自に活動を行っている。選挙時には党の集会が行われ、セミナー、地方党組織トップを集めた会議も開かれている³¹。しかし定期的開催されることになっている政治評議会や幹事会を含め、YAP としての日常的な活動が一般的に報じられることはあまり多くない。ただし選挙時の放送は YAP にとって非常に有利になされている(OSCE/ODIHR, 2001)。国全体をカバーするテレビ局は国営放送のみであり、その社長は YAP 幹事会メンバー N.フディエフ(Nizami Xudiyev)が長らく務めていた³²。YAP の強みは公的な活動資金の「集金力」にあるのではなく、政府機構を常に利用できる立場そのものである。

表 4 YAP 第三回党大会における収支報告

	2002	2003	2004
収入	1739485	2471092	2318905
党費	1569512	2174001	2263902
寄付その他	64072	297090	55003
前年からの繰越金	249325	419494	620813
※		175419	87974
総支出	1569316	2445192	2030023
給与	1038834	910728	1193788
党行事執行費	157883	190491	123991
運営費	236000	494305	544043
公共料金・建物管理費	136599	228852	168200
繰越	419494	620813	997669

単位:千マナト

(出所)[<http://www.yap.org.az/files/qurultay3.php>]をもとに筆者作成。

(注)表中※印の項目は報告演説で触れられていない不明の差額分である。

第3節 アゼルバイジャンの政治体制における YAP の重要性

YAP はアゼルバイジャンの現体制にとって、歴史的な経緯に由来する特殊な役割が大きく2つ存在する。一つ目は「正統性の創出」である。上述のように YAP は「野党」として出発し、現在に至るまでその歴史を強調する傾向が見られる。集会での演説には決まって結党時の大きな困難と国難についての述懐が含まれる。ヘイダル・アリエフ政権下で国情が安定したという事実も否定できない。1994 年 5 月にロシアの仲介により合意に達したナゴルノ・カラバフ紛争の停戦が今日まで続く中、経済の急激な悪化に歯止めがかかり、近年では 10%前後の高成長率を示している。YAP 党綱領³³や 2003 年の選挙綱領³⁴に

³¹ 2005 年の議会選では投票後の反対派勢力による集会に対抗する形でコンサートなどを呼び物にした街頭勝利集会が行われ、ある程度の動員数を示したようである。

³² N.フディエフは 1949 年ナヒチェヴァン出身。1992 年から YAP 幹事会メンバー、1995 年から国民議会議員、1996 年から 2006 年まで国営放送社長。なお、2005 年の政党法改正まで、国営放送社長の政党員としての資格を停止する規定があったが、党幹事会メンバーを兼任し続けた。

³³ YAP 党綱領[<http://www.yap.org.az/files/nizamname2.shtml>]参照。

も象徴されるように、政権も「安定の創出」という成果を最大限アピールしてきた。政権が強調する「安定の創出」と表裏一体の関係になるのは、「人民戦線政権下での国家の惨状」というイメージである。人民戦線政権下での民族紛争の事実上の敗北、および国内問題の悪化という過去は、人民戦線にルーツを持つ諸政党の信頼を損ねる要因となっており、政権にとっても格好の攻撃材料である。結党から政権成立、国の安定回復へと至る過程はそのまま人民戦線政権の無力を想起させ、現政権に正統性を与える大きな要素となっている。現政権の成果が「救国と発展」である以上、YAP の存在は切り離せないのである。

二つ目は「体制派エリートの凝集力の源」である。結党に至る経緯は結党時のエリートとヘイダル・アリエフとの間に独特の連帯感を生み出していた。このことは、彼と世代が近いエリートたちが離反することを抑止してきた。後の党内の世代交代による動揺時も、ヘイダル・アリエフ存命中は離反の動きがほとんど出なかったことがこれを物語っている。また、YAP は新たに政権に加わるエリートたちの受け皿ともなってきた。1995 年の議会選挙で YAP が獲得した議席は当初 54 議席だったが、その後小政党や無所属議員が加入し、2000 年の選挙前には議席数が 60 台後半に達していた³⁵。

また、1993 年以来政権と YAP が一貫して「YAP=大統領の党」という図式を守り続けてきたことも指摘しておく必要がある。アゼルバイジャンでは 2005 年 4 月の改定まで大統領が政党員になることは政党法で禁じられていた³⁶に関わらず、一貫して大統領が YAP 議長を兼任し続けた。これについて野党の一つである統一党 (Vəhdət Partiyası) 議長の T.ケリムリ (Tahir Kərimli) は、大統領が党議長を務める YAP はもともと「政党」ではないとし、YAP は「大統領の社会基盤」としての機能を果たしており、「予備国家」と見なしうるとし、その上で、仮に大統領が(当時の)政党法に従って YAP を離れた場合、YAP は瓦解するだろうと述べた (İslamin Səsi, 2004)。YAP は行政府の枠を超えてより広い層を大統領と結び付ける「もう一つのチャンネル」となっており、大統領と YAP との結び付きの明確さが、政権にとって非常に重要であることを物語っている。

YAP が体制において持つもう一つの重要性が、政治空間の支配である。ソ連邦末期における民族主義の高揚とその後の政治的混乱を背景に、アゼルバイジャンには数多くの政治結社が誕生した。現在は 55 の公認政党 (別表 2 参照) と、その他多くの政治組織が存在する³⁷。しかし、そのほとんどは基本的にリーダー個人の政治的影響力に依拠しており、その維持拡大とリーダーの政治的野心達成の道具である (Altstadt, 1997, p. 147)。また、ヘイダル・アリエフ政権は YAP の組織拡充に努める一方、様々な方法で反対派を抑え込んできた。アゼルバイジャンにおいては反対派政党の強制的な解散や転

³⁴ YAP 選挙綱領 [http://www.yap.org.az/内「Seçki proqramı」] 参照。

³⁵ 無所属から 15 議員が YAP に合流し、6 議員が YAP から野党に転向したとされている (525-ci, 2005)。また、小政党民主独立党が YAP と合併している。

³⁶ 党員の資格は該当する公職の任期中停止される。政党法第 8 条。該当する公職とは、大統領、国営放送・財務・内務・軍・司法・関係者を指す。このうち前 3 者については規定を無視する形で YAP 幹部がトップに就任していたことが確認できる。

³⁷ 公認政党数と政党名は 2011 年 12 月 8 日付 Media Forum [http://www.mediaforum.az/az/2011/12/08/NƏ-QƏDƏR-ÜZVÜN-VAR-PARTİYA-062410613c00.html] を参照。政党法第 4 条によって人種・民族・宗教対立を煽る目標や活動方法を持つ政党は禁止されている。主要な政党については先行研究でも言及されているのでここでは詳細には触れない。Altstadt (1997, pp. 147-149)、Babak, Vaisman, Wasserman (2004, pp. 21-93)、立花 (2011) などを参照。

向は見られないが、政党登録の拒否・抹消、選挙活動の妨害、選挙管理体制のコントロール、党首の逮捕・訴追、広報活動の妨害など、反対派の政治参加は再三にわたって阻害されてきた。また、ヘイダル・アリエフ政権は反対派の内部対立を煽り、分断・懐柔を常に画策してきたといわれる(Rasizade, 2003, p. 353)。また、第2章で詳しく見るように、議会においても野党の獲得できる議席は極めて限られており、議会内での活動も極めて限定された状態である。

このように、アゼルバイジャンの反対派政党は一方では政権からの圧力を受け、他方では内部対立を解消できないまま公的な政治空間からほぼ締め出されており、圧倒的な地位を占める YAP と周縁化する反対派という構図が半ば固定化している。各派は政権側のルールを受け容れ、従順な野党として数少ない議席に甘んじるか、それを拒絶して反体制派の烙印を押されるしか選択肢がない。この区別は、アゼルバイジャン政治において「建設的野党」と「急進的野党」という用語で明確に意識されている。後者の場合、現実政治からさらに遠のいていく恐れがあり、反対派のジレンマとなっているのである(Məmmədov, 2006)。

第4節 大統領継承をめぐる党内対立:「過去」から「未来」へ

このように、アゼルバイジャンの政治体制は強権を有する大統領を頂点とする行政府と、それを支える政権母体 YAP という二重の構造を持つ。これまでそれぞれヘイダル・アリエフを頂点とし、一体となって機能してきた。では、同国の政治体制は大統領職世襲によってそのままの形で継承されたとと言えるのだろうか。筆者は、この二つの構造で働いてきた統合原理が異なっているのではないかと考える。即ち、YAP の統合原理はヘイダル・アリエフとの連帯感に裏打ちされたものであり、地位の世襲だけで自動的に継承されるとは限らないのではないかと考える。

2000 年の議会選挙によって政権基盤をさらに盤石なものとするに至ったヘイダル・アリエフ体制であるが、その選挙の一つのテーマとなった「後継体制」をめぐる YAP の間に綻びが見られ始めた。それはヘイダル・アリエフとの個人的繋がりを基盤としていた YAP と、新しい世代、そしてその代表としてのイルハム・アリエフとの関係の問題であった。YAP がイルハム・アリエフ体制の下でも重要な存在となり得るか否か、この問題が YAP の中核的存在とも言える「91 人」の間での亀裂という形で表面化した。

政権成立後の「91 人」の集団としての活動はほとんど伝えられていない。しかし、2003 年の大統領選挙を前に行われた *üç nöqtə* 紙のインタビュー³⁸で、R.アラフベルディエフは当時未定であった YAP 選挙本部長の人選について「91 人」が集まって助言するであろうと述べており、ある種の諮問機関・顧問会議として機能していたのではないかとと思われる。

「91 人」での異変

このように政権成立に深く関わり、また成立後は各分野で重要な役割を果たしてきた「91 人」であるが、そうした状況が転機を迎えるのは 2000 年、まさに国民議会選挙を直前にした時期であった。YAP 副党首にしてヘイダル・アリエフ政権成立以来 7 年間バクー市長の職にあった R.アラフベルディエフが突如職を

³⁸ 2003 年 4 月 8 日付。[<http://www.ucnoqta.com/2003/04/08/anons.php?m=3>]参照。

解かれたのである。彼は「91 人」の一人としてヘイダル・アリエフを支え、最側近と目されていた人物であっただけに突然の解任は様々な憶測を呼んだ。政権側は、R.アラフベルディエフが国民議会選挙に出馬するための措置であると述べ、R.アラフベルディエフ自身はその人事は自らの健康問題が理由であったと後に語っている。しかしこの人事を境に政権と R.アラフベルディエフとの関係が冷却したことは間違いない。またこれを一つの契機として、政権内部での不協和音が聞かれるようになり始めた。その中でよく見られたのは「ナヒチェヴァン出身グループとバクー出身グループの権力闘争」という構図³⁹である。しかし政権で重要な地位を占める人物が完全にナヒチェヴァン出身者で固められているわけでもなく、アゼルバイジャン政界においては政権内外を問わずこれまでナヒチェヴァン出身者の政治家が多く存在していた。この時に深刻な問題として表面化したのはむしろ「世代交代による旧世代エリート層の動揺」ではないか⁴⁰。1999 年の党大会に始まり、2000 年議会選挙、2001 年党大会、2002 年 YAP10 周年、そして 2003 年大統領選挙と、ヘイダル・アリエフの健康問題も勘案されながら後継体制に向けて過密な政治日程が組まれ、その動きは急速に進んだ。こうした動きに対する一つの否定的反応とも言えよう。

YAP 内部の問題に触れる情報は、最も早いもので 2001 年 10 月頃から確認することが出来る。個別の人物を特定したものではないが「不満を持つグループ」が YAP、特に「91 人」の中に存在するという指摘が報道の中で見受けられるようになった。当初は政権幹部、そして「不満分子」と目された人物も一様にこれらの報道を否定し、政権基盤は盤石であり、一枚岩であると述べていた。この頃 Bizim Əsr 紙が A.アスゲロフに対して行った YAP 結党 9 周年に関するインタビュー⁴¹から、当時の状況と政権幹部の対応を知ることが出来る。問題となる部分の問答は次のようなものであった。

記者; 最近「91 人」の中に、彼らに注目が払われていないことに不満を持つ人々がいるという報道が広まっています。不満を持った「91 人」メンバーが声明を出して YAP を離党することも予想されています。彼らの基本的な不満は主に若手幹部の重用であるとさえ言われています。

A.アスゲロフ; 率直に言って、深刻なことがあるとは私は考えていない。個々人が如何なる考えを持つことが出来るにせよ、私にはその様な情報はない。「91 人」の取り組みは何らかの特権のために始まったのではなく、彼らは国民・国家のためにこの運動に結集したのであった。故にこの人々の間に何らかの不満があり得るとは私は思わない。「91 人」の最大目標はヘイダル・アリエフを権力の座に就かせ、数百万の人々の願いを実現することであったからである。彼らはこの目標を達成した。こうした理由からもこの種の報道は全く信に足りない。

³⁹ これ以前にも、こうした構図を指摘する意見は Aves(1996)など多く存在していた。

⁴⁰ 例えば、RFE/RL Azerbaijan report, 2001.12.10

[<http://www.rferl.org/reports/azerbaijan-report/2001/12/0-101201.asp>]. もっとも、ここでも出身地域による派閥争いであるとする向きが強い。

⁴¹ 2001 年 10 月 16 日付。[http://bizimasr.media-az.com/arxiv_2001/new_okt/358/]、閲覧日 2004 年 5 月 30 日。

このように A.アスゲロフは明確に報道を否定したものの、記者の問いはかなり具体的であり、この年の末に行われた第2回 YAP 党大会の直前というインタビュー時期を考えると、党大会に向けて既に様々な動きが出ていたことを窺わせる内容である。政権との関係が悪化していた R.アラフベルディエフを中心とした動きが一部西側メディアで報じられ始めたのもこの頃からであった。しかし本人はヘイダル・アリエフが存命中だったこともあってか、表面上は政権と完全対立するような姿勢はとらず、問題が完全に表面化することもなかった。2001 年 12 月に行われた第2回 YAP 党大会ではイルハム・アリエフが第一副党首に就任することが決まり、YAP の「次の顔」としてその立場は公のものとなった。これを期に YAP ではイルハム・アリエフの登場と青年党員の急増を関連付ける発言が盛んに見られるようになった一方、党内部の問題についての報道はしばらく下火になるが、問題自体は依然くすぶり続けていた。これは翌 2002 年 6 月、Bizim Əsr 紙のインタビュー⁴²に応えた YAP 副執行書記で国民議会議員シャブシュ・ノブルゾフ⁴³ (Siyavuş Dünyamalı oğlu Novruzov) は、「91 人」が YAP において抑えつけられているという趣旨の発言を行った R.アラフベルディエフの考えには同意しないとし、次のように述べたことでも明らかである。

R.アラフベルディエフもバクー市の現市長(ハジバラ・アブタリボフ⁴⁴)も、「91 人」出身者である。様々な国家機関、大学、大使館に「91 人」の出身者が存在している。それはこうした人々がかつて勇敢さを示し、そのみならず堅実に権力を執行してきたからである。R.アラフベルディエフ自身、9 年(筆者注:7 年の間違いか)の市長在任期間、「91 人」のいかなる問題をも解決することができた。もし彼らがいずれの問題も解決していなかったのなら、今日その「91 人」の参加による第二 YAP の創設などという話は見当違いである。

また同年 9 月、結党 10 周年を前にしたインタビュー⁴⁵で Ə.グルバノフ(「91 人」メンバー、YAP 創設 10 周年記念式典での演説者の一人)は自身が非主流派であるとされることに強い反発を示した。しかしながら同じ発言の中で彼は、YAP 及び政権の一部がヘイダル・アリエフの信に応えていないことに不満を抱いていることも隠さなかった。またこの時期グルバノフは不満を持つ人々の代表として執行書記 Ə.アフマドフと会談し、その席で YAP 指導部の「91 人」への態度は全く賢明ではないと不満を漏らしたとも報じられた⁴⁶。

このように、2002 年になると YAP 内の問題が徐々に表面化し始めてきた。YAP と「91 人」の問題について触れる発言も徐々に多くなっており、YAP 内部で後継体制に関する議論が本格的になってきたことを示すものと思われる。この頃から YAP 内におけるイルハム・アリエフの指導力と貢献ぶりを称賛する発言も多く聞かれるようになったが、「91 人」と党の体制をめぐる問題は基本的に手付かずのままであった。こ

⁴² 2002 年 6 月 8 日付。[http://bizimasr.media-az.com/arxiv_2002/iyun/129/xeber.html] 参照。

⁴³ 1969 年ナヒチェヴァン自治共和国バベク出身。YAP 政治評議会議員、幹事会員。比例区選出。

⁴⁴ YAP 政治評議会議員、幹事会員。

⁴⁵ 2002 年 9 月 12 日付 Bizim Əsr 紙[http://bizimasr.media-az.com/arxiv_2002/sentyabr/209/ic.html]。

⁴⁶ この時紹介された発言内容では YAP 結党 10 周年に関して行われている各種行事において「91 人」が全く言及されず、また招待もされていないことへの不満を述べたという。OLAYLAR 紙日付不明、[<http://www.olaylar.net/ia/gizil/view.php?d=1078>]。

した意味で、YAP 創設 10 周年記念式典は YAP が抱える問題を図らずも暗示するものであった⁴⁷。

式典で YAP 執行書記 Θ.アフマドフは、イルハム・アリエフが第一副党首として YAP の顔となったことが若手の党への流入を加速させ、党勢の拡大につながったとし、2000 年の議会選挙での YAP の勝利にイルハム・アリエフは類稀な貢献を行い、そのことによって社会全体からヘイダル・アリエフの唯一の政治的後継者として認知されたと語った。しかしその他の演説者も、記事を見る限りこれまでの YAP の成果をヘイダル・アリエフと結びつけることは出来てもイルハム・アリエフと YAP を確実に結びつける発言をする事は出来なかった。イルハム・アリエフにとって YAP での最大にして唯一と言っても良い功績は、まさに若手党員の急増と党の世代交代だったのである。最後に演説したヘイダル・アリエフの言葉は、YAP 内における「91 人」のこれまでの地位、そして彼らのヘイダル・アリエフとの個人的な繋がり**の強さを改めて示すものであったと言える。**

アゼルバイジャンの深刻かつ困難な時期、人々は真に希望のある、安全な場所を捜し求めていた。そうした状況で、私にたくさんの要請・要望がなされ、そこには党創設の強い主張があった。その頃 91 人の卓越した知識人たちが Sas 紙で私への要請を行った。皆さんにお話するが、私は昨日この要請にもう一度目を通した。S.タブリズリの最初の要請、「91 人」の要請、そして自身の返答の手紙を読んだ。この要請にあるアゼルバイジャンの当時の痛ましい状況や将来の運命に関していかに大きな不安があったのかを私はもう一度確認した。同時に、この要請に対しての私の回答を読んで思ったのは、10 年前、私は正しい決断をしたのだということである。

私は今日、「91 人」の諸賢に衷心からの感謝を述べる。この要請は私の生涯における大きな転機となった。周知のように、党創設からわずか 7 ヶ月後、当時の政権側の人物は私を無理にバクーに招いた。同時に、国民は私の権力掌握を望んだ。注意しなければならないのは、私に宛てられた要請に署名していた人々が大きな勇気を示したことである。なぜなら当時ヘイダル・アリエフに関係する人物は追及され、罰せられたからである。それ故「91 人」の要請を読んでこれに賛成しても、署名しなかった人たちもいた。この点から、「91 人」はアゼルバイジャンの将来に大きな勇気を示したのである。

表面化しつつあった「91 人」の亀裂を抑え慰撫することが出来るのはヘイダル・アリエフにおいて他にはなかったが、後継体制へ向けてははっきりと動き出した政権において「91 人」が次代に担うべき役割を明示し得なかったことは、「ヘイダル・アリエフ後」の YAP における「91 人」の位置付けが不透明であることを物語っていると言えよう。ヘイダル・アリエフからイルハム・アリエフへの継承を急ピッチで進めていた政権中枢であったが、父子の業績を賞賛するほど、ヘイダル・アリエフと「91 人」に対するイルハム・アリエフと若

⁴⁷ 記念式典に関する記事は前掲注 22 参照。

手という構図が鮮明とならざるを得ないという状態であった。以後「91 人」の亀裂は R.アラフベルディエフらを中心とした新党結成に関する未確認情報と、YAP 内におけるポスト配分をめぐる問題という形で報道がされるようになっていく。後者は党大会の開催を要求する声として、より具体的な話題となった。また大統領選挙に向けた野党側からの動きも加わり始めた。ミュサヴァト党率いる選挙ブロック「Bizim Azərbaycan(我々のアゼルバイジャン)」には多数の小政党・団体が参加していたが、これには「Amal(行動)」という知識人グループも含まれていた⁴⁸。大統領選挙を前にした 2003 年中頃になると、この「Amal」に対する政権・YAP の人々の攻撃が度々報じられるようになり、それと同時に「91 人」を賞賛する発言が各方面から出されるようになった。5 月、バクー市内のサバイル地区で行われた知識人主催の会合に出席した Ə.アフマドフは、アゼルバイジャンの生粋の知識人たちは国民の難局において国益に沿って発言してきたのであり、こうした知識人たちの国内政治過程への影響力は常に強く、ヘイダル・アリエフは国内の知識人に対し常に高い注意と関心を払ってきた⁴⁹として、野党及び「Amal」に関して次のように述べた。

知識人の名を語るこうした人々は社会における現実に合わせておらず、中傷的なメッセージを広めて国民の間に混乱を生み出そうとしている。急進野党の指令を基に活動している「Amal」知識人運動のメンバーは国家元首の辞任を求めるところで反国家的立場に立っていることを示している。しかしアゼルバイジャン国民はこうした「知識人」やそのパトロン活動を全く支持していない。

これと同時に Ə.アフマドフはこうした“冒険主義者”たちに“間違った道から外れるよう”求め、現政権の政治路線を支持する知識人たちに対し大統領選での選挙活動に参加する必要性を強調した⁵⁰。

この発言は、政権に近い知識人の代表であった「91 人」と政権との関係が微妙なものとなりつつあったこの時期、政権が知識人の取り込みという点でかなり危機感を持っていたことを表している。ヘイダル・アリエフはこの時既に治療のため公衆の面前から姿を消しており、シンボルの不在は現実のものとなっていた。この時の政権側の危機意識は、「党員は厳しい試練に立たされた」という後の Ə.アフマドフの発言⁵¹が物語っている。

2003 年 10 月に行われた大統領選挙ではイルハム・アリエフが他を圧倒する票を得て決選投票なしで勝利し、政権はシナリオどおりに引き継がれることとなった。この結果に野党は反発し、デモ隊と当局が衝突する事態に発展した。12 月にヘイダル・アリエフの死去が発表され、その時代は名実共に幕を閉じた。

⁴⁸ I.ガンバルのウェブサイト[<http://www.isagambar.az/>]参照。2003 年の春頃、123 人の知識人が大統領の辞任を求める要請に署名した。これ以降「Amal」などの知識人団体に対し心理的な攻撃キャンペーンが始まったと国民議会で Ə.ケリムリは述べている。2003 年 5 月 14 日付 525-ci 紙[<http://www.525ci.com/2003/05/14/anons.php?m=2>]参照。

⁴⁹ これを示すものとして Ə.アフマドフは発言の中で近年教育関係職従事者の給与が 50%増加したことに触れている。

⁵⁰ 2003 年 5 月 19 日付 Bizim Əsr 紙[http://bizimasr.media-az.com/arxiv_2003/may/108ic.html]参照。

⁵¹ サバイル地区党組織での発言。2004 年 9 月 23 日付[<http://www.yeniazərbaycan.com/view.php?d=3007>]。

YAP 内部の問題は依然として解決したわけではなかったが、大統領選前後の政治情勢が影響したこともあってか、その緊張度は以前より低くなったようである。大統領選挙から約 1 ヶ月後の 11 月、*üç nöqtə* 紙とのインタビュー⁵²に応じた国民議会議員・YAP 政党間調整部長のサヤド・アラン(Səyyad Aran, Səyyad Adil oğlu Salahlı)は、「新大統領イルハム・アリエフも以前のチームと働くことを優先すると表明している。彼らはヘイダル・アリエフチームの最も優れた人々であるからだ。これらの人々はヘイダル・アリエフに示していた忠誠をその政治的後継者であるイルハム・アリエフにも示すだろう。」と述べ、ともかくも発足した後継体制を支えるための雰囲気作りに政権が努めていたことが窺える。ただ臨時党大会の開催による問題の表面化には否定的であり、この態度は翌年になっても変化しなかった。また、「「91 人」」の中の 2 人を除いて、誰も政府に不満を持っていなかった」と発言し、政権と YAP での地位向上を求めるグループには懐柔的姿勢を示す一方、R.アラフベルディエフら極少数の完全な反対派を切り捨てる方針を採り始めたことが明らかとなった。これ以降 R.アラフベルディエフは個人的な攻撃⁵³を受けて徐々に孤立し、2004 年 9 月、彼を始め 4 人が YAP から離れたことが確認された⁵⁴。

一連の経緯から、その強い結びつきによってヘイダル・アリエフを中心とする YAP の結成に最大の貢献を為した「91 人」が、急速に進んだ政権の継承過程において宙に浮いた形になったことが指摘できる。政権継承後もしばらくは「91 人」メンバーの多くが政権にとどまったが、新体制の中で「91 人」という集団はかつてほど明確な意味を持たなくなり、やがてその多くが表舞台から引退した。世代交代の象徴としてのイルハム・アリエフの登場とヘイダル・アリエフの死去によって YAP は変化を避けられず、その必然の過程の中で、結党の立役者であった「91 人」は「歴史」の一部となったのである。

おわりに

以上、見てきたように、YAP は現政権の誕生に深く関わりを持ち、政権発足後急速に勢力を拡大しながら今日まで政権を支え続けている。この関係性は、政府党体制や政党型権威主義体制の議論で示された「政権が形成主体となる与党」「組織・人員・財政支出の一体化」「与野党間の圧倒的な格差」といったポイントにかなりの部分で合致するものであり、少なくともアゼルバイジャンの政治体制の外観は政府党体制に近いと言えるだろう。

一方で Bader が論じたように、政治的競争の排除は見られるが、人材リクルートや一般大衆の取り込みという点では不明な点が多いのも事実である。政策決定への関与も見られず、第 2 章で見るように、議会でも YAP が議会活動のイニシアチブをとるという様子はない。この意味で、「体制にとって補助装置以上のものではなく、Bader の主張する「政党型権威主義体制」には当てはまらない。ただ、公称の党員数を考えると、職場単位での強制加入の可能性も否定できないものの、それなりの規模の市民を党組織に参加させることには成功している。

⁵² 2003 年 11 月 22 日付。[<http://www.ucnoqta.com/2003/11/22/anons.php?m=3>]参照。

⁵³ *ŞƏRQ* 紙日付不詳[<http://www.sherg.az/view.php?d=9605>]、[<http://www.sherg.az/view.php?d=9680>]参照。

⁵⁴ サバイル地区党組織会議での Z.ガラロフの演説による。2004 年 9 月 23 日付 *Yeni Azərbaycan* 紙[<http://www.yeniazərbaycan.com/view.php?d=3007>]。

また、ヘイダル・アリエフと「91 人」との間に見られたような特別な紐帯が、世代交代によって低下したことで、逆に YAP は制度化したとも言える。これも第 2 章で論じるが、近年の議会選挙においては YAP 本部の候補者公認作業が厳格化し始めている。さらに、本章第 2 節において地方党組織の人員について見たように、地方党組織と地方行政府との人的関係から、党が地方行政府に対し一定の監視役を担っている可能性も浮かび上がってくる。地方行政府人事については第 3 章および第 5 章で詳しく論じるが、近年、地方行政府長官人事の短期化傾向、および有力大臣の「子分」が長官として派遣される事例が非常に多いとされている。この結果、「よそ者」の長官が着任することも多くなっているが、地方党組織はこれに対し、けん制としての役割を果たし得る。実際、よそ者の新任長官と地元出身の前任長官に近い地方党組織との間で緊張が生じている事例も見られる⁵⁵。

さらに、政治的競争の排除において役割を果たしている一方で、YAP は自らの活動場所である議会を中心に、野党との接点として機能していることも注目すべきである⁵⁶。

このように、共産党の解体によって「党=国家体制」が消滅し、政策決定機能を大統領府が担うようになった後の政治空間で、ポストソ連型の支配政党はさまざまな補助的役割を果たしており、その機能は決して見せかけではないのである。

⁵⁵ 2012 年 11 月 6 日付 Yeni Müsavat 紙
[http://musavat.com/news/ölkə/YAP-ın-YERLİ-TƏŞKİLATI-PREZİDENTİN-KADRINA-QARŞI_136409.html]。

⁵⁶ 緊張緩和のための政党間対話の呼びかけはこれまでも繰り返し行われてきた。国内政治以外の問題についても、例えば、欧州評議会で行われた決議への抗議行動を行うため、YAP は党本部に野党を招いたと伝えられた。2012 年 9 月 14 日付 Xezer
İnfó[<http://www.xezerinfo.com/1002-yap-muxalif-399ti-oz-q-399rargahina-d-399v-399t-etdi.html>]。

資料

別表 1 「91 人」一覧

1	Ziya Bünyadov	元議員、元党第一副議長	47	Faiq Səfərov	
2	Fərəməz Maqsudov	元議員	48	Sudeyf İmamverdiyev	教授
3	Ömər Eldarov	元議員	49	Liliya Luqovaya	助教授
4	İqrar Əliyev	科学アカデミー会員	50	Hacıbala Abutalıbov	バクー市行政長官
5	Kərim Kərimov	元議員	51	Novruz Quliyev	元議員
6	Məmmədağlı Cəfərov	農業アカデミー所長	52	Əmir Mərdanov	博士
7	Sabir Hacıyev	議員（非YAP）	53	Sabir Xəlilov	科学者
8	Xəlil Rza Ulutürk	詩人	54	Pənəh Mahmudov	助教授
9	Sirus Təbrizli	元議員、元大臣、元党副議長	55	Isgəndər Quliyev	
10	Zeynəb Xanlarova	議員	56	Zakir Sərdarov	
11	Əli Ömərov	元検事総長	57	Əli Əhmədov	助教授
12	Eldar İbrahimov	議員	58	Əli Nağıyev	元大臣、元党副議長
13	Mixail Zabelin	議員	59	Maqsud Nəcəfov	科学者
14	Əlfəddin Abdullayev	医師	60	Heydər Hüseynov	助教授
15	Murtuz Ələsgərov	議員、元国民議会議長、党副議長	61	Nəbi Əsgərov	科学者
16	Əkbər Bayramov	バクー国立大教授	62	Allahverdi Hacıyev	教育大講師
17	Zahid Qaralov	元議員	63	Tofiq Hüseynov	科学者
18	Həsən Quliyev		64	Məmməd Məmmədov	科学者
19	Adil Qasimov	科学者	65	Musa Heydərov	
20	Əjdər İsmayilov		66	Hacı Hacıyev	科学者
21	Fikrət İsmayilov		67	Nəzir Əhmədov	元シェキ市行政長官
22	Şahlar Əsgərov	元議員	68	Allahyar Hüseynov	
23	Mübariz Əhmədov	科学者	69	İbrahim Əzizov	科学者
24	Əli Nuriyev		70	Aydın Əhmədzada	高等教育機関講師
25	Ədalət Fərəcov	科学アカデミー所員	71	Vidadi Acalov	学位候補
26	Həsən Mirzəyev	元議員	72	Səbir Dünyamalıyeva	学位候補
27	Zahid Xəlilov	学者	73	Georqi Savoskin	事業家（在ロ）
28	Vilayət Əliyev	教育大副学長	74	Lüdvig Muradov	アゼルバイジャン・ロシア協会書記
29	Abbas Səmədov	中等教育機関副校長	75	Rəfael Allahverdiyev	元バクー市行政長官、元議員、元党副議長
30	Ağababa Mahmudov	科学アカデミー所員	76	Asif Cahangirov	元バクー最高教育局長
31	Şəmistan Mikayılov	科学者	77	Rafiq Qasimov	元会社社長
32	Səfiyar Musayev	元議員	78	Kərim Kərimov	元工場部門長
33	Əsədulla Qurbanov	バクー国立大教師	79	Munis Bayramov	アゼルバイジャン障害者協会議長補佐
34	Musa İlyasov		80	Möhsün Möhsünov	
35	Tələt Qayıbov	高等教育機関講師	81	Ağabəy Əsgərov	出版社社長
36	Məmməd Məmmədov		82	Vüqar Rəhimzadə	元議員
37	Rafiq Əminzadə	科学アカデミー所属	83	Rizvan Cəbiyev	元議員
38	Lalə-Şövkət Hacıyeva	元国家書記	84	Ariz Abdulləliyev	政治学者
39	Eldar Abbasov	元議員、医師	85	Əziz Axundov	ジャーナリスト
40	Əli İnsanov	元大臣、逮捕	86	Mirzə Əsgərov	ジャーナリスト
41	Fuad İsmayilov		87	Xeyrəddin Qoca	元イスタンブール総領事
42	Əlişir Musayev	教授	88	Səlahəddin Quliyev	元大統領府出版局長
43	Hüsni Kərimov	教授	89	Ziya Paşa	ジャーナリスト
44	Rafiq Məmmədhasənov	医療大学副学長、議員	90	Vüqar İsmayilov	ジャーナリスト
45	Məmməd Nəsirov	科学者	91	Tahir Məmmədov	ジャーナリスト
46	İbrahim İsayev	元議員			

注:2007 年時点の情報。氏名網掛けは死去が確認された人物。

出所:2007 年 4 月 2 日付 Mediaforum

[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20070402081935462&lang=az&page=02#.UabQGJw_RW8]

別表 2 公認政党一覧(2011 年末時点)

No.	略号	党名
1	AMİP	Milli İstiqlal Partiyası 国民独立党
2	DTP	Dirçəliş və Tərəqqi Partiyası 復活と進歩党
3	XDП	Xəliq Demokratik Partiyası 人民民主党
4	AVP	Ana Vətən Partiyası 祖国党
5	MDİP	Milli Demokrat İdrak Partiyası 国民民主精神党
6	KP	Kəndli Partiyası 農民党
7	VHP	Vətəndaş Həmrəyliyi Partiyası 市民連帯党
8	MP	Müsavat Partiyası ミュサヴァト党(平等党)
9	BP	Birlik Partiyası 統一党
10	YAP	Yeni Azərbaycan Partiyası 新アゼルバイジャン党
11	VAMBP	Vahid Azərbaycan Milli Birlik Partiyası 単一アゼルバイジャン国民統一党
12	VAP	Vahid Azərbaycan Partiyası 単一アゼルバイジャン党
13	DADP	Demokratik Azərbaycan Dünyası Partiyası 民主アゼルバイジャン世界党
14	MAP	Müstəqil Azərbaycan Partiyası 独立アゼルバイジャン党
15	MQP	Milli Qurtuluş Partiyası 国民救済党
16	YP	Yurddaş Partiyası 同胞党
17	ÜP	Ümid Partiyası 希望党
18	QP	Qorqud Partiyası ゴルグド党
19	MHP	Milli Hərəkət Partiyası 国民運動党
20	AKP	Kommunist Partiyası 共産党
21	AMDP	Milli Dövlətçilik Partiyası 国民国家党
22	VİP	Vətənpərvərlər Partiyası 愛国者党
23	DSP	Demokratik Sahibkarlar Partiyası 民主的所有者党
24	ANAP	Azərbaycan Naminə Alyans Partiyası アゼルバイジャンのための同盟党
25	DMP	Demokratik Maarifçilik Partiyası 民主啓蒙党
26	SRP	Sosial Rifah Partiyası 社会福祉党
27	ALP	Azərbaycan Liberal Partiyası 自由党
28	SDP	Sosial Demokrat Partiyası 社会民主党
29	AXCP	Xəliq Cəbhəsi Partiyası 人民戦線党
30	VKP	Vahid Kommunist Partiyası 統一共産党
31	SƏP	Sosial Ədalət Partiyası 社会公正党
32	MKP	Milli Konqres Partiyası 国民会議党
33	VP	Vəhdət Partiyası 統一党(調和党)
34	RP	Respublikaçılar Partiyası 共和党
35	XP	Xəliq Partiyası 人民党
36	LDP	Liberal Demokrat Partiyası 自由民主党
37	ADP	Demokrat Partiyası 民主党
38	MəP	Mübarizlər Partiyası 戦闘者党
39	ƏP	Ədalət Partiyası 公正党
40	MVP	Milli Vəhdət Partiyası 国民調和党
41	MMP	Müasir Müsavat Partiyası 現代ミュサヴァト党
42	ARP	Azad Respublikaçılar Partiyası 自由共和党
43	BQP	Böyük Quruluş Partiyası 偉大な構成党
44	AP	Azadlıq Partiyası 解放党
45	ADİP	Demokratik İslahatlar Partiyası 民主改革党
46	BAXCP	Bütöv Azərbaycan Xəliq Cəbhəsi Partiyası 全アゼルバイジャン人民戦線党
47	TrP	Tərəqqi Partiyası 進歩党
48	BAP	Böyük Azərbaycan Partiyası 大アゼルバイジャン党
49	TkP	Təkamül Partiyası 進化党
50	VBP	Vətəndaş Birliyi Partiyası 市民統一党
51	KXCP	Klassik Xəliq Cəbhəsi Partiyası 正統人民戦線党
52	VİP	Vətəndaş və İnkişaf Partiyası 市民と発展党
53	MDP	Milli Demokrat Partiyası 国民民主党
54	AyP	Aydınlar Partiyası 光明党
55	AMDHP	Azərbaycan Milli Dirçəliş Hərəkatı Partiyası 国民復興運動党

第二章 不活発な議会、活発な議員：議会の成立・変容と議員の役割

本章では、アゼルバイジャンの現政権における議会の役割について述べる。

はじめに：権威主義体制下の議会に対する注目の意義

共和国憲法によれば、国家権力は権力の分立原則に基づいて構成される。憲法では立法権がアゼルバイジャン共和国国民議会によって行使されることを高らかに宣言している。しかしながら実際は、国民議会は三権の一角ではなく、執行権力の単なる付属物である。換言すれば、国民議会は「議会」と言うことはできない。野党の報道でそれが大統領府の公証役場と名付けられていることは、それほど故なきことではない(Nəsibli 2006)

この引用文に顕著なように、従来のアゼルバイジャン政治研究において、議会は政策決定上重要な役割を果たしておらず、「ラバースタンプ」や「行政府の従属機関」であるという評価がなされてきた。アゼルバイジャンの政治体制を、新家産的特徴や大統領職継承で顕著だった王朝的傾向に留意しつつ、権威主義的特徴と比較的自由な報道・ある程度自立した野党の存在といった民主的特徴を併せ持つ「準権威主義」の下位類型として概念化・分類した Guliyev は、議員が事実上大統領に「任命」されていると指摘し、体制において議会は「執行権力の付属物」とであると述べている(Guliyev, 2005)。1995年から2000年の第一召集議会について考察した Arifoglu, Abbasov は、1995年に成立した新憲法によって、国民議会は特に行政・司法権力の人事に関する権限を大きく縮小され、残された主な権限の一つである国家予算監督についても、行政府とのコンフリクトを避けて事実上「ラバースタンプ」の状態であったと述べる。また、この期間の議会の活動は議長のパersonalityによるところが大きかったことも指摘している。新しい国民議会の発足当初、議長であったラスル・グリエフ⁵⁷は、ヘイダル・アリエフ大統領(当時)に次ぐ実力者と目されていたが、Arifoglu らは、彼の強い政治的影響力が議員の行動を方向づけ、与党議員内の彼の支持者には行政府に対し批判的な態度をとる者も存在したとする。一方、グリエフの失脚を受けて議長に就任したムルトゥズ・アラスゲロフ(Murtuz Nəcəf oğlu Ələsgərov)の下、与党の議会運営統制が強まり、議会は社会問題の討議に消極的となったという。Arifoglu らは、議員と有権者と

⁵⁷ Rəsul Bayram oğlu Quliyev. 1947年ナヒチェヴァン自治共和国生まれ。アゼルバイジャン石油化学大で学んだ後、石油化学工業分野のエンジニアとなる。1985年バクー市人民代議員、1990年アゼルバイジャン最高会議議員。1992年アゼルバイジャン国営石油会社副社長・石油ガス加工本部長。1993年5月副首相、同年11月最高会議議長。1995年の議会選挙ではYAP公認で小選挙区から当選し、新しい国民議会でも議長となったが、1996年に失脚し、亡命。以後海外から野党勢力の一角を指導し続け、1998年には大統領選挙への出馬を表明し、亡命状態のまま自派とともに民主党に合流、党議長となった。民主党合流に際しては与党YAPからグリエフに同調した離反が起こり、民主党は一時議会内で最大野党となっていた。現在「開かれた社会」党(Açıq Cəmiyyət partiyası)指導者。

の正しい関係を作る公正な選挙、執行権力から自立し、影響力と権威を持つ議長、予算監督をはじめ執行権力への議会の監督権強化、によって、議会の役割を強化することが重要であるとした(Arifoglu and Abbasov 2000)。また、いわゆる「カラー革命」が近隣諸国で起きる中 2005 年に実施されたアゼルバイジャン議会選挙について分析した Valiyev は、この選挙も非民主的で不正が横行し、「人々の民主化、改革、腐敗の終焉の希望を葬」り、「イルハムの下でのより非民主的な選挙は、この国がヘイダルの影にまだ生きていることを今一度示した」と結論付けた。その一方で、イルハム期に入って初の国政選挙であったこの議会選挙で、人々の政治参加・政治意識に向上が見られたこと、主要野党の協力体制が見られたこと、国際社会に対する過度な期待から、自力での改革の必要性に対する認識が広がりつつあるという判断から、プラスの側面もあると主張した(Valiyev, 2006)。「民主化の進展」という観点からの 2005 年議会選挙の結果に対する否定的見解と、選挙プロセスで見られた部分的な肯定的要素に対する希望の表明という点では、Aliyeva の分析も共通するものがある(Aliyeva, 2006)。

これら従来の研究に共通して見られるのは、憲法の規定によってそもそも議会の権限が制限されていること、議会の構成が翼賛的であること、これまでの選挙プロセスと選挙結果が民主的でないことから、アゼルバイジャンにおいては現存する議会が三権の分立の中で本来果たすべきチェック機能を果たせておらず、本来あるべき議会ではないとするのとらえ方である。また、選挙を「民主化の進展を測る指標」としてとらえ、選挙の実践の積み重ねによって民主化の進展にプラスとなる要素の芽生えを期待する考えが存在することも指摘できよう。

比較政治学の議論でも、権威主義体制において議会や政党といった「民主的制度」が存在することは確認されてきたが、Jennifer Gandhi によれば、その理由についてはこれまで体系的な説明はなされていなかった。Gandhi は、従来の非民主体制研究における「民主的制度」への言及には 2 つの見方がある、とする。1 つは、こうした制度は「単なる飾り窓」で、実質的に意味を持たないというものであり、もう 1 つは民主化支援活動において、こうした制度の存在を「劇的な民主的变化ではないにせよ、より広範な自由化への意味ある前兆」ととらえる見方である(Gandhi, 2008)。先に示したアゼルバイジャン政治の先行研究に共通する見方も、まさにこの 2 つの見方を反映している。

しかし Gandhi, Przeworski(2007)は、こうした見方では権威主義的支配者の行動におけるバリエーションや彼らの制度的選択を説明できていないと主張し、権威主義体制下における競争的でない政党・代表制のない議会の存在目的と、非民主的な支配体制においてそうした制度の有無の差が生じる体系的な理由を、1946-1996 年の 139 か国のデータを用い、計量分析の手法によって分析した。

Gandhi らによれば、自らの権威主義的支配に対して社会から生じる脅威を中和するために専制者が採り得る手段として、暴力の使用はコストが高いうえに常に効果的とは限らないことから、潜在的な反対派を「包含」し協力を得る必要がある。この方法として Gandhi らは、政策的妥協と利益分配の 2 つの方法があるとし、法規範といった形でより公式化される必要がある政策的妥協には、「議会」の存在が適している、とする。一方、利益は専制者から直接支払われうるものであり、概して利益分配についての決定は個別的で、法的な形式を必要としない。そのうえで、協力の必要性は大きく 2 つの条件によるとした。1 つ目は、ルールを組織する能力のある既製の制度が存在するかどうか、である。Gandhi らは、支配エリート内の対立を処理する既製の制度(第一壕)の有無とその種類によって非民主体制の支配者を君

主・軍・文民型の 3 タイプに分類し、君主は王家や王室を、軍指導部は軍事組織を持つ一方、民間の非民主的指導者(文民型)は依るべき既製の組織を持たず、新たに創設する必要がある、とした。2 つ目は、資源輸出に依存できる経済かどうか、である。資源輸出に依存可能な支配者は国家歳入を最大化するために社会の広範なセクターと協力する必要がなく、利益分配によって支配の維持が容易であるが、そうでない場合、専制者は経済的協力を得る必要がある。

こうした条件分けと分類に基づく考察の結果、Gandhi らは、文民型支配者は概して協力を求める必要が高く、社会からの脅威に備える「第二壕」としての議会に自律的な政党を含む複数政党を取り込み、一定の政策的妥協や利益分配を行うことで支配の持続強化を図っていると結論した(Gandhi and Przeworski, 2007)。

非民主体制において、反対派を包含し、協力を求め利益を分配する場として、そして社会からの危機に備える「第二壕」として体制側が議회를戦略的に重要視している、という Gandhi らの議論は、「民主化の第三の波」以降に成立した権威主義的特徴と民主的特徴を併せ持つ「ハイブリッド」や「グレーゾーン」の体制が、なぜ民主的制度を採用するのかを考えるうえでも重要である。このことから、本章ではアゼルバイジャンにおける議会の役割に注目し、体制における議会の位置づけと、議席配分の意味を確認したうえで、現体制が議会を用いていかに野党勢力を切り崩し、多元性を演出しているかに焦点を当てる。

一方で、Gandhi の議論に対しては、支持基盤を超えた人々を取り込む際に、議会のような外見的に民主的な政治制度の創設は必要条件であっても十分条件ではなく、妥協や交渉が支配者と反対派との間で私的に行われる可能性も存在するのではないかという指摘もなされている⁵⁸。また、合議機関・妥協の舞台としての議会の重要性と、Gandhi たちが指摘するような利益分配の「相手」「媒介者」となる議員の存在とその活動の重要性も分けて考えるべきであろう。議員は、不公正であるとはいえ選挙で選ばれた公人、あるいは地方代表としての顔も持っている。特に地方自治が大きな行政単位で認められていないアゼルバイジャンにおいては、議員は住民が選出できる唯一の代表としての側面を持つ。

本章では、まずアゼルバイジャンにおける議会の成立の経緯を整理し、アゼルバイジャンにおいて議会が持つ歴史的な重要性を論じる。そのうえで、現議会の制度上の権限、議会構成とその意味について考察し、現体制において議会が「機関」として持つ意義を検討する。第 2 節では、直近の議会選挙である 2010 年の議会選に焦点を当てる。選挙前からの流れを確認するとともに、各派の動きを通じてアゼルバイジャンにおける政党活動の実態を考察する。続く第 3 節では、議会選挙を通じて垣間見える地元民との接触や他のエリートとの関係に焦点を当て、アゼルバイジャンの政治体制における議員の役割・活動について考察する。

第 1 節 政争の舞台から翼賛議会へ：アゼルバイジャンにおける議会の成立と変容

1. 国民評議会 Milli Şura の創設

1991 年 8 月、連邦中央でゴルバチョフに反対する勢力によるクーデターが発生した。国家機構から

⁵⁸ Gandhi and Przeworski(2007)の議論を進める形で発表された Gandhi(2008)に対する Vindigni(2009)の書評。

民族主義勢力を排除することにほぼ成功していたムタリボフであったが、クーデター派を支持したとの報道によって窮地に立たされることとなった。9 月には初の大統領選挙によって「民選」大統領となったが、8 月クーデターとその後の混乱を契機に政治的影響力を回復した人民戦線は、10 月 3 日、新しい合議体の創設に関する合意の取り付けに成功し、30 日、「アゼルバイジャン共和国最高会議国民評議会 (Milli Şura) に関する憲法的法律 (Azərbaycan Respublikası Ali Sovetinin Milli Şurası haqqında Azərbaycan Respublikasının Konstitusiyası Qanunu)」が最高会議で採択された。

この憲法的法律では、アゼルバイジャンが完全な独立獲得の基礎を形成する移行期であることを宣言し、国民評議会はそのための機動的な活動を求められていた。構成員は最高会議議員から選ばれた 50 人であり、その内訳は政権側議員 25 名、民主ブロック (人民戦線派) 25 名であった。憲法の採択、大統領の権限決定、大統領解任についての発議、大統領選挙・人民代議員選挙の日程決定、憲法裁判所の選出、大統領の提案に伴う閣僚会議の組織を最高会議の排他的な権限として確認したうえで、移行期に限りその権限が国民評議会に付与された。

このように、政権と反対派との妥協による新たな合議体「国民評議会」が誕生し、ここで政権側と議席を折半した人民戦線を中心とする反政府派は、その政治力を格段に強めた。10 月 18 日に最高会議で「アゼルバイジャン共和国独立に関する憲法的法 (konstitusiyası aktı)」が採択されたことは、反ソ連の立場を鮮明にする人民戦線の影響力が強まっていることを示していた。一方で、反対派が拠り所とした国民評議会の指導は、共和国最高会議の正副議長が行うこととされ、構成員でない人民代議員は新しい立法機関選出まで権限を保持し、一定の審議参加権を与えられるなど、旧来の最高会議メンバーが影響力を及ぼす余地が残っていた。また最高会議そのものが消滅したわけではなく、この並列状態によって後に混乱を招くこととなる。

8 月の事件によって連邦は崩壊への最終段階に入り、強い連邦の下での秩序再建を目指すというムタリボフの計画はここに至って瓦解したが、独立国家共同体 (CIS) 創設の動きはムタリボフにとってプラスとなるものであった。ムタリボフは CIS を中心とした問題の解決に活路を見出そうとした⁵⁹。しかし国民評議会は人民戦線を中心に CIS 加盟に断固反対の立場であり、加盟問題をめぐって大統領と国民評議会は真っ向から対立することになった⁶⁰。国民評議会が CIS への対応をめぐって紛糾する一方、ムタリボフは CIS 条約 (アルマアタ宣言) に調印し、加盟を既成事実化しようとした⁶¹。人民戦線は国民評議会を舞台にこれに抵抗しようとしたが、評決が最高会議に移った場合、圧倒的な数적不利から政権に抗う術はなかった。顧問会議の時のような事前折衝の役割は国民評議会にはなく、またそのような制度的な場はこの時期既に失われていた。

⁵⁹ ソヴィエト連邦内での問題解決をほぼ断念したムタリボフではあったが、依然として共和国独自に解決を図るのではなく、より大きな枠組の中での問題解決を志向していた。この頃エリツィンやナザルバエフらがナゴルノ・カラバフ問題の調停に当地を訪れ、また自国では国軍創設に最後まで難色を示すなど、共和国自決の道をとろうとしていたとは言い難い。

⁶⁰ もっとも、政府派の国民評議会議員や最高会議の多くは CIS 加盟に賛成であった (Fuller, 1992, p. 12; Goltz, 1998, p. 133)。

⁶¹ ムタリボフは国民評議会が如何なる決議をしてもこれを無視し、最高会議の評決で正当性を得るつもりであったようである。

ホジャル事件と人民戦線政権の成立

連邦崩壊直前の 11 月、最高会議においてナゴルノ・カラバフ自治州の廃止が決定され、その一部が大統領直轄地区に指定されたことに対抗して、ナゴルノ・カラバフ自治州は独立を宣言し、紛争は全面的なものへと拡大した。そのような緊迫した状況の中で 1992 年 2 月に起きたホジャル事件はムタリボフ政権にとって致命傷となった。3 月 6 日にムタリボフは退陣、旧共産党系の最高会議議長ヤクブ・マメドフ(Yaqub Məmmədov)が暫定大統領となった⁶²。ムタリボフは退陣したものの最高会議は依然旧共産党系が支配的であり、一方数的に勢力が拮抗していた国民評議会がムタリボフを辞任に追い込んだこともあって人民戦線派が優勢となっていた。3 月の「1 回目」の辞任劇が最高会議ベースで行われたことで、ムタリボフの政治生命は完全に絶たれるには至らなかった⁶³。また、これまでも明確でなかった最高会議と国民評議会との関係は「並列」状態のままこの後数ヶ月続くこととなり、アゼルバイジャンの国内政治を一層不透明にする一因となる。この 3 月から 5 月半ばまでアゼルバイジャン政局はいずれの勢力も主導権を握れないまま混迷の度を深めていった。12 日に人民戦線代表(エルチベイ)、最高会議議長(Y. マメドフ)、首相(H. ハサノフ)、国防相(R. ハジエフ)、ナヒチェヴァン自治共和国最高会議議長(ヘイダル・アリエフ)の 5 人からなる連絡協議会(国家協議会)が発足するが、旧共産党系勢力内では比較的ムタリボフに近かった Y. マメドフと、かねてからムタリボフとライバル関係にあった H. ハサノフとの間で主導権争いがあり、人民戦線に接近していた H. ハサノフは首相職を解かれた(Fuller, 1992, pp. 11-13)。ムタリボフが退陣したことでナヒチェヴァンのヘイダル・アリエフが旧共産党系勢力に持つ影響力はさらに増したと考えられるが、当時この勢力をどの程度取り込むことができていたかは疑問である⁶⁴。

この間ナゴルノ・カラバフではアルメニア側の前進が続いていたが、中央政府は事実上不在の状態であった。人民戦線はムタリボフを辞任に追い込むことに成功したものの、暫定大統領となった Y. マメドフは人民戦線の推す人物を政権に加えることを拒絶し、権力をめぐって緊張状態が続くこととなった。5 月にカラバフにおけるアゼルバイジャン側の最後の拠点であったシェージャが陥落すると、中央では新たな政治抗争が始まった。5 月 14 日、先に退陣したムタリボフが大統領職に復帰したことが最高会議から発表され、バクーに非常事態が宣言された。これに対して人民戦線側は反政府集会を開催、15 日に国民評議会はムタリボフの復権を撤回した。16 日に人民戦線主体の連立内閣が発足、19 日には人民戦線副議長イサ・ガンバル(İsa Qambər)が最高会議(兼国民評議会)議長(大統領代行)に就任した。それと同時に国民評議会の改称が行われ、正式名称が「アゼルバイジャン共和国最高会議国民評議会(Azərbaycan Respublikası Ali Sovetinin Milli Şura)」から「アゼルバイジャン共和国国民議会(Azərbaycan Respublikası Milli Məclis)」となった。また新議会選出まで国民議会が全権を掌握することが発表され、最高会議との「並列」状態は一時的な形で解消されることとなった。人民戦線が共和

⁶² 3 月 3 日からの緊急集会で E. カファロヴァ最高会議議長が「健康上の理由」により辞任、後任にはムタリボフに近い Y. マメドフが就任し、その翌日にムタリボフが辞任を表明した。数的に劣る人民戦線はこの会議にホジャル市長を招聘し、ホジャルの映像が議場で流された。これによってムタリボフの辞任を求める声が支配的になったとされている(Goltz, 1998, pp. 134-137)。

⁶³ 最高会議の決定によってムタリボフには年金と 10 人の護衛、住宅が支給された(Zülfüqarlı, 2006, p. 117)。

⁶⁴ Fuller(1992)はハサノフが H. アリエフと共同歩調をとろうとしていると記していることから旧共産党勢力の一定の取り込みには成功していたと思われるが、国民評議会はほぼ人民戦線の手の中にあった。

国の政治プロセスをほぼ掌中に収めた状態の中で6月に大統領選挙が行われ⁶⁵、人民戦線の候補エルチベイが当選して人民戦線の政権が本格的にスタートした。

国民議会が発足当初の妥協の末の極めて暫定的な位置づけから、重要な合議体へと変化していく様子は、国民議会のメンバー選出方法にも現れている。当初 50 名の構成メンバーが発表されただけで、その任期や交代の規定は存在していなかった。ところが旧共産党政権が崩壊した後、人民戦線は主導権を確かなものとするために、前述のように最高会議を停止するとともに、改称した国民議会の構成メンバー入れ替えに着手した。1992 年 5 月 26 日に採択された国民議会新議員選出規則法(Milli Məclisinin yeni üzvlərinin seçilməsi qaydası haqqında qanunu)では、まず人民代議員として復帰するか両立できない職務に選出された場合、もしくは脱退を要請した場合、国民議会議員の権限が停止されるとされ、その欠員を補充する形で人民代議員から立候補を募ることになっていた。候補者は欠員より少なくならないようにする必要があり、立候補者は国民議会正副議長に立候補届を提出し、議会内で各候補の演説が行われた後、議員の投票によって決められると定められた。この規則法成立の結果、5 月末から 6 月初めの短期間に 7 名の議員が交代した。この時に脱落した構成員は旧共産党政権に近い人々であり、こうした欠員補充形式での選出は国民議会の閉鎖性・党派性を示すものであったと言える。

人民戦線が政権を担当していた期間は翌 1993 年 6 月までの一年間であるが、この間に国民議会が立法機関として行った仕事として重要なのが、1992 年 6 月 3 日、政治結社に広範な活動を認める政党法の成立である(Əkbərov, Səlimov, 2003, p. 501)。これはその後に予定されていた議会選挙に向けた動きであった。公選ではない国民議会を名実ともに「議会」とするためには必要なものであり、民主主義を掲げる人民戦線にとって、来る議会選挙の成否は政権の民主性を内外にアピールし、脱ロシア、親西欧を現実のものとする格好の機会となるはずであった。しかしナゴルノ・カラバフ情勢の悪化と政局の緊迫化によって自らの敗北を恐れた人民戦線は選挙を延期し、結局人民戦線政権期には議会選挙は行われなかった。

1993 年に入るとナゴルノ・カラバフの戦局は悪化し、その責任を問われてスレット・ヒュセイノフ副首相兼大統領特別全権代表が解任された。アゼルバイジャン側の戦力の主体であった民兵に大きな影響力を持っていたヒュセイノフの解任によって政局は不安定化し、6 月、ヒュセイノフ主導の民兵が決起した(Goltz, 1998; Goldenberg, 1994, pp. 124-125; Cornell, 2001, pp. 94-101)。エルチベイ大統領は事態の收拾を依頼してナヒチェヴァン自治共和国最高会議議長ヘイダル・アリエフをバクーに招いた。I.ガンバル国民議会議長は辞任、最終的にエルチベイはバクーからナヒチェヴァンに退避し、6 月 15 日、国民議会議長・国家元首代行にヘイダル・アリエフが就任し、新政権がスタートした。

2. 憲法制定過程での主導権確保

新憲法制定へ向けた動き

⁶⁵ 当初は 5 月に予定されていたが、ムタリポフ復権などの政治的混乱を理由に延期された。共和国内では政治的活動が規制され、国家独立党議長の E.マメドフはこうした状況を不服として選挙をボイコットした。

発足当初のヘイダル・アリエフ政権が取り組んだ大きな課題は、新憲法制定であった。新憲法制定へ向けた動きは、早くも独立前の 1991 年、「アゼルバイジャン共和国の新憲法制定に関する」最高会議の決定⁶⁶(2 月 9 日)によって一応のスタートを切っていたが、その後の政治的混乱によって具体化することはなく、憲法・基本法の部分的改正が断続的に行われてきただけであった。よってアゼルバイジャンは基本的にソ連時代の法システム・法概念から脱却できていない状態であり、このことは最高会議及び国民議会の「全権性」を残存させる原因となっていた⁶⁷。国民議会が憲法の改正を含め全てを定め得る立場にあることは、政権基盤が磐石ではなかった当時のヘイダル・アリエフにとって不安材料であった。硬性的新憲法とそこでの強い大統領制の実現は政権にとっての重要な目標となった。YAP は国家権力をヘイダル・アリエフに集中させることを目標の一つにしていたために、こうした動きを率先して担った。1993 年 12 月 6 日に国民議会で「初の国民憲法草案の準備に関する決定」がなされ、新憲法制定へ向けた動きがスタートした。この決定によって 14 名からなる憲法草案準備委員会が設置された。その顔ぶれは表 5 の通りである。S.ヒュセイノフ首相やグリエフ国民議会議長、野党勢力の中では比較的ヘイダル・アリエフに近い立場をとっていた E.マメドフも参加し、さらに大統領に近い A.ジャリロフや、後に国民議会議長となる M.アレスゲロフ(YAP)もメンバーに入っている。また、ヘイダル・アリエフを大統領として認めておらず、エルチベイが共和国大統領であるとの立場をとっていた人民戦線からも代表が出たことは興味深い。メンバー構成を見る限り、この委員会は実務志向というよりも政局に配慮したバランス重視の人選であった。

表 5 憲法草案準備委員会

1	委員長: 大統領(H.アリエフ)		
2	副委員長: 国民議会議長(R.グリエフ)		
3	外交委員長(Y.ヴァキロフ)	9	最高会議書記局長(S.ミルザエフ)
4	国家建設・法政策委員長(T.ガシモフ)	10	検事総長(A.オマロフ)
5	バクー国立大学長(M.アレスゲロフ)	11	科学アカデミー総裁(E.サリヤエフ)
6	司法大臣(I.イスマイロフ)	12	最高裁長官(H.ハジエフ)
7	議員<人民戦線執行委員長>(I.イブラヒモフ)	13	首相(S.ヒュセイノフ)
8	議員<国民独立党議長>(E.マメドフ)	14	最高会議副議長(A.ジャリロフ)

しかし、この時の憲法起草準備委員会は当時の政治状況に大きく左右されて実質的な意味を喪失した。1994 年に起こったクーデター未遂によってヒュセイノフは失脚し、アゼルバイジャンの政治地図は大きく変化した。政治的危機を克服したヘイダル・アリエフは強制力と富の支配を確実なものとし、権力基盤はますます強いものとなった。1995 年 5 月 2 日、新憲法起草委員会創設法が国民議会で採択されるが、そのメンバー構成は一連の政治情勢に大きく影響を受けた人選となった。メンバー構成は表 6 の通りである。

⁶⁶ ムタリボフを委員長とする 75 名からなる委員会が創設された。主に共和国の人民代議員、科学アカデミー、共産党幹部で構成されていた。

⁶⁷ ソヴィエト法の基本的概念については、藤田(1986)、森下(1984)を参照。

表 6 新憲法起草委員会

(番号部が着色されている委員は憲法起草準備委員会委員であった人物である。)

1	委員長:大統領(H.アリエフ)		
2	副委員長:議長(R.グリエフ)	19	科学アカデミー総裁(E.サラエフ)
3	共和国首相(F.グリエフ)	20	共和国作家同盟議長(A.ルザエフ)
4	大統領府長官(R.メフディエフ)	21	バクー国立大学長、法学博士(M.アレスゲロフ)
5	第一副議長(A.ラヒムザデ)	22	科学アカデミー副総裁(Z.ブニャトフ)
6	副議長(Y.アリエフ)	23	科学アカデミー書記(F.マグストフ)
7	ナヒチェヴァン最高会議議長(N.ハサノフ)	24	科学アカデミー言語研究所長(A.アフンドフ)
8	ナヒチェヴァン首相(S.ハンババエフ)	25	科学アカデミー準会員(M.メリコヴァ)
9	共和国副首相(I.ルスタモフ)	26	バクー国立大教授、歴史学博士(S.ムサエフ)
10	共和国副首相(E.エフェンディエフ)	27	バクー国立大教授、哲学博士(F.ガシムザデ)
11	法政策委員会委員長(A.アッバソフ)	28	最高会議書記局長(S.ミルザエフ)
12	外交委員会委員長(Y.ヴァキロフ)	29	大統領府法制問題担当局長(S.アリエフ)
13	国家建設・国防問題委員会委員長(S.ハジケリモフ)	30	議員(E.マメドフ)
14	最高裁長官(H.ハジエフ)	31	議員(A.マナフォヴァ)
15	検事総長(E.ハサノフ)	32	議員(M.ザベリン)
16	外務大臣(H.ハサノフ)	33	議員(H.ガニエフ)
17	バクー市長(R.アラフベルディエフ)	34	議員(A.オマロフ)
18	司法第一次官S.ハサノヴァ	35	科学アカデミー哲学・法研究所主任研究員 (R.アジモヴァ)

この委員会の特徴は、委員数が14人から35人へと大きく増え、メンバー構成が政権を支える人物で占められたことである⁶⁸。この結果、新憲法起草委員会は先の憲法草案準備委員会とは確実に性格を異にするものとなり、「ヘイダル・アリエフ色」「YAP 色」が鮮明となった。新憲法起草委員会を掌握したことによって憲法制定プロセス自体をコントロールすることが可能になった政権は、10月3日に憲法採択のための国民投票実施に関する決定を国民議会から取り付けて、草案に関する議論を時間的に制約し、原案のまま国民投票に持ち込んだ。

こうした新憲法制定の動きは、国民議会の構成に支えられていた。ヘイダル・アリエフ政権は前述の国民議会新議員選出規則法に則って断続的に国民議会議員を政権に近い人物に入れ替え、政権基盤を固めた。一連の構成員入れ替えで新たに国民議会に加わった人物はほぼすべてが YAP 関係者であり、その数は14名に上る。一方、1994年9月には「国民議会常設委員会の業務を改善し、国民議会議員でない人民代議員を常設委員会に加えること」を目的に事実上の定員増加を行った。この時新たに常設委員会に加わったものは20名だったが、その過半が旧共産党幹部であり、人民戦線政権期に冷遇されていたグループであったことから、人民戦線系の影響力を削ぎ、旧エリート層の取り込みを

⁶⁸ A.ラヒムザデ国民議会第一副議長、科学アカデミー副総裁のZ.ブニャトフ(YAP 第一副議長)、バクー市長 R.アラフベルディエフ、A.マナフォヴァ、M.ザベリンなどの YAP 結党メンバーに加え、大統領府長官や外務大臣など、ヘイダル・アリエフに近い人物で固められた。

図ったと考えられる⁶⁹。

以上見てきたように、アゼルバイジャンにおいて議会は独立前後の政治情勢の中で激しい政争の舞台となり、政治的主導権を握るうえで重要な機関となった。旧共産党政権・人民戦線政権が最終的に議会の主導権を失うことで終止符を打たれた一方、ヘイダル・アリエフ政権は国民議会議員の漸進的入れ替え、委員会への一部最高会議議員の参加によって議会へのコントロールを徐々に強めることに成功した。それでもなお、新憲法成立までは議会に大きな権限が与えられており、政権の安定にとって議会の掌握できるかは重要な問題であった。新憲法と新しい国民議会の成立によって、議会はその歴史的重要性を失っていくが、その後も議会の統制は政権にとって重要であり続けた。以下では、新憲法成立後の議会の権能と、与党 YAP による議会統制について検討する。

3. 新しい国民議会：対立回避と翼賛化の構図

1995 年 11 月 12 日に実施された国民投票の結果、投票率 86.05%、賛成 91.9%で新しい憲法が成立した。新しい憲法は三権の分立を基礎とし、三権のチェックアンドバランスと立法権が国民議会に属することが宣言されていたが、閣僚任命の承認権や憲法修正権を失い、首相任命に関しても議会の承認が象徴的な意味合いにとどまるなど、行政府優位を決定づけ、ヘイダル・アリエフの政治権力を制度化するものであった。このことから、前述のように多くの観察者が議会を行政府の付属物に過ぎないと評価している。一方、新憲法で定められた新しい国民議会（一院制、定数 125、小選挙区 100・比例代表 25⁷⁰）は、条件付きながら大統領弾劾権を有し（憲法 95 条第 1 項 12。要件と手続は 107 条）、大統領によって解散されないなど、権限を縮小したものの一定の影響力を保ったこともまた事実である。これは、仮に議会多数派が大統領と対立した場合、対立が膠着状態となり、政治的空白が生じる可能性も制度上存在することを意味する。

アゼルバイジャンにおいて憲法上大統領と議会の関係がこのように規定されたのは、当時議会がそれなりに影響力を有していたからである。旧憲法下の国民議会は、全閣僚の任命に関して承認を与える権限や憲法修正の権限を持っており、また、1993 年から 1996 年まで国民議会議長を務めたラスル・グリエフは大統領に次ぐ有力政治家であり、潜在的な政敵と見られていた。権限を縮小された新しい国民議会においても、グリエフ国民議会議長の下では議会審議に係大臣が必ず出席するなど、制度上も実際の影響力の点でも行政府に対する一定のコントロール力を持っていた（Arifoglu and Abbasov, 2000）。このように、独立前後に存在した議会重視の傾向、大統領の権力基盤の未確立、ヘイダル・アリエフ大統領が議会を足場に政権を獲得したという経緯から、憲法制定過程で議会側に一定の影響を残すような条項が盛り込まれたと考えられる。

しかしこうした大統領の「制度的弱点」は、同国の支配政党である YAP が議会で多数派を占めること

⁶⁹ 1994 年 9 月 23 日第 889 号「国民議会の複数委員会の構成についての国民議会決議」。この時増員されたメンバーの多くが共産党地区委第一書記から最初の地区行政府長官となり、人民戦線政権期に解任されていた。また、増員メンバーのほぼ全員が約一年後の 1995 年 8 月の決議によって「新議会選挙が決定されたこと、財政・組織面での問題により」常設委員会の構成員を解任されている。

⁷⁰ 2002 年 8 月の憲法改定によって 125 議席すべてが小選挙区制による選出となった。

で回避されている。表 7 は現行憲法下での国民議会選挙の結果であるが、YAP は一貫して第一党であり、第一回を除いて過半数を獲得している。この結果、議会運営ポストも YAP がほぼ独占している(表 8)。一方、野党は議席をほとんど獲得できていない。この大きな要因として、野党の足並みの乱れがある。もともとアゼルバイジャンの野党の多くは、ソ連末期に誕生し、独立後に一時期政権を担った民族主義勢力の連合体である人民戦線にルーツを持つ。人民戦線は有力なリーダーたちが率いる派閥間で分裂を繰り返し、数多くの政党が乱立した⁷¹。

表 7 国民議会選挙結果

	1995.11.12	2000.11.5	2005.11.06	2010.11.07
投票率	86.05%	71.33%	46.83%	49.56%
YAP	55* (19)	77 (16)	63	71
DMP	1			
AVP	1	2	2	2
SRP		1	1	1
ANAP		1		
DSP	2			
AXCP	4 (3)	7 (4)		
AMiP	4 (3)	2		
MP	1	2	5	
YP		1		
VHP	1	3 (3)	3	3
AKP		2 (2)		
ÜP			1	1
XP			1	
ÖP			1	1
BQP			1	1
ADiP			1	1
BAXCP			1	1
VBP			1	1
無所属	55	26	43	42

表 8 第 4 召集国民議会ポスト配分

議長	YAP
第一副議長	YAP
副議長	YAP
副議長	無所属
法政策・国家建設	YAP
安全保障・国防	YAP
経済政策	無所属
天然資源・エネルギー・環境政策	無所属
農業政策	YAP
社会政策	YAP
地方問題	YAP
科学・教育	YAP
文化	YAP
国際関係・議会間関係	YAP
人権	YAP

また、議会は野党勢力に参加かボイコットかを迫る「踏絵」の役割を持っている。行政機関の公選職が中央・地方ともにほとんどなく、現職が行政機構を強固に掌握している体制においては、野党に残された国政の舞台は議会だけである。しかし選挙への参加は体制の正統性を容認することにつながるため、選挙のたびに参加の是非をめぐって野党は足並みを乱してきた。現体制との関わり方をめぐって、アゼルバイジャンでは反体制の姿勢が鮮明な「急進的野党(radikal müxalifəti)」と、体制内での活動を模索する「建設的野党(konstruktiv müxalifəti)」の色分けがなされており、両派の反目ははっきりしている⁷²。さらに、これまですべての野党を糾合する選挙ブロックの形成に成功したことはなく、ブロック形成をめぐるいざ

⁷¹ 本論第 1 章第 3 節参照。

⁷² 例えば、「建設的野党」は 2010 年の議会選挙についても、与党 YAP と連名で選挙が公正に行われたとする声明を発表している。2010 年 11 月 12 日付 İslam Times[<http://www.islamtimes.org/vdcg779t.ak9wt4r8ra.html>]。

こざが後々にまで尾を引くこともある⁷³。

こうした野党勢力の分裂の結果、野党勢力は院内規則で定められた会派形成の要件(25 議席以上)を満たすことが困難であり、法案提出などの道も閉ざされて有意な議会活動が行えない状況である⁷⁴。また、議席の有無は中央選挙委員会の構成にも影響を与える。2010 年の議会選挙の結果、「急進的野党」はすべて議席を失い、中央選挙委員会にも代表を送ることができなくなった。

野党勢力が抑え込まれる一方で、一定の多元性を演出するのに役立っているのが「無所属」の存在である。一部の現職無所属議員の選挙区については YAP が公認候補を立てておらず、政権側の配慮がみられる一方、YAP 公認候補を破って当選する無所属候補も存在しており、限定的な競争性が演出されている。しかし、「急進的野党」の一人は彼ら無所属議員を「党員でない YAP メンバー(Nasibli, 2006)」と呼ぶなど、全体として親政権の立場をとる者が多い。政権は「建設的野党」と無所属議員を「第二壕」に取り込むことで、議会の 9 割近くの議席とすべての議会運営ポストをコントロールすることが可能である。この結果、議会審議において実質的な議論がなされることはほぼなくなっている。これは、1993 年 10 月から 2002 年 12 月までに採択された法案と決議 1715 のうち 975 が大統領からの発議によるものであり⁷⁵、第三召集(2005-2010)期間中、ほぼすべての法案が本会議出席者の約 90%の賛成で可決されていたことに表れている⁷⁶。

このように、現在のアゼルバイジャンにおいて議会は大統領中心の行政府主導体制を確固たるものとするために、大統領との対立を回避するよう動いている。これは、議会に限定的ではあるが制度上の独立性を持たせた結果、体制の安定のために、大統領と議会の対立が膠着状態に陥る可能性を運用面で消す必要があるためととらえることもできるのである。また、議会は野党勢力を分断・懐柔し、無所属議員を取り込む道具としての役割を果たしている。さらに、行政府から提出された法案のほぼ自動的な成立を与党 YAP が議会で請け負っていることで、政策の内容を議論する合議機関としての役割は失われている。

それでは、議会を構成する各議員は「お飾り」に過ぎず、議会の評決で賛成票を投じるだけの存在なのだろうか。そして YAP は彼らを完全に統制できているのだろうか。そこに野党が存在感を発揮する場はあるのだろうか。第 2 節では 2010 年議会選挙について詳細に検討し、第 3 節ではそこから見える議員の特徴・役割や他のエリートとの関係を考察する。

⁷³ 2005 年議会選に向けて結成された野党の選挙ブロック「自由」は、選挙後の対応をめぐるブロック内に亀裂を生じた。このことは 2010 年議会選挙時のブロック形成にも影響を与えた。詳細は立花(2011)を参照。

⁷⁴ 院内会派形成の要件についてはかねてより野党側から引下げの要求があるが、改定には至っていない。議席を持つ野党の一部は「議員グループ」を形成して共同行動を模索しているが、「院内会派」の要件は満たしておらず、議会運営において実質的に意味を持たない状態である。

⁷⁵ 国民議会ウェブサイト[<http://www.meclis.gov.az/?/az/content/158>]。

⁷⁶ 法案の作成は、関係省庁・行政機関が草案のアイデア・基本コンセプト、骨子を出し、大統領府の立法・法律専門部局がこのスキームに基づいて法案を準備、上層部で決裁の後議会に送られているといわれる(NAMIQ, 2005)。また、YAP 有力議員は本会議においてスケジュール通りの審議を度々主張しており、議長によって議員の発言が遮られることもしばしばである。

第2節 議会選挙: 支配政党による議会統制の限界面

権威主義体制下の、政策決定において重要な位置を占めているわけではない議会の選挙を分析する意味はどこにあるだろうか。本節では、選挙を「民主化への前兆」や「単なる飾り」「結果の確認」としてとらえるのではなく、権威主義体制の維持にとってどのような意味を持つかに注目する。そして、選挙を体制維持／崩壊の一大局面としてではなく、日常的な政治の表出の場として考察する。

本節で議論の対象となるのは、2010年11月に実施された国民議会選挙である。この選挙について、本節ではまず選挙制度を概観する。そのうえで、選挙前の与野党の動き、公開された候補者の情報や選挙活動について分析し、選挙結果の持つ意味やその後の動きについて検討する。

1. 2010年議会選挙に向けた動き

(1) 選挙制度

国民議会は全125議席と憲法で定められている。1995年と2000年の選挙は小選挙区100・比例代表25の並立制であったが、2002年の憲法改定により、すべて小選挙区制となった。選挙法は頻繁に改定されているが、選挙直前の2010年6月18日に再度改定され、選挙活動期間は投票の23日前から開始となった⁷⁷。以前は各選挙区の有権者数に対する投票総数の割合によって選挙不成立となるなど選挙成立の条件が比較的厳しく設定されていたが、条件は毎回緩和され、不成立や無効となる選挙区は減っている(表9参照)。一方、各級選挙委員会の構成ルールや被選挙権、票の再集計や選挙結果無効のルールなどの点でOSCE/ODIHRから改善を勧告されていた内容はほとんど盛り込まれなかった(OSCE/ODIHR, 2011)。

表9 選挙不成立・無効の要件

選挙年	選挙不成立・無効の要件	決選・再投票となった選挙区数
1995	各選挙区の投票総数が有権者数の50%未満か、最多得票候補の得票数が投票総数の50%未満	16
2000	投票総数が有権者数の25%未満か、最多得票候補の得票数が全候補不信任票未満、最多得票で複数候補が並んだ場合、1/4以上の投票所で投票結果が無効となった場合	13
2005	最多得票で複数候補が並んだ場合、2/5以上の投票所で投票結果が無効となった場合、もしくは投票結果が無効となった投票所に登録された有権者数が1/4以上の場合	10
2010	同上	0

⁷⁷ 選挙法第75条2項。選挙法成立時(2003年)は「60日」だったが、2008年に「28日」に改められ、今回さらに短縮された。

(2) 新たなブロック形成と各党の候補者擁立・登録

アゼルバイジャンでは議会選当時 54 の公認政党が存在していたが、与党 YAP を除き、選挙戦は諸政党が選挙ブロックを形成して戦うのが一般的となっている。今回もブロック形成をめぐる諸政党の駆け引きが見られた。

アゼルバイジャンで活動する諸政党の多くがルーツとするのは、人民戦線である。1993 年に政権を追われた人民戦線は、その後数多くの政党に分裂し、その多くが現政権に対する「野党」として活動を続けている。アゼルバイジャンにおいて「野党」とは、前述のとおり政権への反対姿勢を明確にする「急進的野党」と体制の枠内で活動を模索する「建設的野党」に大別される。有力な急進的野党としては、1992 年に復活したミュサヴァト党、1995 年に政治結社の連合組織から単一の政党へ改組した人民戦線党がある⁷⁸。前回 2005 年の議会選挙に向けて同年 3 月にミュサヴァト党、人民戦線党、民主党で結成された野党ブロック「Azadlıq <自由>」は、一部選挙区でのやり直し選挙への対応をめぐる、2006 年 2 月、ミュサヴァト党が脱退した。その後自由党・「市民と発展」党が参加、民主党が脱退した結果⁷⁹、2010 年時点で人民戦線党、自由党、「市民と発展」党が参加していたが、人民戦線党がミュサヴァト党との連携⁸⁰を模索する一方、7 月には自由党と「市民と発展」党がブロック脱退を決定したことで消滅した⁸¹。人民戦線党の動きに自由党や「市民と発展」党が同調しなかった背景には、前回 2005 年の議会選挙において選挙不正に抗議する野党横断的な統一行動が、決選投票・再投票へのミュサヴァト党の参加表明によって瓦解したことがある。「自由」ブロック消滅に際して、自由党指導者のララ・シェヴキヤト・ハジエヴァは「私は極めてはっきりと決意している。いかなる状況でも自由党はミュサヴァトと連携や連合に向かうことはないだろう。なぜならミュサヴァトがそうした可能性をすべて消したからだ」と述べ、人民戦線党がミュサヴァト党と連携しても、自分たちは同調しないと強い調子で表明した⁸²。この言葉通り、自由党と「市民と発展」党は「İnsan naminə <人間のために>」ブロックを形成した。一時「自由」ブロックとの選挙協力の可能性も報じられた民主党は、建設的野党の一角である希望党と「Qarabağ <ガラバグ>」ブロックを結成した。このほか、政権に近い立場をとる諸政党が 2 ブロックを形成した。

また、これとは別に正統人民戦線党や人民党を中心とした「Demokratiya Uğrunda İttifaqı <民主主義のための連合>⁸³」も 2007 年 4 月から存続していたが、今次選挙では政党ブロックという形ではなく

⁷⁸ ミュサヴァト党は、1911 年に結成され、1918 年から 1920 年まで独立共和国を率いた民族政党の後継政党を称する。全公認政党の名称や主要政党の情報については別表 2 および立花(2010)を参照。

⁷⁹ 2006 年 2 月 9 日付、および 2010 年 7 月 14 日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20060209080455313&page=00&lang=az][http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20100714031418437&lang=az&page=00]。

⁸⁰ 選挙前の 9 月 25 日、人民戦線党党大会において統合の基本路線が了承された。一方のミュサヴァト党では、統合や党の路線をめぐる内部に論争が起こり、党幹部の辞職・離党も起きた。統合も議題になるとみられる党大会は、5 月に予定されていたが、延期されている。

⁸¹ 2010 年 7 月 13 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20100713050508976&lang=az&page=02]。

⁸² 2010 年 7 月 13 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?lang=az&page=02&article_id=20100713050508976]。

⁸³ 2010 年 11 月 13 日付

Ölkə[http://www.olke.info/index.php?option=com_content&view=article&id=999]。

個々の党として参加した。その他諸政党の候補や、330名の無所属候補も合わせ、登録候補者数は計734名となった(表10参照)。

表10 各政党・ブロックの登録候補者数⁸⁴

1 新アゼルバイジャン党	111
2 「人民戦線・ミュサヴァト」ブロック	37
3 「ガラバグ」ブロック	32
4 「改革」ブロック	31
5 正統人民戦線党	30
6 国民独立党	25
7 民主アゼルバイジャン世界党	22
8 「人間のために」ブロック	21
9 「民主主義」ブロック	18
10 母国党	7
11 現代ミュサヴァト党	7
12 国民民主党	3
13 社会民主党	2
14 進歩党	1
推薦グループ	7
自薦	380
計	734

(3) YAPの動き:公認候補選定をめぐるトラブル

YAPは9月18日、幹事会において114名の公認候補を承認した⁸⁵。その後入れ替えや公認見直しを経て、最終的に111名が登録を受けた⁸⁶。これ以外に、党本部の公認を受けないYAP党员候補も複数立候補していたが、党本部はこうした非公認候補に対し、除名処分をちらつかせて出馬の取り下げを迫った⁸⁷。このことから、完全ではなかったものの、YAP本部は各選挙区の候補者の一本化を目指して候補の絞り込みを行っていたと考えられる。また、一回目の公認候補発表からしばらく後、YAP本部は現職議員の擁立を決めていた2選挙区(第15ヤサマル第一・第31スラハヌ第二選挙区)で、当該候補に対し選挙区の鞍替えを指示した⁸⁸。この2つの選挙区はミュサヴァト党のイサ・ガンバル総裁、人民戦線

⁸⁴ 参加全政党・ブロック名と登録候補者数については中央選挙委員会ウェブサイト
[http://www.cec.gov.az/az/parlament2010/statistika/statistika_partiyalar.htm]を参照。

⁸⁵ 2010年9月18日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20100918031305714&page=00&lang=az&eu=0]。

⁸⁶ 2010年10月4日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101004070348084&lang=az&page=00]。

⁸⁷ 2010年10月22日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?lang=az&page=00&article_id=20101022071725949]。また、実際に除名された人物がいることから、この方針が見せかけでないことが窺える。2010年11月4日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101104054559087&lang=az&page=00]。

⁸⁸ G.アフマドヴァ(Gülər Əhmədova)が第15ヤサマル第一選挙区から第34ハタイ第二選挙区へ、Ə.ヴァリエフ(Əhməd Vəliyev)が第31スラハヌ第二選挙区から第107ガザフ選挙区へ鞍替えした。2010年9月27日付 Media

党のアリ・キャリムリ議長がそれぞれ出馬した選挙区であり、「現職議員の敗北」という事態を回避しようとした可能性もある。

発表された公認候補リストには、現職議員が漏れているケースもあった。リスト発表時点で公認から漏れた現職議員は 15 名に上る⁸⁹。この理由の一つとして、YAP 本部が高齢の議員に引退を求めたという報道があり、ムルトゥズ・アレスゲロフ元国民議会議長(Murtuz Ələsgərov, 82 歳)などはこれに該当する。しかし同じ理由で引退を求められたと報じられたアリフ・ラヒムザデ(Arif Rəhimzadə, 69 歳)は公認リストに入っており、8 月の時点で出馬の意欲を表明していたニザミ・フディエフ(Nizami Xudiyev, 61 歳)は結局公認リストに入らず、出馬しなかった⁹⁰。

党中央の方針に真っ向から反対する者も存在した。このうち、第 70 マサッ市選挙区選出の現職議員であったアハド・アビエフ(Əhəd Abiyev)は、YAP の公認リストから外れ、第 70 選挙区での立候補も受理されなかった。このためアビエフは YAP から公認を得られないまま(YAP 公認候補のいない)第 31 選挙区で自ら鞍替え立候補した。アビエフが YAP から公認を得られなかった背景として、中央・地方両行政府との確執が指摘される。アビエフによれば、地元マサッで市場の主任とその息子が逮捕され、逮捕の不当性を訴える住民の声がアビエフに寄せられたことからこれを中央機関に取り次ごうとしたが、その過程で大統領府と問題を抱えたという⁹¹。また、第 65 サアトル・サビラバド・キュルダミル選挙区選出のギュルフセイン・アフマドフ(Gülhüseyn Əhmədov)は、1993 年から 2005 年までサアトル地区行政府長官を務めた人物であるが、今回の選挙では選挙区の公認の座をアゼルバイジャン医療大学の学長に奪われた⁹²。このため、第 62 サアトル選挙区から非公認のまま立候補し、登録を受けた。しかしこの選挙区は大統領の叔父ジャラル・アリエフの選挙区であり、地区の有力者と大統領の親族が議席を争う構図となった。結局 10 月に入って G.アフマドフが立候補を取り下げたことで、この選挙区の公認問題は解決した。このほか、元議員で YAP 政治評議会メンバーのアリ・ア ril ザエフ(Əli Əlirzayev)が、第 34 ハタイ第二選挙区から「民主アゼルバイジャン世界」党推薦で立候補し、YAP 中央の意向を無視して立候補を取り下げなかった事例も見られた⁹³。

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20100927080424384&lang=az&page=00]。この結果、鞍替え先で当初公認されていた候補は立候補を取り下げることになった。

⁸⁹ 現地報道では政権に近い無所属議員 3 名を加えて 18 名とするものもある。2010 年 9 月 20 日付 Hürriyyət[<http://hurriyyet.net/?p=219>]。

⁹⁰ 党本部から方針を示され、考える時間を要求したという報道(2010 年 9 月 4 日付 Tribuna İnformasiya Agentliyi[<http://tia.az/index.php?name=News&op=Article&sid=4244>])や、引退の条件として閣僚会議の高位ポストを約束されたという報道(2010 年 10 月 19 日付 Gündəlik Bakı[<http://gundelik-baku.com/index.php?newsid=2972>])も見られた。

⁹¹ 2009 年 11 月 27 日付 Yeni Müsavat 紙[<http://www.musavat.com/new/Gündəm/65270>]。

⁹² この背景として、サアトル地区を流れるアラス川沿いに建設されたソ連期の貯水・堤防施設を取り壊し、耕作地を無暗に拡大したことが近年のアラス川の氾濫による地区冠水の一因として指摘されており、この開発に当時地区行政府長官であった G.アフマドフとそれに近い人物が関係していたことを党本部が問題視したため、と見る向きもある。2010 年 9 月 18 日付 Fakt Xəbər 紙[http://faktxeber.com/22101_gülhüseyn-əhmədovun-kitabini-bağladılar-.html]。

⁹³ ア ril ザエフは 2005 年に逮捕・失脚したインサノフ前保健相や、メフディエフ大統領府長官を批判して YAP から追われたタブリスリ前党副議長を支持したと伝えられており、これが公認漏れの背景にあると考えられる。2007 年 3 月 17 日付 dəyərlər 紙

(4) 候補者の職業から見た分析

候補者の職業にはどのような特徴が見出せるだろうか。別表 3 は、中央選挙委員会(選挙情報センター)の候補者情報に基づいて、2005 年議会選挙と 2010 年議会選挙の候補者の職業を筆者が独自に分類したものである⁹⁴。

2005 年と 2010 年の候補者を比較して全体に対する職業比率で大きく変化があったのは、「無職・年金」「政党・社会組織」「議員」である。それぞれの分類を党派別に細かく見ていくと、まず目に付くのは「諸派」候補者の「無職・年金」の多さと、それとは対照的な「YAP 公認」候補者の無職率の低さである。この分類について、「諸派」をさらに細かく見ると、いわゆる「急進的野党」に入るような政党・ブロックの候補者にこの分類に該当する者が多いことが指摘できる。また、「YAP 非公認」候補者の 2005 年時の「無職・年金」カテゴリー該当者はかなりの数に上ったが、2010 年には激減した。今回の選挙では YAP 本部が候補者の絞り込みに本腰を入れたため、「YAP 非公認」自体が激減したが、「YAP 党員で無職」というカテゴリーの減少は注目すべきである。この「無職」という問題については、アリ・アフマドフ YAP 副議長・執行書記が会見で、「人民戦線・ミュサヴァト」ブロック候補者の多くが「10 年から 15 年もの間自分で仕事を見つけられない人々」で構成されているとし、「自分で仕事を見つけられない人物が 4 万の人々(筆者注:各選挙区の凡その有権者数)の権利をどうやって守ることができるのか。ほとんど社会的に認知されていない人々がいかにして YAP と競い合うのか」と述べて、YAP と対抗するのは無謀であると論評した。これに対して野党側は、自分たちが職業問題を抱えているのは政権の差別的政策・野党への経済的抑圧の結果であるとし、アフマドフは自らの発言で政権の恣意的な雇用分配政策を露呈したのだと批判した⁹⁵。

また、「政党・社会組織(政党・社会団体幹部)」については「諸派」の比率が高く、YAP が低いという結果が出ている。YAP については他の職業を記入して党職は記載していない例が少なからず存在すると見られる(党副執行書記については筆者が補足した)が、このことは逆に「諸派」の候補が自らを説明する際の肩書が党職になっている(それ以外にない)ことを示しているかもしれない。「議員」比率の高さについては、定数の縛りがあるために 2005 年時の比率が低くなっている反動であるが、いずれの選挙時も 90 名前後が立候補しており、再選を目指す議員が多いことがわかる。

そもそも憲法では国家機関勤務者、宗教者、企業家その他収入を伴う活動に従事する者(科学・教育・創作活動を除く)は議員の代議権を失うという規定(第 89 条 1 項の 4)がある。表の「文教・科学」はこの条項に抵触しないと思われる職業を分類したものであり、候補者の相当数がこのカテゴリーに属する。中でも YAP はこのカテゴリーで大学学長クラスの擁立に力を入れており、公認候補のうち 10 人が学長であることを会見で述べている⁹⁶。

[<http://deyerler.org/2382-ibbz-heydr-lbyevl-sup-b199nd-bndb-vzbfd-olanlar.html>]

⁹⁴ 選挙情報センター[<http://www.infocenter.gov.az/v3/index.php>]。職業欄に複数記載している例もあるため、分類の合計数は候補者の実数よりも多くなっている。

⁹⁵ 2010 年 10 月 13 日付 Azadlıq Radiosu[<http://www.azadliq.org/content/article/2189528.html>]、2010 年 10 月 15 日付 Yeni Müsavat 紙[<http://www.musavat.com/new/Gündəm/87204>]。

⁹⁶ 前掲注 95 参照。

職業問題は党員費という点で党の財政基盤にも関わる問題であり、選挙活動にも影響する。Media Forum によれば、「人民戦線・ミュサヴァト」ブロックは約 5 万マナト(約 6 万ドル)、「ガラバグ」ブロックは 1.5 万マナト(約 1.8 万ドル)、「人間のために」ブロックは各候補者に 3000 マナト(計約 6 万マナト、約 7 万ドル)、「民主主義」ブロックは宣伝資材準備に 3000 マナト(3600 ドル)、「改革」ブロックは初期段階で宣伝費に 4000 マナト(約 5000 ドル)ほどを支出したとされる⁹⁷。取材に対し、「市民と発展」党議長のアリ・アリエフは「基本的に、一人の候補者が普通の選挙活動を行うためには、3〜4 万マナト必要である」と述べ、また、「民主主義」ブロックのサミル・アサドゥリは、ブロックの財政状況が芳しくなかったため、候補者の宣伝は各候補者の予算で実施したと述べている。前回 2005 年の選挙時、ミュサヴァト党は 60 万マナト以上を支出したと言われており⁹⁸、これと比べると現時点で表に出ている数字は非常に少ない。

このように、候補者の職業や資金的側面から見ても、野党の活動が追い込まれた状況にあることが指摘できる。

(5) 選挙活動

次に選挙活動について見ていきたい。今回の選挙では、YAP は党としての集会は行わず、戸別訪問を中心に選挙活動を行うという方針を表明した⁹⁹。その他のブロック・政党についても、バクー市内については野外での大きな集会は見られなかった。その一方、各候補者主催の有権者との集会は各地で行われた。候補者のポスターは投票所近くの所定の掲示板に掲示されていたが、それ以外の場所に掲示しているものはそれほど多くはなかった。戸別訪問については、筆者は偶然 YAP 公認候補の運動員(男性二人組)の訪問を受けたが、政見パンフレットや候補者の写真入りカレンダー、候補者名の入った筆記具・ライターなどが入ったセットを配布しており、リストで配布済み住戸をチェックしているのを確認した。筆者は別の候補の「セット」を持った人物も目撃しており、報道でも同様のものを持って集会に参加する有権者が写っていた¹⁰⁰ことから、物品の配布は与党候補に限らず、一般的に宣伝活動の一環として認知されているようである¹⁰¹。宣伝用の配布物については、筆者が確認したところでは YAP が党としての統一パンフレットを作成しており、党の選挙綱領と全公認候補の写真が掲載されていたが、各候補が配布セットには含まれておらず、「外向け」の資料と思われる。

候補者と有権者との会合では、候補者の政見表明とともに地元民からの声も聞かれるようである。親政権の立場を鮮明にしている母国党議長ファザイル・アガマル(Fəzail Ağamalı)は、自身が立候補した第 60 サリヤン・ネフトチャラ選挙区での会合で、地元民からガス開通、電気の安定供給、幹線道路の

⁹⁷ 2010 年 11 月 3 日付および 2010 年 12 月 14 日付 Media Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101103043917748&lang=az&page=00][http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101214061926197&lang=az&page=00]。

⁹⁸ 2010 年 9 月 22 日付 Modern.az[<http://modern.az/articles/7641/>]。

⁹⁹ 2010 年 10 月 22 日付

Qafqazinfo[http://qafqazinfo.az/YAP_MITINQDƏN_IMTINA_ETDI-2882-xeber.html](2011 年 1 月 9 日閲覧)

¹⁰⁰ 2010 年 10 月 15 日付 Modern.az[<http://modern.az/articles/8259/1/>]。

¹⁰¹ 選挙法では、第 74 条 2 項に選挙キャンペーンの方法に関する定めがあり、その 3 で「印刷されたもの、視聴覚資料、その他の宣伝資材を公表・頒布すること」という一文がある。

補修とアスファルト舗装化、学校の改修・新設といった地元の社会問題への貢献に対する感謝を受けた。さらに、地元民はアガマルに対し別の村のガス開通や飲用水確保、ATM の設置といった要望を伝えたという¹⁰²。一方、バクー市の市区の一つである第 29 サバイル選挙区選出の無所属議員フアド・ムラドフ(Fuad Muradov)は、地元の有権者との会合で「議会選挙の候補者は通りにアスファルトをひくためでも道路を補強するためでもない。これのための関係機関は存在している」とし、議員は人々の声を必要な機関に届け、彼らの権利を守らなければならないと述べ、個別の問題に介入するのではなく国全体の視野に立つ必要があるという考えを示した¹⁰³。しかし別の会合では、この 5 年間、地域の問題を通りや家々を回って学んできたとして地域問題への配慮を示しており¹⁰⁴、こうした要望が有権者から議員・議員候補に寄せられていると考えられる。

2. 選挙結果とその後の動き

今回の選挙における有権者数は 492.8 万人、公式発表では投票総数は 244.2 万票で投票率は 49.56%であった¹⁰⁵。前回選挙(46.83%)に比べると若干上昇したが、2 回連続で 50%を割り込んだ。選挙の結果は YAP が 71 議席と単独で過半数を制する一方、政権への反対姿勢を明確にしている諸政党は今回の選挙で議席をすべて失った(表 7 および表 11 参照)。新たに選出された議会では、前議長オグタイ・アサドフが出席 122 名中 121 名の賛成で議長に選出され、議会運営人事も YAP と無所属で分配された(表 4)。また、選挙の結果、反対派は議会における発言権を失っただけでなく、中央選挙委員会における反対派の代表が不在となった¹⁰⁶。

選挙結果を受けて、落選した候補者の間では不服の申し立てが続出したが、結果が覆ることはなく、決選投票や再選挙となった選挙区はゼロであった。また、今回の選挙でも不正行為やルール違反が報告された¹⁰⁷。自身も落選という結果となったアリ・キャリムリ人民戦線党議長は、選挙後の総括の中で、今回の結果が想定されたものであり、反対派はこの選挙に期待していなかったと述べている。そして、より懸念すべきこととして、実際の投票者数が非常に少なかったこと(キャリムリは実際の投票率を 15%前後

表 11 選挙結果

YAP	71
無所属	42
市民連帯党	3
母国党	2
希望党	1
市民統一党	1
全アゼルバイジャン人民戦線党	1
公正党	1
民主改革党	1
偉大な構成党	1
社会福祉党	1
計	125

¹⁰² 2010 年 10 月 25 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101025023137989&page=00&lang=az&eu=0]

¹⁰³ 2010 年 10 月 21 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101021074212326&lang=az&page=00]

¹⁰⁴ 2010 年 10 月 19 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101019063947448&lang=az&page=00]

¹⁰⁵ 中央選挙委員会発表の最終結果[http://www.cec.gov.az/az/MSK_protokolu.pdf]

¹⁰⁶ 2011 年 2 月 22 日付 ANS-PRESS[<http://anspress.com/index.php?a=2&lng=az&nid=87490>]

¹⁰⁷ OSCE/ODIHR の選挙監視報告のほかにも、幾つかの不正行為を隠し撮りしたと思われる映像が Azadliq Radiosu や動画投稿サイトにアップロードされた。

と考えている)、政権と野党との対立もこの 15%程度の中で行われており、大部分の人々がそこから距離を置いていること、また、多くの年長者が不正行為に加担したことなどを挙げた。前回と大きく異なるのは、選挙後の大規模・長期的な抗議集会が見られなかったことである。これについてキャリムリは、選挙が単に政権を正当化する手段と化しており、選挙のたびに活発化するのは戦術的誤りであるとして、日常的な働きかけによって政治から距離を置く大多数の人々を社会政治プロセスに引き込む必要があると総括した¹⁰⁸。

キャリムリの総括からは、一般市民の間に支持を広げられていない現状への危機感が窺える。また、選挙前の「自由」ブロック瓦解とミュサヴァト党との新たな連携は、政権に対する有効な対抗軸になり得ていないことへの焦りもあると思われる。キャリムリによる上記の総括にほぼ沿う形で、「人民戦線・ミュサヴァト」ブロックを中心により広い範囲での政権への反対勢力糾合を目的とする組織「社会院(İctimai Palata)」の結成が 12 月に合意された¹⁰⁹。調整評議会としてイサ・ガンバル・ミュサヴァト党総裁、アリ・キャリムリ人民戦線議長、ユシフ・バグルザーデ国民独立党議長、人民党創設者のパナフ・ヒュセイン、その他弁護士 2 名、NGO 代表 3 名の 9 名を選出し、2011 年 2 月時点で 200 名近く、4 月時点で 314 名の参加者を集めるなど徐々に組織化を進めていた¹¹⁰。しかし、核となる人民戦線党とミュサヴァト党の統一問題に関してもミュサヴァト内部で意見の相違があり、当初 5 月開催と報じられていたミュサヴァト党の党大会自体が年末に延期される見通しとなった¹¹¹。社会院参加勢力による反政府デモも広がりを見せていない。人民戦線党、ミュサヴァト党と共に参加していた国民独立党は、当初の目的が達成されていないとして 4 月 17 日に社会院からの脱退を決定した¹¹²。このように、社会院創設による反対勢力糾合の運動も低迷している。アゼルバイジャン・イスラム民主党(非公認)のタヒル・アッバスルは、反目が解消されず一体性を保てないことで、若い世代に良くない影響を及ぼすことが懸念されるとし、連合を保ち、若い世代に場を提供するべきであると主張した¹¹³。野党勢力の中での世代交代の問題は深刻であり、政治的・社会的・経済的疎外の中で、既存の政党内部に新しい指導層が育っていない。政党の積極的活動家でない一般的な若年層の間には、既存政党への幻滅と反発もうかがえる¹¹⁴。

以上のように、議会選挙は政権に有利に操作された状況で与党 YAP が勝利し、急進的野党は個々の体制派エリートと地元との間隙を埋めることに成功せず、結集できないままに公的な政治の場での地

¹⁰⁸ アリ・キャリムリ議長のブログサイト

[<http://akarimli.wordpress.com/2010/11/13/Saxta-seçkilərə-sözardı-və-ya-yeni-mərhələnin-vəzifələri-haqqında/>].

¹⁰⁹ 2010 年 12 月 28 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20101228034716921&lang=az&page=00].

¹¹⁰ 2011 年 4 月 11 日付 Media

Forum[http://www.mediaforum.az/articles.php?lang=az&page=00&article_id=20110411041843477].

¹¹¹ 2011 年 5 月 10 日付 Yeni Müsavat 紙[<http://www.musavat.com/new/Siyasət/100204>].

¹¹² [<http://az.trend.az/news/politics/1863404.html>].

¹¹³ 2011 年 1 月 21 日付 Müstəqil İnformasiya Agentliyi[<http://www.mia.az/news/13871.html>].

¹¹⁴ 野党指導層の不変ぶりは大統領にも批判されている。2011 年 10 月、アルジャズィーラのインタビューで、イルハム・アリエフ大統領は「野党においては、指導者は人民戦線政権時代に国を内戦に陥れた人物たちであり、同じ人物が 20 年にわたって同じ地位にとどまり、辞任しようしない」と述べた[<http://www.azadliq.org/content/article/24361392.html>]. また、近年活動的な若年層は既存政党と距離をとる者が多く見受けられる。

歩を失った。一方、建設的野党は各党のリーダーが議席を獲得し、公的な政治空間での活動主体は急進的野党から建設的野党に完全にとって代わられることとなったのである。しかし YAP の公認候補選定プロセスにおける混乱は、党中央の統制に限界があることを露呈する形となった。このことは、少なくとも一部議員が政権の単なる「お飾り」でなく、議員という地位へのこだわりを見せたものであり、アゼルバイジャンのエリートの間では、「議員になる」ということが一つのステータスとして認識されていることを示している。次節では 2010 年の国民議会選挙とその結果をさらに詳しく分析することで、どのような人々が議員を目指し、どのような特徴を持っているのかについて検討する。

第 3 節 議員の役割

まず議員の法的地位を確認しておきたい。議員の地位は「国民議会の地位に関する共和国法」で定められ、不逮捕特権や国内移動時の交通手段の利用、首都近郊に住居を持たない議員への公宅、もしくは代替スペース確保のための費用提供、首都近郊選出議員の住居改造費提供、議会庁舎内職務室・スタッフ室・応接室の提供、議員秘書への国庫支出など、様々な特権が与えられている。また、国民の平均月収の 6 倍に相当する月俸を支給されている¹¹⁵。では、選挙結果から見てくる「議員像」はどのようなものだろうか。

1. 国民議会議員の地盤形成

(1) 連続当選議員

今回の議会選挙は 1995 年 11 月の第 1 回選挙以来 4 回目であったが、過去 4 回の選挙を通じて、連続当選議員の存在が明確になりつつある。表 12 は各派議員を当選回数別に表したものである。前回 2005 年選挙の時点で連続 3 回当選であった YAP 議員(13 名)のうち、引退(2:M.アレスゲロフ、N.フディエフ)・公認漏れ(1:Ə.アピエフ)を除く全員が今回も当選している。諸派の「前回 3 期」(3 名)、「前回 2 期」(6 名)も全員が再選を果たしており、こうした議席は「指定席」となっている。全国規模で大きな支部組織を抱える YAP については、議員個人の動員力か党の組織力かの判別は難しいが、諸派・無所属の連続当選議員については、固定的な支持層が形成され、ある程度「地盤」と言えるものが生じていると考えられる。

表 12 各派議員の当選回数

2010		当選回数			
	計	4	3	2	1
YAP	71	10	18	21	22
無所属	42	3	6	18	15
諸派	12	3	6	3	0
	125	16	30	42	37

2005		当選回数			
	計	4	3	2	1
YAP	63		13	19	31
無所属	41		6	8	27
諸派	20		3	6	11
	124		22	33	69

¹¹⁵ 一般議員の場合月俸 1365 マナト(約 1600USドル、2007 年のレートで換算)である。当時のアゼルバイジャンの平均月収は 233.2 マナト(2007 年 12 月、国家統計委員会)。

こうした議員の地盤形成の一因として、当選に必要な数的ハードルが下がりつつあることが指摘できる。アゼルバイジャンの有権者数は 2010 年時点で約 494 万人であり、単純計算で一選挙区あたりの有権者数はおよそ 4 万人となる。国民議会議員はこの 4 万人の代表として活動することになる。しかし実際は、投票率の低下、選挙成立要件の緩和によって当選に必要な得票数が減り、一部の支持票を固めることで当選することが可能な状況が生まれている。前掲表 9 は各回の選挙における選挙不成立・無効の要件であるが、回を重ねるごとに選挙が成立しやすくなってきている(より少ない投票数・得票数で選挙が成立するようになっている)。このことは議会選挙の投票率(前掲表 8 参照)低下の一因であると考えられる¹¹⁶。選挙活動も、政党主催の大規模集会から候補者陣営主催の小規模住民集会や戸別訪問が主流になりつつある。

(2) ビジネスマン議員

近年の選挙を通じてその存在が明確になってきているのが、「ビジネスマン議員(Biznesmen Deputat)」である。アゼルバイジャンの憲法および選挙法では、文教・芸術・科学分野を除いて議員の兼職が禁止されている。しかし、上述した候補者情報では、「企業(幹部職と判断できるもの)」「自営業」のカテゴリに入る候補者が 100 名超存在し¹¹⁷、当選した議員のうち確認できただけで 30 名がビジネス界と関わりを持つ者であった。こうした「ビジネスマン議員」の存在は、前回(2005 年)選挙で選出された第三召集国民議会に関しても適法性が一部で問題視されていた。報道では、第三召集国民議会では 2009 年当時 11 名の議員が商業活動に従事し、8 名が執行機関で高位に就いており、さらに 11 名が選出される日まで商業活動に従事していたことが確認されたという¹¹⁸。

彼らの議員としての活動にも一部で疑問符がついているようである。2010 年の選挙前に行われたインタビューにおいて、第 71 マサッル郊外選挙区選出のエルミラ・アフンドヴァ(Elmira Axundova、2005 年初当選、2010 年再選。無所属)は議会活動を振り返り、「ビジネスマン議員」について、ごく少数の例外を除いて消極的で沈黙しており、レベルが低いか、政界で認められていないので及び腰になっているのではないかと、彼らは議員として自身の活動を生産的に組み立てていかなければならないと述べていた¹¹⁹。同じ時期、政権に近い複数の議員からも、議会がビジネスクラブのようになってしまっており、次の選挙では政治の知識を持った人物を選ぶ必要があるとの主張がなされていた¹²⁰。

このように、法律上も実際上も、「ビジネスマン議員」に対する疑問の声が議員の間でさえ少なからず存在するにもかかわらず、2010 年選挙においても相当数の「ビジネスマン議員」が当選を果たした。彼ら

¹¹⁶ 2010 年の選挙では 26 議員が 1 万票以下の得票で当選し、中には 3000 票程度の得票で当選する者も出ている。一方、不正による投票の水増しは毎回報告されており、投票数・得票数の信頼性には疑問があるが、ここでは全体の傾向として、より少ない票数で当選が可能となってきたことを指摘したい。

¹¹⁷ 公開情報では無所属が多く、YAP 公認はそれほど多いわけではなかったが、現地報道によると、ビジネス関係者とされる YAP 公認候補は 26 名(2010 年選挙時)になるという。2010 年 9 月 24 日付 Millət 紙 [http://millet.az/yeni/index.php?option=com_content&view=article&id=109]。

¹¹⁸ 2009 年 3 月 2 日付 Azadlıq Radiosu [<http://www.azadliq.org/content/article/1502560.html>]。名指された議員の一人ババ・タギエフ(Baba Tağıyev)は、自身が複数の会社の創設者であることを認めた上で、議員就任後は創設者という立場にのみ留まっており、会社から報酬は受け取っていないと述べている。

¹¹⁹ 2010 年 6 月 23 日付 Modern.az [<http://modern.az/articles/5798/1>]。

¹²⁰ 前掲注 117 参照。

「ビジネスマン議員(候補)」は、比較的小規模な企業の経営者から大企業の幹部・トップまでさまざまであるが、地元経済やより広い地域の経済、雇用への影響力や自前の選挙資金を潤沢に持つことが彼らの政界進出を容易にしている。また、YAP が 1/4 近い候補をビジネス関係者から擁立したのも、彼らの資金力が背景にあると考えられる。一方、ビジネスマン側の政界進出の動機については、議会活動の不活発さに加えて、裏で議員のビジネス活動を支援する施策が存在するとの報道もあることから、自身のビジネスチャンス拡大という意図が大きいと思われる¹²¹。彼らの公約も、「地域における経済活動の向上、企業の発展、企業の財務保証の強化、投資の誘致拡大、地区の既存の経済ポテンシャルの最大限の活用、競争環境のさらなる改善、その他の経済領域に関する立法推進¹²²」といった経済分野に特化したものであり、ビジネス的関心が中心である。

(3) 政権中枢につながる人脈

特定の議員と政権中枢との間に、特別な関係が存在するケースもある。第 31 選挙区は上述したように YAP 現職議員の鞍替え指示や党本部の方針に反した独自立候補があり、非公認の YAP 党員候補 4 名を含め候補者が 13 人もいる混乱した選挙区となった。YAP はこの選挙区に公認候補を立てなかったが、無所属で立候補し当選したファラジ・グリエフ(Fərac Quliyev)は、首都バクー市の行政府長官ハジバラ・アブタリボフの支持を受けた事実上の政権公認候補であった¹²³。同じく YAP 公認候補がいない選挙区における、事実上の政権公認無所属候補としては、今回 4 期連続当選を果たした第 116 ギャバラ選挙区のファッタフ・ヘイダロフが挙げられる。彼は政権の最有力大臣と見られるヘイダロフ非常事態相の父である。一方、同様に政権高官につながる議員であるが、無所属として YAP 公認候補と争った例に、第 91 ウジャル選挙区のエルトン・マンマドフが挙げられる。彼はこれも最有力の大臣の一人と目されるマンマドフ運輸相の弟であり、YAP 地区組織議長で市行政府総務部長を務める党公認候補と争った。また、政府高官と近い関係にあり、かつ YAP 公認候補となった例として、ハサノフ不動産問題国家委員会議長の弟マリク・ハサノフが第 67 ジャリラバド選挙区から出馬・当選したケースが挙げられる。このように、政権有力者との個人的なつながりを持つ者が無所属あるいは YAP 候補として立候補している事例が複数存在していること、「政権公認」が「YAP 公認」を必ずしも意味せず、時として競合することは、議員も有力大臣や政権中枢に連なる大きな派閥形成の一部であり、YAP の公認選定がこうした派閥間の力学に大きく影響を受けていることを示している。

¹²¹ 2012 年 10 月 29 日付 POLİQON Analitik İnformasiya Agentliyi[<http://pia.az/index.php?l=az&m=news&id=26728>]。

¹²² 第 79 イミシュリ選挙区から YAP 公認で出馬・当選したアサビル・ガシモフ(Qasimov Əsabil Qarakişi oğlu, 「KARAT」ホールディング社長)の公約。2010 年 10 月 16 日付 Modern.az[<http://modern.az/articles/8299/1/>]。

¹²³ F.グリエフはかつて人民戦線のメンバーであり、1990 年選出の共和国最高会議に人民戦線派の議員として選出されていた。同選挙区の候補であったアリ・キャリムリ人民戦線議長の陣営も、F.グリエフを最大の対立候補と見なしていた。2010 年 10 月 4 日付 Bizim Yol[<http://www.bizimyol.az/?mod=news&act=view&nid=41257>]、および第 31 選挙区内の人民戦線党選挙事務所での筆者の聞き取り(2010 年 11 月 7 日実施)。

2. 有権者との接触から見える議員の活動

第2節で紹介した第60 サリヤン・ネフトチャラ選挙区におけるファザイル・アガマル母国党議長や第29 サバイル選挙区での無所属議員フアド・ムラドフの事例、そして第70 マサッル市選挙区でのアハド・アビエフ前議員の事例からわかるように、選挙区の有権者からは住民生活にかかわる要望・陳情が議員・議員候補に寄せられている。こうした要望を受けて、議員（および候補者）の側にも地元民が抱える行政とのトラブルの仲介役として自らを積極的に売り込む者も存在する。F.ムラドフは自身のウェブサイトにおいて、失業、住宅問題、貧困、パスポート登録、職場復帰、個人の法的問題など、住民からの多岐にわたる日常的な陳情に対応する様子をアピールしている¹²⁴。第25 ニザミ第二選挙区のYAP公認候補の選挙パンフレットでは、公約として「有権者が国家機関や関係部署で遭遇する官僚主義的な障害に対抗します」という文言が盛り込まれており、住民と行政の間に生じるトラブルや生活問題改善の陳情を仲介する役割を明確に意識していることをうかがわせる。

地方選出の議員にとっては、地元での活動拠点も必要となる。前出のエルミラ・アフンドヴァ（第71 マサッル郊外選挙区）は、2007年11月、選挙区内のマサッル地区バダラン村に事務所を開設した。事務所開きの集会では地区長老評議会（ağsaqqallar şura）議長、マサッル地区行政府社会組織・政党協働部長、選挙区（選挙委員会）議長他が演説を行い、議員は有権者たちと会談した¹²⁵。開所式式典にはアフンドヴァ議員の秘書も出席し、事務所開きの行事を行なった。こうした事務所を地方選出議員すべてが開設しているわけではないようだが、選挙期間外にも地方行政に関係する会議への出席や地元有権者との会合を計画し、地元の催しに参加する議員も存在する。第106 トヴズ・ガザフ・アグスタファ選挙区選出のイルヤス・イスマイロフ公正党議長は、2013年2月に自身の選挙区を構成する各地区を回り、各地区行政府長官合同で開かれる2012年総括報告集会に参加する予定であることが党広報から発表された¹²⁶。イスマイロフ議員は、2012年に地元で行われた地区行政府主催の「ブック・フェスティバル」に出席し、短時間であったが、有権者の関心のある質問に答えたという¹²⁷。このように、議員たちは選挙期間だけでなく、日常的に地元有力者・行政関係者・有権者との結び付きを図り、その声を拾おうとしている。

「ビジネスマン議員」が選挙区への利益誘導を重ねた結果、一部の有権者とのつながりが極めて緊密となった例も存在する。2000-2010年に二期連続で議員を務めた第78レリク・レンキャラン選挙区選出のミリ・ガンバロフ（Miri Əhəd oğlu Qənbərov, YAP）は、「Azərkontrakt」株式会社社長を兼任していたため「ビジネスマン議員」と見られていた¹²⁸。2010年選挙では、高齢を理由としてYAPの公認リストに入ら

¹²⁴ F.ムラドフのウェブサイト[<http://www.fmuradov.az/29sayli/gorusler/1774.html>]。他にも住民との面会の記録が多数存在する。

¹²⁵ APA、2007年11月29日（<http://az.apa.az/news.php?id=79929>）。

¹²⁶ この機会に、地元有権者との会合が開かれる可能性も合わせて党の広報から発表された。2013年2月19日付 Modern.Az[<http://modern.az/articles/34826/1/>]。

¹²⁷ 2012年7月2日付 Pozisiya.com[<http://pozisiya.com/index.php?mod=news&act=view&nid=2875>]。

¹²⁸ 1935年レリク地区出身。貿易分野でキャリアを積んだ後、1994-1997年に貿易相。1997年から「Azərkontrakt」社長。2000-2010年国民議会議員。2010年選挙への立候補断念後も引き続き同社の社長に留まることが報じられている。2010年10月2日付 APA[<http://apa.az/az/news/201315>]。

ない可能性が高いと伝えられていた。こうした報道を行った Bizim Yol 紙に対し、ガンバロフの地元レリク地区の名士代表、知識人、長老たち 75 名が書簡で要請文を送付した。Bizim Yol 紙によれば、要請文は「ガンバロフは現在まで議員時代以前からもレリクのために大きな仕事をしてきた慈善家であり、レリクの村々の冠婚葬祭においても住民に手を差し伸べてきた。2000 年以降今まで議員であるガンバロフは地区のほとんどの村において私財で橋を架け、モスク建設に支援を与え、道を敷いた。いくつかの村の橋は彼の名にちなんでいる。我々は編集部の方々にレリクに招待します。来れば、地区でガンバロフのなした仕事を知ることができ、人々の彼への愛慕をさらに見るができるでしょう」と述べて、選挙区の住民が YAP 中央の決定に反対してガンバロフ擁立の希望を望んでいることを訴えたものであったという¹²⁹。

このように、有権者は議員の地元への貢献・日常問題への尽力を重視し、議員側もそれに応えるべく有権者との接触を保ち、自身の活動を PR している。

3. 議員と地方行政の関係:対立か協力か

これまで見てきたように、議員は地元から寄せられた陳情を、主に関係機関や中央の有力者に取り次ぐことで解決しようとしている。この結果、地区行政と対立を抱えたり、中央での派閥争いに巻き込まれたりするケースが起きている。上述のように、マサッル地区選出のアハド・アビエフは、地元の陳情を大統領府に持ち込んだところその処理を巡って大統領府と問題を抱えることとなった。アビエフは大統領府、特にメフディエフ大統領府長官を非難したが、一方でアビエフは選挙区のあるマサッル地区の行政長官ガゼンファル・アガエフとの間にも対立を抱えていた。2006 年から行政長官に任命されていたアガエフは、ナヒチェヴァン出身で長官任命までマサッルと縁がなく、マサッル出身で地元縁の深いアビエフと勢力争いがあったとされ¹³⁰、アビエフは度々アガエフを批判していたという。アガエフはメフディエフ大統領府長官の息子と親交があり、彼の庇護を受けているとされていたことから、元々存在していた議員と地区長官との勢力争いが中央を巻き込んだ争いに発展したと考えられる¹³¹。アガエフは、マサッルの選挙区から自ら立候補することも視野に入れてアビエフの再選を阻む決意を見せていたとも言われ、アビエフの公認漏れと選挙区鞍替えにより、アガエフ側が勢力争いに勝利したかに見えた。しかしアビエフは選挙後の 2011 年 2 月にダシュキャサン地区行政長官に任命されて命脈を保ち¹³²、マサッル地区でのアビエフ・アガエフ間の勢力争いは続いた¹³³。

¹²⁹ 2010 年 5 月 12 日付 Bizim

Yol[<http://www.bizimyol.az/index.php?mod=news&act=view&nid=37381>]。要請文のコピーはガンバロフと YAP 執行書記アリ・アフマドフにも送られたという。

¹³⁰ アビエフの 2 人の兄弟はマサッル地区行政でアガエフ長官の下、要職(第一副長官兼地区非常事態委員会議長、財務局長)にあった。Cənub

xəbərləri[<http://www.cenubxeberleri.com/index.php?s=1&x=80>]参照。

¹³¹ 2010 年 6 月 7 日付 POLIQON[<http://pia.az/index.php?l=az&m=news&id=4529>]。アガエフはもともとヘイダロフ非常事態相の傘下として知られており、一方のアビエフ側にはエユボフ大統領警護局長の支援があると言われている。

¹³² 2011 年 2 月 23 日付 Azadlıq Radiosu[<http://www.azadliq.org/content/article/2318587.html>]。

¹³³ 2011 年 12 月 21 日付 POLIQON[<http://pia.az/index.php?l=az&m=news&id=15247>]。

行政府長官と議員との間の対立は他の地区でも見られる。2010 年議会選挙前の時点では、ギャンジャ市でのエルダル・アジゾフ長官と市選出の 4 議員、ヤサマル地区行政府長官イブラヒム・メフディエフとギュレル・アフマドヴァ議員、ハチマズ地区、イェヴラフ地区、トヴズ地区（トフィグ・ゼイナロフ長官と 2 議員）、ナフタラン地区、ヤルディムル地区¹³⁴のほか、グランボイ、イスマイル、イミシュリ、グサル、キュルダミル、ミンゲチェヴィルの各地区も行政府と議員との間に問題が見られると指摘されていた¹³⁵。このうち、ヤルディムル地区の例では、自治体選挙において「建設的野党」の一つ市民連帯党が擁立した候補に対し、行政府が介入・圧力をかけたことから同党が反発し、行政府とこの地区選出の同党議長との間の対立につながったとされる。

一方、地方行政府と議員の間に協力が見られるパターンはあるだろうか。典型的な例は、行政府と議員が同じ「パトロン」の傘下に入っている例である。本節で述べた政権中枢との関係を持つ議員たちの選挙区（ギヤバラ地区やウジャル地区、ジャリラバド地区）は、いずれも同じパトロンを持つ人物が長官に就いていると言われる¹³⁶。しかし、地方行政府と議員との協力事例は報道では顕著ではなく、対立事例が数多く取り上げられている。これは、そうした対立が耳目を集めやすいピックであるということのほかに、議員の持つ役割ゆえに地方行政府と議員との対立が構造的になっているからではなかろうか。対立事例では行政府の議員に対する優位性が共通しており、議会選挙が近づくに従って対立が切迫している。マサッラ地区での対立に見られるように、議会選挙は行政府と議員が互いの影響力を誇示する場となっているようである。他方で、地区行政に深刻な問題が生じた際、議員が事後処理に動く場合も見受けられる。2012 年 3 月にグバ地区で起きた大規模な住民暴動においても、長官と地区選出の議員（無所属）との間には対立が伝えられていた。地区長官は直ちに解任されたが、新しい長官の着任にはこの議員が同席した¹³⁷。このことから窺えるように、議員は地方行政府と緊張関係を抱えつつ、地元代表として地方行政にも深く関わっているのである。

おわりに

以上見てきたように、アゼルバイジャンにおいて議会は独立期に政争の舞台となったことで歴史的重要性を持った。1995 年の新憲法制定によって、大統領に大きな権限が付与された国家体制が整備されたが、一方で議会にも制度上一定の影響力を及ぼし得る権限が与えられた。しかし、議会が大統領と対立する可能性は、大統領与党 YAP が過半の議席を占め、無所属議員や「建設的野党」と協調することにより、運用面で消されている。政権との対決姿勢を鮮明にする「急進的野党」は、政権からの圧力以外に党派間の反目・世代交代への消極的態度によって力を失っており、反対派が存在しない議会の運営は形骸化し、議会は国政を審議する場ではなくなっている。

¹³⁴ 2010 年 8 月 23 日付 Yeni Məsavat 紙[<http://www.musavat.com/new/Ölkə/83386>]。

¹³⁵ 2010 年 5 月 19 日付 Modern.az[<http://modern.az/articles/5103/1/>]。

¹³⁶ 2011 年 5 月 19 日付 AZADLIQ 紙
[http://www.azadliq.info/index.php?option=com_content&view=article&id=5577:oligarxlar-rayonlar-nec-boelueduerueb&catid=351:asagi-manshet]。

¹³⁷ 2012 年 3 月 17 日付 Məsavat 紙
[http://www.musavat.com/new/Ölkə/120001-MÜBARİZ_AĞAYEV_KİMİN_ADAMIDIR]。

しかし、議会が国政審議において形骸化していることと、議員の存在が有名無実であることは同義ではない。議会の構成員である議員たちの構成や活動、選挙に注目した結果、YAPの公認選定過程で表面化した確執や、議員と地元行政の関係が必ずしも一体ではない事実が明らかとなった。そこにはエリート間の対立や地元有権者の利益要求が背景として存在する。そして、地元の利益要求仲介や自身のビジネスと関係した活動を議会という場を通してではなく、議員という身分をもとにした中央との非公式なパイプによって実現しようとする議員の行動パターンが存在することが明らかとなった。このルートは基本的に地方行政から中央へのルートとは異なるものであり、このことが議員と地方行政首长との構造的な緊張関係を生んでいる。また、議員個人が持つインフォーマルなネットワークや経済的影響力を駆使しながら、地元利益の仲介者・地方代表として振舞おうとする姿勢そのものが、体制による利益供与のゲームルールに取り込まれていることを示している。民主的であるか否かといった問題とは別の次元で、既に有権者と議員・地方行政、さらには中央政府につらなるネットワークが構築され、独自の論理で動いているのである。

このように、実際の政策決定においてはほとんど無力と評される議会の選挙において、これだけの対立や混乱があることは注目すべき点である。本章の議論から、アゼルバイジャンにおいては政権中枢のコントロール下で各級行政・党・議員が粛々と与えられた役割を果たしているというよりは、現政権が様々なレベルでのエリートの相互関係のバランスの上で、エリートたちが紡ぐ複数のチャンネルを巧みに使い分けながら、国全体に恩顧的なネットワークを構築していることが指摘できるのである。

別表 3 2005 年議会選挙と 2010 年議会選挙の候補者職業内訳

2010	文教・科学	新聞	地域サービス	無職・年金	政党・社会組織	企業	自営業	地方行政	中央行政	議員	その他	計	候補者数 (実数)
	138	30	38	109	85	92	16	43	15	98	50	714	690
	19.3%	4.2%	5.3%	15.3%	11.9%	12.9%	2.2%	6.0%	2.1%	13.7%	7.0%		
無所属	59	9	21	44	13	58	9	17	7	29	25		
YAP公認	27	1	7	1	4	13	0	12	4	48	1		
YAP非公認	6	2	2	2	3	1	0	5	2	1	3		
諸派	46	18	8	62	65	20	7	9	2	20	21		
AXCP-MÜSAVAT				9		0							
KXCP				7		1							
İNSAN NAMINƏ				8		1							
QARABAĞ				3		2							
AMİP				6		1							
İSLAHAT				5		0							
DEMOKRATIYA				3		2							
ANA VƏTƏN				0		0							
その他				21		13							
2005	文教・科学	新聞	地域サービス	無職・年金	政党・社会組織	企業	自営業	地方行政	中央行政	議員	その他	計	候補者数 (実数)
	420	115	118	562	108	322	12	120	66	89	158	2090	2011
	20.1%	5.5%	5.6%	26.9%	5.2%	15.4%	0.6%	5.7%	3.2%	4.3%	7.6%		
無所属	144	59	52	208	21	146	5	29	29	19	74		
YAP公認	18	2	6	0	6	13	0	16	7	35	3		
YAP非公認	93	12	26	65	17	77	4	44	17	18	34		
諸派	165	42	34	289	64	86	3	31	13	17	47		
AZADLIQ				54		4							
YENİ SIYASƏT				25		9							
ALP				34		3							
DEMOKRATİK AZƏRBAYCAN				10		2							
AZƏRBAYCANÇI QÜVVƏLƏR				17		3							
ÜP				15		4							
İSLAHAT				2		2							
ANAP				28		3							
MMP				1		2							
AVP				1		2							
その他				103		54							

第三章 大統領としての権力：

はじめに

この章では行政権の行使者にして国家元首である大統領の権力について論じる。(他の多くのCIS諸国と同じく)アゼルバイジャンにおいても、政治は大統領を中心に回ってきた。そのことは、先行研究においてアゼルバイジャン政治を説明する際に、歴代の大統領の行動を中心に説明がなされてきたことから明白であった。しかし、先行研究では概して歴代の大統領がどのように大統領権力を行使してきたのかについて、明確な説明が試みられてはこなかった。本章では、独立以降のアゼルバイジャンにおいて、大統領がどのように権力を行使してきたのかを、大統領令・命令の発令から検討する。また、1993年以降のYAP政権において、大統領の交代(世襲)によって何が変化し、変化しなかったのかについても考察する。その際に、特に人事権の行使に着目したい。

第1節 大統領令・命令の発令から見るアゼルバイジャンにおける大統領権力

1. 旧ソ連諸国における大統領

ソ連崩壊後、独立した共和国の多くは大統領を中心とした政治体制を発展させてきた。これはもともとソ連邦末期の1990年3月に連邦中央で大統領制が導入されたことが発端となっている。すでに遠心力の高まっていたソ連邦において、新設された大統領というポストは連邦を束ね、全国的統合の中心になるという役割を期待されていた。ところが、連邦レベルでの大統領制導入を受けて、各共和国でも次々と独自の大統領制導入に踏み切る事態となった(塩川, 2007, p. 61)。このように後追的に設置された各国の大統領について、初代大統領のパーソナリティに注目して分析したのが、Brooker(2004)である。Brookerは各連邦構成共和国初代大統領のバイオグラフィーを比較し、ほとんどに共通する特徴として、「社会的バックグラウンドが低く、物理学や工学、建築学、農学専攻で大学教育を受け、共産党に入党し、大統領就任前の多くの期間を党か政府で過ごし、ゴルバチョフの下で影響力ある地位に上った人物」であり、「ソ連邦崩壊から利益を得る立場にあった」ことを指摘した。このことは旧支配エリート層が温存されたことを示唆するが、一方、ガムサフルディア(グルジア)、テル・ペトロシアン(アルメニア)、ランズベルギス(リトアニア)は上記の特徴を共有しておらず、彼らが大統領へと押し上げられる過程にも注目する必要がある、と主張した。

Brookerの研究は、ソ連邦崩壊局面から独立当初に各連邦構成共和国で見られたリーダーシップの型を探るものであったが、大串(2007)は、大統領を支える大統領府という組織の成立・発展過程に着目して、ロシアにおける大統領制の発展を論じた。大串は旧ソ連の連邦共和国での大統領制の導入の型を、(1) 共産党の代替(トルクメン、ウズベク、カザフ、アゼルバイジャン、タジク)、(2) 連邦中央への対抗(アルメニア、グルジア)、(3) その中間(クルグズ、モルドヴァ、ウクライナ、ロシア)、の3つに類型化し、ロシアは当初(3)型であったがその後の政局の結果(1)型に近い、ソ連共産党中央委員会アバラ

ートと人事・資産・組織・機能面で連続性・類似性を持つ形となったと論じた。この背景として大串は、1991年8月のクーデター未遂後にロシアがソ連の国家官僚制を奪取したことにより、基本的に遠心的であった政府官僚機構諸部門を統合する役割が必要であったという機能的要請を主張する(大串, 2007, p. 93)。

旧ソ連地域外との比較も視野に入れ、各国において大統領の占める位置を憲法制度面から分析しようとする研究も盛んとなっていった。この分析視角から特に注目されたのが、「準(半)大統領制」という概念である。準大統領制とは、「執行権力を担う機関として、公選大統領と首相が併存しており、首相は大統領から任命されるが、何らかの形で議会に対しても責任を負う体制(松里, 2008, p. 73)」である。

旧ソ連とその構成共和国は、最高会議(議会)、閣僚会議(政府)、共産党、という主要な権力機構を持ち、共産党が政府と議会を指導・統制する体制であった。この体制においては執行権力が政治的機能と社会経済管理機能とに分けられており、前者を共産党中央委員会が、後者を政府閣僚会議が管轄していた(松里, 2008, p. 87)。共産党の権威低下とソ連崩壊の中で、かつて共産党中央委員会が果たしていた戦略的機能をどのように配分するかが制度設計上の問題となったが、多くの国では「共産党体制下の二重の執行権力体制が準大統領制へと無自覚のうちに(「準大統領制」という用語さえ知られないままに)進化した(松里, 2008, p. 73)」。松里はこの理由について、共産党体制も準大統領制も、執行権力が二股になっているという点では似ていること、カシキスモ・人脈操作に特徴づけられる CIS 諸国の政治にとっては、大統領が首相の任命・解任を通じて諸人脈を操作することを可能にする準大統領制は都合のよいシステムであったことを指摘している。

このように、実際はそれ以前の政治秩序によって相当程度拘束されていたポストソ連期の各国の制度設計を説明するうえで、準大統領制は有用な概念であった。ところが、準大統領制というカテゴリーは、首相・政府が立法府に説明責任を持つという議会制的特徴と、大統領制的特徴を併せ持つ点で多くの政治体制を含んでしまうという問題点が存在する(Siaroff, 2003)。Siaroff は大統領制、議会制、準大統領制に関する先行研究を整理したうえで、(A) 国家元首が政府首班か、(B) 国家元首(政府首班)が公選か、(C) 国家元首(政府首班)が立法府に対し説明責任を持つか、という二分法の問いを3つ立てて選挙民主主義体制を8つのカテゴリーに分け、さらに大統領の権力について、次の9つの問いを立てて考察した。(1) 大統領が公選かどうか、(2) 大統領と議会の選挙が同時かどうか、(3) 大統領が首相や閣僚などの主要な政府人事を行う権限を持つか、(4) 大統領が閣議を主宰し議題設定に関与する能力を持つか、(5) 法律に対する拒否権や再審議を要求する権限を大統領が持つか、(6) 大統領が期間制限なしに非常事態の宣言や大統領令の発令権限を持つか、(7) 大統領が外交政策で中心的役割を果たすか、(8) 政府形成で大統領が中心的役割を果たすか、(9) 大統領が任意に議会を解散できるか。Siaroff はこの結果を基に、選挙民主主義体制を「大統領制」「大統領支配的議会制」「大統領調整型議会制」「象徴大統領型議会制」に分類し直した。

Siaroff の分析そのものは選挙民主主義体制を対象としたものであったが、彼の分類方法に従えば、アゼルバイジャンは政府首班として首相が存在するものの、スタンダードな部類の「大統領制」となる。このことは、「南コーカサス諸国では旧ソ連では例外的な、首相の大統制への従属(議会統制からの独立)が極端に強い「純大統領制に近い準大統領制」が機能してきた(松里, 2008, p. 87)」とする松里の

指摘とも一致する。大統領権力に関しては、上記 1(憲法 101 条)、3(109 条 4・5・6・8・10)、4(109 条 5)、5(110 条)、6(109 条 29、113 条)、7(19 条 11)、8(109 条 4・5・6・7)の 7 項目が該当している。

中央アジア政治の分析においては、「党＝国家型権威主義から大統領制権威主義へ」という形で理解が進んでいる(宇山, 2004)。宇山は比較憲法学における大統領制の 2 つの典型であるアメリカ型とフランス型の整理を用いて中央アジア諸国の政治制度を比較した。宇山によれば、中央アジアの諸国の大統領制は、大統領が直接内閣を率いるトルクメニスタンを除き、大統領とは別に首相を置くフランス型に近いものであるが、政府不信任・大統領弾劾の要件がより厳しい(カザフスタン・クルグズスタン)、ないしは制度が存在しない(ウズベキスタン・タジキスタン)など政府に対する議会の影響力が限定されている点、非常に幅広く自由な形で法律に準ずる大統領令を発令できる点で、フランス型よりも大統領権限が強く、フランス型の亜種であるロシア型(超大統領制)に近い(宇山, 2004, p. 59-64)。

中央アジア地域でも大統領が圧倒的な力を持つにいたった背景として、共産党中央委員会を部分的に引き継ぐ大統領府を持ち、強大な人事権その他の権限を得て支持基盤を固めた大統領が、かつて共産党がエリートの統合や個別利益の調整のために公式・非公式に果たしていた機能を代替するにあたって大きな能力を発揮した、ととらえられている(宇山, 2004, p. 72-73)。また、政治制度上規定されている以上に実際の大統領の存在感が大きい理由として、さまざまな場で大統領の権威が賞揚され、際限のない再選や任期延長によって大統領の権威が半永久化されていることが指摘されている(宇山, 2004, p. 64)。大統領の任期が際限なく延長されたり、憲法改正によって大統領の任期勘定がリセットされるとの司法判断が下されたりした結果、同一人物が大統領職にとどまり続ける事例が多発している。クルグズスタンでは、アカエフ大統領が 1990 年・91 年・95 年とすでに 3 回当選していたが、憲法裁の判断を根拠に 2000 年選挙で再度当選した。ウズベキスタンでは、カリモフ現大統領が 1991 年大統領選挙で勝利した後、95 年 3 月国民投票で翌 96 年予定の大統領選挙を中止し、2000 年まで任期を延長した。2000 年 1 月大統領選挙で再選(2 期目)された後、02 年 1 月の国民投票では大統領任期を 5 年から 7 年に延長した。さらに、07 年 1 月には 2 期目就任から 7 年の任期が終了したにも関わらず選挙が行われず、12 月に選挙が行われた。その間何ら代行手続も行われず、憲法に抵触する大統領の三選も特に問題とされなかった。カザフスタンでは、ナザルバエフ大統領が 1991 年に選挙で当選し、95 年に国民投票で 2000 年まで任期を延長、98 年に憲法を改正して大統領任期を 5 年から 7 年に延長、満了前の 99 年・05 年に再選された。07 年には再度憲法を改正し、大統領の任期は 7 年から 5 年に短縮された(現在の任期には適用せず)。また、同一人物が大統領に三選されることを禁じる規定(第 42 条 5 項)も残った。しかし、「この制限はカザフスタン共和国初代大統領には適用されない」という規定が追加され、ナザルバエフに限り何度でも再選されることが可能となった。2011 年には前倒しの大統領選挙でナザルバエフが再び当選している。本論文が対象とするアゼルバイジャンでも、現大統領イルハム・アリエフが再選された翌年の 2009 年、憲法改定を問う国民投票が実施され、それまで存在していた三選禁止規定そのものを憲法から削除して、同一人物が何度でも立候補可能となった。

このように、中央アジア諸国やアゼルバイジャンでは、特定の人物が大統領という職位を占め続ける事が政治実践上極めて重要視され、その人物が「統治者」として大統領権力を公式・非公式に行使しているのである。また、第 2 章で見たように、議会が事実上大統領の統制下にある場合、大統領(行政府)

と議会(立法府)との権力分立が前提となった比較憲法学の議論からだけでは実際の大統領権力の強さをつかみきれない。ここから、分析の焦点は「統治者」としての大統領の権力行使のあり方に移る。この点で注目されるのが、「大統領令」の存在である。上述したように、中央アジア諸国においては大統領に広範な政令発令権が認められている。カザフスタンでは、1995 年 3 月に最高会議が憲法裁判所の判決により閉鎖され、翌年 1 月の新議会発足までに全権を委任された大統領から 134 もの法が発布されるなど、大統領が実質的に立法権を部分的に行使する事例も見られる。

こうした大統領権力への注目においても、ロシアとウクライナに関する研究が先行している。両国を中心に旧ソ連諸国の大統領制の研究は、比較政治学一般における準(半)大統領制研究の進展を受け、憲法体制の安定性や民主制の定着といった議論から、共産党体制からの経路依存的発展を強調し、大統領の「強さ」の計量分析や具体的な権力行使の分析等へと移行した(大串, 2011, p. 79-80)。この流れの中で特に注目されるのが、Protsyk(2004)の研究である。Protsyk は大統領令をカテゴリーに分類し、発令内容とその数的変化についてロシアとウクライナの比較考察を行った。Protsyk は両国で 1991-2002 年に発令されたすべての大統領令を(A) 政策関連令、(B) 儀礼的大統領令、(C) 人事令、(D) 非公開令の 4 つに分け、さらに政策関連令を政治・社会・経済の 3 つに分けて、各カテゴリーの発令数の推移に選挙サイクル・大統領のリーダーシップがどのように影響しているのかを分析した。Protsyk によれば、ポスト共産主義期の 10 年間、ロシアとウクライナは大統領令が政治プロセスと公共政策決定を支配した。大統領令によって政治プロセス・政策決定に介入しようとする大統領の意思は、経済・社会改革の必要、政治的義務、選挙への関心など、いくつもの要因によって形成されているが、大統領令の作成頻度とその範囲について見られる差は、新憲法制定という制度設計の観点ではうまく説明できず、大統領のリーダーシップの違いという要因が重要である。分析の結果は、立法制度と法的枠組みの発展が大統領令に頼る能力に急激な低下をもたらすという、広く流布している期待をあまり裏付けるものではなく、このことは、制度設計の重要性の過大評価に警告を与えている。

選挙サイクルについては、大統領任期の開始・終了効果(任期の最初の月と最後の月に発令が増加する)を仮説として分析したが、人事令については全体として選挙サイクルに敏感な傾向が認められたが、政策関連令については強い相関を示す選挙(1996 年ロシア大統領選挙)がある一方、そうした傾向が見られない選挙(1999 年ウクライナ大統領選挙)もあり、限定的な支持にとどまった。

人事令は、ロシアよりもウクライナにおいて定期的に大量発令されており、「カードルがすべてを決定する」という古い格言通り、人事によって国を統治している実態が指摘された。また、分析の結果特にロシアで非公開令の発令が多く、かつブーチン期に入ってこの種の発令が急増していることが明らかとなったが、このことは行政のアカウンタビリティの点で大きな問題であると指摘している。

これらの分析と考察の結果、Protsyk は、最近の新制度論では、制度とプロセスへのコントロールを拡大したいという大統領の野心という観点から大統領の地位を見ることの重要性を説いており、そうしたコントロールを行うにあたって、非公開令と人事令というこれまであまり注目されてこなかったタイプの大統領令が重要であると主張した。

また Haspel et al.(2006)は、ロシアにおける大統領令発令権と議会の立法権のあり方を計量的に分析し、憲法による大統領令発令権の抑制、時間(初期の緊急性とその解消)、大統領と議会の政治的

距離の変化がそれぞれに大きな影響を及ぼしたと指摘した。

こうした研究潮流は中央アジア・コーカサス諸国についてはまだ確かなものになっておらず、本章はアゼルバイジャンについてこれを補完する試みとなる。

2. 分析の対象と時期

具体的な分析に入る前に、分析対象となる行政命令について述べておきたい。アゼルバイジャンの現行憲法では、大統領は首相、検事総長を任免し(議会の承認を要する)、閣僚を任免する(専権)。憲法裁・最高裁・控訴裁判事の任命を議会に提案し、その他裁判所判事を任免する。中央銀行理事の任免を議会に提案し、中央銀行総裁を任命し、軍最高司令部員を任免し、人権オンブズマンの選任を議会に提案し、大統領府長官、外交代表を任免する権限が与えられている。また、その他法令に基づいて大統領府部局長、顧問、各省副大臣、地方行政府長官の任免も行う。このように、大統領は広範な人事権を与えられている。また、法案署名・公布、閣僚会議決議をはじめ各行政機関の決定棄却、議会に対する国家予算・軍事ドクトリンの提案、国家社会・経済計画の承認、国民投票の設定、恩赦付与・叙勲、動員・復員、非常事態・戒厳布告、議会の承認を経ての宣戦布告・講和締結の権限が憲法に定められている。

上記権限を行使するため、憲法第 113 条第 1 項において「総則を定める場合、アゼルバイジャン共和国大統領は大統領令(fərman)を、その他の問題については命令(sərəncam)を發布する」と定められている¹³⁸。この「fərman」とは、英語における「decree」、ロシア語での「указ」と同じ位置付けであり、「sərəncam」は「order」「распоряжение」に相当するものである。大統領令を分析する先行研究の多くは前者のみを対象とするが、本章では「大統領令(fərman)」とともに「命令(sərəncam)」も併せて考察する。大統領令と命令はそれぞれ任期開始から終了まで通し番号が付けられている。

では、大統領令と命令は具体的にどのように違うのだろうか。新憲法成立以前、大統領令(fərman)は議会に承認される必要があったが、命令(sərəncam)はその必要はなかったという点で大きな違いがあった。新憲法成立により、議会の承認はいずれも必要なくなったこともあって違いが判然とせず、この点についてはアゼルバイジャン国内でも問題になっている。2009 年末に恩赦が与えられた際は「命令」の形で文書が出された。しかし恩赦についてはそれまで「大統領令」で出されることが通例となっていたことから、現地メディアに取り上げられた。

弁護士の Y.イマノフ(Yalçın İmanov)は Media forum に対し、恩赦は大統領令でも命令でも出すことができるとし、大統領令と命令の違いについて、

(例えば)行政過失法 *İnzibati Xətalər Məcəllə* の追加・改定については、大統領は大統領令を作成する。なぜなら、問題が総則にあるからである。しかし国家

¹³⁸ 旧憲法では「憲法と法律に基づき大統領令を發布する」(121 条 6 項:1990 年 5 月改定時)となっているが、命令の規定は見当たらない。

元首が個人に関する特定の法令を作成する時は、命令を作成する。地方行政府長官を解任する際などである¹³⁹。

と述べている。大統領令と命令の区分について、現在ではイマノフの見解が法曹関係者を中心にある程度共通理解となっていると思われるが、後述するように実際の発令状況は時期によって変化が見られる。本章ではこの2つを分析対象とすることでこの変化を見る。

本章の考察対象となる時期は、アゼルバイジャンで大統領制が導入された1990年5月から2009年9月までである。この期間に、4人の大統領(アヤズ・ムタリボフ、アブルファズ・エルチベイ、ヘイダル・アリエフ、イルハム・アリエフ)、3人の大統領代行(ヤグブ・マンマドフ、イサ・ガンバル、ヘイダル・アリエフ)が存在する。また、この期間は憲法体制も大きく変化している。1995年11月の新憲法制定以前は、ソ連期の憲法を議会決議で改定する形をとっており、新憲法は2002年と2009年に国民投票で一部改定されている。

初代大統領アヤズ・ムタリボフは1990年5月に最高会議で大統領に選出され、翌91年9月に国民の直接投票で再選出されたが、大統領令・命令はそのまま番号が続いている。1992年3月にムタリボフが辞任した後はヤグブ・マンマドフ、イサ・ガンバルが 대통령代行を務め、同年6月の大統領選挙で人民戦線のアブルファズ・エルチベイが新しい大統領に選出された。エルチベイは翌93年6月のクーデターで首都バクーを逃れ、大統領代行にはヘイダル・アリエフが就任したが、8月に国民投票によってエルチベイは大統領職を解かれ、10月、新たな大統領を選出する直接選挙が実施されてヘイダル・アリエフが大統領に就任した。

このように、1990年から1993年にかけては混乱した政治情勢のため、データの処理が難しい。本章では政権ごとの変化を考察することを重視し、(変則的ではあるが)大統領代行が置かれた時期を除外している。

データの処理方法については、Protsyk が自身の研究で採った手法を参考にした。ここで問題となるのは非公開令の扱いである。Protsyk(2004)は先行研究の手法に従い、公式情報には一切情報がないロシアの非公開令の数について、年間の総数から公開されている大統領令の数を引いて計算している。上述のようにアゼルバイジャンでは、大統領令・命令に任期開始から終了までの通し番号がつけられているが、非公開令についてはその日付・番号・文書名・内容について一切明らかになっていない。そのため、月の最後・最初に発令された非公開令については、実際の所どちらの月に発令されたのかは判断できない。よって本章では、ある月の日付が判明している最初の文書から、翌月の日付が判明している最初の文書のひとつ前までを「1 か月分」として計算している。ヘイダル・アリエフが大統領に選出された1993年以降は、大統領任期の開始が10月であるため、10月から翌年9月までを「一年分」として計算し、任期最終年の10月(中ごろまで)は9月分に合算した。

資料については、「アゼルバイジャン法律データベース」を主な情報源とした。これは、法環境の透明

¹³⁹ 2009年12月26日付 Media forum Niyə Sərəncam?(なぜ命令なのか?)
[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20091228060133826&lang=az&page=05]

性をより高めることを目的として、アゼルバイジャン政府の協力の下アメリカ国際開発庁(USAID)と全米州裁判所センター(NCSC)が2004年6月～2006年4月に作成したデータベースである。1991年からの各種法律、大統領令、議会の決議を電子化し、インターネット上[<http://www.e-qanun.az/>]およびCD-ROMで一般に開放された¹⁴⁰。その後データベースサイトの運営・管理はアゼルバイジャン共和国司法省に引き継がれ、現在も情報の追加が行われている。このデータベースの問題点としては、1995年後半から1997年前半にかけて(特に1996年)の文書が極端に少なく、データベースが不完全と思われることである。特に人事について、任命・罷免どちらかの文書が見つからない場合があり、別の手段で補足する必要がある。また、基本的に行政文書であるため、人事については該当者の経歴情報(生年、出生地、学歴、職歴等)を別途補足する必要もある。経歴情報については極めて情報が限られており、これまでアゼルバイジャン政治研究においてエリート研究のような手法が採られてこなかった原因ともなっている。本章ではおよそ20年間の人事政策を通して見ることで、そして部分的に公開された経歴情報を集めることで、おおまかな人事政策の傾向をつかもうとしている。

3. 発令数推移からの考察

1990年5月から2009年9月までの一年単位の大統領令・命令の発令数は図4のとおりである。また、本章の直接の考察対象ではないが、大統領と議会の関係を考察するための手がかりとして、議会での法案・決議案の可決数についても折れ線グラフで図中に示した。議会については、1991年10月から1992年5月まで「最高会議」と「最高会議国民評議会」が並立状態にあるため、可決数を合算している。

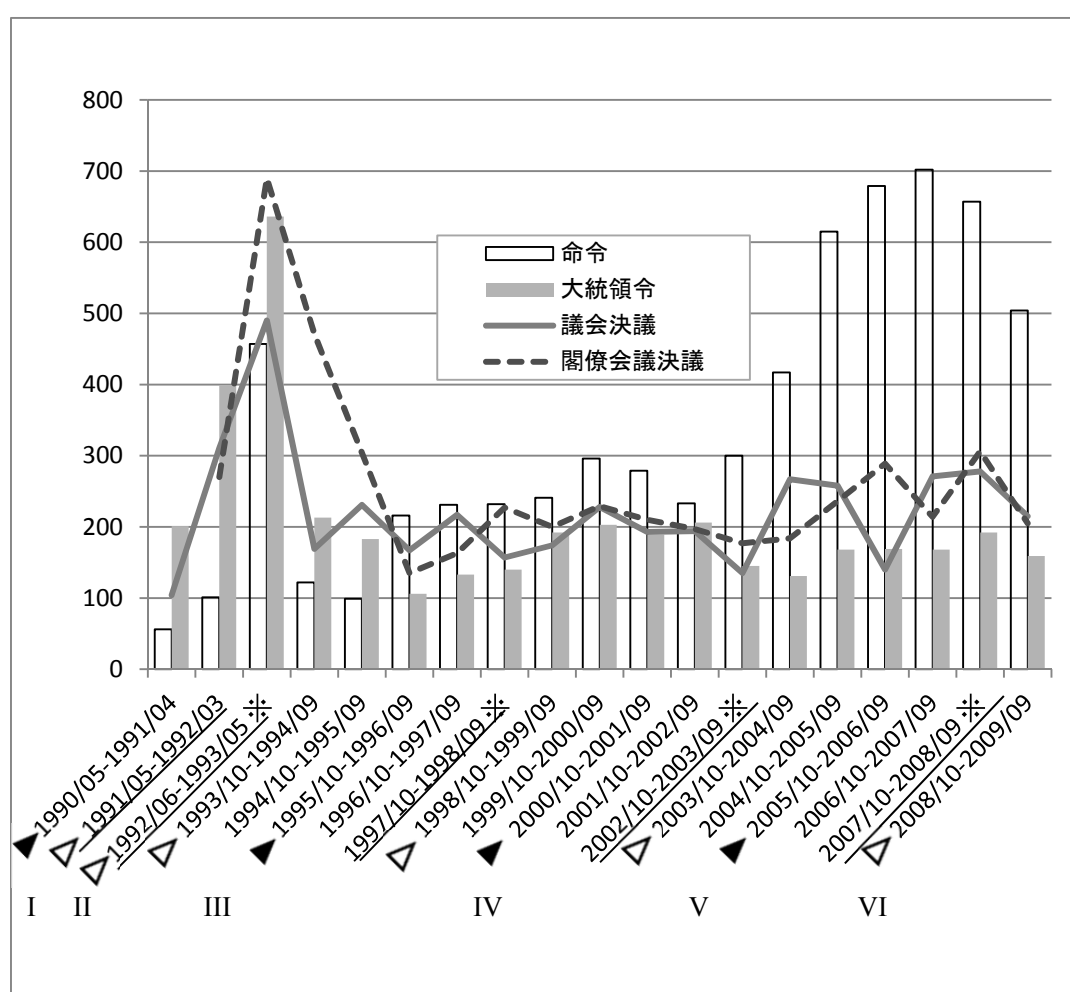
図中、「I」はムタリボフの大統領在任期間、「II」はエルチベいの在任期間、「III」はヘイダル・アリエフの一期目、「IV」は同二期目、「V」はイルハム・アリエフ一期目、「VI」は同二期目を示す。一見して明らかなのは政権の違いによる発令数の変化である。特にII期は大統領令の発令数が一年間で600を超え、命令の発令数も400を超えている。また、この時期は閣僚会議(政府)の決議数、議会の決議数も突出している。II期、すなわちエルチベい率いる人民戦線政権時代は、国家機構の急激な「アゼリ化」「人民戦線化」が行われていたと言われているが(Goltz, 1998)、こうした政策は、大統領令に依存していたというよりは大統領・政府・議会が一体となって遂行されたと考えられる。また、I期・II期を通じて大統領令の発令数は増加傾向にあり、大統領制導入後、ソ連邦崩壊前後の混乱の中で大統領の指令に依拠する態勢に移行していったことがわかる。

ところがIII期、ヘイダル・アリエフが政権の座に就くとともに、大統領令・命令の発令数は激減した。大統領令についてはその後彼の任期を通じて年間100～200程度で推移した。これは明らかにヘイダル・アリエフが大統領令の発令を控えた結果である。Protsykはリーダーシップのスタイルの違いを政治的カリスマ、そして大統領及びその側近の保守性・改革志向の度合いの差によるとし、エリツィン・ロシア大

¹⁴⁰ アゼルバイジャン法律データベース(<http://www.e-qanun.az/Index.aspx>)、全米州裁判所センター(http://ipd.ncsconline.org/x/Document_View.aspx?DocumentID=678)、アメリカ国際開発庁(http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACH023.pdf)参照(2006年7月11日)。

統領とクラフチュク・ウクライナ大統領の大統領令発令数に見られる大きな差の要因を、リスクテイク型で改革型の、カリスマを持つエリツィンと、リスク回避型で注意深い政治家のクラフチュクというリーダーシップの違いに求めた(Protsyk, 2004, pp. 638-639)。アゼルバイジャンにおける発令数の推移もリーダーシップによる違いが大きいことを示しているが、国内の他の政治家に比して圧倒的であったと言われたヘイダル・アリエフの政治的カリスマは少なくとも大統領令というオフィシャルな形では発揮されなかった。ヘイダル・アリエフの政権運営は、大統領令(大統領権力)による積極的な指導というよりは、政治的安定を優先した静的なものであったことを示している。また、III 期以降は議会・政府の活動も低下しており、より広範な社会の支持を取り付けるための議会重視(Protsyk, 2004, p. 654)には結びつかない。

図 4 大統領令・命令の発令および議会での可決、閣僚会議決議の推移

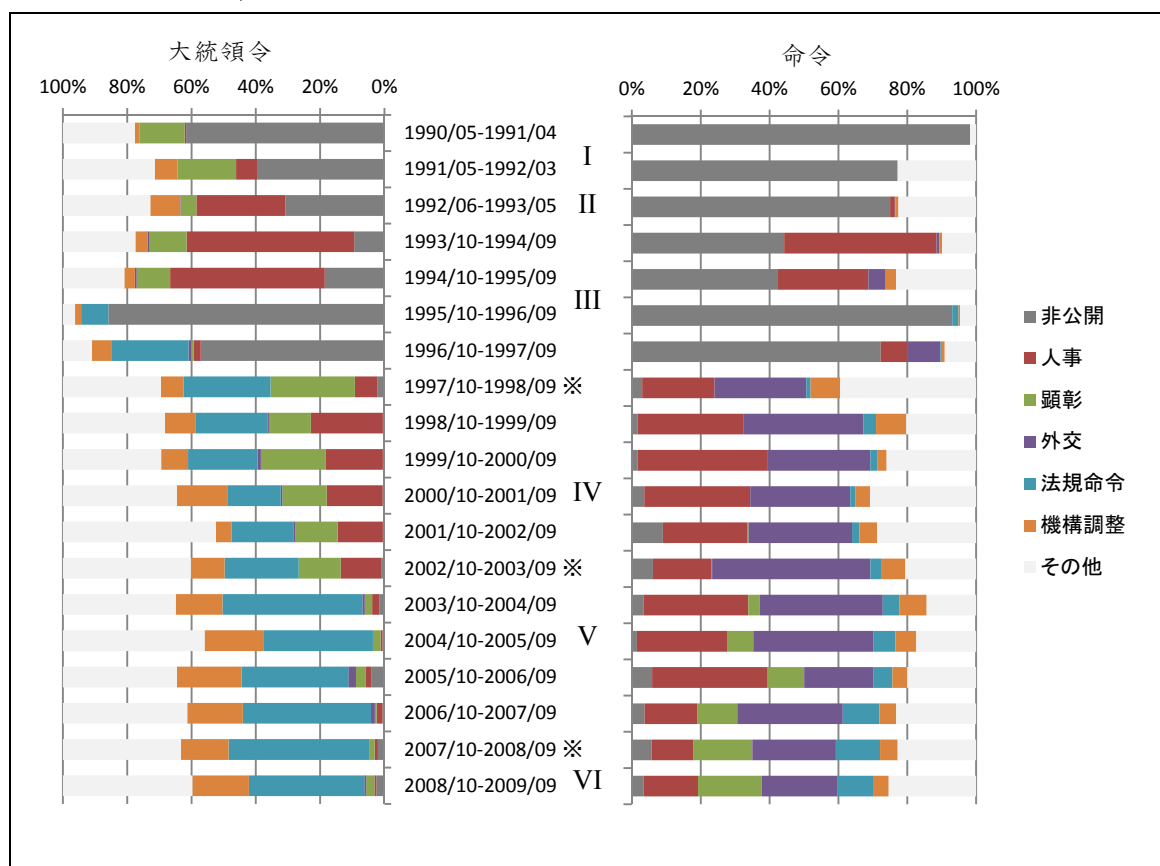


大統領令に関しては、V 期、すなわちイルハム・アリエフが大統領に就任して以降もほぼ一定の推移であるが、V 期以降の顕著な変化として、命令の発令数が激増していることが挙げられる。この父子間での大統領職継承を機に見られる変化は何に起因するものだろうか。発令数の推移からこれを考察するために、大統領令および命令の内容を分類したものが図 5 である。分類に際しては、基本的には文書

名から判断し、文書名から判断できないものに関しては文書の内容を検討するという方法をとった。本章での分類は以下のとおりである。

- A) 非公開:文書名、日付が明らかにされていない(←文書番号は欠番から判断可能)
- B) 人事:任命、解任、階級付与
- C) 顕彰:勲章、メダル、名誉称号などの授与
- D) 外交:政府間合意・覚書、大臣その他への文書署名権限付与
- E) 法規命令:議会で可決された法律の施行細則や留意事項など
- F) 機構調整:組織新設、規則、国家プログラム策定など

図 5 大統領令・命令の内訳



内訳の変化を全体的な流れでとらえると、III・IV 期で大統領令の相当の割合を占めていた「人事」「顕彰」関連の発令が、V 期即ちイルハム・アリエフが大統領に就任すると同時に命令での発令に切り替わったことがわかる。なお、人事関連の発令に関しては、1995 年の新憲法成立までは大統領令で閣僚・地方行政府長官・大統領顧問などの人事を、命令で省庁・大統領府の部局長クラスの人事を扱っていたが、新憲法成立後は地方行政府長官人事が命令で扱われるようになり、イルハムの大統領就任後は閣僚人事も命令で発令されるようになっている。この結果、大統領令は主として法規命令や機構調整分野に限られることになった。これが、大統領令の発令数の少なさと命令の発令数の多さの一因

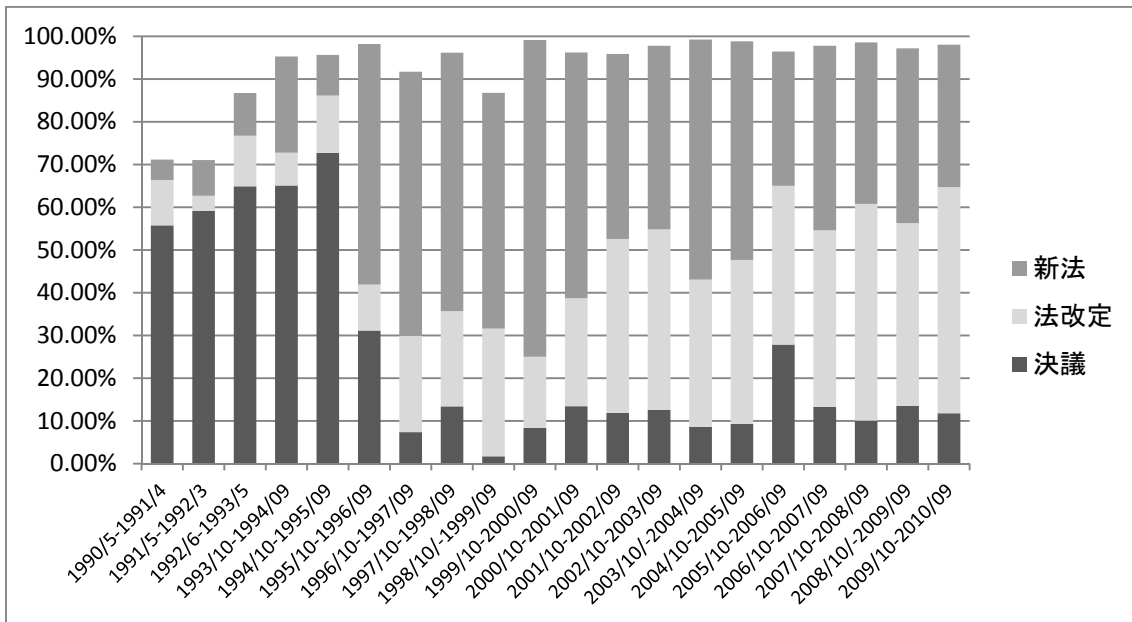
である。しかし、この「振替分」を考慮してもなお、イルハム・アリエフ期に入ってから命令数の増加は著しいものがある。このことは、イルハム・アリエフが統治にあたってこの種の大統領権力に相当程度依存していることを示している。

非公開令については、大統領令・命令共に独立初期から新憲法制定前後に集中している。特に非公開令の割合が大きい III 期中頃はちょうど新憲法制定(1995 年 11 月)前後から、当時国民議会議長であり、ナンバー2とも言われたラスル・グリエフの失脚(1996 年 9 月議長解任)の時期に重なっており、Protsyk がロシアの事例で指摘したような、権力継承に伴う非公開令への依存というよりは、新憲法成立後しばらくまでの、政治的安定性の欠如を物語るものであろう。

図 5 でもう一つ注目されるのは、独立当初における政権交代時の人事発令の多さである。このことは、各政権が権力掌握のために大統領の人事権を最大限に利用しようとした結果である。また、政治的安定期(IV・V・VI)における人事発令の一定の割合での推移は、定期的な人員交代の可能性を示している。こうした人事政策については、本章第 2 節でより詳しく論じることにした。

上述の通り III 期以降のアゼルバイジャンにおける大統領令発令数の減少は、それに代わるものとしての議会重視の結果ではなく、政治的安定の維持を重視した静的な政権運営によるものであり、図 4 で示したように III 期に入って議会の活動度は明らかに低下した。しかし議会の決議および新法案・法律改定案可決の割合を一年単位で示した図 6 で明らかなように、新憲法成立まで議会の活動内容には大きな変化は見られず、何らかの政策決定を議会の決議という形で行うことが必要であった。こうした活動内容は新憲法成立によって条文上の根拠を失うことになったが、それでもなお 1996 年秋まで比較的多くの決議が議会で採択されたのは、この頃まで議長を務めたグリエフが主導する議会と政府との間の、限定的な緊張関係の存在(Arifoglu and Abbasov, 2000)があったためであろう。また、2000 年代に入ってから法律改定案可決の割合増加は、より専門的・行政的な法案内容が増加していることを示している。議会の公的な役割は、政策決定の一翼を担う場から、送付された法案の内容を審議するだけの場へと変化したのである。

図 6 議会の決議・成立法案内訳



4. 小括

大統領令・命令の発令数からは、ソ連末期、なし崩し的に設立された大統領職を頼りに、政治的混乱を打開しようとした様子が浮かび上がってくる。一方、先行研究においてカリスマを持ち、政治的リーダーシップを発揮してきたと考えられてきたヘイダル・アリエフの時代、大統領令・命令発令数は一貫して低水準であり、そのリーダーシップは少なくとも公的な「大統領」職を通じた政策指導として発揮されたものではないことが明らかとなった。この状況は次のイルハム・アリエフの時代に、命令の発令数の増加という形で変化していく。このことは、現体制がある程度制度化しつつあり、権力行使のスタイルがより制度に依拠したものに変化していることを意味しているのではなかろうか。

イルハム時代に急増していく命令の発令数が大統領令と逆転したのは、III期の途中、1995年10月からである。同年11月、アゼルバイジャンでは新憲法が制定されており、このことから、新憲法制定によって大統領権限が規定し直され、大統領から発せられる行政命令のパターンも変化したと考えられる。

アゼルバイジャンにおいては、大統領選挙や議会選挙といった国政選挙にあわせた大統領令発令数の選挙サイクルは存在しないことも明らかとなった。このことは図4(△は大統領選挙(10月、I期は9月、II期は6月)、▲は議会選挙(11月、I期は9月)を示す)や、各月ごとの発令数をまとめた別表4から確認可能である。もっとも、第5章第1節で述べるように、選挙年における大統領予備基金を財源としたバラマキ執行の懸念もあり、発令内容によっては選挙が意識されている可能性は残されている。

本節では大統領発令権の全般的なパターンを分析したが、次節では大統領が持つ重要な権限である人事権に着目し、歴代政権の人事パターンを観察する。

第2節 アゼルバイジャンにおける政治エリート任用

1. エリートと人脈

ソ連邦において人脈は重要であった。ソ連の体制内部においては幹部の職業的安定性の欠如と指導者の権力志向が強力な人脈形成要因(皆川 1994: p. 336)であり、パトロン(親分)・クライアント(子分)関係は、ソ連の70年にわたって政治エリートの登用・動員・行動に重要な役割を果たしてきた(Willerton 1992: 序文)。こうした問題関心から、ソ連のエリートのバイオグラフィー・データを分析対象とした研究も盛んに行われてきた。連邦構成共和国・自治共和国レベルにおける党中央の第一・第二書記の民族や経歴などの特徴に注目した Miller(1977)、ソ連の州レベルでの党第一書記について、詳細な経歴や民族、前後職のデータを用いて分析した Clark(1989)、そして、ゴルバチョフからエリツィンへと至る、ソ連邦の崩壊と移行における国家エリートの内在的関係の変化を論じたレーン・ロス(2001)などがここに含まれよう。

また、こうした人脈を通じたエリート任用がソ連内部の中央・地方関係に影響したことを論じる研究も数多くなされてきた。Carlisle(1991)はソ連期ウズベキスタンについて、エリートの登用が州単位で州の党トップの人脈に基づいて行われたことで、行政区画に沿った地域的結びつきが形成されたと論じた。またソ連末期カザフスタンのエリート进行分析した地田(2004)は、カザフ人・非カザフ人を問わず、党エリートに就任する人物はカザフスタン国内のノメンクラトゥーラから昇進した人物であり、彼らは州や地域単位での利害だけでなく、「カザフスタン」という共和国単位での利害をも見出し得たのであり、結果として、これはカザフスタン国内党エリートの結束へと結びついた、と論じている。

人脈を通じたエリート任用はソ連崩壊後の中央アジアでも重要と考えられている。Jones Luong(2002)はソ連時代に醸成された地域に対する帰属意識がソ連崩壊後も続き、地元で登用された州エリートと中央との対抗関係が存在すると述べた。独立後のカザフスタンの地方エリートを扱った岡(2005)は、カザフスタン国内の中央・地方関係について独立後の州知事の経歴を用いて分析し、ナザルバエフ政権下の地方統治においては、テクノクラート重視というソ連時代の方針が継承されつつ世代交代が進む一方、中央と地方・地方間の人事の連動性、非カザフ人の一定の排除によって政治エリートの一体性の強化が目指されたと論じた。

アゼルバイジャンに関するものについては、ヘイダル・アリエフ前大統領が共和国共産党第一書記だった時代(1969-1983)を中心に、1990年頃までの人事の変遷を検討した Willerton(1992)が挙げられる。また、Saroyan(1990)は、1990年の黒い一月事件前後の政治過程を説明する中でエリートの入れ替えにも触れている。Willerton はアゼルバイジャン共産党の第一書記人事について、モスクワ中央との人脈が存在したことを述べた上で、ヴァリ・アフンドフ(Vəli Yusif oğlu Axundov、在任期間 1959.7.8 - 1969.7.14)の後任に就いたヘイダル・アリエフ(在任期間 1969.7.14 - 1982.12.2)が、前任者によって配置されたエリートを一掃して、地方党組織に至るまで強力なネットワークを築き上げたことを指摘した。またこの頃パターンとして見られた地方での定期的交代(4-5年)は、地区リーダーたち自身の取り巻き形成を阻止する意味も持っていたと論じている。そして、こうした強力な人脈はヘイダル・アリエフがモスクワ中

央に「栄転」¹⁴¹し、その後失脚してもなお共和国内で生き残ったととらえている¹⁴²。これらソ連期を対象とする先行研究では、ソ連最末期に至るまで、まず人事政策によって体制の掌握が目指されてきたことが実証的な分析によって示されている。一方、ポストソ連期のアゼルバイジャン政治を考察対象とする先行研究においては、「人脈」の説明において「クラン」が重要なキーワードとなった。「クラン」を重視する先行研究では、「クラン」は「地縁・血縁を基盤とする氏族・派閥」という理解(廣瀬、2005、pp. 273-278)だが、概して前近代的性格が強く意識され、こうした伝統的な制度はソ連期のコレニザーツィヤによって生き残り、伝統的なクラン・親族関係の復活をもたらした(Guliyev, 2005, pp. 423-424)と説明される傾向がある。

こうした指摘は、ポストソ連期に成立した中央ユーラシア諸国の政権に見られる家父長的・家産制的性格を意識したものであるが、ソ連期の政治研究との接続・分析の実証性という点で問題を抱えている。ポストソ連期におけるこの分野での先行研究の少なさ・実証性の欠如は、エリートの経歴情報が入手困難であることが大いに関係している。本章においても、独立からの全期間を通じた経歴情報入手の難しさから、本節での検討は主に対象となるエリートの在職期間の分析に限定される。しかしこの分析からも、独立後のアゼルバイジャンにおいて政治エリートがどのように任用されてきたのか、そして大統領による人事政策の特徴とその変化の手がかりをつかむことは可能である。

2. 中央エリート: 閣僚人事

まず、各種の情報を総合して、政府人事から検討していこう。表 13 は歴代政権における主要閣僚の新規任命数を一覧にしたものである。独立期の混乱を背景にⅠ期・Ⅱ期には短期間に頻繁な閣僚交代が行われた。この傾向はヘイダル・アリエフが政権に就いたⅢ期に入ってもしばらく見られるが、やがて閣僚人事は安定的となったことが表から観察できる。現体制下で人事に比較的大きな変化が見られたのはⅤ期である。イルハム・アリエフが大統領に就任してしばらく経った 2005 年、11 月の国民議会選挙を前にかねて亡命中であった反体制派の大物ラスル・グリエフ元国民議会議長が帰国の様子を見せ、反対派野党の動きも活発となった。政権側が警戒する中、大統領府高官・閣僚の一部がクーデターを計画したとして逮捕・失脚する事件が起き、これを機に政権内の世代交代がさらに進んでヘイダル・アリエフの「旧臣」が退場することとなった。

¹⁴¹ 1982 年末、ヘイダル・アリエフはソ連共産党の政治局員候補・連邦閣僚会議第一副議長に選出され、後任の共和国共産党第一書記には部下のカムラン・バグロフが就任した。

¹⁴² Saroyan は、モスクワでのヘイダル・アリエフ失脚(1987 年)後に共和国共産党第一書記に就任したアブドゥラフマン・ヴェズィロフ(Əbdürrəhman Xəlil oğlu Vəzirov, 1988.5.21 - 1990.1.25)の下で、大規模な人員交代(22 の地区・市党第一書記、17 の市執行委員長を含む 43 の書記たちが交代。中央委員会書記が 6 から 5 へ。部局が 16 から 6 へ。職員数が 194 から 136 へ)が行われたことを指摘している(Saroyan, 1990, p. 19)。Willerton もこれについて、「就任後の幹部交代は単なる「うわべ」ではなかったが、さらなる変化には国内の圧力を待たなければならなかった」と論じている(Willerton, 1992, p. 218)。

表 13 主な中央省庁の新任人事

省庁	ムタリボフ	エルチバイ	ヘイダル		イルハム	
	I	II	III	IV	V	VI
首相	1	3	3	1	0	0
大統領府長官			1	0	0	0
国防	2	2	2	0	0	0
国防産業					1	0
国家安全保障	1	1	2	0	1	0
教育		1	2	0	0	0
外務		1	2	1	1	0
内務	2	2	2	0	0	0
農務		2	2	0	1	0
税務				1	0	0
司法	1	0	1	1	0	0
青年スポーツ			1	0	1	0
文化		1	0	0	1	0
環境・天然資源				1	0	0
工業・エネルギー				1	1	0
経済		3	2	1	1	1
貿易		1	1	2		
保健		1	1	0	1	0
通信		2	1	0	1	0
情報		1	1	0		
財務		1	1	1	1	0
非常事態					1	0
労働・社会保障		1	1	0	1	0
運輸				1	0	0
国有財産		1	1	2	1	0

しかし、このことを考慮してもなお、アゼルバイジャンにおける IV 期以降の閣僚人事の安定傾向は、頻繁に閣僚の任免が行われるとされる中央アジア諸国と比べ特徴的である。特に国防・内務をはじめ武力省庁の大臣、大統領府長官の在任期間が極端に長く、現体制がこうした部門を重視し、信頼のけるエリートに委ねていることがわかる(別表 5)。

また、閣僚人事の発令のされ方においても、制度化・安定化の傾向を見て取ることができる。V 期まで基本的に閣僚ごとに任命令を出していたが、VI 期は発令方法が一括形式に変わった。また、V 期以降任命は命令という形での発令に変化している。旧憲法下で議会の承認を得る必要のあった大統領令による任命の伝統からの変更は、政府形成が大統領の専権事項であることをより鮮明にしている。

表 14 閣僚人事発令数

	大統領令	命令
I	8	0
II	32	0
III	16	2
IV	39	0
V	2	33
VI	0	3

注) 国家委員会議長を除く。VI期の発令は副首相・大臣はそれぞれで一括して一つの命令によって任命されている。

次に、任命された閣僚がどのように登用されたのかを見ていこう。別表 6 は 2008 年末時点での現職閣僚の生年・出身地・前職・党籍を一覧にしたものである。閣僚の前職を見ると、ほとんどの場合関係する分野で高位に就くか、その分野を専門にキャリアを積んでおり、一見すると順当な人選に見える。しかし一部には前職在任期間が 1～2 年程度の者もあり、抜擢の際には腰掛人事を挟むことが

慣例になっていると思われる。また、地方行政府から中央の閣僚へという人事パターンは存在せず、中央と地方の人事交流は限定的であることを示している。

大臣たちは任命時期によっても分類できる。別表 6 では大臣たちを任命時期によって A(1993-2000 年)、B(2000-2005 年)、C(2005 年以降)に分けている。詳細は第 5 章第 3 節で述べるが、初期に比べ、B・C に分類される大臣たちには、大きなビジネスグループに関与している者が多い傾向がある。イルハム・アリエフ時代の特徴と言えよう。

閣僚と YAP との関係については、現地のニュースサイトの調査によれば 2008 年時点の閣僚の半数が YAP 党員ではなかったという¹⁴³。政党法の定めにより、武力省庁や財務関係の省庁職員は政党員となることができず、該当者はその在職中政党員としての資格を停止される(第 8 条)ため、こうした省庁の大臣たちは無所属となっていることから、決して YAP の存在が政府内で稀薄ということではない。しかしながら、ヘイダル・アリエフ期の閣僚と現在の閣僚を比較したとき、かつてはアリ・ナギエフ(労働・社会保障相、党副議長)やシルス・タブリズリ(プレス・情報相、党副議長)や、アリ・インサノフ(保健相、党幹事会メンバー)といった YAP 創設メンバーで党最高幹部¹⁴⁴が政府内に入っていた一方、現閣僚で YAP 最高幹部と呼べる人物はミシル・マルダノフ(教育相、党幹事会メンバー)のみであること、党での活動を評価されての閣僚任用とは考えにくいことから、YAP と政府の人事面での一体性は低下している。

3. 地方エリート: 地方行政府長官人事

次に、地方エリートがどのように任用されているのかを、地方(市・市区・地区)行政府長官の任免データをもとに検討する。

ここでは、上述したアゼルバイジャン法律データベースから抽出した任免発令に加え、アゼルバイジャン共和国最高会議議事録、新聞(Бакинский рабочий)紙面上の人民代議員選挙の候補者・当選者情報から当時の地区第一書記の氏名・父称をリストアップし、その推移を 2010 年前半時点まで追った。なお、各地区初代長官の任免日については新聞記事の情報を多く利用した。全体的な資料の問題として、アゼルバイジャンでは似通った名前が多いため、氏名・父称まで確認できなければ人物を特定することが難しいという事情がある。今回議会選挙の候補者関連の情報を使用したのは、現時点で入手できる情報のうち、氏名・父称を大量に確認できる数少ない情報源であるという理由による。また、近年の長官については可能な限り現地報道・情報に記載された略歴を検討材料に加えた。

¹⁴³ 2008 年 11 月 7 日付 Lent.az[<http://www.lent.az/news.php?id=11814>]。

¹⁴⁴ Əli Teymur oğlu Nağıyev. 1954 年ナヒチェヴァン生。1996 年労働・社会保障相、1995-2000 年、国民議会議員、YAP 副議長(～2005 年)。2006 年ベラルーシ大使。Əli Binnət oğlu İnsanov. 1946 年アルメニア生。1993-2005 年保健相。2005 年 10 月、クーデター謀議・公金横領などの容疑で逮捕・起訴。西アゼルバイジャンを出自とするイェルアズ・クランの最有力者の一人と言われていた(ICG, 2004)。Sirus Xudadat oğlu Təbrizli. 1942 年タブリーズ生。1995-2000 年出版・情報相、1995-2005 年国民議会議員、YAP 副議長。2007 年 3 月、メフディエフ大統領府長官やアリ・アフマドフ YAP 副議長・党執行書記との確執がこじれ、党を除名。この他、副首相級の首都行政府長官にも、YAP 結成に重要な役割を果たしたラファエル・アラフベルディエフ(Rəfael Xanəli oğlu Allahverdiyev. 1945 年バクー生。1994-2000 年バクー市行政府長官、2000 年国民議会議員。YAP 副議長。2000 年に事実上失脚、2009 年 1 月死去。)が任じられていた。

地方エリート的人事政策という問題を検討する前に、アゼルバイジャンの行政単位について説明する必要がある。アゼルバイジャンは単一国家(憲法第7条1)であり、地方における行政は、大統領が任命する地方行政府長官が執行する(同第124条)と定められている。飛び地であり、共和国の不可分の一部として共和国内で自治を認められているナヒチェヴァン自治共和国、1991年11月26日付アゼルバイジャン共和国最高会議において廃止が決議された旧ナゴルノ・カラバフ自治州を別とすれば、アゼルバイジャンはソ連時代から独立後の現在に至るまで、国のすぐ下に人口数万人規模の市(şəhər)・地区(rayon)をもつ構造である。首都バクー、アゼルバイジャン第二の都市ギャンジャは他の市よりも格上とされ、市の下に地区と同等の市区(şəhər rayon)を持つ。地区数は新設・統廃合もたびたび行われてきたため時期によって違うが、現在は市、市区を合わせて87存在する。ソ連邦の構成共和国に多い「国—州—地区」という構造を持つ国々と比べて、地区の持つ存在感が大きい一方、地区数と人口規模から考えて、首都の存在が突出している点が特徴である。このことはロシア、ウクライナなど他の旧ソ連諸国との比較の際に念頭に置いておかなければならない。

ムタリボフ政権期

ナリマノフ地区党第二書記(1977-)からアゼルバイジャン共和国 Gosplan 議長(1982-)、共和国閣僚会議議長(党中央委員会ビューローメンバー、1989-)を経て、1990年1月のバクー事件の最中ソ連邦中央の支援で共和国党第一書記に就任したアヤズ・ムタリボフは、「アリエフレジームの産物」という評価もあったが、第一書記就任直後から人事に手を付けはじめていた。これが顕著になるのが、ソ連邦の解体が決定的となった1991年8月の連邦中央でのクーデター未遂事件である。事件を受けて連邦各地では相次いで共産党が解散され、アゼルバイジャンにおいても9月半ばに解党が決定されたが、ムタリボフは10月18日付の大統領令で大統領が任免できる地区行政府長官職を設置し、権力の温存を図った¹⁴⁵。この大統領令により、長官任命と同時に市区(şəhər rayon)においては人民代議員ソヴィエトおよび執行委員会の(第4項)、地区・市においては執行委員会の権限が停止(第5項)された。同時に、執行委員会の部局はそのまま地区行政府長官の部局に移されることが定められた。本令に基づいて、ムタリボフ辞職(92年3月)までに71地区で延べ73名の行政府長官が任命された(表15)。

¹⁴⁵ 第372号「アゼルバイジャン共和国の地区、市、市区、村、集落における国家権力と執行機関の構造と活動を整備することについて」のアゼルバイジャン共和国大統領令。

表 15 ムタリボフ政権期の地方行政政府長官の任命

ムタリボフ政権期の地方行政政府長官の任命	
任官数*	73
前職の内訳**	
同地区・市共産党第一書記から	32
別地区・市共産党第一書記から***	10
地区ソヴィエト執行委員長から	3
その他/不明	28
出所:筆者作成。 *ナヒチェヴァン自治共和国内の地区・市を除く。 マサツル、ミンガチェヴィルは最初の長官の任官日が不明 **前職は1990年9月時点のもの。 ***バクー市第二書記からの任官を含む。	

新たに長官が任命された 71 地区のうち、32 地区で同一地区の第一書記がそのまま長官に任命され、10 地区で他地区の第一書記が長官に任命されており、ムタリボフは旧共産党機構をほぼそのままの形で国家機構に衣替えさせようとしていた。残りは一部が中央で閣僚などに登用されたが、それ以外の多くは更迭されたとみられる。また、この時期に任命された長官のうち 2 名が、ムタリボフが辞職する 3 月までに解任されている。こうした人事は、ヘイダル・アリエフを中心とする新しい政治組織結成へ向けた動きが始まっていた時期と重なっていること、更迭・解任された人物の一部にこの活動とかかわりのある者が含まれている¹⁴⁶ことから、ムタリボフ政権と「ヘイダル・アリエフ派」との、旧共産党組織内部における主導権争いを示すものと考えられる。

かつてヘイダル・アリエフが着手したように、ムタリボフも前任者（ヘイダル・アリエフ）の影響力を排除すべく、幹部政策に手を付けた。前任のヴェズィロフ第一書記時代（1988-1990）から続く人員交代によって、エリートの流動性は高まっていた。しかし、新たに任官された人々が影響力を確立する間もないまま、ナゴルノ・カラバフ紛争、特に 1992 年 2 月末に起きたホジャール陥落と住民虐殺への対応の遅れやソ連邦崩壊による政局の混乱で、ムタリボフと旧共産党直系の政権は結局短命に終わってしまう。

人民戦線政権期

政局が依然として混乱する中、1992 年 5 月 14 日にムタリボフ前大統領は復権を狙って行動を起こした。突如最高会議が召集されてムタリボフの辞任が撤回され、常設合議体として設置されていた国民評議会を解散する決議を採択した。これに対し人民戦線は激しい反発を示し、翌 15 日には一連の決議が取り消されてムタリボフは国外に逃亡し、復権の試みは失敗に終わった。この結果、人民戦線が主体となってアゼルバイジャン政府を組織することとなった。1992 年 5 月半ば以降、地区行政政府長官は軒並み交代させられた。この時期長官に任命された人物には旧共産党の地区第一書記や地区ソヴィエト執

¹⁴⁶ 例えば、ハチマズ地区党第一書記であった A.Q.スレイマノフ(Aslan Qurban oğlu Süleymanov)は YAP の設立協議会で政治評議会(24 名)に選出されており、短期間で長官職を解任された A.マナフォヴァ(Asya Sərdar qızı Manafova)は、YAP の地方組織立ち上げに深く関わり、結党以来幹事会メンバーを務めた。

行委関係の人物がほとんどおらず、まったく違った属性の人々（おそらく人民戦線の各地区支部リーダーたち）が任官されたと考えられる。把握できる数名の情報によれば、90 年当時地方の学校教師・研究員をしていたものがほとんどであった。

この時期に解任された長官の中からも YAP に参加した者が確認できる¹⁴⁷。YAP 結党の直接的契機となった Səs 紙掲載のヘイダル・アリエフ宛公開書簡でも、幹部政策が解決すべき問題の一つとして挙げられており、政権人事の「人民戦線化」でポストを追われたエリートの拠り所となっていた。また、ナゴルノ・カラバフ紛争における戦闘の中心は、地方に地盤を持つ武装民兵組織であった。急速な人事交代による混乱は武装勢力の割拠を招き、人民戦線政権は統制を失った。1993 年 6 月、有力な民兵組織指導者であり、直前まで政府高官であったスレット・ヒュセイノフのクーデターにより、人民戦線政権は崩壊した。

ヘイダル・アリエフ政権の成立

人民戦線政権崩壊に伴って発足したアリエフ政権下で、再び地区行政府長官の全面的な交代が行われた。1993 年末までの半年間に 53、政権発足一年となる 1994 年 6 月半ばまでにさらに 17 の地区行政府長官が入れ替えられた（重複 1 を含む）。1992 年 5 月以前（ムタリボフ政権期）の長官が再び任命されるケース、1985 年当時の地区第一書記・執行委議長が就任するケース、それまで地区レベルで名前が出てこなかった人物が任命されるケースなど、その任官は多様であった（表 16）。

表 16 ヘイダル・アリエフ政権で新任された地方長官

アリエフ政権下で新任された地区行政長官 (1993-1995)	
元長官（返り咲き）	6
1990年時地区第一書記・執行委議長	3
1985年時地区第一書記・執行委議長	5

こうして任命された長官たちの特徴として、長期任用傾向を指摘することができる。同政権成立に伴って任命された長官が解任されるまでの在任期間は平均 69.56 ヶ月であり、これはヘイダル・イルハム両政権期（1993~2005 末時点）の全平均（56.73 ヶ月）よりも長い¹⁴⁸。さらに、94 年 10 月、95 年 3 月のクーデター未遂事件に絡むと思われる解任を除けば、その在任期間は 78.45 ヶ月となる。即ち 2000 年頃に解任の時期を迎えていたことを示しており、断片的な生年情報から推測すると、60 歳に差し掛かる辺りでの解任ということになる。中には任期が 10 年に及ぶ者¹⁴⁹もあり、短期間で地区のトップを入れ替えていた

¹⁴⁷ 一例として、フィズリ地区行政府長官（91/10/26-92/9/11）を務めた M.ムサエフ（Maksim Talib oğlu Musayev）が挙げられる。

¹⁴⁸ 調査対象期間（1990-2005 年末）中に解任された事例が計算対象であり、2005 年末時点で引き続き在任していた者は計算から外してある。

¹⁴⁹ H.サルイエフ・アグダム地区行政府長官（Həsən Qaçay oğlu Səriyev, 1995/7/9 任命、169 か月）、I アミロフ・グサル地区行政府長官（İkram Mirzağa oğlu Əmirov, 1993/8/16 任命、129 か月）、G.アフマドフ・サ

共産党時代のヘイダル・アリエフの幹部政策とは大きく異なっている。こうした特徴は、YAP の急速な党勢拡大とヘイダル・アリエフ政権の安定が、地方エリートからの支持と彼らへの委任によって支えられていたことを示すものと言えよう。

しかしながら、ヘイダル・アリエフ政権末期からイルハム政権にかけて長期留任は減る傾向が現れている。在任期間の平均は 33.49 ヶ月であり、およそ 2-3 年で交代していることになる。世代交代に伴って、短期交代が制度化され、官僚的な任用に代わりつつある。

4. 小括

中央人事

閣僚人事の任免データからは、III 期以降の閣僚の長期留任傾向がはっきりと観察された。大臣たちは V 期に入って新任が多くなったが、閣僚の長期留任傾向そのものに変化は見られない。閣僚の党籍からは、YAP 党員が近年もそれなりの割合を占めていることがわかるが、YAP 幹部の引退により、政府において YAP が占める重要性は低下しているように感じられる。ヘイダル・アリエフ時代(III 期・IV 期)に大臣を務めた人物にはヘイダル・アリエフと個人的に強い結びつきを持つ「盟友」が存在したが、イルハム・アリエフ時代、大統領と大臣たちとの間にそうした個人的な強い結びつきは見えてこない。大臣の長期留任傾向自体に変化はないものの、大統領と大臣たちとの関係には変化があったと見るべきであろう。

現職閣僚の出身地からは、特定の地域への過度な偏りは観察できなかった。このことをもって現地政治における「クラン」の重要性そのものを否定することはできないが、少なくとも現地政治においてはさまざまな出自のエリートが役割を果たしており、安易に「前近代性」の強調は避けるべきではなかろうか。

地方人事

ムタリボフ期にみられた地方長官の任用は基本的にそれまでの地方行政の継続を目指すものであり、おそらくは共産党が政権を維持していた他の共和国と似たようなパターンであった。ただし、1990 年秋からのヘイダル・アリエフの政治的影響力の回復が、地区長官の任免に影響していた。この共産党内部での主導権争いに加えて人民戦線との覇権争いも存在しており、1992 年 5 月、政治闘争はいったん人民戦線の勝利という形で終結する。人民戦線政権下で地区長官に登用された人々は、場合によっては 30 歳に満たない者も存在した。ナゴルノ・カラバフ紛争が本格化していた中でのこの急激な人員交代は、地区行政を非常に困難なものにしたはずである。「総入れ替え」による軋轢は必然的に旧共産党エリートの反発を生み、YAP の地方組織拡大にプラスに働いた。

一年後のヘイダル・アリエフ政権発足はエリート任用を「巻き戻す」動きだったのだろうか。データからはそうした単純な動きは読み取れない。これには独立当初の、ムタリボフを中心とする共産党政権派、人

アトル地区行政府長官(Gülhüseyn Əliəhməd oğlu Əhmədov, 1993/8/11 任命、147 か月)、A.アスラノフ・シャムキル地区行政府長官(Aslan Əli oğlu Aslanov, 1993/8/11 任命、140 か月)、S.パノバエヴァ・ダヴァチ地区行政府長官(Sündüz Hacımirzə qızı Babayeva, 1995/8/4 任命、142 か月)、T.グリエフ・バクー市ナシミ地区行政府長官(Tahir Məhərrəm oğlu Quliyev, 1993/11/10 任命、145 か月)、M.ジャッパロフ・ラチン地区行政府長官(Maradxan Mahmud oğlu Cabbarov, 1994/4/6 任命、131 か月)。

民戦線派、そしてナヒチェヴァンで地盤を固めつつあったヘイダル・アリエフ派の三棘みの状況が影響している。ヘイダル・アリエフは単に先行研究でよく言われるような「共産党の元ボス」として復活したというよりは、独自の政権基盤を持った「老獪な第三勢力の指導者」として登場したのである。

体制をつなぐ柱？コムソモール人脈

中央・地方人事について、もう一つ特徴として浮かび上がってくるのが、「コムソモール」人脈である。反体制派のジャーナリストとして有名であったエルマル・ヒュセイノフは、ヘイダル・アリエフからイルハム・アリエフへの大統領継承期に任用パターンが大きく変化し、そこで「コムソモール」という枠が意識されたと指摘している(Гусейнов, 2003)。ヒュセイノフによれば、ソ連時代、政治エリート層(党支配層・特務エリート・赤い支配人)に対する人員予備源であったコムソモールは、ペレストロイカ期以降の政治変化から最も恩恵を受けて独立した勢力となった。彼らはもっぱら政治よりもビジネスに注力したが、アゼルバイジャンにおいてヘイダル・アリエフが旧エリート層の力を削いできた結果、コムソモールが継承期の人員供出源として注目されることになった。「コムソモール組」のボスと言われるジャハングル・ムスリムザデ¹⁵⁰は、2001年ごろに「コムソモール組」の会合で、イルハム・アリエフの下に結集する必要を説いたという。

年齢の面から見れば、ソ連末期にコムソモールの幹部だった世代がこの時期に任用されていることは順当であると言える。データからも、特に地区行政府長官人事でV期以降かつての共和国コムソモール幹部の任用例が幾つか確認できる(Z.S. ナグダリエフ、Ş.K. ママドフ、E.Ə. アジゾフ、S.N. アレクペロフ¹⁵¹)。また、ヒュセイノフは「コムソモール組」の大臣としてファルハド・アリエフ(元経済発展相)、ヒュセイングル・バギロフ(環境・天然資源相)、キャマラッディン・ヘイダロフ(非常事態相)の名を挙げており、「コムソモール」世代が実際に政府の人材として機能していることが指摘できる。

おわりに: データは何を示しているのか

本章で検討した内容を簡潔にまとめると、大統領令・命令の発令については、I・II期は独立前後の混乱を大統領権力の行使で打開すべく大量の発令が見られたが、III期に入ってその数は激減した。このことはヘイダル・アリエフが「大統領」の公的権力に依存した政権運営を行わなかったことを示す。1995年の新憲法によって大統領権力が新たに規定されたのを境に大統領令と命令の使い分けもルール化が見られ、V期に入ると命令の発令数が急増した。

議会に関しては既に第2章でその役割について検討したが、議会の役割変化(低下)はIII期に入ってから議決総数低下、新憲法制定後の議決内容の変化(決議数の低下と法改定の増加)というデータ

¹⁵⁰ Джангир Муслимадзе, Cəhangir Müslimzadə. 1979年頃アゼルバイジャンのコムソモール中央委員会第一書記を務め、1988年のスムガイト事件当時スムガイト市党委書記であったと言われるが、不明な点が多い。

¹⁵¹ Zeynal Səfər oğlu Nağdəliyev, 1957年生まれ。90年6月-コムソモール中央委書記。03年から2年半ほどレンキャラン市行政府長官を務めた後、大統領府地域行政・地方自治組織担当部長に任命されている。Şahin Kərim oğlu Məmmədov, 1959年生まれ。90年9月当時同バルダ地区第二書記。Eldar Əziz oğlu Əzizov, 1957年生まれ。90年9月当時同中央委書記。Sahib Nurədin oğlu Ələkbərov, 1952年生まれ。90年9月当時同中央委第一書記。

からも明らかとなった。本章での分析により、政策決定の場から単に法案を審議する場へと矮小化したことがより明白となった。

エリートの任免データからは、独立後の各政権においても人事権の行使によって政権基盤の強化を図ったことがうかがえる。中央の人事については、IV 期以降は人事発令が非常に少なくなり、大臣の長期留任傾向が現れた。政府とYAPの一体性は低下していると考えられる。近年もYAP 党員である閣僚は少なくないものの、III・IV 期に見られた党幹部の閣僚就任が見られないことが理由である。党と政府の地方人事については、政権交代に伴う大規模入れ替えがデータから鮮明に確認でき、III・IV 期の長期留任傾向・V 期以降の在任期間短縮化が浮かび上がった。このことから、ヘイダル・アリエフ時代は中央・地方ともに大統領がかなりの部分を被任命者に委任する状態であったと考えられる。イルハム・アリエフ時代に入り、この傾向は地方人事についてはなくなっている。さらに、閣僚前職の情報からは、中央と地方の間の人事交流は極めて限られていることも明らかとなった。

以上の事から、アゼルバイジャンにおける大統領を中心とした政権運営は徐々に制度化が進んでいると結論できる。大統領令・命令の発令を支えているのが、大統領府である。ムタリボフ政権および人民戦線政権下の組織構造は現時点ではほとんど把握できていないが、発令数の増加から組織の拡充が図られていたと考えられる。人民戦線政権崩壊後、大統領代行であったヘイダル・アリエフは1993 年8 月31 日に「大統領アパールの定員を削減することについて」の大統領令¹⁵²を出したが、その後は部局の新設が続き、1995 年2 月に大統領府として再編されてからも新設・改組が続いてきた。大統領府は2007 年末の時点で383 人の定員が定められている。制度への依存を支える機構整備が進んだことによって、リーダーシップの発揮のされ方はヘイダル・アリエフ時代の「国父」から、イルハム時代になってより行政権の執行者としての「大統領」に軸が移動しているのではなかろうか。

また、III 期以降の政権運営は大統領令や命令の発令状況を見る限り基本的に静的であり、ルーティンワークの要素が大きくなっていると考えられる。権力継承や体制の動揺といった重大局面では、オッタウェイ(2003)が指摘するように制度の弱さは特徴的であるが、通常局面での粛々とした、「ルール」に則った権力行使もまた権威主義体制の特徴ではなかろうか。こうした傾向は、諸問題の政治化を妨げ、権威主義体制の維持にとって必要な国民の脱政治化にプラスとなるはずである。

¹⁵² データベースには存在せず、「非公開」の大統領令の一つであるが、2005 年6 月9 日付第851 号「大統領府の構成を完成することについて」の大統領令において、発令に伴って効力を停止される政令の中に含まれていることから、発令日・文書名は把握可能であった。

資料

別表 4 大統領令と命令の年・月毎発令数

大統領令														命令												
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	0	ムタリボフ期	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	0
117	9	2	0	0	0	0	0	25	30	8	10	201	1990/05-1991/04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	56
50	20	22	32	27	82	40	59	28	36	3	0	399	1991/05-1992/03	0	0	0	0	18	13	7	31	31	1	0	0	101
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		エルチベイ期	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
13	87	58	77	54	52	48	52	35	25	43	86	636	1992/06-1993/05 ※	24	34	44	62	45	22	37	33	33	27	31	64	457
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		ヘイダル1期目	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
2	52	27	26	4	12	20	6	22	9	13	20	213	1993/10-1994/09	4	31	10	10	10	9	5	6	13	4	16	4	122
23	6	5	21	18	15	19	13	23	8	11	21	183	1994/10-1995/09	12	4	1	11	13	3	2	6	23	5	7	12	99
62	0	0	0	0	0	0	0	3	7	13	9	106	1995/10-1996/09	22	0	19	31	0	0	21	32	74	0	0	17	216
9	9	13	20	14	0	11	16	19	13	1	8	133	1996/10-1997/09	8	22	0	92	0	0	18	0	32	38	6	15	231
3	6	20	6	8	16	7	14	21	6	21	12	140	1997/10-1998/09 ※	17	13	21	13	25	14	27	22	21	17	33	9	232
1												776		1												901
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		ヘイダル2期目	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
9	20	30	21	32	8	5	11	10	24	19	3	192	1998/10-1999/09	2	27	23	8	44	13	28	19	15	28	23	11	241
8	10	34	24	17	26	21	8	17	21	15	2	203	1999/10-2000/09	11	22	27	24	13	39	30	24	28	38	21	19	296
18	9	12	5	4	10	26	12	26	28	17	22	189	2000/10-2001/09	28	18	16	19	15	46	31	23	17	26	17	23	279
8	6	29	41	0	12	11	23	13	18	36	9	206	2001/10-2002/09	7	8	25	30	0	8	9	32	32	36	31	15	233
20	5	18	15	12	3	2	8	20	6	18	18	145	2002/10-2003/09 ※	31	16	16	26	40	12	34	9	46	25	8	37	300
46												981		26												1375
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		イルハム1期目	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1	3	7	11	13	10	12	16	11	14	20	13	131	2003/10-2004/09	0	30	21	20	40	44	48	33	58	44	26	53	417
7	9	27	12	14	17	15	10	12	14	21	10	168	2004/10-2005/09	70	45	49	25	45	74	67	40	41	54	59	46	615
11	15	24	10	16	12	11	16	8	10	23	13	169	2005/10-2006/09	52	41	108	20	87	60	35	49	65	33	62	67	679
4	14	26	6	18	24	8	17	20	4	15	12	168	2006/10-2007/09	48	41	89	33	85	68	55	74	78	15	74	42	702
9	27	26	10	6	26	7	16	28	12	17	8	192	2007/10-2008/09 ※	62	53	86	34	46	48	43	55	70	50	60	50	657
4												832		6												3076
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		イルハム2期目 (- 2009年末時点)	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
8	19	13	5	23	4	14	13	17	24	15	4	159	2008/10-2009/09	22	54	35	10	60	33	36	53	59	62	36	44	504
18	9	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	2009/10-2010/09	58	46	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	182
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2010/10-2011/09	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2011/10-2012/09	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2012/10-2013/09 ※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0												209		0												686

別表 5 閣僚任免一覧

省庁	氏名	任命	解任	日数	省庁	氏名	任命	解任	日数
国防	T. İ. Mehdiyev	11/12/1991	17/2/1992	66	環境・天然資源	H. S. Bağirov	23/5/2001		3817
	T. Y. Əliyev	24/2/1992	17/3/1992	23	工業・エネルギー	M. Z. Kərimov	18/4/2001	09/12/2005	1671
	R. H. Qaziyev	18/5/1992	20/2/1993	272		N.A.Əliyev	09/12/2005		2181
	D.Q. Rzayev	21/2/1993	17/6/1993	116	経済	H. H. Babayev	02/6/1992	05/10/1992	123
	M. İ. Məmmədov	02/9/1993	06/2/1995	514		R. M. Qarayev	05/10/1992	13/7/1993	278
	S. A. Əbiyev	06/2/1995		6084		Ə. Ə. Məsimov	29/4/1993	02/9/1993	123
国防産業	Y.T.Camalov	18/3/2006		2082		S. Ş. Sadıxov	02/9/1993	01/10/1996	1109
国家安全保障	İ. P. Hüseynov	07/11/1991	16/5/1992	189		N. N. Nəsrullayev	18/11/1996	30/4/2001	1602
	F. A. Təhməzov	16/5/1992	17/6/1993	391		F. Ş. Əliyev	30/4/2001	19/10/2005	1609
	N. Ş. İmranov	03/7/1993	22/9/1994	439		H.A.Babayev	19/10/2005	24/10/2008	1085
	N. R. Abbasov	22/3/1995	23/7/2004	3361		Ş A Mustafayev	31/10/2008		1140
	E. Ə. Mahmudov	23/7/2004		2677	貿易	A. Y. Bağirov		15/4/1992	#NUM!
教育	F.A. Cəllilov	11/08/1992	02/09/1993	381		R. X. Hüseynov	05/6/1992	16/10/1994	851
	L. X. Rəsulova	02/9/1993	13/9/1997	1451		M. Ə. Qənberov	16/10/1994	31/5/1997	944
	M. C. Mərdanov	25/3/1998		4955		F. Ş. Əliyev	12/2/1999	06/12/1999	294
外務	T. M. Qasımov	29/5/1992	26/6/1993	387		H. S. Bağirov	18/4/2000	30/4/2001	372
	H. Ə. Həsənov	02/8/1993	16/2/1998	1634	保健	R. M. Hüseynov	10/4/1992	16/9/1993	516
	T. N. Zülfiqarov	05/3/1998	26/10/1999	591		Ə. B. İnsanov	09/11/1993	20/10/2005	4301
	V. M. Quliyev	26/10/1999	02/4/2004	1596		O.K.Şirəliyev	20/10/2005		2230
	E. M. Məmmədyarov	02/4/2004		2788	通信	A. h. Qəhrəmanzadə	15/6/1992	17/7/1992	32
内務	T. M. Kərimov	18/11/1991	17/3/1992	119		S. H. Abasbəyli	17/7/1992	16/7/1997	1799
	T. Y. Əliyev	17/3/1992	25/4/1992	38		N. A. Əhmədov	16/7/1997	20/2/2004	2374
	İ. M. Həmidov	16/5/1992	16/4/1993	330		Ə. M. Abbasov	20/2/2004		2830
	A. M. Allahverdiyev	16/4/1993	17/6/1993	61	情報	S. X. Rüstəmxanlı	12/5/1993	01/11/1995	889
	V. Y. Novruzov	03/7/1993	29/4/1994	296		S. X. Təbrizli	01/11/1995	25/11/2000	1824
	R. İ. Usubov	29/4/1994		6361	財務	S. M. Məmmədov	05/10/1992	09/12/1993	424
農務	R. Q. Əşrəfov	30/7/1992	05/5/1993	275		F. H. Yusifov	28/6/1994	11/7/1999	1813
	T.C. Hüseynov	12/5/1993	13/7/1993	61		Ə. Ə. Ələkbərov	11/7/1999	18/4/2006	2437
	M. İ. Abdullayev	30/7/1993	15/10/1994	435		S.R.Şərifov	18/4/2006		2052
	İ. N. Əliyev	16/10/1994	23/10/2004	3607	非常事態	K.F.Heydərov	06/2/2006		2124
	İ.D.Abasov	23/10/2004		2587	労働・社会保障	A. Ə. Kərimov	12/5/1993	10/11/1993	178
税務	F. Ə. Məmmədov	11/2/2000		4279		Ə. T. Nağıyev	05/11/1996	07/2/2006	3332
司法	İ. A. İsmayilov	08/4/1992	13/1/1995	995		F.H.Ələkbərov	07/2/2006		2123
	S. C. Həsənov	10/1/1998	18/4/2000	818	運輸	Z. Ə. Məmmədov	08/8/2002		3382
	F. F. Məmmədov	19/4/2000		4211	国有財産	Q. Y. Əbdülsəlimzadə	23/6/1992	13/1/1995	920
青年スポーツ	Ə. M. Qarayev	26/7/1994	30/1/2006	4144		T. M. Əzizov	13/1/1995	31/12/1995	347
	A.A. Rəhimov	07/2/2006		2123		N. A. Nəşibov	15/1/1999	06/12/1999	321
文化	P. Bülbüloğlu	12/5/1993	30/1/2006	4578		F. Ş. Əliyev	06/12/1999	30/4/2001	504
	Ə.M.Qarayev	30/1/2006		2130		K. Ə. Həsənov	16/9/2005		2264

別表 6 現職閣僚の略歴情報(2008 年末時点)

	氏名	役職	党籍	党役職	生年	出身地	前職	任命日	分類
1	Rasi-zadə Artur Tahir oğlu	首相	無所属		1935	Gəncə	第一副首相	26/11/1996	A
2	Eyyubov Yaqub Abdulla oğlu	第一副首相	YAP	政治評議会	1945	Bakı	副首相	13/2/2003	A
3	Əfəndiyev Elçin İlyas oğlu	副首相	無所属		1943	Bakı	(作家)	2/9/1993	A
4	Həsənov Əli Şamil oğlu	副首相 難民・国内避難民問題国家委員会議長	YAP	政治評議会	1948	Cəbrayıl	環境・自然活用監督委員会議長	18/11/1998	A
5	Şərifov Abid Qoca oğlu	副首相	無所属		1940	Şəki	アゼルバイジャン輸送道路建設国営会社社長	20/7/1995	A
6	Məmmədyarov Elmar Məhərrəm oğlu	外務相	無所属		1960	Bakı	駐イタリア大使	2/4/2004	B
7	Usubov Ramil İdris oğlu	内務相	無所属		1948	Xocalı	ナヒチェヴァン自治共和国内務相	29/4/1994	A
8	Mahmudov Eldar Əhməd oğlu	国家安全保障相	無所属		1956	Bakı	内務省麻薬対策局長	23/7/2004	B
9	Əbiyev Səfər Axundbala oğlu	国防相	無所属		1950	Bakı	国防副大臣	6/2/1995	A
10	Məmmədov Fikrət Fərrux oğlu	司法相	無所属		1955	Bakı	最高検察庁副長官	19/4/2000	B
11	Camalov Yavər Talib oğlu	国防産業相	YAP		1949	Sabirabad	Azneft製造連合社長	18/3/2006	C
12	Şərifov Samir Rəuf oğlu	財務相	無所属		1961		国家石油基金常任理事	18/4/2006	C
13	Məmmədov Fazil Əsəd oğlu	税務相	無所属		1964	Şamaxı	最高国税調査部長	11/2/2000	B
14	Mustafayev Şahin Abdulla oğlu	経済開発相	YAP		1965	Armenia	税務第一副大臣	31/10/2008	C
15	Heydərov Kəmaləddin Fəttah oğlu	非常事態相	無所属		1961	Naxçıvan	国家関税委員会議長	6/2/2006	A
16	Ələkbərov Füzuli Həsən oğlu	労働・社会保障相	無所属		1958	Naxçıvan	İmproteksグループ社長	7/2/2006	C
17	Abasov İsmət Dursun oğlu	農務相	YAP	政治評議会	1954	Armenia	農務第一副大臣	23/10/2004	B
18	Qarayev Əbülfəz Mürsəl oğlu	文化観光相	無所属		1956	Bakı	青年・スポーツ・観光相	30/1/2006	A
19	Mərdanov Misir Cüməyil oğlu	教育相	YAP	幹事会	1946	Armenia	バクー国大総長	25/3/1998	A
20	Şirəliyev Oqtay Kazım oğlu	保健相	YAP		1950	Bakı	国立診療センター長	20/10/2005	C
21	Abbasov Əli Məmməd oğlu	通信・情報技術相	YAP		1953	Naxçıvan	国立経済大学長、国民議会議員	20/2/2004	B
22	Əliyev Natiq Ağaəmi oğlu	工業エネルギー相	YAP		1947	Bakı	国営石油会社総裁	09/12/2005	C
23	Rəhimov Azad Arif oğlu	青年・スポーツ相	無所属		1964	Bakı	İtaldizayn社長	07/2/2006	C
24	Bağırov Hüseynqulu Seyid oğlu	環境・天然資源相	YAP		1955	Quba	貿易相	23/5/2001	B
25	Məmmədov Ziya Ərzuman oğlu	運輸相	YAP		1952	Ucar	国家鉄道局長	08/08/2002	B
26	Məmmədov Gündüz Qəzənfər oğlu	大統領付属有価証券担当国家委員会議長	無所属		1957	Şəmkir	有価証券担当国家委員会第一副議長		
27	Əliyev Aydın Əli oğlu	国家関税委員会議長	無所属		1957	Bakı	国家関税委員会第一副議長	06/02/2006	C
28	Məmmədov Qərib Şamil oğlu	国土地理委員会議長	YAP		1947	Armenia	大統領付属最高認証委員会農業問題専門会議委員、国民議会議員	25/06/1997	A
29	Hüseynova Hicran Kamran qızı	家族・女性・子供問題国家委員会議長	YAP		1955	Bakı	バクー国大教員	06/02/2006	C
30	Vəliyev Arif Mikayıl oğlu	国家統計委員会議長	YAP		1943	Ağstafa	大統領府上級顧問	09/05/1993	A
31	İbrahimov Nazim Hüseyn oğlu	在外同胞協働国家委員会議長	YAP		1963	Naxçıvan	国民議会議員	19/11/2008	C
32	Orucov Hidayət Xuduş oğlu	宗教組織協働国家委員会議長	無所属		1944	Armenia	マイノリティ・宗教組織担当大統領国家顧問	25/07/2006	C
33	Həsənov Ramiz Ayvaz oğlu	規格・度量衡・特許局長	YAP		1961	Georgia	駐グルジア大使	14/12/2005	C
34	Müslümov Səlim Yanvar oğlu	国家社会保障基金議長	YAP		1961	Ağsu	国家関税委員会副議長	17/12/2002	B
35	Səmədov Abutalıb Qəmbər oğlu	国家著作権局長	ANAP	党議長	1961	Tovuz	国民議会議員	16/08/2006	C
36	Mehdiyev İmran Əzim oğlu	国家調達局長	YAP						
37	Həsənov Kərəm Əvəz oğlu	国有財産管理国家委員会議長	YAP		1969	Cəlilabad	経済開発省国有財産管理・私有化局長	16/09/2005	C
38	Qarəşov Arif Xanoğlu oğlu	閣僚会議付属不動産登記所長	YAP						
39	Abbas Əsgərov	国家都市建設・建築委員会議長	不明		1937	Bakı			
40	Bəhrəm Xəlilov	公務問題委員会議長	不明						

第四章 国内問題としてのナゴルノ・カラバフ紛争

はじめに

本章ではアゼルバイジャンが抱える民族問題にして領土問題でもあるナゴルノ・カラバフ紛争について考察する。ポスト冷戦期の地域紛争・民族紛争の事例としてこの紛争は早くから注目され、数多くの研究が積み重ねられてきた。初期には紛争の展開・その直接的要因を扱うものが多く、やがて紛争の停戦と最終解決の長期化・不透明化が明らかになるにつれ、地域安全保障や平和構築の観点からも取り上げられるようになった。一方、紛争の存在が当事国においてどのように体制に影響しているかという問いや、紛争の長期化に伴う国内問題化の側面への注目は、比較的新しい問題関心である。本章はこうした問題関心に立ち、アゼルバイジャンにおいてナゴルノ・カラバフ紛争がどのような国内問題を生み、そして体制にどのように利用されているのかを検討する。

先行研究

ナゴルノ・カラバフ紛争は、ソ連末期、アゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国の一部であったナゴルノ・カラバフ自治州(地図参照)において、多数派のアルメニア人住民が同自治州のアルメニア・ソヴィエト社会主義共和国への帰属変更を求めたことに直接の端を発する。紛争はソ連崩壊と両共和国独立により一層激しさを増し、アルメニア人勢力がナゴルノ・カラバフ自治州を含むアゼルバイジャンの国土の約 13%¹⁵³を占領する形で 1994 年 5 月に停戦が合意された。その後、度々和平交渉が行われたが解決に至らず、散発的な小競り合いが発生しつつも停戦自体は守られ、状況は固定化している。

ナゴルノ・カラバフ紛争は、ポスト冷戦期の紛争研究の事例としてこれまで数多くの研究がなされてきた。この種の研究は紛争の歴史的背景を検証するもの(北川、1989; Shnirelman, 2001)や紛争の推移を同時代的に記述したもの(Goltz, 1998; Goldenberg, 1994 など)が多く、極めて高い水準にある¹⁵⁴。また、地域安全保障やエネルギー資源をめぐる外交など、地政学的観点からの研究(廣瀬, 2005 など)においても注目されてきた。武力紛争の結果、1994 年の停戦までにアルメニア人勢力は「ナゴルノ・カラバフ共和国」として事実上の独立を達成し、現在に至っている。旧ソ連地域では同時期に類似した事例が複数見られ、こうした「非(未)承認国家」研究の事例の一つとしても、ナゴルノ・カラバフ紛争は注目されてきた(Kolsto and Blakkisrud, 2008 など)。

1990 年代のバルカンやコーカサス地域の紛争研究は安全保障研究の重大な関心事であり、国家間の争いに由来する紛争研究の特徴に焦点を当てる研究が典型的であったが、こうした紛争には民族領土問題を維持し、戦争のネットワークを事実上の国家制度に化石化する、深い政治的経済的インセ

¹⁵³ 被占領地域について、アゼルバイジャン政府はおよそ 20%と主張している。一方、「ナゴルノ・カラバフ共和国」側は自領の面積を 11500km²(http://www.nkrusa.org/country_profile/overview.shtml)としており、この数字を基にアゼルバイジャン全国の面積 86600km²から計算すると 13%程度となる。

¹⁵⁴ 他に、コーカサス全体の歴史を概観し、この地域で起きた各紛争に一章ずつを割り当てて考察したうえで、周辺大国の外交にも触れた Cornell(2001)も存在する。

ンティブが存在する、という観点から地域紛争をとらえたのが King(2001)である。

King によれば、特に平和構築の研究においても内戦が長引く傾向にあり、対話が成功したところでも交渉による解決がまれであることは認められてきた。交戦者が交渉のテーブルにつかたがらない理由として、先行研究は交戦者の性質(例えば、エスニックグループがある土地を歴史的な故地ととらえるならば、その土地が別の集団にコントロールされている状況は民族への背信と同義となる)や意思決定が行われる構造的環境(信頼できるコミットメントを確実なものとする制度がなければ、交渉の意思のあるリーダーでさえ交渉による解決を求めるのは不合理と考える)を挙げるが、こうした議論はいずれも「戦争の利益」を見過している、と説く。そこには、当時者にとってポジティブな外部性を生み出す戦争の政治経済学が存在するのであり、資源は紛争に油を注ぎ、解決を遠のかせる戦争利権となり、一方の陣営が部分的または完全な軍事的勝利を確保しても、基本的なネットワーク・関係・非公式のチャンネルは、かつての紛争地域に現れた、新しい、国家のような制度の中で複製されうるのである。

こうした問題関心から、King は旧ソ連地域で起きた 4 つの紛争(ナゴルノ・カラバフ、ドニエストル、アブハジア、オセチア)の事例を検証した。4 事例は、民族間の論争、外部の権益、エリート間の対立によって戦争となり、多くの死者と多くの IDP を出した点、分離派が事実上武装闘争に勝利し、わずかに機能する承認国家と自治能力が非常に強い非承認国家をもたらした点で共通する。この、最終解決を見ないままの論争の継続をどう説明するかについて、King は(1) 1990 年代初めの分離派は 2000 年代初めに事実上の国家建設者となった。独立国家的存在の具体化によって、紛争解決のハードルが、単に分裂した国家をつなぎ合わせることから、機能的に分かれた行政・軍事・社会の再統合へと上がった、(2) 武力交戦から「均衡に近い何か」への進化により、分離派と中央政府双方がその状況下で非税貿易や物資流入から受益する構造ができた結果、紛争地域内外の個人が現状維持に関心を持つようになった(King はこれを「パレート最適の暗黒バージョン」と呼ぶ)、という 2 つの論点を提示する。

また、分離派地域での秘密裡の国家建設メカニズムとして、King は次の 5 点を挙げる。(1) 国家の弱さの経済的恩恵(ビジネスも物流も中央政府の統制を受けず)、(2) 主要な外部アクターの支援(ロシア、ディアスポラ、非承認国家同士の連携)、(3) 文教政策を通じた国家的地位の正当化(「大学」「科学アカデミー」歴史カリキュラム再編、起源の書き換え、自生性の強調、歴史英雄の発掘)、(4) 中央政府の共謀(腐敗の横行)、(5) 国際的交渉・仲介が持つプラス側面(交渉継続による国際的支援継続、交渉への招待による分離派の事実上の国家性向上、人道支援や信頼醸成措置が経済を支える)。そして、分離派地域における精力的な制度構築はソヴィエト社会主義の遺産であり、ソヴィエト制度は国家的制度を有し、コントロールするひな形を提供したと指摘する。ひとたび国家性が装われれば、それを分解するのは極めて難しく、解決は中央政府が単純に分離派地域の力を承認し、最大限の権限移譲を行う「コモン・ステート案」に基づくしかない。これはロシアおよび他の外部仲介者も一般的に支持する構想だが、一方で権力の基本構造をほとんど変えないものであり、帝国で実施可能な解決法であって、新しく、脆弱な民主化しているとされる国にとって実現可能なものではない、と論じた。

「凍結された紛争」において、紛争当事者が紛争の凍結状態から受益しているという King の議論は、紛争の凍結状態を理解するうえで重要な指摘である。一方、King はもっぱら非承認国家(分離派)側の利点を述べており、承認国家(中央政府)側の利益が明らかでない。この、中央政府側での紛争の

利用について言及しているのが廣瀬(2005)である。廣瀬の議論ではKingの議論への直接的な言及はないものの、「紛争の結果生じる無秩序と混沌そのものが、利益を生むと考えられており、その無秩序が制度化、道具化されてエリートに利用されている(廣瀬, 2005, p. 234)」という、武力紛争の合理的側面に注目している。

廣瀬はナゴルノ・カラバフ紛争の解決を阻む要因を国内的なものと外部的なものに分け、国内要因として(1) 紛争の内政への利用、(2) 領土問題、(3) 情報戦、(4) 相互不信感(と強い被害意識)を挙げた(廣瀬, 2005, pp. 216-232)。このうち、紛争の内政への利用については、国家建設にあたって高揚したナショナリズムは国民の意識を一つにし、国民の政治や経済、生活に対する不満をそらすことができる点で紛争は体制維持に利用可能である、とする。アゼルバイジャンにおいては、多分に現政権の失政に起因する国内状況への不満が対アルメニア感情に転化されていること、現政権による前政権批判の材料に対紛争政策が利用されていることを指摘する。また、踏み込んだ交渉ができない背景には、内政と外交の微妙な均衡を維持する必要があることも述べている(廣瀬, 2005, pp. 223-224)。

そのうえで、廣瀬はアゼルバイジャンにおける紛争の政治利用の例として1992年ホジャル事件を挙げる。現政権の安定を支える一要因が国民の強烈な反アルメニア人感情であり、これは悲劇的な事件の記念日における追悼行事やメディアでの放送、世界でのアピール活動によって虐殺の記憶を呼び起こすことで高められている、とする。そして、こうした悲劇の中でホジャル事件が特に大きな位置を占めているととらえ、これがどのように政治的に利用されたかを検証した。

すなわち、事件が宥和的姿勢をとっていた共産党出身のムタリボフ政権下で発生したことで、有効な対処をとれなかったムタリボフの責任が強調され、この結果強硬政策を主張する人民戦線政権が成立した。しかしこの強硬策は結局事実上の紛争敗北という形で破綻した。後を継いだヘイダル・アリエフは、ホジャル事件の悲劇を強調することで、事件の責任をムタリボフに、紛争の敗北を人民戦線に帰することができ、これによって政敵の威信失墜に成功してきた、というものである(廣瀬, 2005, pp. 233-246)。

こうした、紛争による悲劇と敗北の責任を反対派の威信失墜に利用し、ヘイダル・アリエフだけが安定の要たり得るとするイメージの醸成によって支えられた体制を、廣瀬は「戦時権威主義」と称した(廣瀬, 2005, pp. 279-281)。

政権が紛争の悲劇と敗北の責任を反対派に帰することで、反対派の統治能力に瑕疵があるという印象を植え付けることに成功しているという指摘は、当の野党側においても見られる。野党の一つアゼルバイジャン・イスラム民主党(非公認)のタヒル・アッバスルによれば、アゼルバイジャンのナショナル・アイデンティティは(1) テュルク語、(2) 祖国の地理的一体性、(3) 宗教的共同体、(4) 民族的な意識、が基礎になっているが、このうち(2)が大きく損なわれており、ナショナル・アイデンティティは危機にさらされている。国民だけでなく、政府・野党も敗北感を抱いているが、野党は特に敗北を双肩に負っており、(敗北の責任は野党にあるのかとの問いに対し)野党陣営の責任は少なくないと答えている¹⁵⁵。このように、紛争での敗北の責任を野党自身も自覚している状況は確かに存在するのである。

しかし、「敵失」の強調だけで体制が維持できるとは考えにくい。紛争での事実上の敗北という状況が固定化される中で、政権は何を成果としてアピールすることができるのであろうか。こうした状況下で、紛争

¹⁵⁵ 2011年1月21日付 Müstəqil İnformasiya Agentliyi[<http://www.mia.az/news/13871.html>]。

の最終的解決に直接結びつかない形で「成果」のアピールが行われているのではないか。本章ではこうした問題関心に立ち、国内避難民問題と国際社会での PR 活動に焦点を当てる。

まず次節では、先行研究の記述を引きながらナゴルノ・カラバフ紛争の経緯を振り返り、紛争の推移と和平交渉について整理する。その上で、現在のアゼルバイジャン政府の具体的提案である「チロル・モデル」について取り上げる。第 2 節では紛争と国内政治とのかかわりを、特に避難民の処遇問題に注目して考察する。ナゴルノ・カラバフ紛争はアゼルバイジャンに多大な影響を及ぼしたが、紛争によって数多くの難民・国内避難民¹⁵⁶が発生したことも深刻であった。紛争に事実上敗北し、全人口のほぼ一割が難民化するという事態は、独立間もないアゼルバイジャンにとって大きな重荷となった。難民・国内避難民については、紛争当初より人道的支援の点から注目されてきたが、紛争の解決に向けた話し合いが進展を見せず、「戦争でも平和でもない」状態が長期化するに伴い、難民・国内避難民の処遇をめぐる問題が深刻な国内問題として立ち現われている。

ナゴルノ・カラバフ紛争は、アゼルバイジャンにとって領土の一部が占領されるという「途中結果」となっている。この一因として意識されているのが、情報戦の敗北による国際的孤立であった。近年、新たな形で PR 活動がアゼルバイジャンで行われており、カラバフ問題に関する国内の対立軸が見えにくくなっている。第 3 節では、近年特に活発となっている、アゼルバイジャン政府によるナゴルノ・カラバフ紛争の PR 活動について検討する。

第 1 節 ナゴルノ・カラバフ紛争の背景と展開

1. ナゴルノ・カラバフ自治州の成立と発展

Cornell(2001)は、コーカサスの紛争の背後にある要因として「歴史の遺産」を挙げ、ロシアの征服とソヴィエト支配の遺産が歴史的な枠組を提供した、とらえている。Cornellによれば、南コーカサスにおけるロシアの覇権が確立したのは、1828 年のトルコマンチャーイ条約によってである。これ以降、トルコ・イランはこの地域に十分な影響を及ぼすことができなくなった。このロシアの南コーカサスへの進出は、現地の好意的な同盟者の存在によって容易となったが、特にグルジアが重要であった。また、この地に住むアルメニア人はロシアによる統治において行政職などで重要な地位を占め、帝政にとっての忠実な同盟者として役割を果たし続けた。帝政ロシアの下で、南コーカサスの人口的条件を変化させる試みが続けられた(34-35)。アルメニア人はオスマン帝国領の東アナトリアに多数居住していたが、19 世紀末から 20 世紀にかけてのオスマン内部での緊張拡大と第一次世界大戦の中で、1915-16 年のアルメニア人虐

¹⁵⁶ 「難民の地位に関する条約(1951 年)」では、難民は「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている[http://www.unhcr.or.jp/ref_unhcr/refugee/index.html]。また、「国内強制移住に関する指導原則」によれば、国内避難民は「特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないもの」と定義される。

殺が発生した。

帝政ロシア崩壊後、ザカフカス(南コーカサス)では1918年にアゼルバイジャン、アルメニア、グルジアの三国が独立したが、その国境は定まっておらず、領土をめぐる戦争となった。アゼルバイジャンとアルメニアの間では、後に自治州となる地域を含むカラバフ地方のほか、ザンゲズル地方、ナヒチェヴァン地方も領土紛争の対象となっていた。この時期、先のアルメニア人虐殺事件で難民となったアルメニア人が、このアルメニア共和国に流入してきたことで、アゼルバイジャンとの関係悪化に拍車がかかった(吉村, 2013, p. 186)。

この対立は南コーカサス地域がソヴィエト化されることで新たな局面を迎えた。1920年4月に赤軍がバクーに入城してソヴィエト・アゼルバイジャンが成立し、周辺地域も順次赤軍の支配下に入ってしまった。同年12月にはアルメニアでもソヴィエト政権が成立した。領土問題の議論は民族共和国間のみならず、赤軍と民族共和国との間、ソヴィエト政権内でも続けられた。

北川(1989)によれば、1920年4月のソヴィエト・アゼルバイジャン成立により、ボリシェヴィキ内でも、アルメニアのソヴィエト化が達成されるまでの一時的措置として係争地をアゼルバイジャンに編入することに肯定的な雰囲気があったという。夏ごろには、ロシア人部隊による係争地の占領と、これが一時的措置であって最終帰属は現地住民で決定されるべきとする説明の徹底が指示されたが、バクーの党組織はこの頃すでにカラバフをはじめ赤軍占領地に党組織を確立する作業に着手していた。この状況は、同年12月のソヴィエト・アルメニア成立によって変化した。ソヴィエト・アゼルバイジャンの指導者ナリマノフらにより、山岳カラバフ、ザンゲズル、ナヒチェヴァンがアルメニアの一部であるとの宣言が出され、翌1921年中ごろまでこの方針は各所で確認されていたという(北川, 1989, pp. 71-72)。ところが、アゼルバイジャン内部ではナリマノフの宣言に反発する声が強く、ナリマノフ自身も態度を反転させた。ロシア共産党中央委員会カフカス局に設置された国境画定の委員会は紛糾し、上級組織のカフカス局が引き取る形で1921年7月4日、全体会議が開かれた。この日の会議でいったんカラバフのアルメニア・ソヴィエト社会主義共和国への移管が決定されたが、ナリマノフは決定を不服としてさらに上級の中央委員会裁定を求め、結果、翌日スターリン出席のもとで再開されたカフカス局会議で、「山岳カラバグは自治区の一部であるシュシャに行政的中心を置く広範な地域的自治を付与して、アゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国の一部とすること」が決定された(北川, 1989, p. 73)。この決定により、自治区設定の具体的問題はアゼルバイジャン共産党中央委員会に委ねられることになり、1923年7月のアゼルバイジャン共産党中央委員会幹部会の決議の一部としてナゴルノ・カラバフ自治州の創設が決定された(北川 1989, p. 76)。

このように、複雑な経緯を経てナゴルノ・カラバフの帰属問題はソヴィエト制度に取り込まれる形で、「妥協」が図られた。Cornell は、民族間関係に関するソヴィエトの遺産の影響は、このソ連が採用した民族単位の階層的領域構造を通して確認できると述べる(Cornell, 2001, p. 39)。

自治州はアゼルバイジャン領内にあったものの、自治州の全業務・立法・学校教育はアルメニア語で行われることとされ、党・国家機関はまずアルメニア人が配置された。また、自治州は成立当初アルメニア・ソヴィエト社会主義共和国と一か所で境界を接していたが、1930年代初めまでに境界変更によってアルメニアと境を接さなくなった(Altstadt, 1992, pp. 126-127)。ソ連期にはアルメニア語新聞や雑誌が

出版され、州都ステパナケルトにはアゼルバイジャン科学アカデミーの支部や文化施設も建設された。一方、自治州のアルメニア人の割合は、アゼルバイジャン人の流入とアルメニア人の転出もあって徐々に低下した(図 7 参照)¹⁵⁷。テレビ放送はアゼルバイジャン語かロシア語しかなく、学校教育ではアルメニア語の学校もアゼルバイジャン教育省の管轄下に置かれ、アルメニアの歴史を教授することもアルメニアからの書籍を受け取ることもなかった。また、アルメニアの歴史的なモニュメントがアゼリ化・再解釈されたり、放置・破壊されたりした(Walker, 1991, p. 115-117)。これは民族が移動によってではなく、特定の土地に根差した発展によって形成されるという「自生性」の理論に基づいてソ連で発展した「民族起源論」が、領土問題と結びついた結果である。こうした歴史論争はソ連期を通じて行われ、紛争の重要な背景となった¹⁵⁸。

図 7 ナゴルノ・カラバフ自治州の民族別人口構成

	(単位:千人)				
	1926年	1939年	1959年	1970年	1979年
総人口	123.3	150.8	130.4	150.3	162.2
アルメニア人 人口比率(%)	111.7 89.1	132.8 88.1	110.1 84.4	121.1 80.6	123.1 75.9
アゼルバイジャン人 人口比率(%)	12.3 10.1	14.1 9.3	18.0 13.8	27.2 18.1	37.3 22.9
ロシア人 人口比率(%)	0.6 0.5	3.2 2.1	1.8 1.4	1.3 0.9	1.3 0.8

出所: 吉村(2013, p. 189)

2. 自治州の帰属変更要求と民族主義勢力の組織化

ナゴルノ・カラバフの帰属変更を求める動きは、ペレストロイカ以前にも存在した。1963 年、2500 人の自治州在住アルメニア人が署名した請願がフルシチョフ宛に送られた。請願では自治州の経済的問題が放置され、文化・教育面でも状況が悪化していると述べられ、アルメニアかロシアへの帰属変更が要求された。1965 年には、トルコにおけるアルメニア人虐殺 50 周年を記念する大規模なデモがエレヴァンで行われ、アルメニア領の回復が訴えられた。同年には連邦中央宛に新たな請願が出され、自治州のアルメニアへの帰属変更が要求された。この請願は 45000 人の署名を集めたとされる。1966 年にはアルメニアから帰属変更を求める請願が出されたが、いずれも黙殺された(Walker, 1991, p. 118-120)。上述のような歴史論争を通じて、アルメニア人にとってカラバフが、トルコ領の旧アルメニア人居住地域以上に重要な「未回収の土地」としてアルメニア人の政治運動の中心に位置付けられるようになったの

¹⁵⁷ 帝政期からの人口移動と民族紛争との関係について論じたものとして、北川(1998)が挙げられる。北川はこの中で、ロシア内務相宛て報告(1811 年)と国勢調査(1897 年)のデータを用い、カラバフ地方へのアルメニア人の移住の結果、19 世紀末にはその割合は 41%超に達していたことを述べている。

¹⁵⁸ 「民族起源論」が南コーカサスの民族問題に与えた影響の重要性については、Shnirelman(2001)を参照。

である(吉村, 2013, p. 191)。

1987 年から 1988 年にかけて、ナゴルノ・カラバフ自治州でアルメニアへの帰属変更を求める署名運動が活発化し、自治州ソヴィエトは 2 月 20 日、アルメニア・アゼルバイジャン両国最高会議および連邦政府に対し同自治州のアルメニアへの移管を要請した。また、アルメニアの首都エレヴァンでも大規模デモが発生した。これにはゴルバチョフ指導下のペレストロイカの進展や、彼の顧問であったアガンベギアンによって帰属変更の可能性を示唆する発言がなされたことが背景にあると考えられている。こうした中、2 月 28 日にはバクー近郊のスムガイト市で両民族が衝突し、5 月にはアゼルバイジャン共産党中央委第一書記 K. バギロフが更迭された¹⁵⁹。1989 年になると、連邦政府は自治州を直轄統治する決定を下したが、結局 11 月にはアゼルバイジャンに元通り移管された。この頃になるとアゼルバイジャン・アルメニア両国で民族主義運動の組織化が進み、1989 年 6 月にはアルメニア全国民運動、7 月にはアゼルバイジャン人民戦線が設立された。人民戦線は急速に勢力を拡大し、アゼルバイジャン共産党は人民戦線を公認せざるを得なくなった。人民戦線は翌年にかけて共和国の共産党体制を脅かす存在となっていった¹⁶⁰。

事態を重く見た連邦政府は 1990 年 1 月、バクーに軍隊を派遣して人民戦線を弾圧し、多数の市民を殺傷した(黒い一月事件)。アゼルバイジャン共産党中央委第一書記ヴェズィロフは更迭され、後任には共和国閣僚会議議長 A. ムタリボフが就任した。ムタリボフは共産党体制の立て直しにある程度成功し、ソ連邦維持を支持する路線が採られた。一方アルメニアは 1991 年 3 月に実施された連邦維持に関する全連邦国民投票をボイコットするなど遠心傾向を強めたため、ソ連中央はカラバフ問題において治安維持を名目としてアゼルバイジャン寄りの姿勢を見せるようになった¹⁶¹。

しかし 1991 年 8 月に連邦中央でクーデター未遂事件が発生してソ連邦の解体が必至となるとムタリボフの指導力は低下し、共和国内のコントロールを失っていった。連邦が崩壊に向かう中で、アルメニアが 9 月 23 日、アゼルバイジャンが 10 月 18 日に独立を宣言し、連邦中央という重石が消滅した¹⁶²。この結果、アルメニア民兵による失地奪還作戦が行われ、武力衝突が激化し始めた。状況の急激な悪化に反応して 11 月 26 日にはアゼルバイジャン最高会議によって自治州の廃止が決議されるが、12 月初めには自治州の独立を問う住民投票がカラバフ側主導で実施、翌 1992 年 1 月 6 日に独立宣言を行うなど、政治的な意思決定においても対決姿勢の応酬となり、対話の機運は失われた。

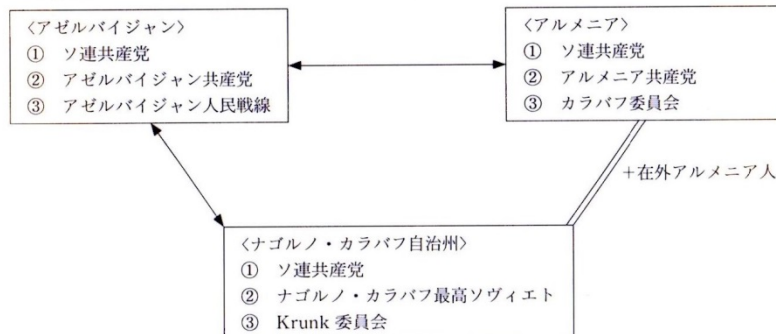
¹⁵⁹ 同じ頃、アルメニア共産党第一書記、ナゴルノ・カラバフ共産党州委第一書記も更迭された。

¹⁶⁰ 同年 9 月には人民戦線の影響により、アゼルバイジャン共和国最高会議において経済主権法が採択された。

¹⁶¹ 1991 年 4 月からカラバフ北部で実施された「円環作戦」は、アルメニア民兵の一掃を図るアゼルバイジャン当局と秩序維持を目指すソ連政府との思惑が一致したものであり、表向き身元検査が目的とされていたが、実際は民兵殲滅とアルメニア系住民追放が行われた(吉村, 2013, p. 194; Cornell, 2001, pp. 90-91; De Waal, 2003, pp. 113-124)。De Waal はこの「円環作戦」がナゴルノ・カラバフ紛争の無制限の武力化の始まりであったとしている。

¹⁶² しかしソ連という存在の消滅は、アルメニア側に比べて軍事的な備えがなかったアゼルバイジャン側にとって破滅的状况とも言えるものだった(Cornell 2001, p. 91)。ソ連の解体に伴い連邦治安機関が撤退し、旧ソ連軍の一部には紛争当事者に協力して戦闘に参加する部隊も出た。第 366 自動車化連隊はカラバフ側に立ち、同連隊が所属していたギャンジャ駐屯第 23 師団の別部隊はアゼルバイジャン側に立ったと言われる(De Waal 2003, pp. 166-167)。また、撤退した部隊の兵器庫から双方の民兵組織が武器を強奪し、急速に武装化が進んだ(吉村, 2013, p. 195)。

図 8 ソ連末期のナゴルノ・カラバフをめぐる相関図



出所: 廣瀬(2005, p. 203)

3. 全面戦争化とアゼルバイジャンの敗北

1992 年に入ると紛争は全面戦争の様相となったが、アゼルバイジャン側では国軍創設・強化の動きは緩慢であり、主に人民戦線のリーダーたちが主導した民兵組織が形成された。しかしこうした軍事力は旧共産党政権と人民戦線、人民戦線内部での主導権争いの中で権力闘争の道具として使われた(De Wall, 2003, pp. 162-165)。

吉村(2013)は、ナゴルノ・カラバフ紛争の特徴の一つとして民族浄化の発生を挙げる。この紛争における民族浄化のうち、その後の政局にも大きな影響を与え、また廣瀬(2005)が指摘するように政治的に利用される悲劇の象徴となったのが、

図 9 ホジャル周辺図

1992 年 2 月に発生したホジャル事件である。ホジャル市は旧自治州の州都ステパナケルトの北東約 10km、アゼルバイジャン側の拠点アグダムとシュージャ、アルメニア側の拠点アスケランとステパナケルトを結ぶ街道上に位置している(図 9)。市の郊外にはこの地域唯一の空港が存在していたため、戦略的に重要な地点であった(廣瀬, 2005, p. 238)。



既に街道沿いの両側の拠点(アスケラン・ステパナケルト)はアルメニア側の拠点であり、ホジャルは孤立していた¹⁶³。

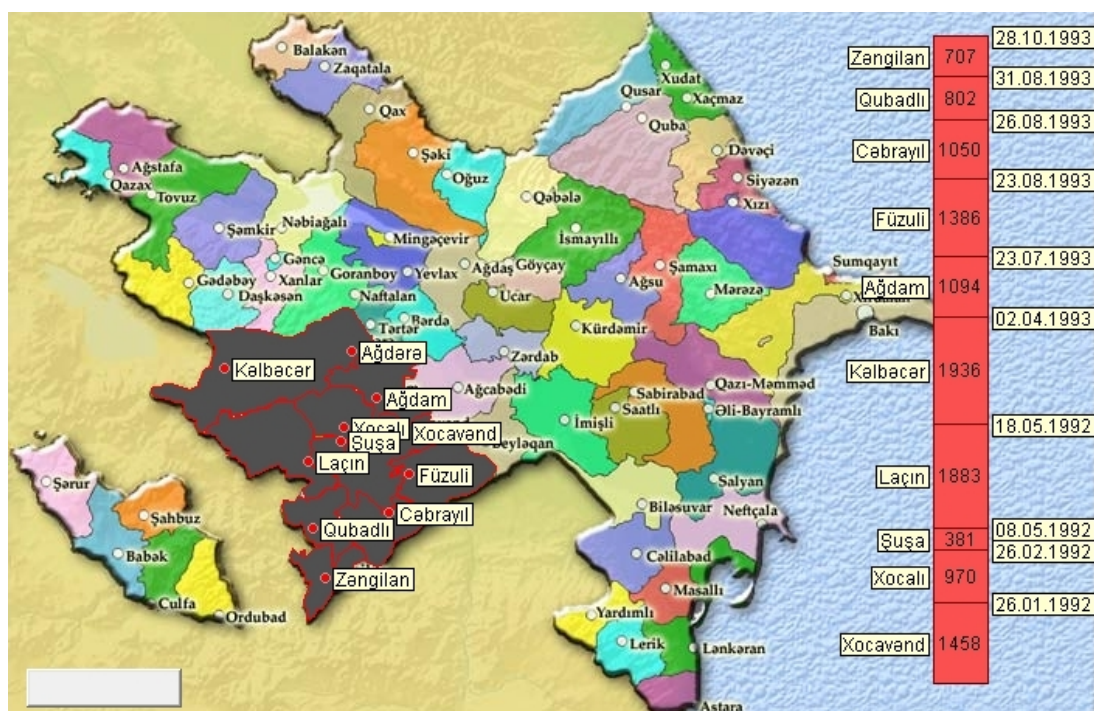
出所: [http://justiceforkhojaly.org/img/khojaly-map.gif]

¹⁶³ 外部との行き来はヘリコプターのみであり、6300 人の市民のうち、2 月 13 日時点で 3000 人近くが市域に残っていたという(De Waal, 2003, pp. 169-170)。

アルメニア側の総攻撃は2月25日夕方から開始され、アゼルバイジャン側の発表によれば翌26日にかけて市民613名(うち女性106名、子ども63名)が殺害され、1275名が捕虜として連行された。至近距離からの発砲による処刑や、遺体の一部に対し損壊が加えられたとも言われる。

この事件を受けて、ホジャル陥落を防げず、また事後の処理も後手に回り続けたムタリボフの責任を問う声が強まり、3月にムタリボフ大統領は辞任に追い込まれた。5月、人民戦線は旧共産党勢力との政争に勝利して政権を掌握し、6月には大統領選挙で勝利した。このころまでにシェーシャやラチンが陥落し、ナゴルノ・カラバフのアルメニア人勢力支配地域はアルメニア共和国と陸路で結ばれた。

図 10 被占領地域の拡大



出所: [http://www.azerbaijan.az/portal/Karabakh/ArmenianAgression/occupied/occupied_a.html]

新しく成立した人民戦線政権下で大規模な反攻がはじめられ、ロシア軍(旧ソ連軍)由来の重武装が戦線に投入されたことで、紛争は一気にエスカレートした。しかし多様な政治勢力の集合であった人民戦線と、民兵が主体であったアゼルバイジャンの軍隊は内政・軍事で効果的な政策・作戦を展開できず、同年の秋から翌1993年にかけて戦闘が旧自治州周辺地域に拡大した(図10)。1993年6月、クーデターにより、人民戦線政権は崩壊した。当時ナヒチェヴァン自治共和国最高会議議長であったヘイダル・アリエフが国民会議議長に就任し、事態の收拾を図ったが、この間も戦局は悪化し続け、1993年春から夏にかけて旧自治州周辺地域も次々と占領された。ヘイダル・アリエフが大統領に就任した秋以降、アゼルバイジャンの反攻があったが、1994年5月、ロシアの仲介により停戦が合意された。

この時合意された「ビシェケク議定書」について、「ナゴルノ・カラバフ共和国」外務省が公開した文書

¹⁶⁴では、以下の項目が盛り込まれていた。

CIS 議会間総会、クルグズスタン共和国議会、ロシア連邦議会および外務省のイニシアチブの下、5 月 4 日から 5 日にビシュケクで開かれた会合の参加者は、

- ナゴルノ・カラバフ内およびその周辺での武力紛争を停止するためのすべての可能な方法を支援する決意を表明する。この紛争は、回復不能な喪失をアゼルバイジャンおよびアルメニアの人々に引き起こしたのみならず域内他国の利害にも深刻な影響を与え国際状況を極めて複雑にしている。
- CIS 首脳会議による 1994 年 4 月 15 日発表の宣言を支持し、適切な合意到達後可及的速やかに武力紛争を停止し、その結果を除去する執行権力の長及び代表による取り組みを全面的に支援する用意を表明する。
- 紛争の停止とそれに関する原則、目的、国際連合と欧州安全保障機構の特定の決議（とりわけ国連安全保障会議決議第 822、853,874,884 号）実現における CIS と議会間総会の本来の積極的な役割を支持する。
- 紛争当事者に対し以下の共通認識に立つことを求める。
 - 5 月 8 から 9 日にかけての夜半に、1994 年 2 月 18 日の議定書（監視員割り当てを含む）に従って戦闘を停止する。
 - メカニズムを構想し、軍事的敵対的行為の再発がないこと・占領地域からの部隊の撤退・対話の再開・難民の帰還を確かにするような、信頼できる、法的拘束力のある合意に署名することによって、可及的速やかに前項を確認するため集中的に作業する。
- 議会間総会の評議会議長 V.シュメイコと総会のナゴルノ・カラバフ平和構築グループ代表 M.シェリムクロフの発議で CIS 平和維持軍創設について CIS 構成国議会に討論を提案することに同意する。
- 武力紛争の平和的解決のためにかかる会合が継続されることが適切であるとみなす。

この合意には仲介者であるロシア代表とクルグズスタン代表に加え、当事者としてアゼルバイジャン側代表（グリエフ最高会議議長）、ナゴルノ・カラバフ代表（バボウリアン最高会議議長）、アルメニア代表（アラルクツィアン最高会議議長）が署名した。

以後、散発的な衝突は続いているものの基本的にはこの停戦合意が守られ、現在に至っている。この停戦合意の結果、アゼルバイジャンは国土の 13%が占領された状態が固定化されることとなり、一方ナゴルノ・カラバフは事実上の独立国家として実効支配を強化していった。

¹⁶⁴ 国際連合の和平合意データベースに所蔵された訳文を使用した
[http://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/ArmeniaAzerbaijan_BishkekProtocol1994.pdf].

4. 和平交渉

1992 年の全面戦争化の直後から、ナゴルノ・カラバフ紛争を調停する国際的な努力が見られ始めた。早くも 2 月には欧州安全保障会議(CSCE、後の欧州安全保障機構 OSCE)が和平調停に乗り出した。3 月には現在に至るまで和平交渉の公式な仲介者として認知される「ミンスク・グループ」が結成された。ベラルーシ・フィンランド・フランス・ドイツ・ハンガリー・イタリア・ロシア・スウェーデン・スイス・トルコ・アメリカと、アルメニア・アゼルバイジャンの 13 か国で構成される(廣瀬, 2005, pp. 209-210)。このように、早くから和平仲介の体制が整っていたにもかかわらず、現在に至るまで和平合意に達していない。廣瀬によれば、これまでの交渉における双方の基本姿勢は、アルメニアが民族自決権を主張する一方、アゼルバイジャンは領土保全、国境不可侵、主権尊重の原則から、ナゴルノ・カラバフの独立は認めず、アゼルバイジャン領内での最大限の自治付与を主張しており、完全に相反している(212)。こうした状況で、どのような和平案が模索されてきたのであろうか。

1994 年に CSCE から改組した OSCE は 1996 年 12 月にリスボンでサミットを開催し、そこでナゴルノ・カラバフ紛争解決のために 3 つの基本原則が提案された。この時提案された 3 つの基本原則は以下のとおりである¹⁶⁵。

- アルメニア・アゼルバイジャン両共和国の領土一体性。
- ナゴルノ・カラバフの法的地位は、アゼルバイジャン領内での最高レベルの自治をナゴルノ・カラバフに付与する自決に基づいた合意の中で確定する。
- 解決の規定に従った、全当事者による順守を確かにするための相互義務を含め、ナゴルノ・カラバフとその住民に対する安全を保障する。

この 3 原則は、紛争解決の要素をなすべきものとして OSCE ミンスク・グループ共同議長によって勧告されたものであり、ミンスク・グループ全参加国の支持を得ていた、とされたが、アルメニアの反対によって最終声明に盛り込まれなかった。アルメニアの反対理由は、地位の問題は直接交渉の議題であるべきだが、声明案ではナゴルノ・カラバフの地位があらかじめ定められている、ミンスク・グループ内およびグループ共同議長周旋による直接交渉の用意があるが、解決は国際法原則、とりわけ自決権に基づいて見出される、というものであった。一方、声明案の基本原則の一つに「領土一体性の尊重」が入っていたことは、アゼルバイジャンの立場を強くするものであった(De Waal, 2003, p. 256; Cornell, 2001, p. 114)¹⁶⁶。

以降に提案された和平案も、大筋ではこの時検討された原則から外れるものではない。1997 年にはナゴルノ・カラバフをアゼルバイジャン領にとどめ、OSCE が占領軍撤退、難民帰還、ラチンの警備を担当するという包括的な「パッケージ・プラン」案(7 月)、第一段階としてナゴルノ・カラバフを除く占領地域

¹⁶⁵ OSCE ウェブサイト内、リスボンサミット関連文書[<http://www.osce.org/mc/39539>]参照。該当箇所は付属文書に収録された OSCE 議長声明にある。

¹⁶⁶ 参加 54 か国中反対したのはアルメニアのみであった。アゼルバイジャン共和国外務省ウェブサイト[<http://mfa.gov.az/?options=content&id=729>]。

からアルメニアが撤退し、第二段階としてアゼルバイジャン領内におけるナゴルノ・カラバフの最終地位について議論するという「二段階アプローチ」案(12月)、1998年には、ナゴルノ・カラバフとアゼルバイジャンの同等の地位での共同国家を構成する「コモン・ステート」案が提案されたが、いずれも合意には至らなかった(廣瀬, 2005, pp. 213-215)。

現在に至るまでミンスク・グループの仲介の下、アゼルバイジャンとアルメニアの直接対話や両国とグループ議長国との折衝が続けられている。停戦をめぐることは、2008年に大規模な軍事衝突が発生したものの、基本的には停戦状態が守られたままである。この長期化する交渉において、アゼルバイジャン政府の現在の公式な立場は、次のようなものである。

OSCE の枠組で長期間行われてきた仲介努力は常に一貫性がなく、結果を収めてこなかったが、アゼルバイジャンは紛争の平和的建設的解決を支持し続けている。政府の方針は全被占領地域の解放、難民の自宅帰還、アゼルバイジャンの山岳ガラバグ(ナゴルノ・カラバフ)地方と全南コーカサス地域における安定と恒久平和確立を達成することである。調停プロセスの基本目標は、山岳ガラバグのアゼルバイジャン領内での地位解決、そのモデルと法的枠組を定めることである。いかなる地位を定めるプロセスも、地域の全住民、とりわけアルメニア人・アゼルバイジャン人両コミュニティの直接、完全、平等な参加によるノーマルで平和的な条件で、そして両コミュニティとアゼルバイジャン政府との、法と民主的プロセスの枠での建設的で対等な関係で結論されなければならないと、アゼルバイジャンは確信している¹⁶⁷。

この上で、ナゴルノ・カラバフの(アゼルバイジャン領内での)地位について議論を開始するために、次の5点が解決されなければならないとする。

1. 紛争解決の文脈からの軍事占領のファクター除去。
2. 紛争前に存在していた人口の状態回復。(ナゴルノ・カラバフの)地位はアゼルバイジャン人・アルメニア人両コミュニティの直接参加によってのみ決められなければならない。
3. ナゴルノ・カラバフの新たな地位が作られるまで、アゼルバイジャン中央政府とアルメニア人地方当局との交流の体制確立。
4. 地域の復興と経済発展。生活の正常化と共存・協力の回復に不可欠である。これには両コミュニティ間・アゼルバイジャン中央政府と山岳ガラバグ地方との間の経済的結びつきの回復と発展、双方向、相互利用のためのコミュニケーション回復と開放も含まれる。これは山岳ガラバグのアルメニア人にとってはアルメニアとの、アゼルバイジャンにとってはラチン回廊を通じたナヒチェヴァンとの結びつきを提供するだろう。
5. 両コミュニティ間での人道的協力、教育・寛容の特別プログラム実施。

¹⁶⁷ アゼルバイジャン共和国外務省ウェブサイト
[<http://mfa.gov.az/?language=en&options=content&id=723>].

こうした立場に立って、ナゴルノ・カラバフの最終地位についてアゼルバイジャン側が近年イメージしている具体像が「チロル・モデル」と呼ばれるものである。このモデルは「アトラス」研究センターの長、アナリストのエルハン・シャヒンオグルが 2010 年に出版した「ナゴルノ・カラバフ: 地位なき地位 (世界の 10 の自治経験)」で紹介され、2011 年 6 月に行われた「Euronews」テレビとのインタビューで、イルハム・アリエフ・アゼルバイジャン大統領がナゴルノ・カラバフへの広範な自治の例として名前を挙げた。

インスブルックを中心都市とするチロル地方(北チロル)はオーストリアに位置しているが、その南部である南チロルはイタリア領ボルツァーノであり、当地方ではドイツ語が優位を占めている。その南隣はトレントであり、そこは多くのイタリア語話者が暮らしている。ボルツァーノとトレントは合わせてイタリアの特別自治州を形成しており、それぞれも県を構成している。この南チロルの自治は、2 つの言語を話す住民が共同で暮らす注目すべき例である、ととらえられている¹⁶⁸。以下、その内容を紹介するアゼルバイジャン側の報道から要点を述べる。

1919 年のサン・ジェルマン条約で旧ハプスブルク帝国からイタリアに割譲された南チロルは、1922 年のイタリア・ファシスタ党政権成立以降イタリア系住民が増え、政府はドイツ語使用を禁止した。1943 年、南チロルでは 17.6 万人のドイツ系住民、10.5 万人のイタリア人が住んでいた。第二次世界大戦終結に伴い、オーストリア側はこの地方の再割譲を求めたものの実現せず、イタリアの構成内で政治的・経済的・文化的・言語的自治を獲得するという合意が得られた。

現在の自治形態は 1969 年に採択された南チロルの地位に関する 137 条からなる文書が基本となっている。これによって、南チロルとトレント地方を分け、前者にドイツ語話者がより多く住んでいたことを考慮してそこにより大きな権限が与えられている。南チロルは民生に関する広範な立法・行政権を有しており、外交・国防問題は中央の管轄下にある。特別自治州での収税の 90%はそこに留まり、イタリア国家予算からも自立している。南チロルで採択された法がイタリア法との齟齬をきたしている場合、問題は憲法裁判所で解決される。南チロルにおける 2 つの住民の間で紛争が発生しないように、ポストの大部分はローテーションの原則で定められており、どのポストもある任期はドイツ語話者、次の任期はイタリア語話者が務める。議会と委員会を実施される投票でも民族の要素に注意が払われており、どんな法も採択に当たって 2 つの住民の利益を考慮に入れるよう促している。

最終的に、オーストリア政府は 1992 年に「問題解決宣言」という文書を採択して、南チロルに関してイタリアとの間にいかなる論争も残っていないことを宣言している。

このモデルは事実上ナゴルノ・カラバフが独立している現在の状態からは遠く、OSCE の和平案で最も有力視されているという「コモン・ステート」案からもかけ離れているが、これまで OSCE で提案されてきた

図 11 チロル・モデル



168

[<http://www.mediaforum.az/az/2011/06/24/T%C4%B0ROL-MODEL%C4%B0-112012580c02.html>].

諸原則、和平案、アゼルバイジャン側の基本主張を極めて具体的に表現するものでもある。

第2節 難民・国内避難民の処遇問題

和平交渉の行き詰まりによる紛争の「凍結」は即ち、80 万以上におよぶ難民・国内避難民の処遇問題をアゼルバイジャン政府に突き付けることでもあった。紛争の解決が遠のくことで、仮のはずであった避難生活は常態化し、何らかの対策が必要となったのである。和平合意に至らない以上、この問題はアゼルバイジャン政府にとって容易には解決できない問題であったが、近年、新たな方法でこの問題が対処され始めている。以下では、避難民の状況と国による支援体制の整備について考察する。

1. 避難民の発生と国による支援

1979 年のセンサスでは、ナゴルノ・カラバフ自治州の人口は 16.2 万人、うちアルメニア人が 12.3 万人(75.9%)、アゼルバイジャン人が 3.7 万人(23.0%)であった。アゼルバイジャン・アルメニア両民族間の緊張が高まる中、住み慣れた土地から避難する者が出始めた。アゼルバイジャン人の避難者は、1987 年にアルメニアのガファン・メフリ地区のアゼルバイジャン系住民がアゼルバイジャンに避難したのが最初とされる。彼らは基本的にスムガイト市とその周辺に避難した(Yusifov və Vəliyev, 2004, p. 447)。1988 年のスムガイト事件を契機に民族

図 12 国内避難民のテント



出所: *Azerbaijan International*, Spring 1997 (5.1)

[http://www.azer.com/aiweb/categories/magazine/51_folder/51_articles/51_059.html]

衝突は両国で拡大し、1991 年の初めまでにおよそ 30 万人のアルメニア人がアゼルバイジャンから、18.5 万人のアゼルバイジャン人がアルメニアから避難した(NRC/ Global IDP Project, 2003, p. 9)。また、ナゴルノ・カラバフ自治州に住むアゼルバイジャン人も、住み慣れた土地を追われる者が増加した。こうした避難民の受入と収容、生活問題の解決のため、1989 年 9 月に「常居所を離れることを余儀なくされた人々を担当するアゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国国家委員会(Daimi yaşayış yerlərini tərk etməyə məcbur olmuş şəxslərlə iş üzrə Azərbaycan SSR Dövlət Komitəsi)」が設立された¹⁶⁹。初期の時点で政策の主たる対象となっていたのはアルメニアから逃れてきた人々の住居問題であり、この時点で政府は既に対策に苦慮していた¹⁷⁰。1992 年 9 月 29 日、「難民および強制移住者の地位に関する」

¹⁶⁹ 1989 年 9 月 19 日付アゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国最高会議幹部会令による。1993 年 1 月には「難民および強制移住者問題担当国家委員会」に改称された。

¹⁷⁰ 1991 年 11 月に出された「常居所を強制的に追われた市民(難民)の住居を保証することについて」の最高会議決議では、バクー市内での代替住居提供に関して、登録証明書の審査手続の客観性を確保し違法行為を阻止する措置を講ずることを求める内容が盛り込まれており、この時点で既に政府が避難民対策で

共和国法が成立し、避難民保護の原則が定められた。この法律では、難民の地位や避難民の優遇措置は 5 年間という期限付きであった。難民や国内避難民に対する職や住居の保障が謳われていたが、実効性は乏しく、1993 年には交戦地域の拡大に伴って避難民が大量発生した。

当初は都市部への避難がほとんどだったが、1993 年夏ごろにテントキャンプが南部(イミシュリ、サビラバド)・中部(アグジャバディ、バルダ)に設置されたことで移動のパターンが変化したとされる。避難前の住環境に類似した地域(例えば山岳部から山岳部)への避難ではなく、農民の都市部への流入や、近距離避難が多かったという(NRC/ Global IDP Project, 2003, p. 30)¹⁷¹。特に中部は交戦地帯の近くであり、大量の避難民を抱えることとなった¹⁷²。キャンプでは食料や水、避難施設が十分に提供されず、劣悪な状況の中、親族・(もともとの)交友関係が物心両面で避難民の生活に重要であった(Blair, 1994)。突然の(大量の)避難民流入による地元民の経済的な機会喪失と対立も懸念されていた。一度避難した避難民の再移動も頻発していたようであり、例えば国家統計委員会の数字として、1997 年には 2992 家族が居住地を離れたが、そのうち新しい居住地を再登録したのは 1507 家族にとどまり、この時点で 5148 家族が登録された場所に居住していなかったという(NRC/ Global IDP Project, 2003, p. 31)。また、紛争の経過に伴って、再移動を余儀なくされる人々も少なくなかった(Blair, 1994)。このように、アゼルバイジャン政府は避難民に十分な支援と保護を与えられておらず、避難民の動向把握も困難であった。避難民はアゼルバイジャン全国に散らばって仮の生活を続けた(資料 1)。

困難を抱えていたことが窺える。

¹⁷¹ こうしたテントキャンプにはイランの支援で運営されるキャンプも存在した(Cornnell 1994)。

¹⁷² 例えば、地区人口 12.5 万のバルダ地区におよそ 9 万の避難民が身を寄せたという(Blair 1994)。

図 13 難民・国内避難民の住環境

上段:テント村、貨車を利用した住居 下段:都市部の様子



出所:アゼルバイジャン共和国難民および強制移住者問題担当国家委員会ウェブサイト
[<http://www.refugees-idps-committee.gov.az/az/gallery/index.html>]

2. 難民・国内避難民支援の新たな体制:国籍法の改定と「難民および強制移住者問題解決に関する国家プログラム」策定

第 1 節で述べたように停戦実現以降も和平交渉は停滞し、状況の固定化の中で避難民の早期帰還は難しくなった。当初策定された支援体制もその時限が切れ、その結果、避難してきた人々の新たな法的位置付けと支援の法的枠組の再整備が必要となったのである。1998 年 9 月に成立した国籍法では、第 5 条第 3 項で「1988 年 1 月 1 日から 1992 年 1 月 1 日までアゼルバイジャン共和国領内に居住した難民」にもアゼルバイジャン国籍が付与されると定められた。同時に、第 5 条但書の 2 では、これら難民はアゼルバイジャン市民権を付与された後も元の居住国に帰還する権利を失わず、アゼルバイジャン法令に定められた強制移住者に対する特権を与えられることが明記された。こうした内容は UNHCR や欧州評議会と協力して起草されたものである。同時期に策定された「難民及び強制移住者問題解決に関する国家プログラム」では、当面必要な内容を中心に、政府が執るべき施策・法改定案作成が列挙され、支援枠組の整備がすすめられた。この結果翌 1999 年 5 月に制定されたのが、「難民および強制移住者(国内避難民)の地位に関する」法律である。この法律では、第 6 条において難民と国内避難民の権利について以下のように定められた。

1. 職もしくは住居所得るまで、特別に分けられた土地において、しかし最長 3 か月間に限り、給付金で生活すること
2. 給付金で臨時住居所へ移動し、財産を得ること
3. 臨時住居所および病院で老人、児童、障害者、低所得者、世帯主を失った個人に必要な医薬品・医療支援を無料で受けること
4. 児童が学齢前保育所で、青少年が教育機関でそれぞれ適切な教育を受けること
5. 在住地域に常居する住民と同程度の食糧・物資を得ること
6. 国が定める一回限りの支援やその他の支援を受けること
7. 単身年金者や労働能力のない障害者が特別な社会保障機関において最優先で入所すること
8. 本法に定められた期間難民もしくは強制移住者(国内避難民)の地位を得ること
9. 被害・損害の補償を提起すること
10. 侵害された権利を擁護するため裁判所に訴えること
11. 以前住んでいた場所に戻る権利
12. 難民の地位を得た個人はアゼルバイジャン共和国の法律において外国人および市民権を有しない個人のために定められた法の適用を受け義務を負う。

こうした包括的な支援内容が定められた一方、「職もしくは住居所得るまで」「本法に定められた期間」といった文言や、地位の喪失に関する条項が盛り込まれたように、その支援は有期限であることが前提となっていた。しかし現在のところ、法の運用においては期限や地位喪失の条項は適用されておらず、新たな住居を得ても難民・国内避難民の地位は継続して付与されている(UNHCR, 2009, 16-17)。

難民・国内避難民支援の中心的な国家機関は「難民および強制移住者問題担当国家委員会」である。前身の「常居所を離れることを余儀なくされた人々を担当するアゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国国家委員会」から 1993 年初めに現在の名称に改められたが、前述の国家プログラム策定以降の支援体制強化を受け、1998 年に委員会議長が副首相兼任ポストに格上げされた。

3. 定住プロジェクトの進展: 国家石油基金の創設と、石油収益による住宅建設

避難民の定住プロジェクトを支えているのは、アゼルバイジャンの石油収入である。国際企業によって開発・運営される新しい鉱床から生産分与協定(production sharing agreement, PSA)に基づいて分配される収益は、国家石油基金(Dövlət Neft Fondu, State Oil Fund: SOFAZ)によって運営・管理されている。SOFAZ は 1999 年 12 月 29 日付大統領令によって設置が決定され、2001 年から活動を開始した。SOFAZ の予算は大統領令によって定められ、基本的な支出目的としては、国家予算への移転、難民・国内避難民支援、インフラ整備の 3 つがある。SOFAZ への石油収入が増加した 2006 年以降、毎年 1 億ドル近くが避難民支援に振り向けられており、このほとんどが定住用住居と付属のインフラ建設に充てられている。表 1 は、2007 年末までに建設が決定された定住用住居の年別・地区別一覧である。被占領地域周辺を中心に、数多くの住居の建設が急ピッチで進められている。この一方で、2007 年 12

月には国内のテントキャンプがすべて閉鎖された¹⁷³〈図 14〉。

表 17 建設が決定された定住用住居

2001/8/22	562F			2004/7/1	298S		
地区	house	apartment		地区	house	apartment	
Goranboy	364			Sabirabad	161		
İsmayilli	45			Ağdam	35		
Səmkir	126			Biləsuvar	1858		
Yevlax	65			Füzuli	2104		
Naxçıvan MR	53	48		Ağcabədi	21		
Sumqayıt	1	14					
Bakı	3			2004/10/1	132F		
Gədəbəy	1			地区	house	apartment	
Oğuz	3			Naxçıvan MR	100		
Səki	2						
Ağstafa	17			2005/12/28	346F		
Abşeron	108			地区	house	apartment	
Sabunçu	160			Bakı	40		
				Sabunçu	450		
2001/9/7	577F			2007/10/31	2475S		
地区	house	apartment		地区	house	apartment	
Ağdam	500			Beyleqan	500		
Füzuli	800			Goranboy	1096		
				Ağdam	689		
2002/5/13	700F			Yevlax		135	
地区	house	apartment		Ağcabədi	343		
Füzuli	1221						
Biləsuvar	2560			2007/10/31	303s NK		
				地区	house	apartment	
2004/2/4	80S			Abşeron	15		
地区	house	apartment		Göygöl	26		
Ağdam	3823			Bakı		364	
Ağcabədi	37			Sabunçu		70	
				Qəbələ		155	
					house	apartment	
				合計	17327	786	

注:「562F」などの番号は、F が大統領令、S が命令、s NK が閣僚会議令を表し、数字が各行政命令の通し番号を表す。

¹⁷³ 難民・強制移住者問題担当国家委員会ウェブサイト

[<http://www.refugees-idps-committee.gov.az/en/pages/140.html>]。一方で、強制的に仮住居を追いつてられる人々もいた(NRC/ Global IDP Project, 2003, p. 43)。

図 14 テント村廃止と新たな住居建設

上段: テント村取り壊し 中段: 新住居と学校(地方部) 下段: 都市部の新住居



出所: アゼルバイジャン共和国難民および強制移住者問題担当国家委員会ウェブサイト

[<http://www.refugees-idps-committee.gov.az/az/gallery/index.html>]

4. 難民・避難民と参政権の問題

和平交渉における双方の主張の食い違いが埋まらないまま、紛争が凍結状態となったことで、難民・国内避難民の政治参加の権利をどうするかという問題も現実的な対応を迫られることになった。

アゼルバイジャンの国家制度は、国民投票で選出される大統領(任期5年)、国民議会(任期5年、定数125)を持つ共和国であり、基本的な行政単位は市(şəhər)・地区(rayon)・市区(şəhər rayon、バ

クー市とギャンジャ市に設置)である。その行政長官は大統領によって任命され、代議機関は存在しない。1991 年 11 月の共和国最高会議におけるナゴルノ・カラバフ自治州廃止決議その他により、周辺の地区に統合される形で自治州という単位は消滅した。これらの地区は紛争の進展に伴って占領されたが、各地区の行政府はそのまま避難先で存続しており、行政府長官が任免され、毎年行政予算が他の地区と同様に配分されている。つまり、難民(国外から避難した人々)は上述した国籍法の定めに従って避難先の住所に登録されるが、国内避難民(ナゴルノ・カラバフおよびその周辺の占領地域から避難した人々)は、避難先においても避難前の住所に基づいて管理される体制がとられているのである。

国政選挙への参加も、上記の行政管轄に基づいている。1995 年の憲法成立により、国政選挙は被占領地域を含む全国を 100(2002 年の憲法一部改定により 125)の選挙区に分けて行われる。被占領地域の地区に登録されている住民は、各避難先付近に設置された投票所において、現住所でなく前住所に基づいて投票している¹⁷⁴。また、紛争状態であることを象徴して、ハンケンディ(ステパナケルト)選挙区では被占領地域であることを理由として選挙が行われない状態が続いていたが¹⁷⁵、2005 年・2010 年の議会選挙、2008 年の大統領選挙ではハンケンディ選挙区でも選挙が実施されている。

一方、国内避難民の地方参政権行使は現状では保障されていない。そもそもアゼルバイジャンにおいて地方参政権は、1999 年から住民自治の一環として導入された自治体(bələdiyyə、全国に約 1000 存在)の直接選挙に限られているが、被占領地域には現時点で自治体は設置されておらず、避難先の自治体選挙に参加することも認められていない¹⁷⁶。

5. 小括

和平交渉の停滞は、人口の 1 割に相当する難民・国内避難民の処遇について何らかの追加措置をとる必要を生じさせた。本章第 1 節の 4 で見たように、具体的な和平案が示された時期と、難民・国内避難民対策が強化された時期が重なるのは偶然ではないだろう。2000 年には、「カラバフ解放」と「ヘイダル・アリエフ退陣」を求めてカラバフからの避難民が道路を封鎖し、同年の議会選で与党 YAP に投票しなかったことを理由に止められた電力供給の復旧も要求したと伝えられた¹⁷⁷。このように、問題の長期化・停滞化は政権にとってマイナスとなり得るが、現政権はエネルギー資源による富を背景とした再定住用住居の急速かつ大規模な建設やさらなる支援拡充で応えており、結果的に政権の足場が固められていると言える。

¹⁷⁴ 例えば、ハンケンディ(ステパナケルト)選挙区には現在 4665 人の有権者が登録されているが、投票所はバクー市(ニザミ地区、サブンチュ地区、ピナガディ地区、ナリマノフ地区)、スムガイト市、ギャンジャ市、ミンギヤチェヴィル市、バルダ地区、シェキ市に設置されている。

¹⁷⁵ 2000 年の議会選挙については北川(2001)を参照。

¹⁷⁶ 2009 年 9 月 11 日付 Lent.az[<http://news.lent.az/news/57211>]。

¹⁷⁷ 2000 年 11 月 15 日付 RFE/RL Newsline [<http://www.rferl.org/content/article/1142283.html>]。

第3節 未解決紛争のPR

廣瀬(2005)は、ナゴルノ・カラバフ紛争において情報戦の要素が大きく影響したことを指摘し、アルメニア側が在外アルメニア人の支持もあってソ連末期から情報戦を効果的に行い、国際的な支援を得ることに成功したため、アゼルバイジャン側では広く「情報戦に負けた」と受け止められている、と述べている(廣瀬, 2005, pp. 225-226)。ところが、アゼルバイジャン側では対外的なPR活動も行われているものの、PRの主たる目的は国内の反アルメニア意識の高揚にあると考えている(廣瀬, 2005, pp. 225-226, 235-237)。

一方、これも廣瀬(2005)が指摘するように、イルハム・アリエフ政権になってからいくつか外交面でも新機軸が打ち出されている。停滞する和平プロセスを打開するための国連への調査・仲介の依頼、欧州評議会での「ナゴルノ・カラバフは占領されたアゼルバイジャン領」との決議採択、アゼルバイジャンの「ナゴルノ・カラバフはアルメニア人に不法に占領された領土である」という訴えを妥当とするOSCEによる現地視察の結論はアゼルバイジャンの外交的勝利とされた(廣瀬, 2005, p. 310)。

こうした外交上の一定の「ゲイン」は、単に地政学上・資源外交上アゼルバイジャンの重要性が認められたことのみ起因するものではなく、「情報戦」の部分でも、これまでとは異なった動きが見られる。

1. 国際的なPR活動のための準官製組織

近年特に活発な活動が見られるのは、青年運動を中心にしたアゼルバイジャン人の国際キャンペーン組織Justice for Khojaly [<http://justiceforkhojaly.com/>](JFK)である。JFKは「カラバフ紛争やホジャル虐殺で苦しむ人々のクリエイティブな写真やイメージのデモンストレーションを通じ、メディアやインターネット、ライブイベントを通して国際的に市民意識を高めるため」2008年に結成された。運動の主導者はイルハム・アリエフ大統領の娘レイラ・アリエヴァである。レイラ・アリエヴァは半官半民の性格を持つヘイダル・アリエフ基金(総裁はメフリバン・アリエヴァ大統領夫人)の副総裁であり、JFKのキャンペーンにも同基金の支援があることから、準官製組織と言えよう。ヨーロッパを中心に20数カ国ですでにキャンペーン活動を行う一方、ホジャル事件を題材にした子供の絵画展を開催するなど、多様な活動を展開している(図15上段参照)。

これとは別に、ビジネス要素を持ちつつ「ナゴルノ・カラバフ紛争」「自由援助法第907項撤廃」「ホジャル虐殺啓発キャンペーン」を主要テーマとして2011年に組織されたのが、「アゼルバイジャン・アメリカ連合(Azerbaijan America Alliance[<http://azerbaijanamericaalliance.org/>])」である。議長はダン・バートン米下院議員(創設当時)が務めているが、創設者はアナル・マンマドフZQANホールディング社長である。彼はマンマドフ運輸相の息子であり、彼の企業グループはアゼルバイジャン第3の規模を持つと言われる(詳細は第5章)。同連合は2012年2月、ホジャル事件20周年に関連してアメリカのニューヨーク市やワシントンD.Cで大規模な広告キャンペーンを展開した(図15下段参照)。

2. ホジャル虐殺 20 周年行事

こうした新たな対外的 PR 活動は現在でも続いているが、おそらくこれらの活動の背景となっていたのは、2012 年 2 月のホジャル虐殺 20 周年であった。26 日には、イルハム・アリエフ大統領はじめ政府高官を先頭に市民 8 万 5000 人以上がバクー市の自由広場からホジャル虐殺犠牲者記念碑までを行進した¹⁷⁸。この行進は政権の活動 PR の色彩が強いものであったが、反体制派である「急進的野党」の各党代表も参加した¹⁷⁹。これは式典を前に与党 YAP から野党側に共同での式典開催を提案したのに対し、野党側が応じたことによる。この結果、与野党が初めて首都の通りで一堂に会することとなった¹⁸⁰。このように、ホジャル虐殺に関連するキャンペーンを精力的に行い、国内外での注目を集めた上で記念式典を挙行することによって、政権に反対しにくい状況が生じている。

おわりに

以上見てきたように、和平交渉が停滞する中、政府は受け入れ可能な具体案を現存するモデルから模索している。野党は具体的な対案を示せておらず、国内論争は見えにくい。紛争の結果生じた大量の避難民の存在は、紛争解決が長引くにつれて国内問題の側面が強くなっていった。先の見えない状況に対する避難民の苛立ちや生活上の不満は、時として政府批判となって噴出するが、現在までのところ、エネルギー資源の利益によって避難民の生活環境を改善することで体制を固めている。また、経済力の向上による準官製運動組織の新たな PR 活動は、2012 年のホジャル虐殺 20 周年を目標にセットされ、政府主導の記念行事に野党も参加するという結果を生んだ。

このように、アゼルバイジャンにおけるナゴルノ・カラバフ紛争は、国論を二分する政治問題ではなく、政府が独占的に対処する一つの行政問題と化し、現在のところ、和平交渉の妥結とは全く異なる次元で政府の「得点源」となっているのである。

¹⁷⁸ 2012 年 2 月 26 日付アゼルバイジャン国営電信局[<http://www.azertag.com/node/921774>]。

¹⁷⁹ 2012 年 2 月 26 日付

MediaForum[<http://www.mediaforum.az/az/2012/02/26/BAKIDA-XOCALI-YÜRÜŞÜ-OLDU-013834078c00.html#UaQ175zuCfM>]。

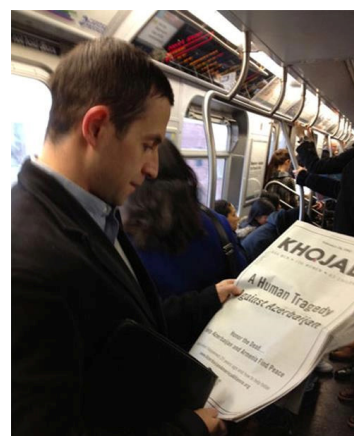
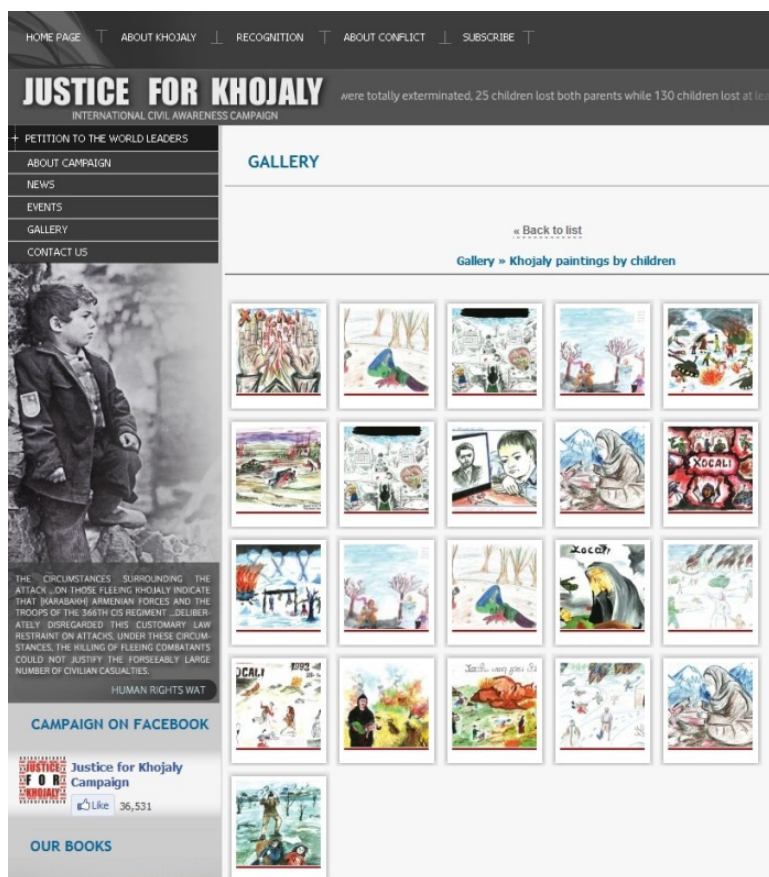
¹⁸⁰ 2012 年 2 月 26 日付 Yeni Müsavat 紙

[http://musavat.com/news/gündəm/YAP-VƏ-İCTİMAİ-PALATA-XOCALI-ABİDƏSİNİ-BİRGƏ-ZİYARƏT-EDƏCƏK_118682.html]。

図 15 国際的 PR 活動

上段: ホジャル虐殺をテーマとした子供の絵画展

下段: 2012 年ホジャル虐殺 20 周年を前に出されたアメリカでの広告



出所: 上段 Justice for Khojaly ウェブサイト

[http://justiceforkhojaly.org/site/?p=gallery&go=Khojaly_paintings_by_children]

下段: アゼルバイジャン・アメリカ連合ウェブサイト

[<http://azerbaijanamericaalliance.org/photo-gallery/khojaly-commemoration>]



第五章 権威主義体制の政治経済

本章では経済発展と政治体制の関係について議論する。本章ではまず、国家主導の経済構造に関する議論を踏まえた上で、アゼルバイジャンにおけるエネルギー資源開発の国家管理体制と、その収益の分配メカニズムについて論じる。また、現体制の安定性は、極めて中央集権的な行政システムと、首都バクーに極度に集中した経済資源という二重の集権性に裏打ちされていることを指摘する。

次に、本章における第二の論点として、金融・産業グループの台頭と政治とのかかわりを取り上げる。アゼルバイジャンにおいては、エネルギー資源からの収益を国家が独占的に管理する一方で、エネルギー資源開発を呼び水とした外国投資の増大と新自由主義的経済改革の結果、非資源産業分野においても成長の果実が享受できるようになった。ここに生じた「パイ」を、政治エリートが中心となったビジネスグループで分配していることがアゼルバイジャンの特徴である。この結果、従来の議論では説明が難しかった政治エリート間の対抗関係が指摘できるのである。

第1節 アゼルバイジャンにおける分配政治の二重構造

1. 経済構造と政治

経済と政治とのかかわりについては、体制変動・民主化研究の視点から注目されてきた。代表的なものは、社会構造の変化によって民主化がもたらされるという構造的理論（近代化論）である。近代化論においては、経済発展と民主主義の間に統計的には相関関係があり、それは中間層（ミドルクラス）の存在で説明される。また、経済発展と民主主義の安定については、統計を用いた計量分析によって実証的に研究する潮流も盛んとなっている¹⁸¹。

しかし、従来の民主化研究で積み重ねられてきた近代化論の有効性を疑問視する見方もある。東アジア地域の民主化を比較した武田(2001)は、「近代化の視角に基づく因果的分析は、民主主義体制の形成要因と安定化要因とを同一視し、相関関係を必然的な因果関係と混同した」と批判している。また、特にアジア地域の政治研究を中心に、経済発展が必ずしも民主的な体制をもたらさない事例が注目されてきた。こうした問題関心から提唱されたのが、「開発独裁」「開発体制」論である。これは、ASEAN 諸国を主な対象として、目覚ましい経済成長と権威主義的体制が相互作用関係にあると理解し、そこに発展の主要因を求めるものであり、経済開発を指向する権威主義的政治体制を「開発体制」として、その出現・形成・構造・機能を検討しようとするものであった。

経済構造と政治体制との関係について注目すべきもう一つの議論は、中東湾岸諸国を主対象として議論されてきた「レント国家論」である。「レント国家」とは「レント」に依存した国家という造語であり、もともとは「地代」を意味する言葉であった「レント」は、レント国家論においては主に石油（天然ガス）

¹⁸¹ 1950年から1990年までのデータを基に、世界141か国について因果関係を検証した Przeworski et. al. (2000)がある。

含む)などの「非稼得性」が見出される利益で、国家に直接的に流入するものと定義される(松尾, 2004, p. 21)。レント国家論は、この「レント」収入と国内生産部門との負の関係を論じたホsein・マフダヴィーの革命前イランの政治経済プロセスについての議論が起源となっており、ペブラウィーとルチアーニがこの議論をさらに発展させ、レント収入と体制の非民主的特徴を組み合わせることでレント国家を論じた。

また、「競争的権威主義」の議論の中で、国家の強さが自由民主的権利の擁護にとって重要であると同時に、専制的な安定にとっても重要であると述べたレヴィツキーとウェイは、現職の力の強弱を組織力(強制能力と党組織)に注目して論じたが、もう一つの要素として、国家による強力な経済統制も現職の力を構成すると指摘した(Levitsky and Way, 2010)。本論においても、国家主導による経済の統制と発展が非民主的な体制の安定性にもプラスの影響を与えるという見方に立つ。

本論の対象であるアゼルバイジャンは、独立以降経済の低迷が続いていたが、近年目覚ましい経済成長率を記録している。同国の政治経済構造を分析するにあたって、より適切な枠組は何であろうか。次節では、開発体制論とレント国家論についてより詳しく検討する。

-1. 開発体制: 独裁的生産国家?

岩崎によれば、開発体制とは、政治制度と経済政策・制度が有機的に一体化しており、1) 制度や政策の正当性が経済開発に置かれている、2) 中央集権的な行政システムの確立と、合理性・効率性を原理とする行政、3) 政府批判勢力に対する抑圧を伴う権威主義体制、4) 形式的な議会制民主主義と、権力集団としての軍、政党、の 4 つの基本的要素を満たす体制を指す(岩崎, 1994, pp. 8-9)。さらに、開発体制の枠組に含まれるか否かを判断する際、4 つの基本的要素に加えて、イデオロギー的に反共産主義であることを挙げた。また、開発体制とは、開発における政治経済体制を構築した体制(指向)のことであると捉えるべきであり、基準としては経済成長のパフォーマンス(結果)よりも「指向」が重要であると定義した。この結果、開発体制の枠組に含まれるものとして、インドネシアのスハルト政権、シンガポールの人民行動党政権、マレーシアのマハティール政権、タイのサリット、タノーム政権、フィリピンのマルコス政権を挙げた。

それまでも ASEAN 諸国は「開発独裁」「開発政治」「抑圧的開発政治体制」といった概念や、開発経済学で分析がなされてきた。これら従来の枠組について岩崎は、「開発経済学(新古典派)の視点から発展の要因とパフォーマンスを、開発政策・理論モデルを基準に分析・検討するか、比較政治学の視点から政治体制を、主に西欧モデルとの比較(民主的か、独裁的か、権威主義的か)で検討するか」のいずれかであり、「開発経済学の視点は、政治・社会的要因をほとんど無視し、比較政治学の視点では、経済政策との関連の分析が不十分」であったと指摘する。その上で、ASEAN 諸国開発体制の分析・研究は、経済開発過程における国内要因に着目しながら、具体的な経済政策・制度と政治・社会制度の相互関連をみる視点が重要であると説いた。

開発体制の成立には、歴史的・政治的要因と経済的要因の大きく 2 つの要因がある。前者は、新国際分業の出現やアメリカのベトナム介入本格化・反共支援戦略といった国際的なもの、各国における共産勢力の鎮定成功による政治的安定化や、前植民地期から見られる政治文化といった地域共通のもの、そして各国それぞれの要因がある。また、後者の経済的要因について岩崎は、開発体制の成立

と政策転換の時期的重なりから、輸入代替から輸出志向への政策転換よりも、外資導入型経済開発戦略への転換が重要であると指摘する。

こうして成立する体制は、「抑圧的手段による国内の政治・社会安定によって外資導入の基盤を創出し、外資による経済開発を進めて成長を達成する」という、国家主導で経済のために政治を手段化する論理構成を持ち、「非経済的要素(政治、社会)と経済的要素(開発)をひとつのシステムにビルト・インした」構造を有する。各要素は軍・政党・官僚という権力集団によって統制されている。このうち、軍と政党は独立プロセスで主導的役割を果たしたことによって支配の正統性を持ち、官僚は開発体制の目的を支える専門家集団として機能するのである。

このように開発体制論は、権力集団による経済開発を目標とした合理的選択を重視し、開発が資源依存型ではなく、輸入代替から輸出志向へという段階を経た工業化を目標としている点に注目して、経済開発を指向する権威主義的体制の実証的構造的分析を行おうとするものであった。これに対し、豊富なエネルギー資源を有し、資源輸出依存型の経済構造と政治との関係を論じたものが「レント国家論」である。

-2. レンティア国家:独裁的分配国家?

レント国家論は、端的に言えば「レント収入に依存している国家においては非民主的な政府が維持される」というものである(松尾, 2010, p. 66)。歳入におけるレント収入の割合の増大と税収の割合の低下は、政府にとっては徴税と引き換えに国民の意見を反映させる義務から解放される効果を、国民にとっては納税を伴わないサービス享受を可能とする効果を持つ。これによって政府は国民の忠誠を買うことが可能となり、国民の政治参加要求は低下し、非民主的な体制が維持される、というのがその論旨である。このレント国家論が成り立つために重要な要素として、松尾は2つの特徴を挙げる。一つは、レント国家における収入の「外生性」である。石油を例にとれば、生産した石油からの収入が国内消費によるものではなく、輸出による利益であり、国内の経済活動とほとんど関係がないことが必要である(松尾, 2010, pp. 75-76)。もう一つの特徴は収入の「非稼得性」である。松尾は、石油に限らずあらゆる輸出商品が生み出す利益は程度の違いこそあれ「外生性」を持つと指摘しつつも、石油産業が他の産業と違う点として、「資本集約型産業」であり、産業が抱える労働人口が小さい点を挙げる。このため、石油産業は経済的に大きな役割を果たしているものの、大半の国民は石油生産とは関係のない職業に就いており、彼らの労働は石油輸出利益とはかわりを持たない(松尾, 2010, pp. 76-77)。また、石油以外の産品や外生的収入でレント国家論を考察する際の要点として、松尾は、レント収入が直接政府に流入することが重要であると指摘している(松尾, 2010, pp. 77-78)。この議論で注目されるのは、単なる石油収入ではなく、財政における徴税によらない外生的な収入、すなわちレント収入の割合の高さであり、政府が税収に依存しない状況は、レント収入と非民主的状況をめぐる議論の中心となっている。

一方、レント国家論には、「レント収入に依存する政府は、体制変動に対して脆弱になる」という仮説も存在する。これは、レント収入の増大の結果、徴税と政治参加を通じた国民と政府との関係が希薄化することによって、政府による国民の動向把握がおろそかになり、国民に対する政府の統制能力が弱体化する、というものである。資源輸出がもたらす負の側面は「資源の呪い」として知られているが、これは、

1) モノカルチャー経済とその国の財政は国際的な資源・産品価格の変動の影響を受けやすい、という外的要因に対する脆弱性、2) 資源輸出の増大による自国通貨の価値上昇が輸入を促進し、製造業をはじめとする国内産業の成長を阻害する、といういわゆる「オランダ病」の問題、の2つにまとめられるだろう。また、資源価格の高騰によって一時的にもたらされた利益は偶然性が高く、その使途に長期的な視野が伴いにくい、という傾向も指摘されている。レンティア国家においては徴税と代表というシステムを欠いているため、オランダ病の影響を受ける産業人口の不満を吸収・反映する制度的基盤が弱く、価格変動による財政の不安定性は、支持買付能力の継続性にも影響するのである。

松尾が指摘するように、レンティア国家論はあまりにも経済決定論的な傾向をもっており、湾岸諸国の政治体制に関する他の要素を隠蔽してしまう危険性を含んでいる点には注意を払う必要がある(松尾, 2004, p. 20)が、石油を中心とする資源からのレント収入に注目することで、中東地域における非民主的体制の存続と経済構造との関係を明らかにした点で、レンティア国家論は注目される。

-3. アゼルバイジャン: 開発体制かレンティア国家か

非民主的な体制と発展を示す経済との関係に関する上述の議論を踏まえた上で、アゼルバイジャンの政治経済構造はどのように分析するべきであろうか。

アゼルバイジャンは極めて中央集権的な行政機構を持っており、第2章で述べたように、抑圧的な体制(反対派の存在は許容される一方、その活動は著しく制限されており、議会も立法府としての活動は形式的である)を持っている点から、政治面で開発体制論の対象となった国々と類似点が見られる。これは第2章でも述べたように、政治体制の類型化の議論において、「政党型権威主義体制」として論じられた事例との類似性にもつながる。一方、図16で示されるように経済面では独立初期から現在に至るまで資源依存の性格が強く、明確な工業化指向が見られず、また第3章でみたように、行政府における大統領の権限が絶大で、行政エリートの立場に不確実性・不規則性が存在する点で、開発体制論の範疇に入る国々とは異なっている文民型の権威主義体制として、政治制度や政治組織の面で共通する部分が多いものの、それらが経済政策などの意思決定や利権の分配において主要な役割を果たさず、大統領を中心とする一部のエリートの裁量に委ねられているのであり、権力集団による経済開発を目標とした合理的選択を重視する一種の官僚支配型権威主義としてとらえられる¹⁸²開発体制論の対象からは外れると言えよう。

¹⁸² インドネシアのスハルト体制とその政治的移行を「翼賛型個人支配」という概念を設定して論じた増原は、開発体制論を官僚支配型権威主義体制論の一種と位置付けている。

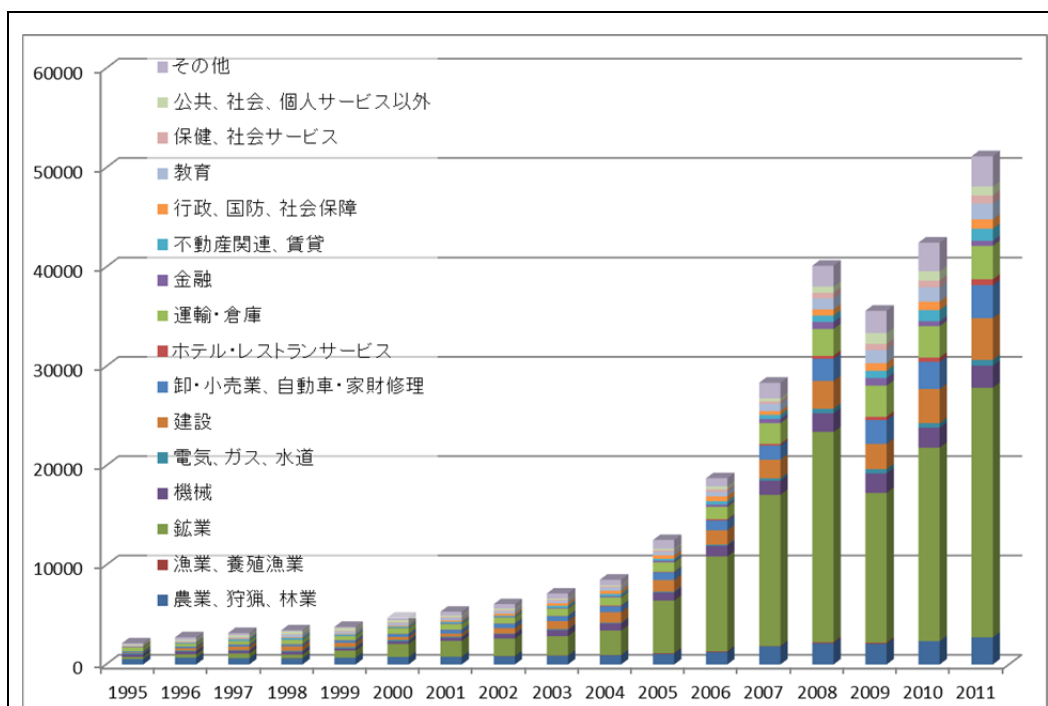


図 16 アゼルバイジャンの国内総生産(単位:100 万マナト)

出所:アゼルバイジャン国家統計委員会

アゼルバイジャンの政権は、これまでの先行研究でその新家産的性格が指摘されてきた。これに加えて、資源依存型の経済構造を指摘することでアゼルバイジャンの政治経済をレンティア国家論の枠組でとらえようとする議論が出てきている。

フランクら Franke, et al.(2009)は、独立後にカスピ海のエネルギー資源開発が本格化したカザフスタンとアゼルバイジャンの政治経済体制を論じるにあたってこのレンティア国家論を用いた。Frankeらは、両国は豊富な石油・ガス資源と経済の多角化の度合いの低さという経済的特徴と、新家産的構造を伴った強い専制的な大統領主義という政治的特徴を持ち、これに社会における政治的関心の低さ、人々の階層的な志向といったポストソビエト的遺産が加わることで「ポストソビエト・レンティア国家」として位置付けることができると論じている。彼らは「ポストソビエト・レンティア国家」の特徴として、石油・ガス契約におけるエリートのカ、変化のない、腐敗した、レントを追い求めるエリート、レントの分配を通じて調達される支持、経済構造の調整の欠如、福祉分配への配慮の欠如、透明性の欠如、資源政策に関する「(ほとんど、medium)」の正統性、を挙げる。

また、O'Lear(2007)はアゼルバイジャンにおける「資源の呪い」と政治的正当性の問題を、世論調査データを用いて論じた。O'Lear は正統性を外的なものとの内的なものに分けて考察し、外的正当性はアゼルバイジャン政府の外交政策と国際社会の受け入れによって、内的な正当性は、そうした国際社会でのアゼルバイジャンの地位向上に対する国民の好意的評価によって一定程度もたらされていると論じる。一方、国民はカラバフ問題と家計の状況に相当程度不満を抱いていることも示されている。ただし、この 2 つの問題は政府が主管する問題であり、経済の急激な後退がなければ、進展を細切れに見せることで

政権の維持は可能であるとしている。

こうした議論は、アゼルバイジャンを資源依存型の政治経済体制として位置づけようとするものであり、集権的国家体制とレント(分配)の関係の重要性を指摘している点で重要な研究である。

一方、これらの議論に欠けている点として、2つの点が指摘できる。1つは、各国における地域格差への視点が指摘できる。Franke, et al.(2009)ではカザフの地域的な経済格差に若干触れているが、エリートの問題にとどまっている。O'Lear(2004)は世論調査データのサンプリングの段階で地域的な配慮をしているものの、回答に地域的な差があったのかどうかには一切言及していない。松尾がレンティア国家論への懐疑的な潮流としてまとめているように、レントの分配自体(地域的な優遇など)が国内で軋轢を生むという指摘も存在する。レンティア国家においては、支持買い付けのためのレントの選択的投下が最重要であり、国土の均衡ある発展や経済の多角化といった「政策」がエリートの選択肢の中で上位になりにくい¹⁸³。また、資源産出地と中央政府との間の地理的な距離という問題も指摘できよう。両者の間に分配をめぐる軋轢が生じた場合、紛争に発展する可能性も否定できない(ナイジェリア、インドネシアなど)。地域格差にはこうした政治的安定にとっての負の側面がある一方で、体制の集権的特徴を裏打ちするような圧倒的な格差が中央と地方の間に存在する場合もある。このことを念頭に、本節第2項では同国の中央と地方の格差について、政治制度と経済の2つの側面から検討することにした。

第2点として、レンティア国家論を用いた従来の議論では、資源依存度がどれほど高いかを示すことに関心が集中する傾向があり、実際の分配システムについての議論が不足している面があった。本論では第3節において、アゼルバイジャンにおける石油収入の国家管理とその分配システムについて検討する。

2. アゼルバイジャンの政治経済構造: 国家制度と経済規模における中央と地方の格差

国家行政の一部としての地方行政

ここで再びアゼルバイジャンの領域行政区分と地区行政の仕組みについて述べておきたい。アゼルバイジャン共和国は、その領内にナヒチェヴァン自治共和国(人口約39.8万人、首都ナヒチェヴァン市。トルコ、イラン、アルメニアに囲まれた飛び地)を持つ。自治共和国は憲法と一院制議会(最高会議、全45議席)を持ち、最高会議議長が自治共和国における行政権の長である。共和国は地区(rayon)と市(şəhər)から構成されており、自治共和国内の地区・市を含めると87に分かれている(図1参照)。「州」の単位はなく、民族紛争の原因となったナゴルノ・カラバフ自治州は1991年末に廃止され、行政単位としては存在しない。広域の単位としては、2004年2月に大統領令によって策定された「地域社会経済発展国家プログラム(2004-2008年)」で「経済地区(iqtisadi rayonu)」という枠組みが定められているが、これは国家プログラム実行のための地域グループ分けであり、行政単位ではない。

また、地区行政府は国家機関の位置付けとなっており、長官は大統領が任免し、副長官は大統領

¹⁸³ もっとも、そうした国でも公的には「均衡ある発展」を標榜しているであろう。アゼルバイジャンにおいても、「地方における社会経済開発国家プログラム」の策定など、地域に配慮した政策は存在する。

府の承認を得て長官が任命することとなっている¹⁸⁴。自治共和国の地区・市長官については、自治共和国最高会議議長の提案に従って大統領が任命する形式をとる¹⁸⁵。行政府長官官房(icra hakimiyyəti başçı aparatı)の規模も規則で定められており、バクー市は144名、バクー市内の市区は40名程度、ギャンジャやスムガイトなどの地方大都市は50～60名程度、その他は人口に応じて30～40名程度で構成される。地方参政権は地区・市レベルでは定められておらず、全国に約1000存在する自治体(bələdiyyə)のみであり、地区・市レベルでは長官の諮問機関として公選ではない評議会が定められている¹⁸⁶。

このように、アゼルバイジャンでは基本的には地方の「自治」が否定されて大統領を頂点とする国家行政が貫徹している。このことは他の旧ソ連諸国とも似通った点であるが、一方、同国には自治共和国を除けば州などの大きな地方単位が存在しない。この結果、地方は行政上の単位では中央に対抗し得る力を持ちにくくなっている。これは政治制度上の「中央と地方の格差」としてとらえることができる。

首都に集中する経済

ソ連末期の経済の混乱は、独立後も長く、さらに悪化する方向で続いた。ようやく1996年になって、国内総生産(GDP)が対前年比でプラスに転じ、2000年以降は毎年10%近くの成長を示すなど近年経済指標は回復・成長局面にあることを示している。しかし、この傾向は地域によって大きな違いがある。

別表7は経済地区別の人口・経済データを一覧にしたものである。総生産高(2008年)で見ると、全国の約79%をバクー市が占めており、その他の地域との差は歴然である。工業生産高に限ればその差はより拡大し、全国の約94%がバクーに集中している。一方農業生産高で見ればバクー以外の地域の割合が高い。また、図16にも見られるように、独立初期から現在に至るまで鉱業部門が国内総生産のほぼ半分を占め、農業の比重は低下傾向に、製造業の割合は一層の漸減傾向にある。

以上のことから、国全体の経済が崩壊した後、エネルギー資源開発が軌道に乗ったことによる経済の復興・発展の恩恵は、主として資源産地と関連産業が集中する首都バクーに集まっており、農業・製造業主体の地方との経済的格差は年々大きくなっていると考えられる。このように、アゼルバイジャンの経済面からは「バクー(首都)と地方の格差」という、もうひとつの構図が浮かび上がってくる。また、製造業の伸びが顕著でない点は、明確な工業化を指向した政策が採られておらず、国家の発展の基礎が工業化に置かれていないことを物語っている。

¹⁸⁴ 地方行政府規則。バクー市とその市区については、当初はバクー市行政府長官の任免権限が強かったが、2001年と2006年の規則改定により、他の地区・市と同様大統領と大統領府による任免主導へと変わった。

¹⁸⁵ 1990年代に任命された地区長官の中には任期が10年近くにわたる者も相当数存在したが、近年は4年程度で交代する傾向が見られる。

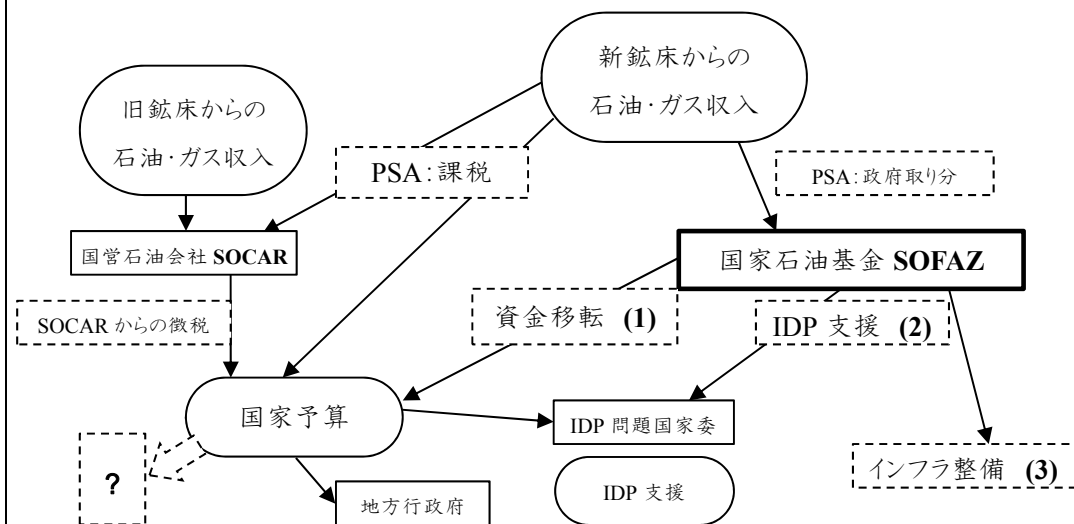
¹⁸⁶ 評議会は15名で構成され、行政府長官、行政府副長官、および行政府長官の判断に基づき行政府長官官房・部・部署その他業務の長、地区・市域内にある事務所・組織・企業の長を含むと定められている。

3. 分配:レントと財政

石油収入の管理:国家石油基金の創設

次に、アゼルバイジャンにおけるエネルギー資源収入の管理体制について述べる。アゼルバイジャンの石油部門管理は大きく2つのカテゴリーに分かれる。1つはソ連時代から生産している石油・ガス鉱床を運営するアゼルバイジャン国営石油会社(Azərbaycan Respublikası Dövlət Neft Şirkəti, State Oil Company of Azerbaijan Republic: SOCAR)であり、1992年9月に創設された。旧鉱床を引き継いだのは事実だが、新鉱床のPSAの主体でもある? >もう1つ、すなわち新しい鉱床は国際企業によって開発・運営され、そこからの収益は生産分与協定(production sharing agreement, PSA)に基づいてアゼルバイジャン政府と国際企業との間で分配されている(Wakeman-Linn, et al., 2004, p. 8)。こうして毎年入ってくる石油収入を運用・保全し、透明性を高めることを目的として、1999年12月29日付大統領令によって国家石油基金(Dövlət Neft Fondu, State Oil Fund: SOFAZ)が設置され、2001年から活動を開始した。しかし SOFAZ は議会審議から石油収入を外すために作られたとする見方も存在する。出所? >初代常任理事はS.シャリホフ(Samir Rauf oğlu Şərifov)¹⁸⁷であり、2006年にはシャリホフの財務相転任に伴い、常任理事が現職のŞ.モヴスモフ(Şahmar Arif oğlu Mövsümov)¹⁸⁸に交代した。この他、SOFAZ には大統領の命令によって任命される監査委員会が存在する。メンバーは共和国首相、国民議会副議長ないし第一副議長、経済政策担当国家顧問、財務相、経済開発相、中央銀行理事長、科学アカデミー総裁、などである¹⁸⁹。

図 17 アゼルバイジャンにおける石油収入の流れと国家予算



出所: Wakeman-Linn, et al. (2004, p. 10)をもとに筆者作成。

¹⁸⁷ 1961年グルジア生まれ。1991-1995年、外務省国際経済部長を務め、1995-2001年には国民銀行(現中央銀行)の要職を歴任。非党员。

¹⁸⁸ 1972年ナヒチェヴァン市生まれ。1995年から国民銀行(現中央銀行)。

¹⁸⁹ 発足当初は、イルハム・アリエフも「国営石油会社第一副社長」として監査委員会に入っていた。

SOFAZ は 2010 年 4 月時点で 130 億マナト(約 160 億ドル)の資産を持っている¹⁹⁰。石油収入がどのような流れで SOFAZ へと入り、どのように出ていくかを図で示したものが、図 17 である。SOFAZ の予算は大統領令によって定められ、基本的な支出先としては大きく 3 つの項目がある。次の項で国家予算と合わせて具体的な支出額を検討する。

財政：国家予算にみる財政上の偏り

別表 8 はアゼルバイジャンの国家財政と石油収入、およびバクー市の収税の規模を表にしたものである。上の図 17 上に示した資金の流れに付した番号(1~3)は表と対応している。石油収入からの国家予算への移転(1)は増加傾向にあり、ここ 2 年の予算編成においては全体の 4 割を超えている。

その一方、カラバフ紛争で故郷を追われた国内避難民(IDP)・難民に対する支援(2)は横ばい状態である。ただし SOFAZ からのこの支出は、例えば 2009 年の IDP 支援予算全体(約 3 億マナト)の 29% に達している¹⁹¹。この多くの部分が IDP の再定住用住居の建設に回されているようである。特に IDP の再定住支援については、対象となる人々は被占領地域の行政府が主管であるが、定住用地は別の行政府が主管しており、複雑な関係が存在する。定住用住居の建設と並行して電気・ガス・水道などのインフラ整備も行っているようであり、周辺地域との差が生じる恐れがある。

(3)のインフラ整備は、BTC<バクー・トビリシ・ジェイハン>パイプライン建設費の一部や、バクー市への水供給システム敷設工費、その他地域での水利整備事業費などに支出されているが、特にバクー市への水供給システム工事にはこれまでに 6 億ドル近い資金が投入されている。首都周辺での大規模公共工事に資金が流入していると言えよう。

では国家予算としてはどのような構成になっているだろうか。歳入に占める首都バクー市での収税の割合を同じく別表 8 に示しているが、アゼルバイジャンの国家財政におけるバクーの存在は、上で述べたような経済機能の集中を背景に非常に大きなものとなっている。

国家予算における歳出に関して本章で注目したいのは、地区財政の構造である。地区の行政は国家行政の位置づけであるため、その予算も毎年国家予算法の中で定められる。図 18 は各年の経済地区ごとの支出に占める経済地区内での収税の割合(本章では「自主財源比率」と呼ぶ)の推移である。不足分は国から「地方収支調整費」の交付を受けており、その地区の行政遂行に国家(すなわち首都バクー)からの補填を受ける必要があることを示している。図 18 からは、カラバフ紛争による被占領地域を除いてそれなりの水準をもっていた自主財源比率がみるみる低下し、2000 年代は多くの地域が 20% 程度であったが、近年やや上昇傾向が見られることがわかる。しかしこの上昇は地区の経済成長に支えられたものではなく、単に国家歳出に占める地区行政支出の比率が下がっているためである(別表 8)。

一方、この地区行政支出を人口一人当たりでとらえてみると、興味深い発見がある。図 19 は人口一人当たりの地区行政支出を経済地区ごとに計算し、平均値との差を図示したものである。一見してわか

¹⁹⁰ 国家石油基金ウェブサイト[<http://www.oilfund.az/az/content/15>]。

¹⁹¹ 難民・国内避難民担当国家委員会ウェブサイト
[<http://www.refugees-idps-committee.gov.az/az/pages/26.html>]。

ように、ナヒチェヴァンへの支出が 2003 年あたりから急激に伸びている。法改定による財政システム変更のため、ナヒチェヴァンについては、2006 年以降は金額が把握できるのは国からの交付金だけである。これと真逆の推移を示すのがバクーであり、予算規模以上に人口集中が進む首都の現状が窺える。しかし、近年の SOFAZ による水道システムへの資金支出といった別枠での選択的な資金投入があることも留意する必要がある。

図 18 経済地域別自主財源比率

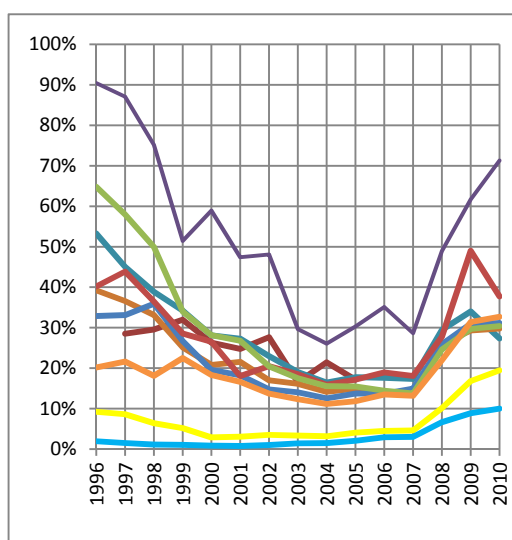
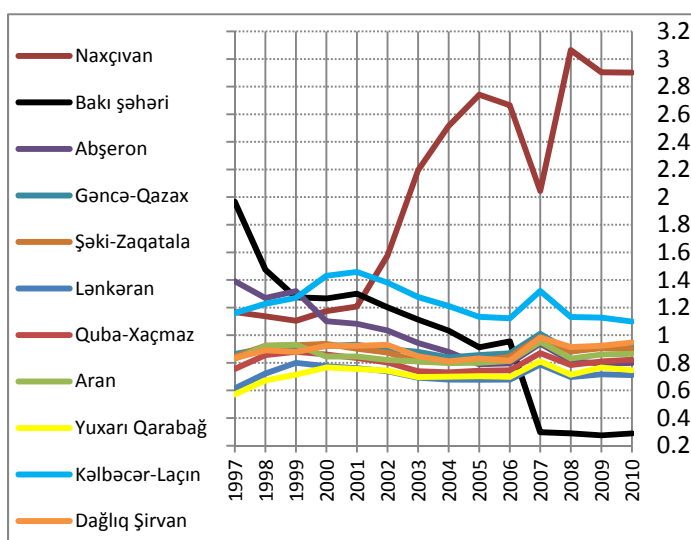


図 19 一人当たり地方行政支出(対平均値比)



このように、SOFAZ と国家予算からの難民・IDP 支援、SOFAZ による首都近郊でのインフラ整備事業、国家予算を通じたナヒチェヴァンへの資金投下といった特徴が指摘できる。そして、国を動かす資金のほとんどを、中央政府が首都から調達し、コントロールしている構図が指摘できるのである。

大統領の個人財布：大統領予備基金

もうひとつ、国家予算と分配に関して重要な問題が存在する。それは「予備基金」の存在である。予算システム法第 6 条に規定されている「予備基金(Ehtiyat Fondu)」は、共和国、自治共和国、地方の予算編成で対応できない出費を賄うために創設することができるとされており、その額は、国家予算予備基金が歳入の 5%以下、大統領予備基金が歳入の 2%以下となっている。共和国レベルの予備基金については別表 8 にその額を示した(2005 年以前は単に「予備基金」)。

このうち大統領予備基金については、本来の目的を超えて必然性の低い用途に資金を利用しているのではないかという指摘がなされている¹⁹²。しかし特に注目すべきは、予備基金の執行時期である。「経済研究センター」の調べによれば、2008 年の大統領予備基金総額(約 1.5 億マナト)のうち、上半期に

¹⁹² 既に国家予算も計上され、ヘイダル・アリエフ基金や国営石油会社、諸外国の大使館も多額の支援を提供している「学校建設」や、「地方の社会経済発展国家プログラム」が別途組まれているはずの、「個々の地区の社会経済発展強化」といった名目に予備基金の資金が注ぎ込まれていると指摘されている。

使われたのは1割強程度であった。このことから同センターは、大統領予備基金が大統領選挙(10月)間近の時期にばらまかれるのではないかという推論を立てている(ITM, 2008)。

2010年、ロシアのガスプロム社との間でガス代金の支払いをめぐる対立したベラルーシのルカシェンカ大統領は、最終的にガスプロム社に対して未払いの代金を支払うことを表明した。しかしベラルーシには支払えるだけの巨額の資金がなかったため、大統領がどこから資金を調達したのかが話題となった。ルカシェンカ大統領はインタビューに対し、「資金は友人から借用した」と述べたことから、当時同国に亡命滞在中であったグルグズスタンのバキエフ前大統領がその「友人」ではないかと噂されたが、最終的にこの資金を融通したのはアゼルバイジャンのイルハム・アリエフ大統領であることが明らかとなった¹⁹³。この資金の出所が大統領予備基金であったかどうかは確認できないが、ルカシェンカ大統領の電話から24時間以内に全額が準備されたと伝えられており、イルハム・アリエフ大統領が巨額の資金を機動的に運用できることを示している。

アゼルバイジャンの石油収益の増加が大統領予備基金の充実につながっていることは明白であり、こうした資金が、公的にチェックを受けずに国内外に利用されている点は、レントの直接的な分配を示す好例と言える。

4. 小括

このように、アゼルバイジャンはエネルギー資源収入への大きな依存と、その分配メカニズムから見て「開発独裁」「開発体制」ではなく、先行研究が指摘するように「レントファ国家」としてみなすことができる。また、同国の特徴として、(1) 近年、国全体としても経済指標は上昇しているが、ソ連崩壊に伴う全土の経済的破局の後、石油産業の集中するバクーだけが復興・発展したことで急速に格差が拡大したこと、(2) 国家システムが「(自治なき)小規模行政単位と強権大統領の君臨する中央政府」という集権の特徴を持っていること、を指摘することができる。この「二重の格差」構造の上で、レントが選択的に投下されており、地方が中央依存型となる傾向を強めていると考えられるのである。これは、独立当初の混乱期に強まっていた地方の自立傾向が、ヘイダル・アリエフ政権の安定に伴って低調になっていったことにも影響していると考えられる。

分配が選択的であっても、恩恵がいずれ自分にも波及するという「合意」が存在する限りにおいては、体制の安定に寄与していると言える。この意味で、大きな枠での分配メカニズムの存在の有無と共に重要なのが、利益分配とエリート間関係の問題である。分配プロセスとそこでの競争への政治アクターの介入は、国家による管理が厳重な石油収益そのものよりも、レント分配と外資流入の結果急拡大しつつある非資源産業分野でより顕著に、見えやすい形で現れている。次節では、より具体的な経済と政治のかかわりについて、アゼルバイジャンにおいて政治エリートが経済利権とどのように結びついているのかを検討する。

¹⁹³ 2010年6月27日付 Voice of Russia[<http://japanese.ruvr.ru/2010/06/27/10827503.html>]。

第2節 権威主義体制の政治経済

1. はじめに: 権威主義体制維持にとっての経済

前節では、アゼルバイジャンがエネルギー資源からの収入(=レント)に依存していること、中央と地方の間に行政権限・経済力の点で大きな二重の格差が存在することを確認したうえで、このレントを国内に選択的に投下するメカニズムを解説した。

もう一度レント国家論について確認しておく、レント国家とは、エネルギー資源開発からの収入という外生的な収入(=レント)と非民主的な体制(の維持)に注目する議論であり、このレントに国家が財政的に依存し、これを国民にばらまぐことで支持を買い付ける一方、国内経済の多角化は阻害されるというもの(松尾, 2004)である。こうした議論は、ソ連崩壊=国家経済の崩壊から石油国家として復活しつつあるアゼルバイジャンの状況をとらえることに成功しており、同国の政治体制を考察する上で重要な議論である。一方、従来のレント国家論を用いた議論は、対象国の産業構造・財政構造(がいかにエネルギー部門に依存しているか)の議論に偏る傾向が見られ、分配のメカニズムや実態解明が進んでいないという問題を抱えている。前節では、特に予算に関係した分配メカニズムについて説明したが、本節では、アゼルバイジャンにおける急速な経済成長に伴う利権拡大とエリート間関係について、現地の情報を整理し、新たな論点を提示することを目指す。

2. 先行研究

アゼルバイジャン政治に関する先行研究では、エリート間関係はもっぱら血縁・親族関係に基づく「クラン」や地域閥という力学で説明されてきた(例えば Gulyev, 2005; 廣瀬, 2005)。ナヒチェヴァン地方出身者やアルメニア出身者(Yeraz、イェルアズ)のクランが政治権力の中枢を独占し、それ以外の地域出身者が中枢から排除されている、といった見方である。こうした地域出身の有力な政治エリートが少なからず存在していることは公式のプロフィールからも明らかであるが、多くの先行研究では、実証を欠いたまま「クラン」の重要性を指摘するにとどまっていた。また、同じ地域出身のエリート同士が対立する事例は独立当初から見られ、近年においても政権内部のエリート間で、こうした力学だけでは説明できない対抗関係が生じており¹⁹⁴、新たな説明が必要である。

経済については、カスピ海沖の海底油田開発を国・国営石油会社(SOCAR)が主導することによる、大統領(とその周辺)のエネルギー資源収益の独占、構造的な汚職(賄賂上納システム)、エネルギー関連産業以外の部門の立ち遅れ、といった指摘がなされてきた(Rasizade, 2003; Franke, et al., 2009)。一方、近年アゼルバイジャンでは、非石油部門を中心にした企業グループの寡占がしばしば取り上げられるようになってきている。2010年末に Wikileaksによって暴露されたアメリカの外交公電の中には、現地情報をもとにアゼルバイジャンの政府高官と寡占企業グループとのかかわりを指摘する内容のものも含まれ

¹⁹⁴ 大統領継承問題に伴って表面化した、YAP 結党メンバー「91 人」の一部からの処遇に対する不満に端を発する政府内部の対立がこれに当たる。

ていた。また現地の報道においても、「oliqarx（オリガルヒ）」「gruplaşma（グループ化）」「monopoliyalasma（独占化）」といった用語が度々登場している。これらは従来の議論には見られなかった点である。

このような、「血縁・クラン重視」論の修正、および経済構造とエリート間関係とのかかわりへの注目という問題意識に立つ議論が、中央ユーラシア研究においても見られるようになってきている。その一人が、カザフスタンの政治経済について論じた Junisbai(2010)である。Junisbaiによれば、特に近年のカザフスタン政治においては、観察し得る限り、血縁をベースとした「クラン」や地域閥といった「歴史的」クリーヴィッジよりも、市場経済化を背景に勃興した金融・産業グループ間の離合集散やそれぞれと大統領との関係が重要な政争の要因となっている、という。また、重用されているエリートすべてが大統領と血縁関係にあるわけではないことを示し、現地の人々が語る「クラン」を親族ネットワークとして解するのは誤りであるとする。これらの指摘は、従来そうした見方がほぼ無批判に踏襲されてきたアゼルバイジャン政治の先行研究を再考する上でも重要である。

本節ではアゼルバイジャンにおける金融・産業グループ(Maliyyə-sənaye qrupu, Financial-Industrial Group、以下 FIG)と政府高官とのつながりやエリート間関係を考察する。次項ではまず FIG について述べる。

3. アゼルバイジャンにおける金融・産業グループ

3.1 制度的背景と特徴

アゼルバイジャンにおける FIG の法的基礎は 1996 年 4 月に成立した「金融・産業グループ」法¹⁹⁵である。FIG とは、「創設に関する合意に基づいてその企業活動を完全または部分的に統合した法人全体」（第 1 条）を指し、その目的は、「生産の競争能力及び合理性を高める事、有望なテクノロジー・協力関係を構築する事、輸出能力を高める事、科学技術の進歩を促進する事、投資計画やプログラムを共同で実施する事」（第 2 条）である。その活動には国家からの様々な特権が付与されることになっており第 6 条＞、国家の登録を受ける必要がある第 2 章各条＞。その後同法は幾度か改定を受け、登録の解除やグループの解散に関する規定が丸ごと削除され、通常の法人登記手続に沿う形に改められている。

ここで、参考として 1990 年代のロシアの状況を確認しておきたい。ロシアにおいては、1992 年から 96 年まで行われた第一次民営化期に垂直統合・水平統合によって生まれた産業主導型 FIG と、1995 年に開始された第二次民営化期に入札による株式売却や株式担保型融資によって銀行を中心に形成された銀行主導型 FIG の大きく二つに大別される。このうち、FIG 関連法案に従って承認・登録されたものは産業主導型 FIG がほとんどとされ、FIG を通じた産業政策の遂行や軍事関連企業の民需転換促進・生産維持、投資の誘致を目的として「上から」設立されたものである。これに対し、後者の銀行主導型 FIG はほとんど登録を受けておらず、グループとしての活動状況や財務諸表などの報告義務を負わない。第二次民営化に参入した銀行の狙いは対象企業が保有する地下資源であったと言われ、巨大

¹⁹⁵ 第 96IQ 号。2002 年・2005 年に改定されて現在に至る。

な商業銀行を中核に、資源関連企業を含み、かつ複数産業にまたがるコングロマリットを形成した(金野, 1998, pp. 34-38)。

このことを念頭に、アゼルバイジャンの FIG について考えてみよう。

まず、アゼルバイジャンの FIG 法とロシアの FIG 法は構成や目的、概念が類似しており、その狙いもある程度共通していたと考えられる。そして、特に近年アゼルバイジャンで問題となるのも、公式な FIG(ロシアにおける産業主導型)ではなく、非公式な FIG(銀行主導型)の存在である。一方、先述のようにアゼルバイジャンにとって最大・唯一の資源である石油・ガスについては 1992 年に国営石油会社が設立されて国家管理が進められており、この点はロシアと大きく異なっていた。

アゼルバイジャンで活動する主な FIG をまとめたものが別表 9 である。ただし、「FIG」とされているものが実際に登記を受けているかという点や、各グループの詳細については、現時点では不明な点が多い。本報告では、金融関係企業と産業資本とが一つのグループに含まれているものとしてとらえた。FIG は多業種の企業を傘下に抱えている。注目されるのは、エネルギー関連企業が含まれず、建設業・食品加工業・金融・サービス業が中心となっていることである。グループ傘下企業の構成から窺えるように、FIG の形成と発展はアゼルバイジャンにおける非石油部門の成長が背景にあると考えられる。図 20 はアゼルバイジャンの 2000 年からの GDP(国内総生産)の推移を示したものである。グラフからは、石油関連部門の伸びが著しいが、非石油部門も徐々に成長していることがわかる。

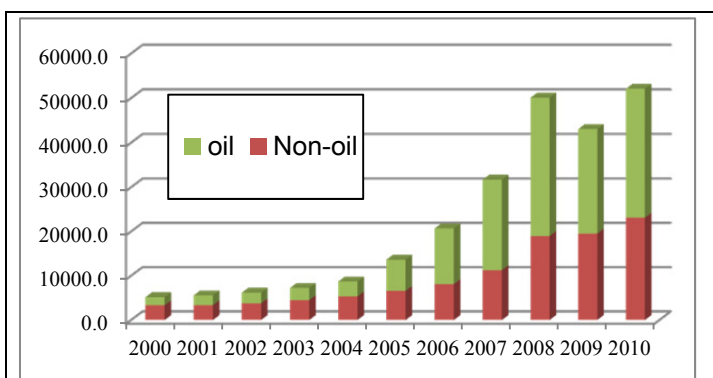


図 20 GDP の推移

出所:アゼルバイジャン中央銀行資料より筆者作成

単位:百万ドル(各年末日の為替レートで計算)

3.2 いつから？

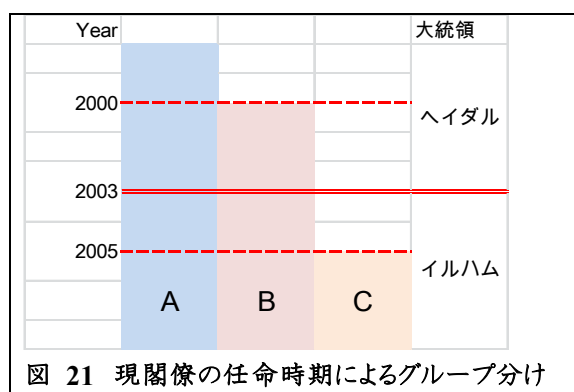
こうした寡占状態はいつ頃から顕著になったのだろうか。幾つかのグループは沿革において 2000 年代半ばからの成長に言及しており、今日のようなグループの成立は、ほとんどが 2000 年代に入ってからと見られる。例えば、Caspian Energy 誌の質問に答えたギーラーン・ホールディングの最高責任者 C.ムラドフ(Cəmil Muradov)は、「国の統治の確立と新たな市場関係への移行、必要な企業関係法令の整備によって、ホールディングは企業活動を飛躍的に拡大し、国内市場で主導的な地位を占めるに至った。(中略)2004 年 11 月の「地域社会経済発展国家プログラム」策定により、ホールディングはアゼルバイジ

ンにおける地域経済の発展に貢献する決意を固めた」と述べている¹⁹⁶。現地報道でも、寡占化の傾向が強まった時期を「5～6年前¹⁹⁷」「5～10年前¹⁹⁸」ととらえており、おおよそ一致した見方となっている。

アゼルバイジャンにおける FIG の特徴として、それぞれの背後に政府高官(大臣・国家委員会議長など)の存在が指摘される。各 FIG のバックにいるとされる閣僚の名前を別表 9 に合わせて示す。中には近親が経営しているものもあり、その関係は明白である。

3.3 大臣たちの経歴

では、別表 9 に名前が挙がった政府高官たちはどのような経歴を持っているだろうか。図 21 は、現在の閣僚会議を構成する大臣・中央執行機関長がいつ任命されたかを図示したものである(全閣僚の一覧とその任命日については別表 6 参照)。本報告では、任命時期に従って大きく 3 つのグループに分けた。



一つ目は 2000 年以前に任命されている閣僚である(グループ A)。2000 年は第 2 回国民議会選挙が実施され、この選挙でイルハム・アリエフが与党 YAP の事実上のトップとして、そして Heydar Aliyev (Heydər) 大統領の後継として登場し、世代交代に向けた動きが本格化した年であった。次のグループは 2000 年以降 2005 年までに任命された閣僚たちであり(グループ B)、2003 年 10 月の大統領交代前後の時期にあたる。3 つ目は 2005 年以降に任命された閣僚である(グループ C)。2005 年には第 3 回国民議会選挙が行われたが、その際に有力閣僚や大統領府の高官の一部がクーデターを図った容疑で逮捕されるなどし、この後、政権古参幹部が次々に引退していった。

グループ A に属する金融・産業グループオーナーの例としては、Kamaladdin Fətəh oğlu Heydərov (Kamaləddin Fətəh oğlu Heydərov) が挙げられる。K. Heydərov は 1961 年 Naxçıvan で生まれ、複数の公営・民間企業の経営に携わった後、1995 年 1 月に国家税関委員会議長に任命された。この

¹⁹⁶ “Gilan Holding on a Way to Stable Progress,” *Caspian Energy*, Vol. 42. [http://old.caspenergy.com/42/42_40_e.html].

¹⁹⁷ 2011 年 2 月 18 日付 Ölkə 紙

[http://www.olke.info/index.php?option=com_content&view=article&id=1390:nazirlrin-boelueduerdueyue-mmlkt&catid=47:guenuen-icindn&Itemid=95].

¹⁹⁸ 2009 年 8 月 23 日付 Yeni Müsavat 紙

[http://www.musavat.com/new/Gündəm/58839-ZİYA_MƏMMƏDOV_SUMQAYITI_ƏLƏ_KEÇİRİR].

任命には父であるファッタフ・ヘイダロフ¹⁹⁹とヘイダル・アリエフ大統領(当時)との個人的な関係が影響したと言われるが、もう一つの要因として現与党 YAP を財政面で支え、ヘイダル・アリエフの信頼を得たことがあるとされる²⁰⁰。2006 年 2 月、前年末に新設された非常事態省の大臣に任命され、現在に至る。

グループ B に属するのは、ズィヤ・マンマドフ運輸相(Ziya Arzuman oğlu Məmmədov)とファズィル・マンマドフ税務相(Fazil Əsəd oğlu Məmmədov)である。Z.マンマドフは 1952 年ウジャール出身で、1974 年から一貫して鉄道業務に携わってきた。1996 年に国営鉄道総裁、2002 年 8 月、運輸相に任命された。無所属の国民議会議員エルトン・マンマドフ²⁰¹は実弟であり、2000 年の第 2 回国民議会選挙から地元ウジャールで連続当選している。

F.マンマドフは 1964 年シャマフ地区出身で、1987 年から金融関係の仕事に従事し、1995 年から国家税関委員会に入り、同委員会副議長まで昇進、2000 年 2 月から税務相を務める。国家関税委員会では K.ヘイダロフの下で働いていたことから「ヘイダロフ派」と見なされている²⁰²。

グループ C には、フズリ・アラクバロフ労働社会保障相(Füzuli Həsən oğlu Ələkbərov)、キャラム・ハサノフ国有財産問題国家委員会議長(Kəram Əvəz oğlu Həsənov)らが入る。F.アラクバロフは 1958 年ナヒチェヴァンのジュルファ生まれで、1987-92 年に旧ソ連の観光公社に勤務し、1992 年から 2006 年まで観光会社を中核とする İmprotex 社長を務めた。2006 年 2 月、労働社会保障大臣に任命された。この間、2003-06 年には大統領付属企業家評議会のメンバーでもあった。

K.ハサノフは 1969 年ジャリラバド出身で、1992 年から反独占政策・企業支援委員会でキャリアを重ね、省庁改編に伴い 2000 年から国有財産省、2001 年から経済発展省と所属が変わったが、一貫して国有財産管理や私有化部門で指導的立場にあった。2005 年に国有財産管理国家委員会議長に任命され、2009 年から改編された不動産問題国家委員会議長である。

上記とは異なるが、現地報道で同じように扱われているものに、国営石油会社 SOCAR がある。現在の総裁ロヴナグ・アブドゥラエフ(Rövnəq Abdullayev)は 1965 年ナヒチェヴァン出身であり、1991 年からエネルギー産業の建設部門に入り、以後この部門に従事する。2005 年 11 月に第 3 回国民議会選挙で当選し、翌月、SOCAR 総裁に任命された。2010 年の議会選挙で再選を果たしている。国営石油会社である SOCAR と R.アブドゥラエフを他の「オリガルヒ」たちと同列に扱う一因に、R.アブドゥラエフの下で SOCAR が急激に拡大したことを指摘するものもある。

グループ A に属する閣僚は警察・軍関係が目立つが、グループ C に属する閣僚たちは経済分野に関係するものが多い。また、F.アラクバロフのように長年企業経営を経験した後、大臣となる者もあり、政治とビジネスの癒着構造にも違いがあることが指摘できる。

¹⁹⁹ 1938 年ナヒチェヴァン自治共和国バベク地区出身。ヘイダル・アリエフが共和国共産党第一書記だった時代にナヒチェヴァンで複数の地区共産党委書記を務め、1983 年から自治共和国文化相。1990-1995 年自治共和国最高会議議員。1995 年から無所属で国民議会議員に連続 4 回当選。選挙区は一貫してギャバラ(Qəbələ)である。

²⁰⁰ “AZERBAIJAN: WHO OWNS WHAT VOL. 2,” Wikileaks Secret US Embassy Cables, Referenced ID:10BAKU127, 2010/2/25, [http://www.wikileaks.ch/cable/2010/02/10BAKU127.html].

²⁰¹ E.マンマドフは旧自動車運輸省時代から自動車運輸に関わっており、90 年代後半から関連企業の経営に従事していた。

²⁰² 2009 年 11 月 23 日付 Faktxəbər 紙[http://www.faktxeber.com/yazdir.php?haber_id=8614].

3.4 癒着の事例

では具体的に閣僚と FIG の間でどのような癒着が見られるだろうか。その例として有名なのが、ZQAN ホールディングである。ZQAN は Z.マンマドフ運輸相の息子が経営しているが、ホールディングの名称は家族の名前の頭文字(Ziya、Qənirə<妻>、Anar<息子>、Nigar<娘>)からとられたと言われる²⁰³。この ZQAN 傘下企業が、運輸省発注のバクーバスターミナル建設を受注したことが明らかとなった。取材に対し、運輸省広報部長は次のように語ったとされる。

「バスターミナルについての計画はあった。他の計画については情報はない。広報部長としては各社に差を設けてはいない。ZQAN も一企業であり、大変素晴らしい提案を示した。提案もしたし仕事をした。このことに何の恥ずべきことがあるのか。いかなる人間の子供も会社を所有することはできる。そういう会社も参加することは自然なことだ。驚くことは一つもない。世界中どこでもそうだ。技術的条件を満たす会社ならば仕事をするということだ²⁰⁴」

実際にはこれだけではなく、各地のバスターミナル関連工事が ZQAN 傘下企業に独占されていると指摘されている。また、バクーとスムガイトを結ぶ路線バス大型化の際に納入を独占したとも言われている²⁰⁵。ここまで明瞭ではなくとも、閣僚がコントロールする FIG と大型プロジェクト・事業との関係は取り沙汰されており、閣僚の利権獲得が盛んであることを示唆している²⁰⁶。

3.5 領地化と抗争：政争？それとも経済利権をめぐる対立？

幾つかの現地報道では、こうした利権獲得が閣僚たちの地盤獲得に変貌していると指摘されている。2009 年 8 月 23 日付 Yeni Müsavat 紙のある記事は次のような書き出しで始まる。

「アゼルバイジャンのオリガルヒたちが地方を自らの資産のように分捕るのは、珍しいことではなくなった。獲得した地位を更なる個人資産を増やすことに用いようとする高官たちは、最初は小規模な所有者として知られていたが、今や各自大きな地域をコントロールするまでに拡大している。5～10 年前に流行した“キャマラッディン・ヘイダロフ銀行”“ヴァシフ・タルボフ²⁰⁷工場”“ペイレル・エユボフ²⁰⁸・レストラン”という表現は、今日同じ使い方で地区や地域に使われている²⁰⁹」

²⁰³ 2011 年 5 月 11 日付 Yeni Müsavat 紙[<http://www.musavat.com/new/Yazarlar/100250-BB>]。

²⁰⁴ 2011 年 1 月 26 日付 Azadlıq Radiosu[<http://www.azadliq.org/content/article/1896083.html>]。

²⁰⁵ 出典は注 198 を参照。

²⁰⁶ 例えば、非常事態省管轄の建築安全基準とギーラーンの不動産事業での優位、観光促進プロジェクトでの Improtex の優位などが挙げられる。

²⁰⁷ 1995 年からナヒチェヴァン自治共和国最高会議議長。

²⁰⁸ 1993 年から大統領警護局長。大統領の親族とされる。クルド人という説もある。

²⁰⁹ 出典は注 198 を参照。

再び別表 9に戻ると、出身地の欄に示しているのは、各 FIG と政府高官が地盤としている地域である。上述したように、大臣たちは自らに近い人物を、その地盤から国会議員に選出させており、また地区行政政府長官人事に介入しているとされる²¹⁰。一方、ビジネス面では、自らがコントロールする FIG が集中的に工場や施設を建設し、地元経済を支配している。

政権内部の派閥争いにこうした経済利権が絡んでいるとする見方も出ている。ZQAN ホールディングの受注した建設工事で環境汚染が生じたことを理由に、環境・天然資源省が制裁金を科そうとし、裁判になっている背景に Z.マンマドフ運輸相と K.ヘイダロフ非常事態相の争いがあるとするもの²¹¹や、親政権派の小政党議員が会見で、R.アブドゥラエフ SOCAR 総裁が迂回会社を作って SOCAR の契約に嘯ませ、利益を吸収しているという批判をした一件が、K.ヘイダロフ非常事態相の意向を受けたものであり、R.アブドゥラエフは対抗のために B.エユボフ大統領警護局長に接近しているという報道もなされている²¹²。

また、過去の対立については、2005 年のファルハド・アリエフ経済発展相失脚が、K.ヘイダロフの経済利権排除につながる経済改革を志向したことによる粛清であったという見解²¹³や、同じタイミングで失脚したアリ・インサノフ保健相の地盤を、予て対抗関係にあった B.エユボフが接収したという情報²¹⁴も紹介されるなど、利権による説明が一般的となっている。

4. 小括

「レンティア国家論」は体制の正当性に関わる議論だが、FIG の形成や利権の分配の実態を見ることでエリート間の新たな対立軸や力学をとらえることが可能となる。広範な許認可権を持つと言われる非常事態省のトップが、国内第二の FIG となっており、また、各省庁の権限においてトップが絡む企業への優遇が散見されることから、許認可権・省庁権限の拡大が利権に直結していることが窺える。このような、有力大臣が傘下の FIG を用いてアゼルバイジャン各地を「領地化」する動きは、議員や地区長官に自身の血縁者や「子分」を尖兵として送り込むこととセットになっている。こうした動きは、出身地域を基にした地域閥やクランといったこれまでの説明とは異なる対立軸を生み出しつつある。有力大臣を中心とする FIG が、地域の経済基盤を事実上支配するという状況が生まれているとすれば、その影響力の大きさ・強さから、例えば日本における「保守王国」のようなものにつながっていく可能性を考えるべきであろう。そう

²¹⁰ 例えば、2012 年初頭までグバ地区長官であった R.ハビボフはマンマドフ運輸相の「子分」であり、その信頼を勝ち得たために運輸相が「領地」とするグバ地区の長官に任命されたという。2010 年 10 月 16 日付市民連帯

[http://www.vhpress.az/index.php?mod=article&cat=Gündəm&article=475&page_order=1&act=print]。

²¹¹ 2011 年 1 月 19 日付 Yeni Müsavat 紙

[http://www.musavat.com/new/İqtisadiyyat/93049-ZİYA_MƏMMƏDOVA_QARŞI_SƏLİB_YÜRÜŞÜ]

²¹² 2011 年 5 月 10 日付 Yeni Müsavat 紙

[http://www.musavat.com/new/Gündəm/100182-İQTİDARDAKI_İKİ_ƏN_GÜCLÜ_QRUP_ARASINDA_NEFT_SAVAŞI]

²¹³ 注 200 参照。

²¹⁴ 2009 年 4 月 5 日付 Yeni Müsavat 紙

[http://www.musavat.com/new/Gündəm/50866-BƏYLƏR_ƏYYUBOV_ƏLİ_İNSANOVUN_MÜLKLE RİNİ_ZƏBT_EDİB]

であるならば、単に汚職や職権濫用として片づけるのではなく、地方における政権基盤の確立の局面として注目する必要がある。

2011 年に入ってからの中東・北アフリカ諸国での政変を意識して、新たな反汚職キャンペーンが開始された²¹⁵。結局のところ閣僚たちは「脛に傷持つ者」であり、彼ら同士の牽制が続いている。このバランスが大きく崩れる時、政権が動揺すると考えられ、反対派もそれを期待しているようである。過去の閣僚失脚がどういった経緯であったのかも再考する必要がある。

おわりに

本章では、アゼルバイジャン独立後の経済と政治とのかかわりを論じてきた。第 1 節で述べたように、アゼルバイジャンの政治経済は「開発体制」よりも「レント国家」の議論により適している。独立前から長く続いた経済の低迷と、1990 年代末からの石油産業の突出した成長により、アゼルバイジャンの経済は著しく首都に集中し、地方が中央からの資金に依存する構造が生まれた。こうした経済の一極集中構造と、極めて中央集権的な行政機構とが一体となって、アゼルバイジャンの権威主義体制が支えられている。

中央政府は手にしたレントを、国家石油基金を通じて運用しているが、その予算は議会の承認を必要とせず、大統領のコントロール下に置かれている。この予算がこれまで首都のインフラ・ナゴルノ・カラバフ紛争で生じた難民・国内避難民の住居建設・BTC パイプライン建設に集中的に投じられてきたことは注目に値する。また、石油基金から国家予算への編入額は年を追うごとに急増し、近年その割合は 5 割を占めるまでになっている。本章では具体的な部分に踏み込めなかったが、国家予算から地方への分配は、地域社会経済発展国家プログラムが軸になっている。このプログラムは石油収入をいかに地方に還元するかという性格を有しており、2009 年から第二次に移っている。第 2 節で述べた FIG の形成とその発展は、同プログラムと結び付いたものとして考える必要がある。

アゼルバイジャンにおける FIG は、非石油部門を起源とし、私有化プロセスの進展と、そしてより重要なこととして、石油部門と外資流入に牽引された非石油部門の拡大に従って巨大化した。製造業に大きな進展がみられない中、FIG は建設・不動産開発分野、金融分野を中心にするものが多い。そして FIG は、大臣たちが管轄範囲に対して持つ権限と結びついている。

国家によるレントの管理とその分配は、国家予算や石油基金からの選択的投下が特徴であり、オフィシャル・フォーマルな部分と言える。一方、非資源産業分野における企業グループの寡占、政治エリートとの融合はプライベート・インフォーマルな部分ととらえられるのではないか。この、政治エリート主導での政・業融合がアゼルバイジャンの特徴である。

²¹⁵ 2011 年 2 月 10 日付 RFE/RL[http://www.rferl.org/content/azerbaijan_wounds_sleaze/2305067.html]、2011 年 3 月 4 日付 RFE/RL[http://www.rferl.org/content/anti_corruption_hotline/2328536.html]参照。

	人口(千人)				平均月賃金 (マナト)					
	1995	2000	2005	2009	2000	2004	2005	2006	2007	2008
全国	7643.5	8032.8	8447.3	8896.9	44.3	99.4	123.6	149.0	215.8	274.4
Naxçıvan	331.9	359.3	378.6	397.4	29.2	56.4	77.2	104.7	151.5	233.4
Bakı şəhəri	1765.5	1806.5	1914.6	2039.7	60.0	152.5	194.1	236.3	322.8	396.5
Abşeron	364.8	389.8	451.0	512.8	33.9	63.3	76.6	101.9	154.0	198.9
Gəncə-Qazax	1050.3	1091.9	1125.8	1169.6	26.2	54.0	69.7	86.1	128.7	171.2
Şəki-Zaqatala	498.2	524.0	543.9	564.9	21.2	50.0	65.3	80.1	120.6	155.5
Lənkəran	686.0	738.6	781.1	821.1	25.1	55.3	69.3	85.5	130.3	173.9
Quba-Xaçmaz	417.8	445.3	465.9	487.0	29.8	60.9	78.1	97.6	145.0	189.5
Aran	1549.7	1641.3	1713.2	1792.3	28.0	61.6	76.1	92.7	138.0	178.2
Yuxarı Qarabağ	555.7	584.3	593.8	605.5	28.3	58.8	55.8	78.0	111.5	159.1
Kəlbəcər-Laçın	183.6	199.7	212.7	226.1	25.9	54.7	60.4	80.8	134.4	189.1
Dağlıq Şirvan	240.0	252.1	266.7	280.5	26.1	53.9	67.5	83.5	129.4	172.8

	工業生産規模(千マナト)			2008年総生産高		2008年工業生産高		2008年農業生産高		2008年固定資本投資	
	2000	2005	2008	(百万マナト)	全国比	(千マナト)	全国比	(千マナト)	全国比	(千マナト)	全国比
全国				45213.3		29083480.1		3308355.0		9944153.8	
Naxçıvan	13765.0	41207.0	164452.0	935.0	2.07%	164451.6	0.57%	153344.0	4.64%	309667.5	3.11%
Bakı şəhəri	2819100.0	7725100.0	27318000.0	35673.0	78.90%	27318276.5	93.93%	23300.0	0.70%	6273376.3	63.09%
Abşeron	112300.0	224700.0	423600.0	999.9	2.21%	423588.1	1.46%	64869.0	1.96%	379793.5	3.82%
Gəncə-Qazax	48300.0	170000.0	216500.0	1593.5	3.52%	216501.5	0.74%	670126.0	20.26%	372413.5	3.75%
Şəki-Zaqatala	7123.0	21006.0	53897.0	705.1	1.56%	53897.3	0.19%	334862.0	10.12%	190592.8	1.92%
Lənkəran	6284.0	18170.0	40348.0	749.0	1.66%	40347.7	0.14%	375146.0	11.34%	139979.4	1.41%
Quba-Xaçmaz	15480.0	37705.0	79501.0	1111.2	2.46%	79501.1	0.27%	387346.0	11.71%	610917.0	6.14%
Aran	340.8	373.6	766.6	2778.5	6.15%	766570.0	2.64%	998733.0	30.19%	582157.4	5.85%
Yuxarı Qarabağ	1286.6	3727.9	9093.9	300.6	0.66%	9093.9	0.03%	133103.0	4.02%	131593.8	1.32%
Kəlbəcər-Laçın	-	851.9	842.4	19.9	0.04%	842.4	0.00%	18870.0	0.57%	422.1	0.00%
Dağlıq Şirvan	636.0	5972.0	10410.0	347.6	0.77%	10410.0	0.04%	148656.0	4.49%	118037.6	1.19%

別表 7 アゼルバイジャン共和国経済地区ごとの人口・経済データ

出所: 国家統計委員会ウェブサイトの情報をもとに筆者作成。

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
収入							1180196.0
支出							522162.2
SOFAZ (1) 国家予算への編入*	270000.0	376000.0	386000.0	235000.0	319600.0	420000.0	420000.0
(2) 難民・IDP支援							150322.3
(3) インフラ整備							
歳入	2019893.9	2510525.0	3071729.8	3227664.9	3561741.0	4175000.0	4780000.0
(1)の割合*	13.37%	14.98%	15.04%	9.85%	15.15%	17.20%	8.79%
バクー市収税			2054896.4			2897060.0	3423168.0
バクー市収税が占める割合			66.90%			69.39%	71.61%
国家予算 歳出		3194369.0	3796847.3	3969040.8	4040775.5	4595000.0	5130000.0
地区行政支出の割合		31.23%	29.95%	30.05%	30.30%	29.11%	27.59%
大統領予備基金	63190.0	55000.0	55000.0	55000.0	77500.0	80500.0	75500.0
国家予算予備基金							

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
収入	1219516.0	928720.4	1078033.3	807842.6	1555739.6	3609361.0	8361016.3	5963126.7
支出	1217755.0	843696.2	1072871.0	954287.7	977066.9	1680853.6	5319534.9	5428431.2
SOFAZ (1) 国家予算への編入*	500000.0	650000.0	750000.0	585000.0	585000.0	1100000.0	4915000.0	4915000.0
(2) 難民・IDP支援	136417.0	90000.0	202000.0	110311.0	124161.0	145000.0	90000.0	80000.0
(3) インフラ整備	576000.0	89000.0	105000.0	165000.0	260520.0	421102.0	280000.0	390000.0
歳入	6092000.0	7518400.0	10222000.0	3836767.3	5770900.0	10484000.0	12177000.0	10015000.0
(1)の割合*	8.21%	8.65%	7.34%	15.25%	10.14%	10.49%	40.36%	49.08%
バクー市収税	3876412.2	4450528.0	6351791.0	2163680.0	3871508.0	5151132.0	5375561.0	3608757.0
バクー市収税が占める割合	63.63%	59.20%	62.14%	56.39%	67.09%	49.13%	44.15%	36.03%
国家予算 歳出	6423000.0	7833400.0	11016000.0	4024767.0	6314900.0	11060600.0	12355000.0	11264000.0
地区行政支出の割合	25.84%	26.94%	23.60%	17.89%	13.06%	10.24%	12.27%	12.75%
大統領予備基金	76500.0	146132.2	100000.0	75000.0	114000.0	154000.0	180000.0	160000.0
国家予算予備基金				24000.0	40642.0	120300.0	110000.0	100000.0

注：2005年までは単位が百万マナト、2006年以降は単位が1000マナト。
*2002年までは、国家予算歳入の中の「鉱山税」項目を用いて計算。
出所：各年の国家予算法、国家石油基金予算についての大統領令の情報をもとに筆者作成。

別表 8 アゼルバイジャンの国家予算構成と石油収入

別表 9 アゼルバイジャンにおける主な FIG

No.	グループ名	設立	傘下企業	経営者	続柄	政府高官名	役職	出身地
1	Paşa [http://www.pashaconstruction.com/]	2003?	PAŞA Sığorta, PAŞA Travel, PAŞA Bank, PAŞA İnşaat Lider TV, "Nargiz", Bank Standard, Kapital Bank, Nar Mobile/Azerfon	(Arif Paşayev?)	父	Mehriban Əliyeva	大統領夫人 国会議員 ヘイダル・アリエフ基金総裁	Bakı
2	Improtex [http://www.improtex.az/]	1991	"Improtex Travel", "İmeyr", "Improtex Trejding", "İmprotex Motor", "İmprotex Prodakşn", "İmprotex Transekspres"	İradə Ələkbərova	妻	Füzuli Ələkbərov	労働社会保障相	Culfa (Naxçıvan)
3	ZQAN [http://www.zqan.com/]	2003	"Bank of Azerbaijan" ASC, "Qarant sığorta", "ZQAN Konstruktion", "Azbentonit", "Goranboy Gips", Göyçay Çınqıl Zavodu, "TranEuroCom", "Delfin", "Meridian", "Royal Estate", "Royal Facilities", "Management"	Anar Məmmədov	子	Ziya Məmmədov	運輸相	Ucar Ucar Sumqayıt
4	Gilan [http://gilanholding.az/]	1992 (1989)	Qəbələ Konserv Zavodu, Qəbələ Findıq Emalı Zavodu, Bakı Jalə Suları Zavodu, Gilan Süd Emalı Zavodları, Bakı Cd Emalı Zavodu, Gips Emalı Zavodu, Alçıpan Zavodu, Kərpic Zavodları Beton Zavodları, Asfalt Zavodları, Alko Spirt Zavodu, Dəri Emalı Zavodu, Makaron Zavodları, Tikiş Fabrikləri, Dəyirman, Pacific, Aqro-Azərinvest Şirkəti, Turizm Şirkəti, Qəbələ Otel, Gilan Otel, Dəniz Restorani, İpək Yolu Restorani			Kəmaləddin Heydərov	非常事態相	Naxçıvan Qəbələ
5	Ata [http://www.ataholding.az/]	2003	"AtaBank", "AtaLizing", "AtaSığorta", "AtaSənaye" (Şəmkir daş çınqıl, "Zəyəmkəndməş"), "AtaQida" (Şəmkir quşçuluq, Sasa et məhsulları), "AtaAqo" (Şəmkir et-süd), "AtaTrejding", "AtaMarketing", "AtaTurizm" ("Exselsior" hotel, "İnter turizm"), "Ataİnşaat", "AtaSekyuriti", "Atateknologiya" (sayvernet), "AtaTelekom"	Fərid Əsədov		Fəzil Məmmədov	税務相	Şamaxı Şəmkir?
6	Azinko [http://www.azinkoholding.com/]	2006	"Atilla İnşaat" MMC, "Zəfər KO" MMC, "AZ-İN-KO" MMC, "Nəsilədən Nəsilə" MMC, "Regional İnşaat" MMC			Kəram Həsənov	国有財産問題国家委員会議長	Cəlilabad
7	Azersun [http://www.azersun.az/]	1994	Sun Tea Azərbaycan, Bakı Yağ Fabriki, Zeytun Emalı Fabriki, Qafqaz Konserv Zavodu, Azərbaycan Şəker İstehsalat Birliyi, Zaqatala Findıq Fabriki, Qənd İstehsalı Fabriki, Qida Paketləmə Müəssisəsi, Azərbaycan Duz İstehsalatı Birliyi, Biləsuvar Konserv Zavodu, Natural Green Land, AŞİB AGRO, "Azərsun Ticarət və Dağıtım" MMC, "Qafqaz Ticarət" MMC, "Qafqaz Kağız Müəssisəsi, Xırdalan Karton Fabriki, "Qafqaz Metal Qablaşdırma Sənaye"	Fəvzihan Aras				Türkiyə

別表 10 2011 年時点での閣僚一覧

1	Rasizadə Artur Tahir oğlu	首相	1996/11/26		A
2	Eyyubov Yaqub Abdulla oğlu	第一副首相	2003/11/10	1999	A
3	Əfəndiyev Elçin İlyas oğlu	副首相	1993/9/2		A
4	Həsənov Əli Şamil oğlu	副首相 難民：国内避難民担当国家委員会議長	1998/11/18		A
5	Şərifov Abid Qoca oğlu	副首相	1995/7/20		A
6	Məmmədyaşov Elmar Məhərrəm oğlu	外務相	2004/4/2		B
7	Usubov Ramil İdris oğlu	内務相	1994/4/29		A
8	Mahmudov Eldar Əhməd oğlu	国家安全保障相	2004/7/23		B
9	Əbiyev Səfər Axundbala oğlu	国防相	1995/2/6		A
10	Məmmədov Fikrət Fərrux oğlu	司法相	2000/4/19		B
11	Camalov Yavər Talib oğlu	国防産業相	2006/5/18		C
12	Şərifov Samir Rauf oğlu	財務相	2006/4/18	2001	B
13	Məmmədov Fazil Əsəd oğlu	税務相	2000/2/11		B
14	Mustafayev Şahin Abdulla oğlu	経済発展相	2008/10/31		C
15	Heydərov Kəmaləddin Fəttah oğlu	非常事態相	2006/2/6	1995/1/17	A
16	Ələkbərov Füzuli Həsən oğlu	労働社会保障相	2006/2/7		C
17	Abasov İsmət Dursun oğlu	農業相	2004/10/23		B
18	Qarayev Əbülfəz Mürsəl oğlu	文化観光相	2006/1/30	1994/7/26	A
19	Mərdanov Misir Cumayıl oğlu	教育相	1998/5/25		A
20	Şirəliyev Oqtay Kazım oğlu	保健相	2005/10/20		C
21	Abbasov Əli Məmməd oğlu	通信情報技術相	2004/2/20		B
22	Əliyev Natiq Ağəmi oğlu	産業・エネルギー省	2004/12/6	1993	A
23	Rəhimov Azad Arif oğlu	青年スポーツ相	2006/2/7		C
24	Bağirov Hüseynqulu Seyid oğlu	環境・天然資源相	2001	2000	A
25	Məmmədov Ziya Ərzuman oğlu	運輸相	2002/8/8	1996	B
26	Aslanlı Rüşət Cəbrayıl oğlu	有価証券担当国家委員会議長	2008/11/19		C
27	Əliyev Aydın Əli oğlu	国家関税委員会議長	2006/2/6		C
28	Məmmədov Qərib Şamil oğlu	国土・地理委員会議長	1997/6/25		A
29	Ələsgərov Abbas Abbas oğlu	国家都市建設・建築委員会議長	2007/4/4		C
30	Hüseynova Hicran Kamran qızı	家族・女性・子供問題担当国家委員会議長	2006/2/6		C
31	Vəliyev Arif Mikayıl oğlu	国家統計委員会議長	1993/5/9		A
32	İbrahimov Nazim Hüseyn oğlu	ディアスポラ協働国家委員会議長	2008/11/19	2002	B
33	Orucov Hidayət Xuduş oğlu	宗教団体協働国家委員会議長	2006/7/25		C
34	Həsənov Ramiz Ayvaz oğlu	標準化・度量衡・特許担当国家委員会議長	2005/12/14		C
35	Müslümov Səlim Yanvar oğlu	国家社会保障基金議長	2002/12/17		B
36	Xəlilov Bəhram Bəhman oğlu	大統領付属国家公務問題担当委員会議長	2005/5/29		C
37	İmanov Kamran Sultan oğlu	著作権局議長	2008/11/19		C
38	Çəndirli İskəndər Hüseyn oğlu	国家調達局長官	2008/11/19		C
39	Həsənov Kərəm Əvəz oğlu	不動産問題国家委員会議長	2009/5/19	2005	C

終章

ポストソ連地域におけるこの 20 年の政治過程は、新たな権威主義体制の確立と持続の 20 年であった。本論文では、旧ソ連地域における政治体制の事例研究として、ポストソ連期アゼルバイジャンがどのように権威主義体制を確立し持続してきたのかを、「政党」「議会」「大統領」「紛争」「政治経済」の 5 つの論点から検討してきた。本論文では、権威主義体制に存在する公的制度に注目し、それをうわべだけの飾り窓として考察から切り捨ててしまうのではなく、体制が制度をどのように利用しているかを考察の中心とした。

第 1 章ではアゼルバイジャンにおける支配政党 YAP の成立と発展、変容を論じた。議会選挙による政治権力の掌握を視野に入れつつ、全国のヘイダル・アリエフ派を結集する合法的な軸としての役割を期待された YAP は、表向きは知識人有志の行動が党結成に大きな役割を果たした。独立当初の混乱期に、憂国の同志の働きかけにより「野党」として出発した歴史が、Levitsky, Way(2010)が指摘するような資源的紐帯のみに留まらない強さを YAP に与えている。そして、党の発足を支えたのがヘイダル・アリエフと特別な結びつきを持った「91 人」という存在であったこと、政党法で認められていなかったにもかかわらず、ヘイダル・アリエフが大統領と YAP 議長を兼任し続けたことにも表れているように、党と大統領の関係は、制度の枠を超えた、情緒的な重要性を持っていたのである。ところが、YAP が持つこの「非資源的紐帯」は、世代交代期に表面化した「91 人」の処遇をめぐる問題によって損なわれた。党は世代交代によって制度化の方向へ進んだが、ヘイダル・アリエフと「91 人」との間に存在していたような精神的結びつきは、いまだ再生産されていない。Levitsky, Way(2010)は、民族的な紐帯に加えて、イデオロギー的紐帯や武力闘争の歴史を共有する革命・解放運動を非資源的紐帯として議論しているが、後者についてはその維持・再生産の側面を、政党をめぐる議論の中でより詳細に検討する必要がある。

本論で示した YAP の政権との一体性、組織規模や野党との圧倒的な格差といった特徴は、政府党体制(藤原, 1994)や政党型権威主義体制(岸川, 1996)の議論にも当てはまるが、政党の重要性が低く、体制にとっての補助装置でしかないとする Bader(2011)の考察を覆すものでもない。しかしより重要な点は、党が大統領と直結し、「大統領の党」「大統領の社会基盤」として、行政府とは異なる「もう一つのチャンネル」の機能を果たしていることである。

YAP による政治競争の排除は、議会においてはっきり確認できる。第 2 章では、アゼルバイジャンにおける議会の成立・変容と翼賛的な議会での議員の役割に焦点を当て、体制にとっての議会の役割を考察した。独立当初政争の舞台であった議会はヘイダル・アリエフ政権成立以降その地位を低下させ、体制維持の一翼を担う機関となった。その中で野党は、体制のルールを受け入れる「建設的野党」と反体制派としての「急進的野党」に分裂し、政権は無所属議員および「建設的野党」と協力することで、「急進的野党」を阻害し、政治空間の支配を確立した。ヘイダル・アリエフ政権以降の議会は、政治的地位を維持したい野党側政治家を釣り出し、懐柔するためのポスト配分のもとでも機能している。また、選挙制度を小選挙区制としたために、YAP 以外の政党の組織化インセンティブが損なわれていることも野党

の周縁化を促進している。

第2節で検討した YAP の公認選定厳格化とそれに伴うエリート内部でのトラブルは、YAP が失った非資源的紐帯を補う組織化の動きとして重要な意味を持っている。そして、表面化したエリート間の反目が反対派への転向という事態につながらなかったことは、議会を活動舞台とするエリートの個人的影響力が限定されていることを物語る。議会選挙がすべて小選挙区制となったことにより、争点が国政全般にかかわるものから個々の選挙区に密着した個別的なものに変化し、エリートによる利益誘導とビジネスチャンス拡大の場が生まれた。議員たちは選挙民への利益誘導や陳情仲介によってその存在感をアピールするようになっており、議会には「ビジネスマン議員」が増加した。

全体として、アゼルバイジャンにおいて議会は Gandhi, Przeworski(2007)の指摘するような政策的妥協の場というよりは、野党周縁化のためのポスト配分の場としての重要性が大きい。しかしこのことは、体制が国内各層各領域の協力を必要としていないことを意味するものではない。松尾(2010)が指摘するように、政府のレント依存はその分配による国民の忠誠買い付けと同時に、国民への依存からの解放により国民の動向把握が疎かになるという弊害も持つ。これを防ぐためにも、議会に多様な人々を包含し、有権者との接触を通じてその動向を把握する必要がある。アゼルバイジャンにおいては、議員は利益誘導や陳情仲介を通じて有権者と政府中枢をつなぐ、行政府とは異なるチャンネルとして機能しているのである。

アゼルバイジャンの事例の検討で明らかになったのは、世代交代に伴う支配政党の制度化と非資源的紐帯の損失によって、後継者であるイルハム・アリエフが「大統領」という職位・制度への依存を深めていることである。第3章で分析したように、ヘイダル・アリエフは、そのリーダーシップを「大統領」という制度を通して積極的に発揮したわけではなかった。ヘイダル・アリエフ期に任用されたエリートたちはいずれもその職に長く留まり、交代はあまり起きなかった。ヘイダル・アリエフは、信頼できる人々を様々なポストに就け、彼らとの個人的関係を通じて政治的影響力を行使したのである。イルハム・アリエフ期に入ってから大統領命令の急増とエリート任用パターンの変化は、世代交代によって大統領の統治スタイルが確実に変化したことを示している。

こうした依存を許した背景として重要なのが、石油資源開発に伴う経済成長である。第5章では予算構造やレント管理体制、非石油部門における政治と経済の癒着を対象とした。ソ連邦の崩壊は経済の崩壊でもあった。独立からヘイダル・アリエフ期のほとんどを通じて低調だったアゼルバイジャン経済は、2000 年頃からのエネルギー資源の価格上昇とアゼルバイジャンにおける資源開発が軌道に乗ったことで、急速な成長局面に入った。しかしこの恩恵は、資源産出地の立地と国家による資源管理体制の確立によって、まずバクーと中央政府に集中したのである。このような地方に対する中央の絶対的な経済・行政面での優位を、本論では中央と地方の間の「二重の格差」と名付けたが、こうした構造が世代交代期からイルハム・アリエフ期に確立したことは注目に値する。これにより、ヘイダル・アリエフ期よりも統治における自由度は増大したと考えられる。

石油部門の成長はまた非石油部門の成長をもたらした。ここにさまざまなビジネスグループが巨大化する余地が生まれた。政府高官を核としたビジネスグループの巨大化を背景に、地方を草刈り場とした有力大臣の「領地化」が生じている。レンティア国家論においては石油資源から生じるレントと、それへの財

政治的依存に注目が集まりがちだが、こうした非石油部門におけるエリートへの利益分配のあり方にも注目すべきである。

石油部門の成長によるレント増大は、ナゴルノ・カラバフをめぐる問題を政治的議論の対象から「行政問題」へと変化させた。第4章で述べたように、具体的な自治案に言及する一方で、SOFAZの財源を利用した大規模定住用住居建設や、準官製組織によるPR活動が活発化している。住居建設は難民の不満解消に、PR活動はこの問題への政府の積極姿勢を示すものとして一定の効果を持っている。また、国内の連帯を内外にPRするための記念式典に参加することで、反体制派が独自色を打ち出しにくい状況が生じているのである。この点で、廣瀬(2005)が指摘する追悼行事の重要性は現在においても変わっていないのである。

この20年でアゼルバイジャンに起こったことは、地方に対する中央の統制力の強化と、世代交代による大統領の制度的権力への依存と支配政党の組織化・統制強化から生じる権威主義体制の制度化、そして利益分配の拡大と政治的競争の排除による脱政治化の進行であった。これは結局のところ、石油価格の上昇とエネルギー資源開発の成功によるところが大きいが、そのアドバンテージは体制の制度化によって強化されている。

本論文はポストソ連期アゼルバイジャンに出現した権威主義体制を分析の対象とするものであったが、内政面に考察を絞ったため、権威主義体制の持続における国際的要因については考察できなかった。Levitsky, Way(2010)が競争的権威主義の議論で理論化したように、国際的要因は体制の安定性にとって重要な変数であり、今後の比較考察のために重要な課題である。しかし、世代交代に伴う非資源的紐帯の損失と権威主義体制の制度化促進という本論文の指摘は、支配的党派内での権力の継承のあり方を考えるうえで検討に値するものだろう。

参考文献

インターネット情報について

本論文は、現地情報の多くの部分をインターネットでの情報に依拠している。アゼルバイジャンにおいても、政府機関は公式発表や統計をインターネット上で公表するようになった。また、報道機関の活動は活発であるが、紙媒体での発行・出版は低調であり、インターネット上での情報発信が盛んである。ここでは、本論文で利用したウェブサイトのホームページを一覧とした。

アゼルバイジャン共和国政府機関および政党ウェブサイト

アゼルバイジャン法律データベース [<http://www.e-qanun.az/Index.aspx>]

外務省 [<http://mfa.gov.az/>]

憲法裁判所 [<http://www.constitutional-court-az.org/>]

国営石油会社 (SOCAR) [<http://new.socar.az/socar/az/home>]

国営電信局 [<http://www.azertag.com/>]

国家石油基金 [<http://www.oilfund.az/>]

国家統計委員会 [<http://www.azstat.org/>]

国民議会 [<http://www.meclis.gov.az/>]

財務省 [<http://maliyye.gov.az/>]

司法省 [<http://www.justice.gov.az/>]

選挙情報センター [<http://infocenter.gov.az/>]

大統領府 [<http://www.president.az/>]

中央選挙委員会 [<http://www.cec.gov.az/>]

難民・強制移住者問題担当国家委員会 [<http://www.refugees-idps-committee.gov.az/>]

Justice for Khojaly [<http://justiceforkhojaly.com/>]

Azerbaijan America Alliance [<http://azerbaijanamericaalliance.org/>]

政党:

新アゼルバイジャン党 (Yeni Azərbaycan Partiyası) [<http://www.yap.org.az/>]

市民連帯党 (Vətəndaş Həmrəyliyi Partiyası) [<http://www.vhp.az/>]

ミュサヴァト党 (Müsavat partiyası) [<http://www.isagambar.az/>](党首のウェブサイト)

人民戦線党 (Azərbaycan Xalq Cəbhəsi Partiyası) [<http://www.axcp.az/index.php>]

アゼルバイジャン語ニュースサイト

525ci 紙 [<http://www.525ci.com/>]

ANS Press [<http://anspress.com/>]

APA [<http://az.apa.az/>]

Azadlıq Radiosu [<http://www.azadliq.org/>]
Azadlıq 紙 [<http://www.azadliq.az/>]
Azerbaijan International 誌 [<http://azer.com/>]
Azərbaycan portal [http://www.azerbaijan.az/portal/index_a.html?lang=az]
Bizim Əsr 紙 [<http://bizimasr.media-az.com/>]
Bizim Yol [<http://www.bizimyol.az/>]
Cənub Xəbərləri [<http://www.cenubxeberleri.com/>]
Dəyərlər [<http://deyerler.org/>]
Faktxəbər 紙 [<http://www.faktxeber.com/>]
Gün.Az [<http://gun.az/>]
Gündəlik Bakı [<http://gundelik-baku.com/>]
Hesabat 誌 [<http://hesabat.az/>]
Hürriyyət [<http://hurriyyet.net/>]
İslam Times [<http://www.islamtimes.org/>]
İslamin Səsi 紙 [<http://www.islaminsesi.org.az/>]
Mediaforum [<http://www.mediaforum.az/>]
Millet [<http://millet.az/>]
Modern.az [<http://modern.az/>]
Müstəqil İnformasiya Agentliyi [<http://www.mia.az/>]
Olaylar 紙 [<http://www.olaylar.net/index.php>][<http://www.olaylar.az/>]
Ölkə [<http://www.olke.info/>]
Poliqon Analitik İnformasiya Agentliyi [<http://pia.az/>]
Qafqazinfo [<http://qafqazinfo.az/>]
Şərq 紙 [<http://www.sherg.az/>]
Səs 紙 [<http://www.ses-az.com/>]
Trend.az [<http://az.trend.az/>]
Tribuna İnformasiya Agentliyi [<http://tia.az/>]
Üç Nöqtə 紙 [<http://www.ucnoqta.com>]
Xalq 紙 [<http://xalqqazeti.com/>]
Xəzər Info [<http://www.xezerinfo.com/>]
Yeni Azərbaycan 紙 [<http://www.yeniazərbaycan.com/>]
Yeni Müsavat 紙 [<http://www.musavat.com/>]
Lent.az [<http://www.lent.az/>]

その他ウェブサイト

WikiLeaks [<http://wikileaks.org/index.html>]

Freedom House [<http://www.freedomhouse.org/>]

RFE/RL [<http://www.rferl.org/>]

国際連合和平合意データベース[<http://peacemaker.un.org/document-search>]

Voice of Russia [<http://japanese.ruvr.ru/>]

Caspian Energy [<http://www.caspianenergy.com/>]

＜アゼルバイジャン語文献＞

“N” Analiz, Məsləhət, İnformasiya Qrup [NAMIQ] (2005) Köhnə (İməmiş) İdeya: Parlamentli

Respublika Keçid Niyə Lazımdır, Nəyə Lazımdır, *III Sektor*, No.9

[http://inamcfr.org/3-cusektor/n9/n9_01.htm].

525-ci (2005) Azərbaycanda Parlamentarizmə Tarix və Bu Gün 7. Yeni Milli Məclis ‘Siyasi

Portret’in Ştrixlər (1995-2000), 21 June.

[<http://www.525ci.com/2005/06/21/read.php?m=10&id=14472>]. 2005 年 7 月 6

日 閲覧.

Ağababayeva, Sevda ed. (2002) *Yeni Azərbaycan Partiyası: Azərbaycanın Dünəni, Bu Günü və*

Gələcəyi, Bakı: Azərbaycan Nəşriyyatı.

Azad Azərbaycan (2005) Yeni Azərbaycan Partiyasının İdarə Heyəti, 30 March.

[<http://www.azadazerbaycan.com/archive/2005/mart/30/ce.php>].

Azərbaycan Respublikası Prezidentinin Aparatı (2002) *Azərbaycan 1994: Milli Dövlətçilik Sınaq*

Qarşısında II Hissə, Bakı.

Bağirov, Azər ed (2002) *Yeni Azərbaycan Partiyası 10 İl*, Bakı: Azərbaycan Nəşriyyatı.

Əkbərov, Rəhib, and Səlimov, Sadiq eds. (2003) *Azərbaycanın dövlət hüquq tarixi*, Bakı: Qanun.

Hesabat (2005) Partiyaların Kölgə İqtisadiyyatı, Vol. 2, 2

[<http://hesabat.az/index.php?/index/morecat6/60/>].

Həsənov, Əli, Aydın Mirzəzadə, eds. (2002) *Yeni Azərbaycan Partiyası: Yaranması, Formalaşması*

və Əsas Fəaliyyət İstiqamətləri, Bakı: Azərbaycan Nəşriyyatı.

İqtisadi Tədqiqatlar Mərkəzi (2008) Prezidentin Ehtiyat Fondu Vəsaitləri Nəcə Xərclənir?:

MilliBüdcə Qrupu Prosesi Təhlil Edəcək ,

[<http://www.erc-az.org/new/view.php?lang=az&menu=0&id=417>]

İslamin Səsi (2004) Saray Çəkişmələri: Onun Əsasında Nələr Dayanır?, 30 November.

[<http://www.islaminsesi.org.az/Siyaset/2004/Noyabr/30/1.htm>]. 2005 年 10 月 16

日 閲覧.

- Məmmədov, Çingiz (2006) Muxalifətin Parlament Dilemması: Muxalifət Milli Məclisə Getməlidirmi?, Media Forum 3, February
[http://www.mediaforum.az/articles.php?article_id=20060203093132354&lang=az&page=02].
- Məmmədov, Məmməd (2005) *Naxçıvan Muxtar Respublikasında İctimai-Siyasi Proseslər: 1988-2005-ci illər*, Bakı: Şirvan nəşr.
- Nəsilbli, Nəsil (2006) Milli Məclis Parlamentdirmi?, *Yeni Müsavat Qəzeti*, 2006.9.25
[http://www.musavat.com/site/shownews.php?news_id=4545&arxiv=yes].
- Səmədov, Abutalıb (2004) *Azərbaycanın Qurtuluş Tarixi I*, Bakı, Ozan Nəşriyyatı.
- Yusifov, Yusif B. və Vəliyev, Tahir B. (2004) *XX Əsr Azərbaycan Tarixi II Cild*, Bakı: Çapıoğlu.
- Zülfüqarlı, Məhərrəm (2006) *Azərbaycanı Kimlər İdarə Edib? (May 1918-Oktyabr 2003)* Bakı, Qanun Nəşriyyatı.

＜その他外国語文献＞

- Alieva, Leila (2006) Azerbaijan's Frustrating Elections, *Journal of Democracy*, Vol. 17, No. 2, pp. 147-160.
- Altstadt, Audrey L. (1992) *The Azerbaijani Turks: Power and Identity under Russian Rule*, Hoover Institution Press: Stanford.
- Altstadt, Audrey L. (1997) Azerbaijan's Struggle Toward Democracy, in Karen Dawisha and Bruce Parrott eds., *Conflict, Cleavage, and Change in Central Asia and the Caucasus* (New York: Cambridge University Press.), pp. 110-155.
- Arifoglu, Farid and Abbasov, Shakhin (2000) The Azerbaijani Parliament-Hostage to the Executive: The First Milli Mejlis; A Five-Year History (a Review), *Central Asia and the Caucasus*, No. 6, pp. 44-50.
- Aves, Jonathan (1996) Politics, Parties and Presidents in Transcaucasia, *Caucasian Regional Studies*, Vol. 1, No. 1, pp. 5-23.
- Babak, Vladimir and Demian Vaisman, Aryeh Wasserman eds. 2004. *Political Organization in Central Asia and Azerbaijan: Sources and Documents*. London: Frank Cass.
- Bader, Max (2011) Hegemonic Political Parties in Post-Soviet Eurasia: Towards Party-Based Authoritarianism?, *Communist and Post-Communist Studies*, Vol. 44, pp. 189-197.
- Blair, Betty (1994) Refugee Self Portraits: An Analysis, *Azerbaijan International*, Vol. 2, No. 1
[http://azer.com/aiweb/categories/magazine/21_folder/21_articles/21_selfportraits.html].
- Brooker, David C (2004) Founding Presidents of Soviet Successor States: A Comparative Study, *Demokratizatsiya*, Vol. 12, No. 1, pp. 133-145.

- Carlisle, Donald S. (1986) The Uzbek Power Elite: Politburo and Secretariat (1938-83), *Central Asian Survey*, Vol. 5, No. 3/4, pp. 91-132.
- Carothers, Thomas (2002) The End of the Transition Paradigm, *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 1, pp. 5-21.
- Clark, (1989) Soviet Regional Elite Mobility after Khrushchev, New York: Praeger.
- Cornell, Svante (2001) *Small Nations and Great Powers*, Richmond: Curzon Press.
- Cornell, Susan (1994) Baku Diary: Wedding at a Refugee Camp Life Goes on Despite the War, *Azerbaijan International*, Vol. 2, No. 1
[http://azer.com/aiweb/categories/magazine/21_folder/21_articles/21_bakudiary.html].
- De Waal, Thomas (2003) *Black Garden: Armenia and Azerbaijan through Peace and War*, New York: New York University Press.
- Diamond, Larry (2002) Thinking about Hybrid Regimes, *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2, pp. 21-35.
- Fairbanks Jr., Charles H., (1996) Clientelism and the Roots of Post-Soviet Disorder, in Ronald Grigor Suny ed., *Transcaucasia, Nationalism, and Social Change: Essays in the History of Armenia, Azerbaijan, and Georgia*, Ann Arbor: The University of Michigan Press, revised Edition, pp. 341-374.
- Franke, Anja, Andrea Gawrich, and Gurban Alakbarov (2009) Kazakhstan and Azerbaijan as Post-Soviet Rentier States: Resource Incomes and Autocracy as a Double 'Curse' in Post-Soviet Regimes, *Europe-Asia Studies*, Vol. 61, No. 1, pp. 109-140.
- Fuller, Elizabeth (1992) The Ongoing Political Power Struggle in Azerbaijan, *RFERL Research Report*, Vol. 1, No. 18, pp. 11-13.
- Fuller, Elizabeth (2005) Azerbaijan: Political Shock Waves Continue, *Radio Free Europe/Radio Liberty*, 28, October
[<http://www.rferl.org/featuresarticle/2005/10/62AE3B31-52A3-4197-9019-2080832E6CD7.html>].
- Gandhi, Jennifer (2008) *Political Institutions under Dictatorship*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer and Adam Przeworski (2007) Authoritarian Institutions and the Survival of Autocrats, *Comparative Political Studies*, Vol. 40, No. 11, pp. 1279-1301.
- Gaziyeva, Samira (2001) Press Review, *Radio Free Europe/Radio Liberty*, 4, May
[<http://www.rferl.org/reports/azerbaijan-report/2001/05/0-040501.asp>].
- Geddes, Barbara (1999) What Do We Know About Democratization after Twenty Years?, *Annual Review of Political Science*, Vol. 2, pp. 115-144.
- Goldenberg, Suzanne (1994) *Pride of Small Nations: The Caucasus and Post-Soviet Disorder*, London: Zed Books

- Goltz, Thomas (1998) *Azerbaijan Diary: A Rogue Reporter's Adventures in an Oil-Rich, War-Torn, Post-Soviet Republic*. New York: M.E.Shape.
- Guliyev Farid (2005) Post-Soviet Azerbaijan: Transition to Sultanistic Semiauthoritarianism? An Attempt at Conceptualization, *Demokratizatsiya*, Vol. 13, No. 3, pp. 393-435.
- Haspel, Moshe, Remington, Thomas F., Smith, Steven S. (2006) Lawmaking and Decree Making in the Russian Federation: Time, Space, and Rules in Russian National Policymaking, *Post-Soviet Affairs*, vol. 22, No. 3, pp. 249-275.
- International Crisis Group (2004) Azerbaijan: Turning over a New Leaf? *ICG Europe Report*, No. 156, Baku/Brussels
[http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?action=login&ref_id=2752].
- Jones Luong, Pauline (2002) *Institutional Change and Political Continuity in Post-Soviet Central Asia: Power, Perceptions, and Pacts*, Cambridge University Press.
- Junisbai, Barbara (2010) A Tale of Two Kazakhstans: Sources of Political Cleavage and Conflict in the Post-Soviet Period, *Europe-Asia Studies*, Vol. 62, no. 2, pp. 235-269.
- Kamrava, Mehran (2001) State-Building in Azerbaijan: The Search for Consolidation, *The Middle East Journal*, Vol. 55, No. 2, pp. 216-236.
- Kechichian, Joseph, and Karashik, Theodore (1995) The Crisis in Azerbaijan: How Clans Influence the Politics of Emerging Republic, *Middle East Policy*, Vol. 4, Nos. 1-2, pp. 57-61.
- King, Charles (2001) The Benefits of Ethnic War: Understanding Eurasia's Unrecognized States, *World Politics*, pp. 524-552.
- Kolsto, Pal and Helge Blakkisrud (2008) Living with Non-recognition: State- and Nation-building in South Caucasian Quasi-states, *Europe-Asia Studies*, Vol. 60, No. 3, May 2008, 483-509
- Lash, Elizabeth with Elizabeth Remick (2002) *Azerbaijan and Corruption*, Tufts University,
[<http://admin.corisweb.org/files/E11050293878.doc>].
- Levitsky, Steven and Way, Lucan A. (2002) The Rise of Competitive Authoritarianism, *Journal of Democracy*, No. 13, Vol. 2, pp. 51-65.
- Levitsky, Steven and Way, Lucan A. (2010) *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Mamedzadeh Ilham (2001) Authoritarian Regime in Azerbaijan and Its Transformation Potentials, *Central Asia and the Caucasus*, No. 3, Vol. 9, pp. 104-114.
- Miller, John H. (1977) Cadres Policy in Nationality Areas: Recruitment of CPSU First and Second Secretaries in Non-Russian Republics of the USSR, *Soviet Studies*, Vol. 29, No. 1, pp. 3-36.
- Norwegian Refugee Council/Global IDP Project (2003) *Profile of Internal Displacement: Azerbaijan*, Geneva.
[<http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/%28httpInfoFiles%29/840>

- 86FC6C659F7FAC125710E004D14B8/\$file/Azerbaijan%20-May%202003.pdf]
- OSCE/ODIHR (2001) *Republic of Azerbaijan: Parliamentary Elections 5 November 2000 and 7 January 2001 Final Report*. Warsaw.
- OSCE/ODIHR (2011) Election Observation Mission Final Report: Republic of Azerbaijan Parliamentary Elections 7 November 2010.
- Ottaway, Marina (2003) *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*. Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- O'Lear, Shannon (2007) Azerbaijan's Resource Wealth: Political Legitimacy and Public Opinion, *The Geographical Journal*, Vol. 173, No. 3, pp. 207-223.
- Protsyk, Oleh (2004) Ruling with Decrees: Presidential Decree Making in Russia and Ukraine, *Europe-Asia Studies*, Vol.56, No. 5, pp. 637-660.
- Przeworski, Adam, Michael Alvarez, Jose Antonio Cheibub, Fernando Limongi (2000) *Democracy and Development: Political Institutions and Well-being in the World, 1950-1990*, New York: Cambridge University Press.
- Rasizade, Alec (2003) Azerbaijan in Transition to the "New Age of Democracy," *Communist and Post-Communist Studies*, Vol. 36, pp. 345-372.
- Saroyan, Mark (1990) The "Karabakh Syndrome" and Azerbaijan Politics, *Problems of Communism*, pp. 14-29.
- Shnirelman, Victor A. (2001) *The Value of the Past: Myths, Identity and Politics in Transcaucasia (Senri ethnological studies ; no. 57)*, Osaka : National Museum of Ethnology
- Siaroff, Alan (2003) Comparative presidencies: The Inadequacy of the Presidential, Semi-Presidential and Parliamentary Distinction, *European Journal of Political Research*, Vol. 42, pp. 287-312.
- Swietchowski, Tadeusz (1995) *Russia and Azerbaijan: A Borderland in Transition*. New York: Columbia University Press.
- UNHCR (2005) Assessment of the IDP Situation in Azerbaijan and Cooperation Mechanisms in Place to Address Their Needs, RLSS Mission Report, Geneva.
- UNHCR (2009) *Azerbaijan: Analysis of Gaps in the Protection of Internally Displaced Persons (IDPs)*, [<http://www.unhcr.org/4bd7edbd9.html>].
- Valiyev Anar M. (2006) Parliamentary Elections in Azerbaijan: A Failed Revolution, *Problems of Post-Communism*, vol. 53, no. 3, pp. 17-35.
- Vindigni, Andrea (2009) Book Review: Political Institutions under Dictatorship by Jennifer Gandhi, *Political Science Quarterly*, Vol. 124, No. 3, pp. 572-574.
- Wakeman-Linn, John et. al. (2004) *Managing Oil wealth: The Case of Azerbaijan*, Washington D. C.: International Monetary Fund.

- Walker, Christopher J., ed. (1991) *Armenia and Karabagh: The Struggle for Unity*, Minority Rights Group: London.
- Willerton, John P. (1992) *Patronage and Politics in the USSR*. New York: Cambridge University Press.
- Гусейнов, Эльмар (2003) Комсомальчики для биття, *Монитор*, No 14, 10,
[<http://elmarhuseynov.wordpress.com/2003/04/12/КОМСОМАЛЬЧИКИ-ДЛЯ-БИТЬ-Я-Эльмар-Гусей/>]

＜日本語文献＞

- 油本真理(2008)「ポスト共産主義ロシアにおける「与党」の起源:「権力党」概念を手がかりとして」『国家学会雑誌』第 121 巻第 11・12 号、pp.197-263.
- 岩崎育夫(1993)「シンガポールの政党政治」村嶋英治・荻原宜之・岩崎育夫編『ASEAN 諸国の政党政治』アジア経済研究所 117-147.
- 岩崎育夫(1994)「ASEAN 諸国の開発体制論」岩崎育夫編『開発と政治:ASEAN 諸国の開発体制』アジア経済研究所、pp. 3-48.
- 宇山智彦・前田弘毅・藤森信吉(2006)「グルジア・ウクライナ・クルグズスタン三国「革命」の比較」藤森信吉・前田弘毅・宇山智彦『「民主化革命」とは何だったのか:グルジア、ウクライナ、クルグズスタン』21 世紀 COE プログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集第 16 号、スラブ研究センター、pp. 79-85.
- 宇山智彦(2004)「政治制度と政治体制:大統領制と権威主義」岩崎一郎・宇山智彦・小松久男編著『現代中央アジア論:変貌する政治・経済の深層』日本評論社、pp. 53-79.
- 宇山智彦(2010)「クルグズスタン(キルギス)の再チャレンジ革命:民主化・暴力・外圧」
[<http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/center/essay/20100420.pdf>].
- 大串敦(2007)「政府党体制の制度化:『統一ロシア』党の発展」『体制転換後のロシア内政の展開』「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集第 22 号、北海道大学スラブ研究センター、pp. 15-22.
- 大串敦(2011)「「統治の形態」か、それとも「統治の程度」か?:ポスト共産主義ロシアの政治変容」『法学新報』第 117 巻第 11・12 号、pp. 707-736.
- 岡沢憲芙(1988)『政党』現代政治学叢書 13 東京大学出版会.
- 岡奈津子(2005)「カザフスタンにおける地方政治エリート(1992-2001 年)」酒井啓子、青山弘之編『中東・中央アジア諸国における権力構造:したたかな国家・翻弄される社会』岩波書店、pp. 111-142.
- 岸川毅(1996)「政党型権威主義体制と民主化」白鳥令、砂田一郎編『現代政党の理論』東海大学出版会、pp. 253-289.
- 北川誠一(1989)「ナゴルノ・カラバグ帰属決定交渉」『海外事情』第 37 巻第 4 号、pp. 64-79.

- 北川誠一(1998)「ザカフカースの民族紛争:人口移動と民族問題」『国際問題』464号、pp. 47-61.
- 北川誠一(2001)「アゼルバイジャン国会 2000 年選挙結果中間報告分析」『ロシア・東欧における市民社会の確立に関する研究』平成 12 年度教育研究共同プロジェクト経費成果報告書、東北大学、pp. 1-39.
- 北川誠一(2006)「コーカサスは世界を内蔵する:プロメテウスの岩からノアの方舟まで」北川誠一・前田弘毅・廣瀬陽子・吉村貴之編著『コーカサスを知るための 60 章』明石書店、pp. 16-22.
- 国際協力銀行 JBIC(2001)「貧困プロファイル:アゼルバイジャン共和国(最終報告書)」.
[http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/azerbaijan_fr.pdf].
- 金野雄五(1998)「ロシアにおける金融産業グループの台頭」『海外事情』第 46 巻第 9 号、pp.34-48.
- 塩川伸明(1993)「ソヴェト史における党・国家・社会」塩川伸明『終焉の中のソ連史』朝日新聞社.
- 塩川伸明(1994)「旧ソ連における複数政党制の出発」木戸蒨・皆川修吾編『スラブの政治』弘文堂、pp. 191-223.
- 塩川伸明(2007)『国家の構築と解体:多民族国家ソ連の興亡 II』岩波書店.
- 高橋清治『民族の問題とペレストロイカ』平凡社、1990 年.
- 武田康裕(2001)『民主化の比較政治:東アジア諸国の体制変動過程』ミネルヴァ書房.
- 立花優(2005)「革命なき世代交代:アゼルバイジャンの政局と与党」『国際問題』544号、pp. 63-69.
- 立花優(2008)「新アゼルバイジャン党と政治体制」『アジア経済』第 49 巻第 7 号、pp. 2-20.
- 立花優(2010)「アゼルバイジャン」松本弘編『中東・イスラーム諸国 民主化ハンドブック 2010』人間文化研究機構地域研究推進事業「イスラーム地域研究」東京大学拠点、pp. 285-303.
- 立花優(2011a)「アゼルバイジャン」松本弘編『中東・イスラーム諸国民主化ハンドブック』明石書店、pp. 458-483.
- 立花優(2011b)「2010 年アゼルバイジャン国民議会選挙」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』947号、pp. 40-49.
- 田畑伸一郎編(2008)『石油・ガスとロシア経済(スラブ・ユーラシア叢書 3)』北海道大学出版会.
- 地田徹朗(2004)「ソ連邦中央ニカザフスタン関係の変遷(1980-1991)等エリート人事動向を素材として」『スラヴ研究』第 51 号、pp. 29-61.
- 廣瀬陽子(2005)『旧ソ連地域と紛争:石油・民族・テロをめぐる地政学』慶應義塾大学出版会.
- 廣瀬陽子(2006)「「火の国」の諸相:アゼルバイジャン地理概要」北川誠一・前田弘毅・廣瀬陽子・吉村貴之編著『コーカサスを知るための 60 章』明石書店、pp. 27-30.
- 藤田勇(1986)『概説ソビエト法』東京大学出版会.
- 藤森信吉・前田弘毅・宇山智彦 2006. 『「民主化革命」とは何だったのか:グルジア、ウクライナ、クルグズスタン』「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集第 16 号 北海道大学スラブ研究センター.
- 藤原帰一(1992)「「民主化」の政治経済学:東アジアにおける体制変動」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 3:国際比較(2)』東京大学出版会、pp. 325-356.

- 藤原 帰一(1994)「政府党と在野党: 東南アジアにおける政府党体制」荻原 宜之 編『民主化と経済発展』講座現代アジア 3 東京大学出版会、pp. 229-269.
- 松尾 昌樹(2004)「レンティア国家論と湾岸諸国の「民主化」」『現代の中東』第 37 号、pp. 19-31.
- 松尾 昌樹(2010)『湾岸産油国: レンティア国家論のゆくえ』講談社選書メチエ 477.
- 松里 公孝(1995)「『行政府党』とは何か」『ロシア・東欧における地域社会の変容』スラブ研究センター報告シリーズ 56 北海道大学スラブ研究センター、pp. 10-42.
- 松里 公孝(2008)「空間の科学: 政治研究のツールとしての中域圏概念」家田修 編著『講座 スラブ・ユーラシア学 第 1 巻 開かれた地域研究へ: 中域圏と地球化』講談社、pp. 64-90.
- 皆川 修吾(1994)「政治システムと人脈政治」木戸 蒔・皆川 修吾 編『講座スラブの世界 5: スラブの政治』弘文堂、pp. 335-354.
- 森下 敏男(1984)『ソビエト憲法理論の研究』創文社.
- 山口 定(1989)『政治体制』現代政治学叢書 3 東京大学出版会.
- 吉村 貴之(2013)「連邦解体から地域紛争へ: ナゴルノ・カラバフ紛争を事例として」月村 太郎 編著『地域紛争の構図』晃洋書房、pp. 183-212.
- リンズ、ホアン(1995)『全体主義体制と権威主義体制』高橋進 監訳、法律文化社.
- レーン、デービッド、ロス、キャメロン(2001)『ロシアのエリート: 国家社会主義から資本主義へ』溝端佐登 史他訳、窓社.